

ISSN 0912-8042

# 財政金融統計月報

MINISTRY OF FINANCE STATISTICS MONTHLY

租 税 特 集 2021.6  
830

## 主要目次

欧米主要国における近年の税  
制改革の動向

### — 統 計 —

一	般	統	計
所	得		税
法	人		税
相	続	税	等
間	接		税
国	際	課	税
地	方		税

財務省 財務総合政策研究所 編

## ＝ 租 税 特 集 ＝

欧米主要国における近年の税制改革の動向 ..... 江口枝里子 1

## — 統 計 —

### I. 一 般 統 計

	頁
1. 国民所得に対する租税負担率の国際比較 .....	14
2. 1人当たり国民所得及び租税負担額の国際比較 .....	18
3. 国税の税目別収入の累年比較 .....	22
4. 国税の税目別収入の国際比較 .....	26
5. 歳出及び歳入に対する租税収入の割合の国際比較 .....	28
6. 一般会計歳入構成の累年比較 .....	32
7. 租税及び印紙収入（一般会計）予算額並びに決算額 等の累年比較 .....	34
8. 令和3年度租税及び印紙収入予算額（一般会計） .....	36
9. 一般会計歳出の主要経費別予算額 .....	37
10. 令和3年度経済見通し（令和3年1月18日閣議決定） .....	38
11. 令和3年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算 .....	40

### II. 所 得 税

12. 所得税負担額の累年比較（給与所得者） .....	44
13. 所得税負担額の国際比較（給与所得者） .....	48
14. 所得税課税最低限の累年比較（給与所得者） .....	50
15. 所得税の課税最低限及び税額と一般的な給付額が 等しくなる給与収入の国際比較（給与所得者） .....	51
16. 給与所得者数、納税者数の累年比較 .....	51
17. 給与所得者数、給与額、税額の累年比較 .....	51
18. 所得税の控除及び税率の推移 .....	52
（付表）個人住民税の控除及び税率 .....	82
19. 申告所得税の課税状況の累年比較 .....	94
20. 源泉所得税の課税状況 .....	94
21. 利子・配当課税制度等の概要（所得税・個人住民税） .....	96
22. 譲渡所得課税制度の概要 .....	98
（参考）土地譲渡益課税制度の沿革 .....	116

### III. 法 人 税

23. 法人税率の推移 .....	124
24. 法人の種類別法人数、所得金額及び税額 .....	126
25. 法人の資本金階級別の所得階級別表 .....	128
26. 法人数（普通法人）の業種別の資本金階級別表 .....	128
27. 法人数の累年比較 .....	129
28. 法人税制度の概要 .....	130

	頁
29. 連結納税制度の概要 .....	138
30. 償却制度の概要 .....	142
31. 減価償却の実施状況 .....	144
32. 資本金階級別交際費等支出額の状況等 .....	145
33. 交際費の損金不算入制度の沿革 .....	146

### IV. 相 続 税 等

34. 相続税の課税状況 .....	149
35. 贈与税の課税状況 .....	150
36. 令和2年分都道府県庁所在都市の最高路線価 .....	151
37. 相続税及び贈与税の制度の概要 .....	152

### V. 間 接 税

38. 消費税の課税状況等 .....	156
（付表）課税事業者等届出件数 .....	156
39. 酒税の課税状況 .....	157
40. 主要酒類の酒税等負担率表 .....	157
（付表）酒税等の負担率の推移 .....	157
41. 主要間接税の課税状況 .....	158
42. 主要間接税の関係場数の累年比較 .....	158
43. 主要間接税制度の概要 .....	159
44. 自動車関係諸税の概要 .....	166

### VI. 国 際 課 税

45. 外国法人・非居住者の課税状況の推移 .....	167
46. 外国法人・非居住者の課税状況（源泉所得税）の内訳 .....	167
47. 我が国の締結した租税条約等の概要 .....	168

### VII. 地 方 税

48. 地方税収入の構成の累年比較 .....	172
49. 国及び地方公共団体の歳入構造の推移 .....	174
50. 地方税（道府県税）収入の都道府県別所在状況 （令和元年度人口1人当たり指数） .....	175
51. 租税収入の国と地方団体との配分の累年比較 .....	176
52. 国税及び地方税の徴税費の累年比較 .....	178
53. 所得税及び住民税所得割の納税者数等の累年比較 .....	178

経 済 日 誌（5月中） .....	179
主 要 経 済 指 標（5月分） .....	181

統計表中に使用した符号：0＝単位未満 —＝皆無又は該当数字なし …＝未詳 △（－）＝減

本特集号における元年度の計数は、特に説明のない限り、予算については補正後である。なお、計数は原則として四捨五入による。

# 欧米主要国における近年の税制改革の動向

江口 枝里子

## I. はじめに

2020年3月のWHOによるパンデミック宣言から1年超、新型コロナウイルス感染症は、全世界で経済活動に物理的な制約を課すこととなり、各国は引き続き「感染症の抑制」と「経済活動の再開」の両立という難しい舵取りを求められている。ワクチンの普及が希望をもたらす一方、ウイルス変異の脅威や、国・地域・個人レベルでの様々な格差、財政支出に伴う各国の債務の膨張など、感染症が直接的・間接的に社会に与える影響は直ちに収束しないことも示唆されている。こうした現状認識の下、本稿では、欧米主要国における近年の経済情勢及び税制措置等の動向を概観する。

感染症発生初期における各国の経済政策対応は、感染症拡大防止のための経済活動抑制による経済への悪影響を最小限に留めることを企図していた。多くの国で操業停止や外出規制など厳しい措置が取られ、こうした措置に伴う経済活動抑制により売上等の急激な悪化が見込まれるセクター等に対する資金繰り支援や、個人への給付措置などの家計支援が講じられた。税制面では、所得税等の申告期間と時期が重なっていたこともあり、欧米主要国をはじめ、多くの国で税・社会保険料等の繰り延べ措置が実施された。

実態経済において感染症拡大の影響が広がる一方、感染症拡大初期に一旦下落した株価は世界的に高騰を続け、富裕層や一部企業がより多くの富を得ることとなったとの指摘もある。2021年1月に米国で誕生したバイデン政権は、トランプ政権下での大企業・高所得者向け減税の見直しを選挙公約でも謳っており、今春提案された中長期的な経済再生プランには、こうした資産・所得格差の拡大も背景に、低賃金の労働者や子育て世帯への給付等を拡大させる一方、高所得者層の金融資産への課税強化や、超大企業への最低課税の導入等が盛り込まれている。与野党の議席数は拮抗しており、今夏の法案提出を目指し、両党で提案の調整が行われているところである。

さらに、コロナ禍でデジタル市場の拡大が加速したことで、経済のデジタル化に対応した国際的な課税権の配分のあるり方に関する議論や、多国籍企業の租税回避防止のための国際的な最低税率の導入等の議論も、その重要性を増している。IT企業への課税を巡っては、欧州諸国などが国内でのデジタルサービス売上に着目した独自の課税を導入したが、米国が自国IT企業に差別的であるとして報復関税を表明するなど、外交問題にも発展した。法人課税については、米国バイデン政権が法人税率の引上げや多国籍企業の海外収益に対する最低税率の引上げを提案しているほか、欧米主要国の

中でも低い法人税率を有する英国も、財政健全化に向けた措置として、2023年より一定以上の法人所得に対して法人税率を引き上げることを発表している。これらの提案は、国際的な法人税率引き下げ競争（race to the bottom）からの反転に向けた国際社会へのメッセージともなった。まさに今、世界的な合意に向けた議論が行われており、その経過が目される。

また、2020年からパリ協定が本格的に運用開始されたことも背景に、グリーン社会の実現に向けた方策にも国際的な関心が高まっている。米国の経済再生プランでは、再生可能エネルギー関連のインフラ投資やEV普及に向けた支援策、化石燃料に対する税制上の優遇措置の撤廃等が提案されているほか、英国も「グリーン産業革命」に向けた投資等の計画を発表するなど、各国の「Build Back Better」の道筋には脱炭素化の視点が盛り込まれている。また、欧州連合は、加盟国の経済回復に向けた復興基金「次世代のEU」を創設し、グリーンを柱の一つに据えた支援を行うとともに、EU共通債券の償還財源として、コロナ以前より導入が決定していたプラスチック賦課金に加え、炭素国境調整措置など新たな措置の導入を検討しているところである。排出量取引制度、炭素税、炭素国境調整措置などを含むカーボンプライシング全体のあり方について、各国で議論が加速している。

コロナ禍において経済社会構造は大きく変容し、各国の政策もまた、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた新しい局面を迎えている。今後、感染抑制・経済回復のための施策のほか、ポストコロナ時代における産業構造の変化や個人の行動変容への対応や、経済回復プロセスにおけるグリーン社会の実現に向けた取組、経済成長と財政健全化の両立を図る道筋への回帰に向けた議論なども、政策当局の重要な課題となる。本稿が、変容する社会における税制の役割を考察する一助となれば幸いである。

## Ⅱ. 米国

### I. 近年の税制改正等を取りまく環境

#### 1. 政治

2016年11月8日に実施された大統領選挙を経て、2017年1月に共和党のトランプ政権が発足した。トランプ大統領は、就任以降、「米国第一主義」、「米国を再び偉大にする」との方針の下、強い経済の実現などに向け、移民制度改革や税制改革、インフラ投資等の政策に取り組んだ。2018年11月には、2年に一度の中間選挙の結果、上院では引き続き共和党が多数派となったものの、下院では民主党が多数派を占め、議会・上院・下院の多数派が異なる「ねじれ」の状態となっていた。

2020年11月3日に実施された大統領選挙では、共和党・現職のトランプ大統領と、民主党のバイデン前副大統領とが争った。その結果、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、人権問題に対する姿勢への批判の高まり（Black Lives Matter運動）も相まって、バイデン前副大統領が史上最多得票（8100万票）を得て当選した。一方、トランプ大統領に対しても過去の全大統領候補の歴代最多得票（オバマ元大統領が2008年に獲得した6900万票）を超える7400万票が投じられたことから、米国における社会的分断の大きさが指摘されている。

同日に実施された上下両院選挙の結果、上下両院においても民主党が多数派を確保し、「トリプルブルー」の構図となった。しかし、上院において議事妨害（フィリバスター）を終了させる討論終結動議を可決するために必要な60議席には達しておらず、共和党と一定の協力を行うことが必要な政治情勢となっている。

【表1. 米国連邦議会上下院の議席数（2021年4月現在）】

	連邦議会下院（435議席） ※空席4議席	連邦議会上院（100議席） ※無所属2議席
民主党	219議席	48議席
共和党	212議席	50議席

（備考）上院の議席数は民主党（民主党系無所属含む）50対共和党50だが、採決で賛否同数の場合、上院議長（ハリス副大統領）が決定票を投じるため、実質的に51対50で民主党多数となる。

#### 2. 経済

米国経済は、ワクチン接種の進展や現金給付等を含む経済対策を背景とする継続的な景気回復・事業再開により、2021年第1四半期の実質GDP成長率（速報値）は前期比で年率6.4%と、2020年第3四半期（33.4%）、2020年第4四半期（4.3%）に続いて3期連続でプラス成長となり、実質GDPは新型コロナウイルス感染症感染拡大前の2019年第4四半期比▲0.9%の水準まで回復した。項目別にみると、個人消費は10.7%と前期（2.3%）から加速した。民間設備投資並びに政府消費及び投資についてもそれぞれ9.9%（前期：13.1%）、6.3%（前期：▲0.8%）のプラス成長となった。輸出は▲1.1%（前期：22.3%）と下落し、輸入は5.7%（前期：29.8%）と上昇したため、純輸出はマイナス寄与となった。

#### 3. 財政

2019年3月に公表された2020会計年度の大統領予算教書では、2029年度までにベースライン比2.8兆ドルの歳出削減等の財政収支改善策を講じることによって、2034年度までに財政収支を均衡化し、2039年度までに債務残高対GDP比を45%に削減するという見通しが示されていた。

その後、2020年2月に公表された2021会計年度の大統領予算教書では、持続可能でない財政赤字と債務は米国の繁栄にとって深刻な脅威であるとし、価値の低いプログラムの削減や義務的経費支出に関する合理化等、15年間で4.4兆ドルの財政健全化策が盛り込まれ、2035年度までに財政収支が均衡するという見通しが示されていた。

2021年5月に公表された2022会計年度の大統領予算教書では、長期的な経済再生プランである「American Jobs Plan」及び「American Families Plan」（いずれもII-2にて後述）

【表2：米国「2022年度予算教書」における名目GDP等の予測】

（単位：名目GDPは10億ドル、その他の項目は%）

暦年	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
名目GDP	20,933	22,411	23,799	24,808	25,778	26,767	27,794	28,860
名目成長率	▲2.3	7.1	6.2	4.2	3.9	3.8	3.8	3.8
実質成長率	▲3.5	5.2	4.3	2.2	1.9	1.8	1.8	1.8
CPI上昇率	1.2	2.1	2.1	2.2	2.2	2.3	2.3	2.3
失業率	8.1	5.5	4.1	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8
長期金利	0.9	1.2	1.4	1.7	2.1	2.4	2.6	2.7

（出典）米国行政管理予算局（OMB）「2022会計年度大統領予算教書」

の内容が含まれている。ベースラインと比較して、短期的には財政状況が悪化する見通しだが、長期的には、税制改正によって、財政赤字を削減し、財政の見通しを改善させることとされている。

【表3：米国「2022年度予算教書」における財政収支、債務残高の見直し】

	財政収支	財政収支対GDP比	債務残高	債務残高対GDP比
2021年度	▲3.67兆ドル	▲16.7%	24.2兆ドル	109.7%
2022年度	▲1.84兆ドル	▲7.8%	26.3兆ドル	111.8%
2031年度	▲1.57兆ドル	▲4.7%	39.1兆ドル	117.0%

(出典) 米国行政管理予算局 (OMB) 「2022会計年度大統領予算教書」

## II. 税制改正の内容

### 1. 2017年税制改革

(改正法の概要)

トランプ政権下の2017年12月22日、雇用の創出や、より簡素で公正な税制等を主な柱とする税制改革法が成立した。

この税制改革法では、まず、個人所得税については、制度を簡素化しつつ所得税負担の軽減を図る観点から、個人所得税率の引下げや多くの控除について見直しが行われた。な

お、所得税関連の改正事項の多くは2025年末までの時限措置とされており、遺産税及び贈与税についても、同じく2025年末までの間、基礎控除を従前の548万ドルから倍増する措置が講じられている。

また、法人税に関しては、米国経済の活性化や雇用の創出を図る観点から、一部の租税特別措置の廃止や縮減等による課税ベースの拡大と併せて、連邦法人税率が35%から21%へ引き下げられた(地方法人税(例：カリフォルニア州)を含めると40.75%から27.98%へ引下げ)。

国際課税の分野では、全世界所得課税から領域主義課税に原則的に移行することに伴い、外国子会社からの受取配当についてその全額を益金不算入としたことに加え、移行措置として、1986年以降に国外で稼得・蓄積された資産に対し、一度限りで、現金性資産に対しては15.5%、それ以外の資産に対しては8%の課税を行うこととされた。また、租税回避への対応策として、外国子会社の無形資産から生じる所得について課税の強化が図られるとともに、新たに税源浸食・濫用対策税(BEAT: Base Erosion and Anti-abuse Tax)の導入等が盛り込まれた。

(改正の影響等)

2019年3月に公表された米国大統領経済報告<sup>(注1)</sup>は、税制改革について、設備投資・家計所得の増加、対外投資から国内投資へのシフト等、期待どおりの効果をもたらしているとし、その他の政策の効果と合わせ、今後も3%程度の成長

【図1】

### 米国税制改革における主な改正項目 (2017年12月22日成立)

税制改革の柱 ①個人所得税の減税 ②簡素で公正な税制 ③米国における雇用の創出等	
改正前	改正後 ※10年間で▲1.46兆ドル
個人所得税関係	※2025年までの時限的措置
<ul style="list-style-type: none"> <li>税率：7段階(10%, 15%, 25%, 28%, 33%, 35%, 39.6%)</li> <li>概算控除：【単身】\$6,350</li> <li>人的控除：\$4,050/人</li> <li>児童税額控除：\$1,000</li> <li>項目別控除 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 地方税控除：州・地方の所得税、売上税、財産税について、所得から控除可能(上限なし)</li> <li>- 住宅ローン控除：新たに購入した住宅に係る住宅ローン利息は、100万ドルの借入金まで控除可能</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>制度を簡素化しつつ、所得税負担の軽減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7段階(10%, 12%, 22%, 24%, 32%, 35%, 37%)</li> </ul> <p>概算控除に統合し、\$12,000に拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・\$2,000に拡大。\$500の家族控除を創設</li> </ul> <p>地方税の控除に1万ドルの上限を設定</p> <p>控除可能な借入金の限度額を75万ドルまで引下げ</p>
遺産税(相続税)関係	※2025年までの時限的措置
<ul style="list-style-type: none"> <li>・控除額：約\$550万</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・控除額を約\$1,100万に倍増(廃止はせず)</li> </ul>
法人税関係・国際課税	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦法人税率：35%(地方分を含めた実効税率：40.75%)</li> <li>・全世界所得課税</li> </ul>	<p><b>米国経済の活性化や雇用の創出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・21%(地方分を含めた実効税率：27.98%)に引下げ</li> <li>・課税ベースの拡大(租税特別措置の廃止等)</li> <li>・領域主義課税の導入、海外留保金への課税(最大15.5%)</li> <li>・税源浸食・濫用対策税の導入等</li> </ul>
オバマケア	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の保険加入義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止(歳出減) ※2019年から適用</li> </ul>

(注) 特段記載のない場合、2018年の課税年度から適用。

が続くとの見通しを示した。

また、2020年2月に公表された直近の米国大統領経済報告においても、税制改革について、

- ・400万人以上の雇用が生み出された
- ・税率の引下げが米国の国際的な競争力を取り戻した
- ・多くの労働者が税制改革の直後に昇給と賞与を得た
- ・約4000万人の世帯が税制改正による児童税額控除額の倍増の恩恵を受けた

とし、経済成長への効果が強調された。

一方、2019年5月の議会調査局（CRS）のレポートによると、議会予算局（CBO）<sup>(注2)</sup>は2018年の実質GDP成長率を3.3%と予測していたが、実質GDP成長率は2.9%と予測よりも低くなり、投資についても、大きく増加したものの、税制改革が長期的な成長にどれほどの影響を及ぼしたかについては疑問があると報告されている。また、議会調査局は2020年1月のレポートにおいても、税制改革は短期的な経済活動の刺激策としてはある程度の効果が見られたものの、特に今日のように完全雇用に近い状況下では政策効果は限定的として、成長への後押しは2020年頃から徐々に弱まると予測した。

(注1) 米国大統領経済報告：当面の経済情勢に関する判断を示す大統領経済諮問委員会（CEA）年次報告と一体のものとして議会に提出される報告書であり、経済情勢や政権の経済政策に関する分析等が行われる。一般教書、予算教書と並び三大教書の一つ。

(注2) 議会予算局（CBO）：1974年議会予算法に基づいて設置された議会の附属機関。中立的・非党派的な立場から分析を行う。

## 2. バイデン大統領による税制改革案

2021年1月に就任した民主党のバイデン大統領は、大統領候補時代に富裕層・大企業への増税措置を含む選挙公約を掲げていた。大統領就任後は、2021年3月11日に成立した「American Rescue Plan」、そして長期的な経済再生プランとして連続して公表された「American Jobs Plan」及び「American Families Plan」（これら一連の経済対策を「Build Back Better」と総称）において、主に以下の税制措置が盛り込まれている。

【American Rescue Plan】（3月11日成立）

- 児童税額控除を含む各種税額控除の引上げ・要件緩和

【American Jobs Plan】（3月31日公表）

- 法人税率の引上げ（21%→28%）
- 米国多国籍企業のGILTI（国外軽課税無形資産所得）に対する実効税率の21%への引上げ

※ 今後、議会への法案提出に向けて議論される見込み

【American Families Plan】（4月28日公表）

- 児童税額控除拡充の2025年までの延長
- 高所得者等への課税執行強化（10年間で7000億ドル増収）
- 所得税の最高税率引上げ（37%→39.6%）
- キャピタルゲイン課税の強化等

※ 今後、議会への法案提出に向けて議論される見込み

## 3. 新型コロナウイルス感染症対応に係る主な税制措置（トランプ政権下）

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、内国歳入庁は2020年3月27日に所得税、贈与税、法人税の申告・納付期限の延長（4月15日→7月15日）を公表した。また、同日に成立した総額2兆ドル以上\*とされる第3弾の経済対策には、税制措置として主に以下の項目が含まれる。

\* 議会予算局（CBO）による試算。

- 個人・法人について、寄附金の控除制限の緩和 [~2020年末]
- パススルー・ビジネス\*のオーナー等について、事業の損失と自らのその他の所得との損益通算の制限の緩和 [~2020年末]
  - \* 個人所有の企業で、法人税ではなくオーナー個人に対して所得税が課せられる形態の企業
- ペイロール・タックス（日本の社会保険料に相当）の雇用者・個人事業主の負担分の支払猶予 [2020年3月27日~2020年末分のうち、1/2を2021年末、1/2を2022年末まで支払猶予]
- 法人の支払利子控除制限の緩和 [2019・2020年に開始する課税年度]
- 法人・個人事業主の欠損金・損失の繰戻しによる還付、欠損金・損失の繰越控除制限の緩和 [2018~2020年に開始する課税年度]
- 法人が雇用を維持した際の給与支払への補償（ペイロール・タックス（社会保険料）の雇用者負担分から税額控除・還付） [2020年3月13日~2020年末\*]
  - \* 第4弾の経済対策（2020年12月27日成立）、およびバイデン政権下の「American Rescue Plan」（2021年3月11日成立）において延長 [~2021年末]
- 航空乗客輸送税、航空貨物輸送税、航空機燃料に係る製造者個別間接税の免除 [~2020年末]
- 一定の方法（アルコールが変性される等）により製造される手指消毒液に使用されるアルコールに対する酒税の免除 [~2020年末]

## Ⅲ. 英国

### I. 近年の税制改正等を取りまく環境

#### 1. 政治

2016年6月、英国の欧州連合（EU）残留・離脱を問う国民投票が実施され、これに離脱派が勝利したことを受け、残留を訴えるキャンペーンを展開していたキャメロン首相が辞任し、同年7月に、同じ与党保守党のメイ内相を首班とする新内閣が成立した。メイ内閣は、EU離脱に向けたプロセスにおいて、キャメロン政権の基本政策を継承する方針を示

した。

2017年1月にメイ首相が単一市場からの離脱を含むEU離脱の方針に関する演説を実施し、英国政府は同年3月に、EU条約（リスボン条約）第50条に基づき、EUに対して正式に離脱の意思を通知した。その後、同年6月より英国・EU間での交渉が開始され、2018年11月には交渉官レベルの合意に至ったものの、2019年1～4月における英国下院議会では離脱協定が否決され、EU臨時首脳会議において10月31日まで期限の再延期が決定された。状況の妥結を図ったメイ首相は離脱についての再度の国民投票の容認を表明したが、離脱を求める与党保守党内で急速に支持を失い、辞任に追い込まれた。

2019年7月24日、メイ首相の後任として、離脱派の代表的存在であったジョンソン元外相を首班とする保守党新内閣が成立した。ジョンソン首相は主要ポストに離脱派を配置し、議会閉鎖により審議時間の制限を図るなど、組閣当初から強硬な離脱方針を打ち出した。同年10月17日、EUとの間で新離脱協定案に合意したが、議会において新離脱協定案採決の保留動議が成立したのを受け、英政府は離脱期限の再延長を要請し、EUとの間で最長2020年1月31日までの離脱期限延長に合意した。政府が議会との対立を深める中、議会での解散決議に伴い2019年12月12日に総選挙が実施され、ジョンソン首相率いる与党保守党が過半数を獲得して政権を維持した。2020年1月23日に離脱関連法が成立し、同31日、英国はEUを離脱、離脱協定に基づき2020年12月末を期限とする移行期間へ突入することとなった。

2020年3月より、英国はEUとの間で、移行期間終了後の英国・EU間の通商関係を定める自由貿易協定（FTA）について交渉を行った。途中、新型コロナウイルス感染症の流行

に伴う協議の中断や、漁業権の取扱い等を巡る調整の難航もみられたが、移行期間終了を数日後に控えた2020年12月24日、英国・EU間で合意に至った。

## 2. 経済

財政責任庁が公表した経済財政見通し（2021年3月）によると、新型コロナウイルス感染症拡大は英国経済に多大な影響を与え、2020年の経済成長率は▲9.9%（前回見通し時1.1%）と下方改定された。これは、G7諸国で一番の落ち込み幅であり、300年振りの低成長となった。今後については、2021年は4.0%、2022年は7.3%、2023年は1.7%、2024年は1.6%、2025年は1.7%の経済成長が見込まれ、2020年11月時点の見通しよりも半年早い2022年6月には、コロナ前の水準に回復すると予想されている。

## 3. 財政

経済財政見通し（2021年3月財政責任庁）によると、2020年度の政府借入額は約3,550億ポンド（49兆円）という記録的な水準に達すると予想される。これはGDP比16.9%と、第二次世界大戦の時以来の水準になる。2021年度の政府借入額についても、約2,340億ポンド（32兆円）、GDP比10.3%と、引き続き高い水準が続くことが見込まれている。一方、2021年度予算で打ち出された財政再建策を踏まえ、財政の中期的な見通しについては改善し、2022年度以降の財政赤字の対GDP比は、4.5%、3.5%、2.9%、2.8%と徐々に減少するとともに、経常予算収支はほぼ均衡していくと見込まれている。また、純債務残高のGDP比についても、2020年度の100.2%から、2021年度には107.4%に増加し、2023年度の109.7%をピークにその後低下していくと予想されている。

【表4：英国政党別の上下院議席数】

	保守党	労働党	スコットランド 国民党 (SNP)	自由民主党	民主 ユニオニスト党 (DUP)	その他	合計
下院 (庶民院)	364	199	44	11	8	24	650
	保守党	労働党	クロスベンチ (中立)	自由民主党	その他	聖職者	合計
上院 (貴族院)	262	175	183	86	60	26	792

※下院（定数650議席）及び上院（定数なし）における各党の議席数は2021年4月時点。

【表5：英国実質GDP成長率の推移（対前年比）】

（単位：%）

	2019年 (実績)	2020年 (見通し)	2021年 (見通し)	2022年 (見通し)	2023年 (見通し)	2024年 (見通し)	2025年 (見通し)
2021年3月（経済財政見通し）	1.4	-9.9	4.0	7.3	1.7	1.6	1.7
2020年3月（経済財政見通し）	1.4	1.1	1.8	1.5	1.3	1.4	-
変化幅	[0.0]	[▲11.0]	[2.2]	[5.8]	[0.4]	[0.2]	-

（出典）2021年3月経済財政見通し（財政責任庁）・2021年度予算（財務省）

【表6：英国財政に係る諸指標の推移（対GDP比）】

(単位：%)

	2019年度 (実績)	2020年度 (見通し)	2021年度 (見通し)	2022年度 (見通し)	2023年度 (見通し)	2024年度 (見通し)	2025年度 (見通し)
財政収支	2.6	16.9	10.3	4.5	3.5	2.9	2.8
構造的財政収支	2.6	16.5	9.7	4.2	3.3	2.8	2.7
純債務残高	84.4	100.2	107.4	109.0	109.7	106.2	103.8

(出典) 2021年3月経済財政見通し(財政責任庁)・2021年度予算(財務省)

## II. 税制改正の内容

### 1. 概要

2021年3月に公表された2021年度予算は、コロナ禍において国民の雇用と生活を守る観点から①危機を乗り切るための国民・事業者の支援、②財政再建、③将来の経済の構築の3パートから構成されている。税制については、財政健全化に向けた法人税率の引上げ(2023年から)等の改正案が示されている。

【表7：英国2021年度予算における増減収見込み】

(単位：10億ポンド)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
歳出	▲2.8	▲34.8	+0.2	+0.3	+0.7	+0.9
歳入	▲3.2	▲24.1	▲8.0	+12.8	+24.3	+28.9
財政収支	▲6.0	▲58.9	▲7.8	+13.1	+25.0	+29.7

(出典) 2021年3月経済財政見通し(財政責任庁)・2021年度予算(財務省)

### 2. 主な税制関係の改正事項

2021年度予算で発表された主な税制改正案は以下のとおり。なお、表中の数字は2021年度予算にて示された当該措置による増減収見込額。(単位：100万ポンド)

#### 《個人所得課税》

○ 財政健全化に向けた措置として、以下を実施。

・2021年4月～2026年4月の間、所得税の基礎控除額\*を12,570ポンド、40%ブラケットの適用開始額\*を50,271ポンドでそれぞれ凍結。

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
-	-	1,555	3,655	5,790	8,180

・キャピタルゲイン課税の基礎控除額\*12,300ポンドを2026年4月まで維持。

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
-	-	5	10	20	30

・年金拠出の非課税限度額の生涯累計限度額\*1,073,100ポンドを2026年4月まで維持。

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
-10	80	150	215	255	300

#### 《相続税》

・財政健全化に向けた措置として、基礎控除額\*325,000ポンドを2026年4月まで維持。

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
-	15	70	165	290	445

#### (参考)

上記の個人所得課税、相続税で\*を付した金額は、通常は前年9月における消費者物価指数の前年比上昇率に応じてインフレ調整される。なお、財政責任庁による消費者物価指数の前年比上昇率の予測値は以下のとおり。

(単位：%)

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
0.6	1.7	1.9	1.9	2.0	2.0

#### 《法人課税》

○ 法人税率の引上げ

・財政健全化に向けた措置として、2023年4月から現行19%を25%に引上げ。ただし、収益50,000ポンド以下の企業は19%。

・税率は収益が50,000ポンドを超えると逡増し、250,000ポンド以上の企業に25%で課税。

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
-5	20	2,390	11,900	16,250	17,200

### ○ Super Deduction

- ・企業による投資促進のため、2021年4月～2023年3月までの2年間、新たな機械設備に投資した場合、130%の初年度償却を可能とする。

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
-1,735	-12,255	-12,695	-2,395	2,090	2,780

※別途設けられた、建物の付属設備等への50%初年度償却による増減収を含む。

### ○ 迂回利益税

- ・租税回避の防止措置として導入された迂回利益税については、法人税率の引上げに合わせて2023年4月から25%→31%へ引上げ。

### ○ 銀行サーチャージ

- ・銀行に対して法人税率に8%上乘せられているサーチャージについては、法人税率の引上げによる負担増を考慮し、2021年秋に見直し。

### 《付加価値税》

- ・雇用のための経済対策の一環として施行された、外食、ホテル及び映画館等を対象とする付加価値税の軽減措置(2020年7月15日～2021年3月31日の間、標準税率20%→軽減税率5%)を2021年9月まで延長。その後、2022年3月末までは12.5%を適用。

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
-	-4,720	-	-	-	-

### 《その他》

- 国民の生活を守る観点から、以下の措置を実施。
- ・炭化水素油税(ガソリン等の燃料に係る税)の税率を凍結。

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
-45	-315	-320	-325	-340	-350

- ・ビール・サイダー・ワイン・蒸留酒等に係る酒税の税率を凍結。

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
-	-795	-885	-910	-925	-945

### 3. 新型コロナウイルス感染症対応に係る主な税制措置

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、主に以下の税制措置を実施。

- 事業者向けの法人税、所得税(対個人事業主等)、付加価値税の納税猶予
- 小売業等への事業用固定資産税の免除
- 一部品目に対する付加価値税の時限的な軽減措置
- ・個人防護具(マスク、グローブ、防護服、マスク等)につ

いて、2020年5月から2020年10月末までの間、標準税率20%ではなく、軽減税率0%を適用

- ・外食、ホテル及び映画館等については、2020年7月15日～2021年3月31日※の間、標準税率20%ではなく、軽減税率5%を適用。措置の対象は、①レストラン、カフェ、パブ等での外食(酒類除く)、温かいテイクアウト、②ホテル、キャンプ場等の宿泊施設、③映画館、テーマパーク、動物園等のアトラクション。

※当初の期限は2021年1月12日だったが、2020年9月、財務大臣が2021年3月31日までの期限延長を公表。その後、2021年予算において、2021年9月30日までの再度の延長と、2021年10月1日～2022年3月31日は移行期間として税率を12.5%とする旨が発表された。

## IV. ドイツ

### I. 近年の税制改正等を取りまく環境

#### 1. 政治

ドイツでは2017年9月、4年に一度の連邦議会選挙が行われ、メルケル首相率いる与党キリスト教民主/社会同盟(CDU/CSU)は第一党の座を維持した一方、過半数を獲得することはできず、連立政権樹立までには難航した。CDU/CSUと並んで二大政党の一翼を担ってきた社会民主党(SPD)も得票率が史上最低となるなど、既存政党が支持を失った一方、反ユーロを掲げ、メルケル首相の寛容な難民政策を批判する「ドイツのための選択肢(AfD)」が初めて連邦議会で議席を獲得し、第三党に躍進した。当初、SPDはCDU/CSUとの大連立政権の継続を否定していたため、CDU/CSUは自由民主党(FDP)や緑の党と政権樹立に向けた事前協議を行ったが、難民問題等について折り合いがつかず、協議は失敗に終わった。その後、フランク＝ヴァルター・シュタインマイヤー大統領(SPD)による働きかけにより、2018年1月中旬にCDU/CSUとSPDは連立交渉を開始し、2月7日に連立合意が成立、3月14日に第4次メルケル政権が発足した。

しかし、難民問題による混乱等により、連邦議会選挙後の州議会選挙においても、CDU/CSUの支持率低下が目立った。2018年10月に行われたバイエルン州議会選挙及びヘッセン州議会選挙において、CDU/CSU及びSPDが揃って大幅に議席を失った一方、緑の党とAfDが議席数を伸ばした。同29日、各州議会選挙における相次ぐ大敗を受け、メルケル首相は12月の党首選に出馬しないことを表明し、CDU党首選退任を決断した。一方、首相職については2021年の連邦議会会期末の任期まで務めるとした。同年12月7日に党首選が実施され、メルケル首相の後継者と目されていたクランプ＝カレンバウアー党幹事長が選出された。

2019年5月26日、5年ごとの欧州議会選挙が実施された。

【表8：ドイツ政党別の連邦議会議席数】

	キリスト教 民主/社会 同盟 (CDU/CSU)	社会民主党 (SPD)	ドイツの ための 選択肢 (AfD)	自由民主党 (FDP)	左翼党	同盟90/ 緑の党	無所属	合計
連邦議会	246	152	88	80	69	67	7	709

※連邦議会（法定定数598議席，超過議席111議席）における各党の議席数は2021年3月時点。

【表9．ドイツ実質GDP成長率等の予測】

	2017	2018	2019	2020	2021
実質GDP成長率	2.5%	1.5%	0.6%	▲7.0%	5.2%
インフレ率	1.7%	2.0%	1.3%	0.3%	1.2%
失業率	3.8%	3.4%	3.2%	3.9%	3.5%
経常収支*	7.8%	7.4%	7.1%	6.6%	6.7%

（出典）IMF世界経済見通し（2021年4月）

※実質GDP成長率・インフレ率は前年比，経常収支は対GDP比。

連立与党であるCDU/CSUとSPDは議席数を落とす一方，既存政党への不満を吸収する形で緑の党が躍進する構図に変化はなかった。2019年6月，欧州議会選挙，地方選の結果を受け，SPDのナーレス党首が辞任を表明した。同年11月30日に行われた党首選の結果，連立懐疑派のワルター・ボルヤンス氏とエスケン氏とのペアがシュルツ財務相らのペアに勝利し，12月6日の党大会で共同党首として正式に承認された。同党大会では当面連立政権にとどまる方針が示されたが，CDU/CSUに対して独自の政策を追求しようとする中で今後の連立政権の行方が焦点となった。

2021年はドイツにとって選挙イヤーに当たり，9月の連邦議会選挙に先立ち各地で州議会選挙が行われるが，ポストメルケルの統一候補の選出は混迷している。2021年1月，首相後任と目されていたクランプ＝カレンバウアー党首の辞任に伴い，CDU党首選においてアルミン＝ラシェット氏が選出された。同氏はCDU/CSU統一候補としても指名されたが，党内で総選挙の行方を危ぶむ声も上がっている。一方，環境政策を掲げ，近年若年層から指示を集める緑の党は，世論調査でCDUに迫る勢いを見せている。緑の党とSPD，CDUとの連立政権説も浮上しており，初の緑の党出身首相の誕生の見方もある等，今後の動向に注目が集まる。

## 2. 経済

2020年11月に連邦政府経済諮問委員会（いわゆる五賢人委員会）は，2020年及び2021年の経済見通しを発表し，6月の経済予測を上方修正し，2020年の実質国内総生産（GDP）を5.1%減少と予測した。2021年の成長率は3.7%で，減速しつつも回復が続く見込みを示している。コロナ危機への政府の対応については，広範な金融・財政措置を速やかに講じて経済を支えたと評する一方，全ての面において的を射ているわけではなく，今後のコロナ対応としては，損失繰戻しを拡大し，パンデミックによる影響に応じたきめ細かなつなぎ支援を強化することが有益であろうと述べた。

2021年2月に公表された2020年第4四半期の実質GDP成長率は，前期比年率1.4%と，第3四半期（前期比8.5%）から鈍化したものの，速報値（前期比0.1%）からは上方修正された。2020年の実質GDP成長率は▲5.3%（暦の影響を除く）となったが，政府による大規模財政出動が下支えし，落ち込み幅は周辺欧州諸国に比べ緩やかだった。

## 3. 財政

2021年3月，ドイツ連邦政府は，2022年連邦予算案及び中期財政計画（2021年～2025年の5年間）を閣議決定した。主な予算措置としては，気候変動，エネルギー転換，モビリティ，デジタル化等に重点を置いた約500億ユーロの投資支出が計画されている。

現下の経済状況に関しては，連邦政府の多額のコロナ支援施策が機能しており，個人家計の可処分所得が安定的に維持される（前年比0.7%増）等，他の欧州各国に比べて危機にうまく立ち向かったとの見方を示した。財政的にも，近年の堅調な財政計画が功を奏し，2020年の一般政府債務残高（対GDP比）は，前年よりも上昇したものの，2010年の経済危機の水準（82.3%）を下回る約70%に抑えられている。

## II. 税制改正の内容

### 1. 税収等

2020年11月，連邦財務省は2021年度から2025年度の税収見積もりを公表した。経済が再び上向きになったこともあり，2020年の税収は同年9月時点での予想よりも106億ユーロ増加（連邦34億ユーロ増加）と予想された。

### 2. 2021年度の主な税制改正事項

#### ① 連帯付加税の縮小

ドイツ統一後の1991年に，東ドイツ諸州に対する支出の

【表10. ドイツ2025年までの中期財政計画】（※ドイツの会計年度は毎年1月～12月）

	2021年 (補正後)	2022年 (予算案基準値)	2023年 (計画)	2024年 (計画)	2025年 (計画)
歳出 (うち投機的支出)	5,477 (619)	4,198 (815)	3,975 (83)	4,027 (115)	4,034 (100)
歳入 (うち税収)	5,477 (2,840)	4,198 (3,082)	3,975 (3,228)	4,027 (3,350)	4,034 (3,474)
新規国債発行	2,402	815	83	115	100

(出典) ドイツ連邦財務省

単位: 億ユーロ

【表11. ドイツ財政収支等の予測】

	2017	2018	2019	2020	2021 E
財政収支	1.4%	1.8%	1.5%	▲4.2%	▲5.5%
基礎的財政収支	2.2%	2.5%	2.1%	▲3.8%	▲5.0%
公的債務残高	65.1%	61.8%	59.6%	68.9%	70.3%

(出典) IMF世界経済見通し及び財政モニター (2021年4月)

※全て対GDP比。

【表12. ドイツ税収見積もり】

	2021	2022	2023	2024	2025
連邦	2,969	3,166	3,316	3,427	3,538
州	3,239	3,408	3,526	3,661	3,782
市町村	1,127	1,163	1,207	1,263	1,311
合計	7,762	8,160	8,473	8,790	9,084

(出典) ドイツ連邦財務省

単位: 億ユーロ

増大等に伴う財源措置として導入された連帯付加税について、2021年1月より免税限度（所得税額）が972ユーロから16,956ユーロへと引上げられた。これは、納税者の90%に相当する人々への課税が廃止されたことを意味する。

## ② ホームオフィスに関する費用の定率控除

2021年末まで、ホームオフィスがない、または費用が控除されていない場合、納税者は1暦日あたり5ユーロ、年間600ユーロまで控除することができる。

## ③ 人的会社への法人税選択課税（予定）

法人格を持たない人的会社も、所得課税でなく法人税の課税対象となることを選択することができる法人税法改革案が成立予定。同族経営企業が法人課税を選べるようになることで、国際競争力を高めることが目的とされている。

## 3. 新型コロナウイルス感染症対応に係る主な税制措置

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、2020年から2021年にかけて、主に以下の税制措置を実施。

## ○ 付加価値税率の時的引下げおよび、外食サービスに対する軽減税率の適用

消費刺激を目的として、2020年7月から半年間、標準税率を19%から16%へ、軽減税率を7%から5%へ時的に

引下げた。また、飲料品除く外食のイートインに対する付加価値税率を時的に軽減税率の対象とした。

その後、2020年末に税率は元に戻ったが、外食への措置については当初予定されていた2021年6月末の期限を延長し、2022年12月末まで軽減税率7%が適用されている。度重なるロックダウンの影響により、支援の対象である飲食店の多くが税率引下げの恩恵を受けられていないことが延長理由とされている。

## ○ 欠損金の繰戻し還付最大額の引上げ

欠損金の繰戻し還付\*につき、2020年および2021年につき、最大額が1,000万ユーロ（夫婦合算の場合は2,000万ユーロ）に増額された。これにより、危機に必要な流動性を供給し、柔軟な支援を提供することが目的であるとされている。

\*ドイツでは、今年度に損失がある場合、前年度の利益と相殺し（最大100万ユーロ・夫婦合算の場合は200万ユーロ）、所得税・法人税の還付を受けることができる。

## V. フランス

### I. 近年の税制改正等をとりまく環境

#### 1. 政治

2017年4・5月の大統領選挙の結果、エマニュエル・マクロン前経済相が第五共和制第8代大統領に就任した。マクロン大統領は、共和党からフィリップ首相を指名し、男女同数で、民間からも半数を登用した内閣を任命した。マクロン大統領は、高失業率の改善や経済活性化、財政規律の確保を目指したが、労働法制の改正や住宅補助手当の削減が国民の支持を得られず、就任以来、歳出削減を含む痛みを伴う改革や、富裕層・大都市を優遇しているとの批判などから、支持率は低下傾向にあった。

2018年11月以降、ガソリン・軽油等の燃料税引上げ計画への抗議に端を発する「黄色のベスト運動」などで支持率低下に拍車がかかったため、12月には燃料税の引上げ撤回が発表されるとともに、国民の収入を増やす購買力向上対策を盛り込んだ「経済社会緊急対策法案」が可決された。また、2019年には、大企業向け法人税率引下げの一年延期やデジタルサービス税の導入などを内容とする税制改正法案が成立したほか、12月には、「黄色のベスト運動」やその後の国民討論会の結果を受けた約100億ユーロ規模の減税を柱とする2020年予算法が成立した。

マクロン大統領の選挙公約の一つであった年金制度改革を巡っては、2019年12月以降、公共交通機関の労組を中心に国内で大規模なストライキが行われていたが、2020年2月、年金改革法案が下院に提出された。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、3月には厳しい外出制限が実施されることとなり、感染症対策に集中するため、年金改革を含む進行中の改革は一時中断されることとなった。

2020年7月、フィリップ首相に代えて、保守派高級官僚出身のカステックス氏が新首相に指名された。コロナ禍での衛

生・経済対策が政策の中心課題となる中、9月、仏政府は1000億ユーロ規模の経済再興プラン「France Relance／フランス再興」を発表した。対GDP比では欧州で最大の経済対策で、エコロジー転換や雇用確保に重点を置き、企業投資の促進を通じて、2022年に仏経済を危機前の水準まで回復させ、「2030年のフランス」を構築していくとしている。また、2020年9月から10月にかけてテロが連続発生したことを受け、治安・社会統合対策の強化も重要課題となっている。

他の先進国同様、フランスも新型コロナウイルス感染症対応に伴い、公的債務が大きく増加しており、その返済の在り方についても議論が行われている。政府は増税を否定し、返済手段として経済成長、歳出抑制、構造改革の3つを掲げており、経済成長については経済再興プランの執行を急ぎ、2022年に危機前のGDP水準に復帰することを目標としているほか、構造改革については、失業保険改革と年金改革が具体策として掲げられている。

2022年5月の大統領選を控え、次期大統領選に関する世論調査では、現職マクロン氏と極右ルペン氏の支持率は拮抗している。政府がどのような財政再建の道筋を示すのか、世論、市場がどのように反応するのが注目される。

#### 2. 経済

実質GDP成長率は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、2020年に前年比▲7.2%に落ち込んだ後、2021年は4.5%に回復すると予想されている。失業率については、新型コロナウイルス感染症による雇用情勢の悪化で、2019年（8.5%）より2ポイント程度悪化する見込みとなっている。

#### 3. 財政

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年予算法では、2021年の財政赤字（対GDP比）について、2020年の▲10.2%から▲8.5%への改善を見込んでいる。また、2021年の債務残高（対GDP比）は122.4%で、2020年（117.5%）とほぼ同水準となっている。2020年12月には、「財政の将来に関する委員会」をカステックス首相らが設置（議長はアルテュイ元経済財政大臣）し、同委員会は3月18日に報告書を

【表13. 下院（国民議会）の政党別議席数 議席定数577（欠員2）】

	共和国 前進	共和党	民主運動 (MoDem)	社会党	民主・ 独立連合 (UDI)・ 独立諸派	自由・地方	不服従の フランス	共同行動	民主・ 共和主義 左派	無所属	合計
下院	269	105	58	29	21	19	17	17	16	24	575

※2021年1月時点

【表14. 上院（元老院）の政党別議席数 議席定数348】

	共和党	社会党・ 環境・ 共和主義	中道連合	民主・ 進歩・ 独立連合	共産党・ 共和・市民・ 環境主義	欧州民主・ 社会主義連合	共和国・地方 ：独立派	連帯・地方 ：環境主義	その他	合計
上院	148	65	54	23	15	15	13	12	3	348

※2021年1月時点

【表15. フランスの経済・財政指標】

	2016	2017	2018	2019	2020	2021
実質GDP成長率	1.1%	2.3%	1.7%	1.3%	▲7.2%	4.5%
インフレ率	0.3%	1.2%	2.1%	1.3%	0.3%	0.7%
失業率	10.0%	9.4%	9.0%	8.5%	10.4%	10.4%
経常収支	▲0.5%	▲0.7%	▲0.6%	▲0.8%	▲0.7%	▲0.6%
財政収支	▲3.6%	▲2.9%	▲2.3%	▲3.0%	▲9.9%	▲7.2%
基礎的財政収支	▲1.9%	▲1.3%	▲0.7%	▲1.6%	▲8.7%	▲6.0%
公的債務残高	98.0%	98.3%	98.0%	98.1%	113.5%	115.2%

(出典) IMF世界経済見通し (2021年4月)

※実質GDP成長率・インフレ率は前年比, その他は失業率を除き対GDP比。

※2021年の計数は推計値。

公表。同報告書では、①財政の持続可能性は、長期にわたり歳出増を歳入増よりも抑えることに立脚すべき、②コロナの支援措置は時限的なものとし、最も影響を受けた分野に集中すべき、③2030年以降に債務残高対GDP比を引き下げするためには、1.35%成長下であれば、2022年から2030年までの間、社会保障基金を含む一般政府ベースのプライマリー支出の伸び率を0.65%に抑える必要がある、といった提言がなされている。

## II. 税制改正の内容

### 1. 概要

2020年9月に閣議決定・議会提出された2021年予算法は、同月公表の「France Relance」(再興プラン)の裏付けとなる予算で、同プランの三本柱「エコロジー」、「競争力」、「一体化」が中心となっている。また、各予算項目および税制措置が環境に与える影響を評価した「Budget vert」(グリーン予算)であることも特徴である。

家計については、2020年は前年比で102億ユーロの負担減となっていたが、2021年は4億ユーロの負担減にとどまっている。企業については、2020年は57億ユーロ、2021年は90億ユーロの負担減となっている。「黄色いベスト運動」を踏まえ、50億ユーロ規模の所得税減税をはじめとする購買力向上措置が講じられた2020年は家計の負担減が顕著であったが、2021年は再興プランの企業投資促進という方針の下、企業負担の軽減が図られている。

2019年7月に施行されたデジタルサービス税については、2020年1月に、2020年分についてはアメリカとの通商交渉を経て予納の停止・延期が決定されていたが、OECDでの国際的な課税スキームの合意が2021年に延期されたこともあり、2020年12月に徴収を開始している。

### 2. 主な税制関係の改正事項

2021年度の主な税制改正事項は、以下のとおり。

#### 《法人税関連》

##### ○ 法人税率の引下げ

【減収額 (2021年分) : ▲37億ユーロ (4,551億円)】

- ・2018年予算法において、法人税率につき2025年までに33.33%から段階的に25%まで引き下げることが規定されており、2021年予算法でもこの目標は維持されている。
- ・2021年1月より、法人税率を28%から26.5%に引下げ。売上高2.5億ユーロ以上の企業における課税対象所得50万ユーロ超の部分は、31%から27.5%に引下げ。
- ・2022年には、すべての企業の法人税率を25%に引下げ予定。

##### ○ 生産課税の減税

【減収額 (2021年分) : ▲100億ユーロ (12,300億円)】

- ・企業付加価値税の地域圏財源に相当する部分の廃止、コミュン財源となっている既建築地不動産税・企業不動産税の減税を行う。

#### 《資産税関連》

##### ○ 住居税の段階的廃止

【減収額 (2021年分) : ▲24億ユーロ (2,952億円)】

- ・上位20%の世帯に係る住居税の段階的廃止が維持されている。2018年から2020年にかけて、80%の世帯に係る住居税の段階的廃止が行われてきたが、所得上位20%の世帯についても、2021年から2023年にかけて段階的に廃止されることとなる。

#### 《その他 (予算法以外の法律で規定)》

##### ○ デジタルサービス税

- ・フランスは、デジタルサービスに関する課税の不公平を是正する観点から、国際的な課税スキームの必要性を訴えてきたが、最終的な合意に至っていないことから、経済財務大臣は広告・プラットフォーム・データ販売収入に3%で課税するフランス独自の課税を2019年1月1日から導入すると表明し、2019年7月24日にデジタルサービス課税法が成立。電子商取引による全世界売上が7.5億ユーロ超かつフランス国内での売上が2,500万ユーロ超の巨大企業に対し、デジタル活動による国内売上高に3%の税率で課税す

ることとなった（2019年1月に遡って適用）。

- ・2019年12月、フランスのデジタルサービス税に対し、アメリカのトランプ政権が報復関税案を発表し、両国間で緊張が続いた。2020年1月に開催された世界経済フォーラム（通称ダボス会議）の際に、フランスが、米国企業に限らず全ての企業を対象に、2020年の4月と10月の予納を停止・延期することで両国が合意していたが、OECDでの国際的な課税スキームの合意が2021年に延期されたこともあり、2020年12月に徴収を開始している。

### 3. 新型コロナウイルス感染症対応に係る主な税制措置

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、2020年から2021年にかけて、主に以下の税制措置を実施。

- 法人税・給与税の支払猶予
- 法人税・付加価値税の還付迅速化
- マスク・防護用品に対する付加価値税について軽減税率（5.5%）を適用〔2020/4/26～2021/12/31〕
- ワクチン等の付加価値税について軽減税率（0%）を適用〔2020/10/15～2022/12/31〕

（備考）邦貨換算レート：1ポンド=137円，1ユーロ=123円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和3年（2021年）1月中適用）。端数は四捨五入。



1. 国民所得に対する

区分	番号	日本									
		国民所得 (A)	国内総生産 (B)	租税負担額			租税負担率 (対国民所得比)		(付)租税負担率 (対国内総生産比)		
				国税 (C)	地方税 (D)	合計 (E)	国税 (C/A)	合計 (E/A)	国税 (C/B)	合計 (E/B)	
昭和 9~11年度	1	百万円	億円	百万円	百万円	百万円	%	%	%	%	
16.....	2	14,372	...	1,226	629	1,855	8.5	12.9	...	...	
19.....	3	35,834	...	4,931	879	5,810	13.8	16.2	...	...	
25.....	4	56,937	...	12,715	862	13,577	22.3	23.8	...	...	
30.....	5	億円	億円	億円	億円	億円					
35.....	6	33,815	...	5,702	1,883	7,585	16.9	22.4	...	...	
40.....	7	69,733	85,979	9,363	3,815	13,178	13.4	18.9	10.9	15.3	
45.....	8	134,967	166,806	18,010	7,442	25,452	13.3	18.9	10.8	15.3	
50.....	9	268,270	337,653	32,785	15,494	48,279	12.2	18.0	9.7	14.3	
55.....	10	610,297	752,985	77,732	37,507	115,239	12.7	18.9	10.3	15.3	
60.....	11	1,239,907	1,523,616	145,043	81,548	226,591	11.7	18.3	9.5	14.9	
平成 2.....	12	2,038,787	2,483,759	283,688	158,938	442,626	13.9	21.7	11.4	17.8	
7.....	13	2,605,599	3,303,968	391,502	233,165	624,667	15.0	24.0	11.8	18.9	
12.....	14	3,468,929	4,516,830	627,798	334,504	962,302	18.1	27.7	13.9	21.3	
17.....	15	3,801,581	5,253,045	549,630	336,750	886,380	14.5	23.3	10.5	16.9	
22.....	16	3,901,638	5,376,162	527,209	355,464	882,673	13.5	22.6	9.8	16.4	
27.....	17	3,881,164	5,341,097	522,905	348,044	870,949	13.5	22.4	9.8	16.3	
32.....	18	3,646,882	5,048,721	437,074	343,163	780,237	12.0	21.4	8.7	15.5	
37.....	19	3,574,735	5,000,405	451,754	341,714	793,468	12.6	22.2	9.0	15.9	
42.....	20	3,581,562	4,994,239	470,492	344,608	815,100	13.1	22.8	9.4	16.3	
47.....	21	3,725,700	5,126,856	512,274	353,743	866,017	13.7	23.2	10.0	16.9	
52.....	22	3,766,776	5,234,183	578,492	367,855	946,346	15.4	25.1	11.1	18.1	
57.....	23	3,926,293	5,407,394	599,694	390,986	990,679	15.3	25.9	11.1	18.3	
62.....	24	3,922,939	5,448,272	589,563	393,924	983,486	15.0	25.1	10.8	18.1	
67.....	25	4,006,881	5,556,874	623,803	399,044	1,022,847	15.6	25.5	11.2	18.4	
72.....	26	4,022,290	5,568,279	642,241	407,514	1,049,756	16.0	26.1	11.5	18.9	
77.....	27	4,012,870	5,596,988	621,751	412,115	1,033,866	15.5	25.8	11.1	18.5	
令和元 2.....	28	3,770,000	5,361,000	589,171	400,676	989,847	15.6	26.3	11.0	18.5	
3.....	29	3,936,000	5,595,000	610,667	390,416	1,001,083	15.5	25.4	10.9	17.9	

区分	番号	イギリス									
		国民所得 (A)	国内総生産 (B)	租税負担額			租税負担率 (対国民所得比)		(付)租税負担率 (対国内総生産比)		
				国税 (C)	地方税 (D)	合計 (E)	国税 (C/A)	合計 (E/A)	国税 (C/B)	合計 (E/B)	
昭和 9~11年度	1	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	%	%	%	%	
16.....	2	4,126	...	747	184	931	18.1	22.6	...	...	
19.....	3	6,886	...	1,962	226	2,188	28.5	31.8	...	...	
25.....	4	8,118	...	3,135	235	3,370	38.6	41.5	...	...	
30.....	5	10,783	...	3,696	337	4,033	34.3	37.4	...	...	
35.....	6	15,551	...	4,658	475	5,133	30.0	33.0	...	...	
40.....	7	21,041	25,857	5,580	771	6,351	26.5	30.2	21.6	24.6	
45.....	8	29,085	35,964	8,032	1,228	9,260	27.6	31.8	22.3	25.7	
50.....	9	45,274	54,451	14,580	1,845	16,425	32.2	36.3	26.8	30.2	
55.....	10	94,593	109,274	26,676	4,127	30,803	28.2	32.6	24.4	28.2	
60.....	11	189,555	243,097	59,047	8,575	67,622	31.2	35.7	24.3	27.8	
平成 2.....	12	291,563	381,251	96,350	13,582	109,932	33.0	37.7	25.3	28.8	
7.....	13	458,106	615,673	153,811	14,146	167,957	33.6	36.7	25.0	27.3	
12.....	14	607,982	846,128	195,897	9,303	205,200	32.2	33.8	23.2	24.3	
17.....	15	820,378	1,089,131	284,089	14,067	298,302	34.6	36.4	26.1	27.4	
22.....	16	1,074,847	1,386,386	347,948	21,260	369,203	32.4	34.3	25.1	26.6	
27.....	17	1,205,207	1,579,877	388,903	25,927	414,143	32.3	34.4	24.6	26.3	
32.....	18	1,237,242	1,635,062	417,602	26,264	444,266	33.8	35.9	25.5	27.2	
37.....	19	1,249,997	1,685,225	417,325	26,567	444,348	33.4	35.5	24.8	26.4	
42.....	20	1,287,308	1,752,554	432,520	27,785	460,563	33.6	35.8	24.7	26.3	
47.....	21	1,336,376	1,837,062	448,273	28,992	477,275	33.5	35.7	24.4	26.0	
52.....	22	1,372,015	1,888,737	465,171	29,947	495,118	33.9	36.1	24.6	26.2	
57.....	23	1,439,850	1,969,524	491,456	31,351	522,807	34.1	36.3	25.0	26.5	
62.....	24	1,493,729	2,071,667	518,127	33,132	551,260	34.7	36.9	25.0	26.6	
67.....	25	1,539,791	2,141,792	534,570	35,650	570,220	34.7	37.0	25.0	26.6	

(備考)

- 日本
- 国民所得及び国内総生産は、昭和25年度以前は「国民経済計算（1953SNA）」、昭和30年度から昭和50年度までは「国民経済計算（1968SNA）」、昭和55年度から平成2年度までは「国民経済計算（1993SNA）」及び平成7年度から令和元年度までは「国民経済計算（2008SNA）」による実績額であり、それぞれ接続しない。ただし、令和2年度及び令和3年度は「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」による実績見込額及び見通し額である。
  - 国税は、特別会計分及び日本専売公社納付金を含む。令和元年度以前は決算額であり、令和2年度は補正後予算額、令和3年度は予算額である。
  - 地方税は地方分与税、地方交付税及び地方譲与税を含まず、令和元年度以前は決算額（昭和19年度のみ予算額）、令和2年度は実績見込額、令和3年度は見込額である。
- アメリカ
- 国民所得、国内総生産については平成23年以降は08SNA ベース、昭和45年から平成22年は93SNA ベース、それ以前は68SNA ベース（出典は、OECD "National Accounts"）。
  - 租税負担額は、昭和40年以降は OECD "Revenue Statistics"、それ以前は商務省資料に基づく。"Revenue Statistics" のデータは、平成2年以降は暦年ベース、それ以前は会計年度ベースである。
  - 連邦の会計年度は10月/9月（ただし、昭和50年以前に開始する会計年度については7月/6月）であり、州及び地方政府税については、各州、地方の6月30日までに終了する会計年度をその年のデータとして用いている。なお、租税負担額には社会保障税は含まない。

租 税 負 担 率 の 国 際 比 較

国民所得 (A)	国内総生産 (B)	ア					メ			リ			カ			番 号
		租 税 負 担 額					租税負担率 (対国民所得比)			(付) 租税負担率 (対国内総生産比)						
		連邦税 (C)	州 税 (D)	地 方 政府税 (E)	合 計 (F)	連邦税 ( $\frac{C}{A}$ )	州 税 ( $\frac{D}{A}$ )	合 計 ( $\frac{F}{A}$ )	連邦税 ( $\frac{C}{B}$ )	州 税 ( $\frac{D}{B}$ )	合 計 ( $\frac{F}{B}$ )					
億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	%	%	%	%	%	%	%	%			
579	733	36	65	102	102	6.0		17.3	4.8			13.6	1			
1,043	1,267	124	85	210	210	12.0		20.1	9.9			16.6	2			
1,843	2,197	353	89	443	443	19.2		24.0	16.1			20.2	3			
2,410	2,943	433	165	598	598	18.0		24.8	14.7			20.3	4			
3,385	4,152	620	243	864	864	18.3		25.5	14.9			20.8	5			
4,237	5,117	767	365	1,134	1,134	18.1	4.3	26.7	15.0	3.6		22.2	6			
5,878	7,201	930	518	1,448	1,448	15.8		24.6	12.9			20.1	7			
8,535	10,759	1,450	872	2,322	2,322	17.0		27.5	13.5			21.6	8			
13,204	16,889	1,885	808	3,303	3,303	14.3	6.1	25.0	11.2	4.8		19.6	9			
22,362	28,625	3,468	1,376	5,709	5,709	15.5	6.2	25.5	12.1	4.8		19.9	10			
33,974	43,467	4,506	2,157	8,008	8,008	13.3	6.3	23.6	10.4	5.0		18.4	11			
46,381	59,796	6,322	3,097	11,554	11,554	13.6	6.7	24.9	10.6	5.2		19.3	12			
59,564	76,641	8,406	4,065	15,179	15,179	14.1	6.8	25.5	11.0	5.3		19.8	13			
82,443	102,848	13,166	5,476	22,174	22,174	16.0	6.6	26.9	12.8	5.3		21.6	14			
103,662	130,937	13,928	6,860	25,642	25,642	13.4	6.6	24.7	10.6	5.2		19.6	15			
117,383	149,644	12,886	7,241	25,980	25,980	11.0	6.2	22.1	8.6	4.8		17.4	16			
123,097	155,179	14,880	7,747	28,604	28,604	12.1	6.3	23.2	9.6	5.0		18.4	17			
129,879	161,553	15,868	8,098	30,071	30,071	12.2	6.2	23.2	9.8	5.0		18.6	18			
133,292	166,915	17,655	8,624	32,515	32,515	13.2	6.5	24.4	10.6	5.2		19.5	19			
139,805	173,931	19,169	8,883	34,403	34,403	13.7	6.4	24.6	11.0	5.1		19.8	20			
145,411	180,366	20,590	9,237	36,284	36,284	14.2	6.4	25.0	11.4	5.1		20.1	21			
148,170	186,245	20,288	9,348	36,623	36,623	13.7	6.3	24.7	10.9	5.0		19.7	22			
154,230	194,854	23,281	9,549	40,229	40,229	15.1	6.2	26.1	11.9	4.9		20.6	23			
161,685	205,802	19,790	10,368	37,815	37,815	12.2	6.4	23.4	9.6	5.0		18.4	24			
													25			
													26			
													27			

国民所得 (A)	国内総生産 (B)	ド					イ			ツ			番 号
		租 税 負 担 額					租税負担率 (対国民所得比)			(付) 租税負担率 (対国内総生産比)			
		連邦税 (C)	州 税 (D)	市 町 村 税 (E)	合 計 (F)	連邦税 ( $\frac{C}{A}$ )	州 税 ( $\frac{D}{A}$ )	合 計 ( $\frac{F}{A}$ )	連邦税 ( $\frac{C}{B}$ )	州 税 ( $\frac{D}{B}$ )	合 計 ( $\frac{F}{B}$ )		
億マルク	億マルク	百万マルク	百万マルク	百万マルク	百万マルク	%	%	%	%	%	%	%	
569	...	8,983	3,611	12,594	12,594	15.8		22.1	...	...	...	...	1
978	...	32,338	...	...	...	33.1		...	...	...	...	...	2
900	...	38,010	...	...	...	42.2		...	...	...	...	...	3
785	...	17,423	2,549	19,972	19,972	22.2		25.4	...	...	...	...	4
1,422	...	36,755	5,561	42,316	42,316	25.8		29.8	...	...	...	...	5
2,401	3,027	58,811	9,637	68,667	68,667	24.5		28.5	19.4			22.6	6
3,585	4,592	92,400	13,063	106,230	106,230	25.8		29.4	20.1			23.0	7
百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	...		25.2	...	...	...	20.3	8
313,989	402,370	-	-	79,234	79,234	...		25.2	...	...	...	20.3	8
475,788	614,837	65,614	42,116	17,042	124,771	13.8	8.9	26.2	10.7	6.8		20.3	9
673,751	879,859	97,500	64,870	26,224	188,594	14.5	9.6	28.0	11.1	7.4		21.4	10
841,772	1,098,440	115,996	77,980	31,475	225,452	13.8	9.3	26.8	10.6	7.1		20.5	11
1,122,718	1,458,040	148,080	97,793	38,441	284,315	13.2	8.7	25.3	10.2	6.7		19.5	12
1,430,923	1,898,880	220,348	148,902	50,666	419,916	15.4	10.4	29.3	11.6	7.8		22.1	13
1,556,935	2,116,480	238,581	172,062	56,962	467,605	15.3	11.1	30.0	11.3	8.1		22.1	14
1,719,199	2,300,860	241,054	167,495	60,446	468,995	14.0	9.7	27.3	10.5	7.3		20.4	15
1,924,697	2,580,060	287,255	190,633	71,370	549,258	14.9	9.9	28.5	11.1	7.4		21.3	16
2,029,130	2,703,120	310,458	204,971	77,596	593,025	15.3	10.1	29.2	11.5	7.6		21.9	17
2,055,577	2,758,260	320,886	217,447	81,912	620,245	15.6	10.6	30.2	11.6	7.9		22.5	18
2,105,097	2,826,240	327,931	233,560	85,050	646,514	15.6	11.1	30.7	11.6	8.3		22.9	19
2,181,951	2,932,470	339,089	243,855	87,972	670,916	15.5	11.2	30.7	11.6	8.3		22.9	20
2,262,528	3,043,650	350,680	259,687	93,374	703,741	15.5	11.5	31.1	11.5	8.5		23.1	21
2,362,356	3,159,750	357,999	279,677	100,184	737,860	15.2	11.8	31.2	11.3	8.9		23.4	22
2,429,072	3,244,990	370,377	289,004	105,424	764,805	15.2	11.9	31.5	11.4	8.9		23.6	23
2,508,601	3,356,410	382,069	305,511	111,291	798,871	15.2	12.2	31.8	11.4	9.1		23.8	24

イギリス

- 国民所得及び国内総生産は、昭和30年以前は“National Income and Expenditure”、昭和35年以降はOECD “National Accounts”に基づく。平成24年以降は88SNA ベース、昭和45年から平成23年は93SNA による計数である（それ以前は68SNA ベース）。
- 租税負担額は、昭和19年以前は、国税は“Financial Statement”、地方税は“Annual Abstract of Statistics”に基づき、昭和25～30年とはともに“National Income and Expenditure”、昭和35年以降はOECD “Revenue Statistics”に基づく。
- 会計年度は、4月/3月であるが、資料の関係上暦年計数で示してある。

ドイツ

- 国民所得及び国内総生産は、昭和19年以前は“国連世界統計年鑑1953”、昭和25年及び30年は“Statistisches Jahrbuch 1953, 1969”、昭和35年以降はOECD “National Accounts”に基づく。平成24年以降は88SNA ベース、昭和45年から平成23年は93SNA による計数である（それ以前は68SNA ベース）。昭和25年及び30年は西ベルリン、ザール州をともに含まず、昭和35年以降は両者をともに含む。なお、昭和45年以降は新推計による計数であり、それ以前の計数と接続しない。平成2年は旧西ドイツ、平成3年以降は全ドイツの数値である。
- 租税収入は、昭和9～11年は“Statistisches Jahrbuch 1935及び1936”（昭和9年と10年の平均値によった。）、昭和16年及び19年は“Bulletin de Legislation Comparée 1948”、昭和25年は“Statistisches Jahrbuch 1953”、昭和30～45年は“Finanzbericht 1965—1995”、昭和50年以降はOECD “Revenue Statistics”に基づく。
- 会計年度は昭和36年度以降4月/3月から1月/12月に変更されたが、資料の関係上暦年計数で示してある。
- 所得税、法人税及び付加価値税は共有税であるので、税収の配分割合に応じて、連邦・州・市町村税にそれぞれ組み入れてある（なお、営業税は本来市町村税であるが、連邦及び州にも税収が配分されているため同様の措置をとった。）。

1. 国民所得に対する

区 分	番 号	フ ラ ン ス									
		国民 所得 (A)	国内 総生産 (B)	租 税 負 担 額			租税負担率 (対国民所得比)		(付) 租税負担率 (対国内総生産比)		
				国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 ( $\frac{C}{A}$ )	合 計 ( $\frac{E}{A}$ )	国 税 ( $\frac{C}{B}$ )	合 計 ( $\frac{E}{B}$ )	
昭和 9~11年度	1	億フラン	億フラン	百万フラン	百万フラン	百万フラン	%	%	%	%	
16.....	2	18	...	333	...	...	18.5	...	...	...	
19.....	3	...	...	647	...	...	...	...	...	...	
25.....	4	...	...	1,016	186	1,202	...	...	...	...	
30.....	5	765	1,002	17,149	2,756	19,905	22.4	26.0	17.1	19.9	
35.....	6	1,296	1,705	27,777	4,643	32,420	21.4	25.0	16.3	19.0	
40.....	7	2,308	3,007	56,226	8,540	64,766	24.4	28.1	18.7	21.5	
45.....	8	3,690	4,835	93,600	15,244	108,844	25.4	29.5	19.4	22.5	
50.....	9	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	...	...	...	...	
55.....	10	98,643	124,456	...	...	27,026	...	27.4	...	21.7	
60.....	11	178,253	233,384	42,823	6,248	49,071	24.0	27.5	18.3	21.0	
平成 2.....	12	331,947	453,211	89,684	12,657	102,341	27.0	30.8	19.8	22.6	
7.....	13	547,895	760,509	152,866	27,693	180,559	27.9	33.0	20.1	23.7	
12.....	14	768,566	1,058,627	202,429	40,202	242,631	26.3	31.6	19.1	22.9	
17.....	15	876,857	1,224,967	238,280	56,661	294,941	27.2	33.6	19.5	24.1	
22.....	16	1,087,705	1,485,303	346,714	64,720	411,433	31.9	37.8	23.3	27.7	
27.....	17	1,279,336	1,771,978	391,458	87,013	478,471	30.6	37.4	22.1	27.0	
30.....	18	1,435,288	1,998,481	430,466	89,293	519,759	30.0	36.2	21.5	26.0	
	19	1,470,333	2,059,284	442,683	115,823	558,506	30.1	38.0	21.5	27.1	
	20	1,463,337	2,086,929	462,649	121,157	583,806	31.6	39.9	22.2	28.0	
	21	1,477,300	2,115,256	483,640	123,377	607,017	32.7	41.1	22.9	28.7	
	22	1,507,215	2,147,609	487,468	126,686	614,154	32.3	40.7	22.7	28.6	
	23	1,549,773	2,194,243	496,420	131,346	627,766	32.0	40.5	22.6	28.6	
	24	1,580,439	2,228,568	507,770	136,742	644,512	32.1	40.8	22.8	28.9	
	25	1,625,334	2,295,063	536,233	141,566	677,799	33.0	41.7	23.4	29.5	
	26	1,660,823	2,360,687	562,617	146,818	709,435	33.9	42.7	23.8	30.1	

区 分	番 号	カ ナ ダ											
		国民 所得 (A)	国内 総生産 (B)	租 税 負 担 額				租税負担率 (対国民所得比)			(付) 租税負担率 (対国内総生産比)		
				連邦税 (C)	州 税 (D)	地方税 (E)	合 計 (F)	連邦税 ( $\frac{C}{A}$ )	州 税 ( $\frac{D}{A}$ )	合 計 ( $\frac{F}{A}$ )	連邦税 ( $\frac{C}{B}$ )	州 税 ( $\frac{D}{B}$ )	合 計 ( $\frac{F}{B}$ )
昭和 9~11年度	1	百万カナダ・ドル	百万カナダ・ドル	百万カナダ・ドル	百万カナダ・ドル	百万カナダ・ドル	百万カナダ・ドル	%	%	%	%	%	%
16.....	2	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
19.....	3	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
25.....	4	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
30.....	5	...	...	4,311	1,216	636	6,163	...	...	...	...	...	...
35.....	6	28,858	39,405	5,618	1,840	1,449	8,907	...	...	30.9	...	...	22.6
40.....	7	42,258	57,426	...	...	...	14,464	...	...	34.2	...	...	25.2
45.....	8	64,988	91,843	...	...	...	25,461	...	...	39.2	...	...	27.7
50.....	9	129,636	176,824	27,438	18,721	5,685	51,844	21.2	14.4	40.0	15.5	10.6	29.3
55.....	10	233,145	320,190	43,703	36,719	9,944	90,366	18.7	15.7	38.8	13.6	11.5	28.2
60.....	11	356,482	498,075	66,110	57,910	14,982	139,002	18.5	16.2	39.0	13.3	11.6	27.9
平成 2.....	12	476,080	692,997	101,701	89,274	23,524	214,499	21.4	18.8	45.1	14.7	12.9	31.0
7.....	13	569,721	828,973	113,397	107,439	28,483	249,319	19.9	18.9	43.8	13.7	13.0	30.1
12.....	14	778,581	1,102,380	165,670	139,905	31,550	337,125	21.3	18.0	43.3	15.0	12.7	30.6
17.....	15	1,026,215	1,417,028	188,564	164,397	42,811	395,771	18.4	16.0	38.6	13.3	11.6	27.9
22.....	16	1,181,142	1,662,131	194,911	189,456	55,436	439,803	16.5	16.0	37.2	11.7	11.4	26.5
23.....	17	1,270,663	1,769,922	208,443	200,455	57,052	465,950	16.4	15.8	36.7	11.8	11.3	26.3
24.....	18	1,303,103	1,822,808	212,249	211,768	59,792	483,809	16.3	16.3	37.1	11.6	11.6	26.5
25.....	19	1,357,963	1,897,532	220,171	219,515	62,124	501,811	16.2	16.2	37.0	11.6	11.6	26.4
26.....	20	1,423,281	1,990,180	233,278	228,864	64,439	526,582	16.4	16.1	37.0	11.7	11.5	26.5
27.....	21	1,402,126	1,994,911	237,461	238,300	65,937	541,698	16.9	17.0	38.6	11.9	11.9	27.2
28.....	22	1,416,511	2,023,824	246,751	251,307	68,879	566,936	17.4	17.7	40.0	12.2	12.4	28.0
29.....	23	1,519,740	2,137,528	266,452	264,598	72,308	603,357	17.5	17.4	39.7	12.5	12.4	28.2
30.....	24	1,572,965	2,231,168	284,548	276,751	74,221	635,520	18.1	17.6	40.4	12.8	12.4	28.5

フランス 1. 国民所得及び国内総生産は、昭和9～11年はDR Bernoville氏調査(“Revenus d’Économie Politique, 1939”)、昭和25年以降はOECD “National Accounts”に基づく。平成24年以降は08SNAベース、昭和45年から平成23年は93SNAによる計数である(それ以前は68SNAベース)。  
 2. 租税収入は、昭和40年以前は“Statistiques et Études Financières”、昭和45年以降はOECD “Revenue Statistics”に基づく。  
 3. 会計年度は1月/12月である。

イタリア 1. 国民所得及び国内総生産は、昭和30年以前は“Rilazione Generale sulla Situazione Economica del Paese”、昭和35年以降は、OECD “National Accounts”に基づく。平成24年以降は08SNAベース、昭和45年から平成23年は93SNAによる計数である(それ以前は68SNAベース)。  
 2. 租税収入は、昭和9～11年は“Gazzetta Ufficiale”、昭和16年は“Bulletin de L’économie Comparée 1948”、昭和25年及び30年は“国連統計年鑑”、昭和35年～45年は“Rilazione Generale Sulla Situazione Economica Del Paese”、昭和50年以降はOECD “Revenus Statistics”に基づく。計数は決算額である。  
 3. 会計年度は、昭和40年以降7月/6月から1月/12月に変更された。

租 税 負 担 率 の 国 際 比 較 (続)

国民所得 (A)	国内総生産 (B)	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率 (対国民所得比)		(付) 租 税 負 担 率 (対国内総生産比)		番 号
		国 税 (C)	地 方 税 (D)	合 計 (E)	国 税 ( $\frac{C}{A}$ )	合 計 ( $\frac{E}{A}$ )	国 税 ( $\frac{C}{B}$ )	合 計 ( $\frac{E}{B}$ )	
十億リラ	十億リラ	億リラ	億リラ	億リラ	%	%	%	%	
...	...	167	...	...	...	...	...	...	1
...	...	285	...	...	...	...	...	...	2
...	...	...	...	...	...	...	...	...	3
...	...	11,887	...	...	...	...	...	...	4
12,115	15,032	23,525	3,732	27,257	19.4	22.5	15.6	18.1	5
19,931	24,775	35,039	4,777	39,816	17.6	20.0	14.1	16.1	6
31,968	36,530	62,090	7,970	70,060	19.4	21.9	17.0	19.2	7
百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ					
29,771	36,483	...	...	5,639	...	18.9	...	...	15.5
62,887	76,526	9,991	168	10,159	15.9	16.2	13.1	13.3	9
171,715	210,394	36,432	1,013	37,446	21.2	21.8	17.3	17.8	10
351,663	444,461	91,018	3,347	94,365	25.9	26.8	20.5	21.2	11
558,158	728,530	170,166	7,695	177,861	30.5	31.9	23.4	24.4	12
732,840	984,983	239,906	20,514	260,420	32.7	35.5	24.4	26.4	13
893,500	1,239,266	282,314	77,153	359,467	31.6	40.2	22.8	29.0	14
1,073,723	1,489,726	306,952	96,899	403,851	28.6	37.6	20.6	27.1	15
1,123,433	1,604,515	359,272	103,234	462,506	32.0	41.2	22.4	28.8	16
1,138,905	1,637,463	367,301	107,260	474,561	32.3	41.7	22.4	29.0	17
1,098,229	1,613,265	382,485	114,784	497,269	34.8	45.3	23.7	30.8	18
1,097,662	1,604,599	382,434	113,933	496,367	34.8	45.2	23.8	30.9	19
1,111,318	1,621,827	378,479	116,643	495,122	34.1	44.6	23.3	30.5	20
1,125,600	1,652,153	380,494	117,369	497,863	33.8	44.2	23.0	30.1	21
1,183,705	1,689,748	392,714	107,662	500,376	33.2	42.3	23.2	29.6	22
1,183,705	1,689,748	394,423	112,745	507,168	33.3	42.8	23.3	30.0	23
1,254,708	1,771,063	423,601	86,311	509,912	33.8	40.6	23.9	28.8	24

国民所得 (A)	国内総生産 (B)	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率 (対国民所得比)		(付) 租 税 負 担 率 (対国内総生産比)		番 号
		国 税 (C)	地 方 税 (D)	合 計 (E)	国 税 ( $\frac{C}{A}$ )	合 計 ( $\frac{E}{A}$ )	国 税 ( $\frac{C}{B}$ )	合 計 ( $\frac{E}{B}$ )	
百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ	%	%	%	%	
...	...	...	...	...	...	...	...	...	1
...	...	...	...	...	...	...	...	...	2
...	...	...	...	...	...	...	...	...	3
...	...	...	...	...	...	...	...	...	4
...	...	8,956	3,727	12,683	...	...	...	...	5
58,104	72,946	13,537	5,225	18,762	23.3	32.3	18.6	25.7	6
88,903	114,314	...	...	35,152	...	39.5	...	30.8	7
131,858	194,281	...	...	58,932	...	44.7	...	30.3	8
230,390	339,304	67,653	38,564	106,217	29.4	46.1	19.9	31.3	9
494,470	592,519	101,876	82,693	184,569	20.6	37.3	17.2	31.1	10
782,644	968,063	193,668	131,600	325,268	24.7	41.6	20.0	33.6	11
1,233,327	1,527,964	329,069	221,017	550,086	26.7	44.6	21.5	36.0	12
1,258,591	1,883,562	355,848	265,854	621,702	28.3	49.4	18.9	33.0	13
1,516,133	2,380,358	522,728	336,304	859,031	34.5	56.7	22.0	36.1	14
1,891,290	2,907,352	555,608	435,577	991,185	29.4	52.4	19.1	34.1	15
2,313,835	3,519,994	599,824	536,950	1,136,774	25.9	49.1	17.0	32.3	16
2,399,295	3,656,577	639,669	552,655	1,192,324	26.7	49.7	17.5	32.6	17
2,407,429	3,684,800	616,390	576,229	1,192,619	25.6	49.5	16.7	32.4	18
2,457,845	3,769,909	643,775	597,340	1,241,115	26.2	50.5	17.1	32.9	19
2,577,020	3,936,840	669,506	618,223	1,287,729	26.0	50.0	17.0	32.7	20
2,711,792	4,199,860	753,074	651,654	1,404,728	27.8	51.8	17.9	33.4	21
2,801,518	4,385,497	815,249	685,915	1,501,164	29.1	53.6	18.6	34.2	22
2,955,868	4,621,046	872,198	717,017	1,589,215	29.5	53.8	18.9	34.4	23
3,096,708	4,828,306	913,025	744,271	1,657,296	29.5	53.5	18.9	34.3	24

カナダ { 1. 国民所得及び国内総生産は OECD "National Accounts" に基づく。平成23年以降は8SNA ベース、昭和45年から平成22年は93SNA による計  
数である (それ以前は68SNA ベース)。  
2. 租税収入は OECD "Revenue Statistics" に基づく。"Revenue Statistics" のデータは会計年度ベース。  
3. 連邦及び州の会計年度は 4月/3月、地方政府の会計年度は 1月/12月である。

スウェーデン { 1. 国民所得及び国内総生産は OECD "National Accounts" に基づく。平成24年以降は8SNA ベース、昭和45年から平成23年は93SNA による計  
数である (それ以前は68SNA ベース)。  
2. 租税収入は OECD "Revenue Statistics" に基づく。  
3. 会計年度は 1月/12月である。

2. 1 人 当 た り 国 民 所 得 及

区 分	番 号	日 本			
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人 当 た り 租 税 負 担 額		人 口
			国 税	国 税, 地 方 税 計	
昭和 9~11年度…	1	円 209	円 18	円 27	万人 6,865
16……………	2	500	69	81	7,160
19……………	3	772	172	184	7,380
25……………	4	40,658	6,856	9,120	8,317
30……………	5	78,150	10,494	14,770	8,923
35……………	6	144,520	19,285	27,253	9,339
40……………	7	273,187	33,386	49,164	9,820
45……………	8	585,979	74,636	110,648	10,415
50……………	9	1,108,644	129,687	202,602	11,184
55……………	10	1,742,702	242,489	378,345	11,699
60……………	11	2,153,922	323,636	516,382	12,097
平成 2……………	12	2,807,485	508,092	778,814	12,356
7……………	13	3,029,196	437,959	706,290	12,550
12……………	14	3,074,843	415,488	695,626	12,689
17……………	15	3,037,832	409,284	681,702	12,776
20……………	16	2,845,447	357,906	666,829	12,805
21……………	17	2,754,810	314,325	589,125	12,803
22……………	18	2,848,392	341,376	609,403	12,803
23……………	19	2,797,767	353,565	621,008	12,777
24……………	20	2,807,505	368,808	638,938	12,757
25……………	21	2,924,572	402,121	679,800	12,739
26……………	22	2,960,906	454,729	743,883	12,722
27……………	23	3,089,745	471,921	779,602	12,708
28……………	24	3,091,168	464,559	774,960	12,691
28(邦貨換算)	25				
29……………	26	3,162,744	492,385	807,362	12,669
29(邦貨換算)	27				
30……………	28	3,181,512	507,994	830,326	12,643
30(邦貨換算)	29				
令和 1……………	30	3,181,182	492,890	819,592	12,614

区 分	番 号	イ ギ リ ス			
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人 当 た り 租 税 負 担 額		人 口
			国 税	国 税, 地 方 税 計	
昭和 9~11年度…	1	ポンド 88	ポンド 16	ポンド 20	万人 …
16……………	2	143	41	45	…
19……………	3	171	64	69	…
25……………	4	212	73	80	…
30……………	5	304	91	100	5,120
35……………	6	402	106	121	5,235
40……………	7	535	148	170	5,435
45……………	8	814	262	295	5,563
50……………	9	1,683	474	548	5,622
55……………	10	3,365	1,048	1,200	5,633
60……………	11	5,144	1,700	1,940	5,668
平成 2……………	12	7,959	2,672	2,918	5,756
7……………	13	10,373	3,342	3,501	5,861
12……………	14	13,931	4,824	5,065	5,889
17……………	15	17,843	5,776	6,129	6,024
20……………	16	19,541	6,310	6,712	6,138
21……………	17	18,844	5,830	6,241	6,181
22……………	18	19,357	6,246	6,668	6,226
23……………	19	19,716	6,655	7,080	6,275
24……………	20	19,765	6,599	7,026	6,324
25……………	21	20,082	6,747	7,185	6,410
26……………	22	20,689	6,940	7,389	6,459
27……………	23	21,066	7,142	7,602	6,513
28……………	24	21,950	7,492	7,970	6,560
28(邦貨換算)	25	(3,204,740)	(1,093,857)	(1,163,636)	
29……………	26	22,618	7,846	8,347	6,604
29(邦貨換算)	27	(3,189,138)	(1,106,286)	(1,176,927)	
30……………	28	23,177	8,046	8,582	6,644
30(邦貨換算)	29	(3,175,257)	(1,102,290)	(1,175,801)	
令和 1……………	30				

(備考) 1. 各国の国民所得及び租税負担額については第1表の備考を参照のこと。  
 2. 日本の人口は毎月全国推計人口(総務省)の年度平均である。(平成27年9月までは国勢調査に基づく補間補正後)  
 3. 諸外国の人口は“Monthly Bulletin of Statistics”(国際連合)による。ドイツについては、昭和25年及び30年の人口の上欄は、西ベルリン及びザール州を含まない人口(1人当たり国民所得の算出に用いる。)、下欄は、西ベルリンは含むがザール州を含まない人口(1人当たり租税負担

び 租 税 負 担 額 の 国 際 比 較

ア メ リ カ					番 号
1 人 当 たり 国 民 所 得	1 人 当 たり 租 税 負 担 額			人 口	
	連 邦 税	州 税	連 邦 税, 州 税, 地 方 政 府 税 計		
ドル	ドル	ドル	ドル	万人	
455	28	...	79	12,723	1
780	94	...	157	13,367	2
1,376	264	...	331	13,391	3
1,587	285	...	394	15,187	4
2,051	375	...	522	16,507	5
2,345	423	...	628	18,068	6
3,025	479	...	745	19,430	7
4,162	707	...	1,132	20,505	8
6,114	873	374	1,530	21,597	9
9,818	1,523	604	2,507	22,776	10
14,246	1,889	904	3,358	23,849	11
18,556	2,529	1,239	4,623	24,995	12
22,644	3,196	1,545	5,770	26,304	13
29,215	4,666	1,941	7,858	28,219	14
35,033	4,707	2,319	8,666	29,590	15
37,619	4,990	2,537	9,377	30,406	16
36,345	3,727	2,255	7,870	30,701	17
37,982	4,169	2,343	8,406	30,905	18
39,506	4,776	2,486	9,180	31,159	19
41,374	5,055	2,580	9,580	31,391	20
42,164	5,585	2,728	10,285	31,613	21
43,839	6,011	2,785	10,788	31,891	22
45,314	6,416	2,879	11,307	32,090	23
45,855	6,279	2,893	11,334	32,313	24
(5,181,611)	(709,488)	(326,904)	(1,280,737)		25
47,434	7,160	2,937	12,373	32,518	26
(5,170,306)	(780,440)	(320,133)	(1,348,657)		27
49,420	6,048	3,169	11,558	32,717	28
(5,139,653)	(629,033)	(329,562)	(1,201,983)		29
					30

ド イ ツ					番 号
1 人 当 たり 国 民 所 得	1 人 当 たり 租 税 負 担 額			人 口	
	連 邦 税	州 税	連 邦 税, 州 税, 市 町 村 税 計		
マルク	マルク		マルク	万人	
851	134		188	...	1
1,392	460		...	...	2
1,288	544		...	...	3
1,673	355		407	{ 4,691	4
				{ 4,905	5
2,890	747		823	{ 4,920	
				{ 5,140	
4,332	1,061		1,235	5,543	6
6,116	1,576		1,799	5,862	7
ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ		
5,177	...		1,306	6,065	8
7,693	1,061	681	2,017	6,185	9
10,948	1,584	1,054	3,065	6,154	10
13,804	1,902	1,279	3,697	6,098	11
17,750	2,341	1,546	4,495	6,325	12
17,523	2,698	1,823	5,142	8,166	13
18,943	2,903	2,093	5,689	8,219	14
20,846	2,923	2,031	5,687	8,247	15
23,111	3,538	2,539	7,020	8,213	16
22,272	3,458	2,348	6,654	8,190	17
23,508	3,508	2,328	6,708	8,188	18
24,812	3,796	2,506	7,252	8,178	19
25,089	3,916	2,654	7,570	8,193	20
26,103	4,066	2,896	8,017	8,065	21
26,943	4,187	3,011	8,285	8,098	22
27,698	4,293	3,179	8,615	8,169	23
28,687	4,347	3,396	8,960	8,235	24
(3,700,639)	(560,807)	(438,115)	(1,155,860)		25
29,387	4,481	3,496	9,253	8,266	26
(3,555,827)	(542,201)	(423,016)	(1,119,613)		27
30,258	4,608	3,685	9,635	8,291	28
(3,721,780)	(566,813)	(453,237)	(1,185,154)		29
					30

額の算出に用いる。)であり、昭和35年以降の人口には西ベルリン及びザール州の双方が含まれている。平成2年度は旧西ドイツの数値、平成3年度以降は全ドイツの数値である。フランスについては、昭和25年以前は国際連合の“Demographic Yearbook 1960”による。イタリアについては、昭和55年以降の計数はそれ以前の計数と接続しない。

4. 諸外国欄の( )書は邦貨換算額である。

2. 1 人 当 た り 国 民 所 得 及

区 分	番 号	フ ラ ン ス				人 口
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人 当 た り 租 税 負 担 額		人 口	
			国 税	国 税, 地 方 税 計		
		フラン	フラン	フラン	万人	
昭和 9~11年度…	1	44	8	…	4,134	
16……………	2	…	17	…	3,880	
19……………	3	…	27	31	3,830	
25……………	4	1,833	411	477	4,174	
30……………	5	2,984	640	746	4,343	
35……………	6	4,937	1,231	1,418	4,568	
40……………	7	…	…	…	…	
		ユーロ	ユーロ	ユーロ		
45……………	8	1,943	…	532	5,077	
50……………	9	3,377	811	930	5,279	
55……………	10	6,161	1,665	1,899	5,388	
60……………	11	9,931	2,771	3,273	5,517	
平成 2……………	12	13,548	3,568	4,277	5,673	
7……………	13	15,160	4,120	5,099	5,784	
12……………	14	18,417	5,871	6,966	5,906	
17……………	15	20,911	6,398	7,821	6,118	
20……………	16	23,110	6,884	8,523	6,228	
21……………	17	22,042	6,134	7,815	6,262	
22……………	18	22,794	6,836	8,254	6,297	
23……………	19	23,230	6,994	8,824	6,329	
24……………	20	23,038	7,284	9,191	6,352	
25……………	21	23,157	7,581	9,515	6,379	
26……………	22	23,502	7,601	9,577	6,413	
27……………	23	24,037	7,700	9,737	6,447	
28……………	24	24,435	7,850	9,965	6,468	
28(邦貨換算)	25	(3,152,082)	(1,012,714)	(1,285,437)		
29……………	26	25,132	8,292	10,481	6,467	
29(邦貨換算)	27	(3,040,972)	(1,003,332)	(1,268,201)		
30……………	28	25,642	8,686	10,953	6,477	
30(邦貨換算)	29	(3,153,997)	(1,068,425)	(1,347,236)		
令和 1……………	30					

区 分	番 号	カ ナ ダ				人 口	
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人 当 た り 租 税 負 担 額				人 口
			連 邦 税	州 税	連 邦 税, 州 税, 地 方 税 計		
		カナダ・ドル	カナダ・ドル	カナダ・ドル	カナダ・ドル	万人	
昭和 9~11年度…	1	…	…	…	…	…	
16……………	2	…	…	…	…	…	
19……………	3	…	…	…	…	…	
25……………	4	…	…	…	…	…	
30……………	5	…	…	…	…	…	
35……………	6	…	…	…	…	…	
40……………	7	2,147	…	…	735	1,968	
45……………	8	3,048	…	…	1,194	2,132	
50……………	9	5,703	1,207	824	2,281	2,273	
55……………	10	9,698	1,818	1,527	3,759	2,404	
60……………	11	14,169	2,628	2,302	5,525	2,516	
平成 2……………	12	17,187	3,672	3,223	7,744	2,770	
7……………	13	19,444	3,870	3,667	8,509	2,930	
12……………	14	25,369	5,398	4,559	10,985	3,069	
17……………	15	31,821	5,847	5,098	12,272	3,225	
20……………	16	36,075	6,094	5,671	13,281	3,333	
21……………	17	32,626	5,736	5,511	12,808	3,372	
22……………	18	34,611	5,712	5,552	12,888	3,413	
23……………	19	36,849	6,045	5,813	13,512	3,448	
24……………	20	37,360	6,085	6,071	13,871	3,488	
25……………	21	38,629	6,263	6,244	14,275	3,515	
26……………	22	40,042	6,563	6,439	14,815	3,555	
27……………	23	39,112	6,624	6,647	15,111	3,585	
28……………	24	39,060	6,804	6,930	15,633	3,627	
28(邦貨換算)	25	(3,359,160)	(585,153)	(595,957)	(1,344,451)		
29……………	26	41,591	7,292	7,241	16,512	3,654	
29(邦貨換算)	27	(3,452,053)	(605,236)	(601,003)	(1,370,496)		
30……………	28	42,444	7,680	7,468	17,151	3,706	
30(邦貨換算)	29	(3,353,055)	(606,735)	(589,945)	(1,354,895)		
令和 1……………	30						

5. 邦貨換算レートは、1ドル=104円、1ポンド=137円、1ユーロ=123円、1カナダドル=79円、1スウェーデン・クローネ=12円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和3年1月中適用。)

び 租 税 負 担 額 の 国 際 比 較 (続)

1 人 当 たり 国 民 所 得	イ タ リ ア			人 口	番 号
	1 人 当 たり 租 税 負 担 額				
	連 邦 税	国 税, 地 方 税 計			
リラ	リラ	リラ	万人		
...	391	...	...	1	
...	...	...	...	2	
...	...	...	...	3	
...	25,509	...	4,660	4	
251,244	48,787	56,526	4,822	5	
401,511	70,586	80,210	4,964	6	
614,887	119,427	134,757	5,199	7	
ユーロ	ユーロ	ユーロ			
555	...	105	5,366	8	
1,168	186	189	5,382	9	
3,043	646	664	5,643	10	
6,214	1,608	1,668	5,659	11	
9,841	3,000	3,136	5,672	12	
12,893	4,221	4,582	5,684	13	
15,692	4,958	6,313	5,694	14	
18,320	5,237	6,890	5,861	15	
19,257	6,007	7,848	5,983	16	
18,551	5,894	7,544	6,019	17	
18,574	5,940	7,647	6,048	18	
18,786	6,058	7,828	6,063	19	
18,445	6,424	8,352	5,954	20	
18,223	6,349	8,241	6,023	21	
18,282	6,226	8,145	6,079	22	
18,514	6,259	8,189	6,080	23	
19,524	6,478	8,253	6,063	24	
(2,518,645)	(835,603)	(1,064,683)		25	
19,553	6,514	8,378	6,054	26	
(2,365,913)	(788,194)	(1,013,738)		27	
20,766	7,011	8,390	6,042	28	
(2,554,271)	(862,346)	(1,031,947)		29	
				30	

1 人 当 たり 国 民 所 得	ス ウ ェ ー デ ン			人 口	番 号
	1 人 当 たり 租 税 負 担 額				
	国 税	国 税, 地 方 税 計			
クローネ	クローネ	クローネ	万人		
...	...	...	...	1	
...	...	...	...	2	
...	...	...	...	3	
...	...	...	...	4	
...	...	...	...	5	
...	...	...	...	6	
11,501	...	4,547	773	7	
16,400	...	7,330	804	8	
28,131	8,260	12,969	819	9	
59,503	12,259	22,210	831	10	
93,730	23,194	38,954	835	11	
144,080	38,443	64,262	856	12	
142,536	40,300	70,408	883	13	
170,928	58,932	96,847	887	14	
209,445	61,529	109,766	903	15	
245,450	65,343	121,252	922	16	
228,486	61,494	118,356	923	17	
246,730	63,961	121,217	938	18	
253,921	67,697	126,185	945	19	
252,908	64,754	125,288	952	20	
256,026	67,060	129,283	960	21	
265,782	69,050	132,810	970	22	
276,742	76,852	143,354	980	23	
282,326	82,158	151,281	992	24	
(3,387,908)	(985,891)	(1,815,376)		25	
293,882	86,717	158,005	1,006	26	
(3,232,702)	(953,887)	(1,738,055)		27	
305,999	90,220	163,764	1,012	28	
(3,671,986)	(1,082,638)	(1,965,173)		29	
				30	

## 3. 国 税 の 税 目 別

区 分	番 号	昭和25年度		30		35		40	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
直 接 税	1	3,136	55.0	4,811	51.4	9,784	54.3	19,416	59.2
所 得 税	2	2,201	38.6	2,787	29.8	3,906	21.7	9,704	29.6
{ 源 泉 分	3	1,275	22.4	2,141	22.9	2,929	16.3	7,122	21.7
	{ 申 告 分	4	926	16.2	646	6.9	977	5.4	2,581
法 人 税	5	838	14.7	1,921	20.5	5,734	31.8	9,271	28.3
会 社 臨 時 特 別 税	6	—	—	—	—	—	—	—	—
相 続 税	7	27	0.5	56	0.6	123	0.7	440	1.3
旧 税	8	—	—	—	—	—	—	—	—
再 評 価 税	9	64	1.1	43	0.5	21	0.1	}	0
そ の 他	10	6	0.1	5	0.1	0	0.0		
間 接 税 等	11	2,566	45.0	4,552	48.6	8,226	45.7	13,369	40.8
酒 税	12	1,054	18.5	1,605	17.1	2,485	13.8	3,529	10.8
た ば こ 税	13	—	—	—	—	—	—	—	—
砂 糖 消 費 税	14	7	0.1	476	5.1	281	1.6	289	0.9
揮 発 油 税	15	74	1.3	255	2.7	1,030	5.7	2,545	7.8
石 油 ガ ス 税	16	—	—	—	—	—	—	0	0.0
航 空 機 燃 料 税	17	—	—	—	—	—	—	—	—
石 油 税	18	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 税	19	165	2.9	269	2.9	822	4.6	1,379	4.2
ト ラ ン プ 類 税	20	—	—	—	—	3	0.0	5	0.0
取 引 所 税	21	—	—	2	0.0	6	0.0	25	0.1
有 価 証 券 取 引 税	22	0	0.0	8	0.1	111	0.6	82	0.3
通 行 税	23	11	0.2	24	0.3	43	0.2	42	0.1
入 場 税	24	—	—	144	1.5	164	0.9	104	0.3
自 動 車 重 量 税	25	—	—	—	—	—	—	—	—
関 税	26	}	16	270	2.9	1,098	6.1	2,220	6.8
と ん 税	27			3	0.0	8	0.0	29	0.1
日 本 銀 行 券 発 行 税	28	—	—	5	0.1	5	0.0	4	0.0
印 紙 収 入	29	92	1.6	233	2.5	506	2.8	827	2.5
日 本 専 売 公 社 納 付 金	30	1,138	20.0	1,182	12.6	1,465	8.1	1,793	5.5
地 方 道 路 税 (特)	31	—	—	77	0.8	188	1.0	461	1.4
石 油 ガ ス 税 (讓 与 分) (特)	32	—	—	—	—	—	—	0	0.0
航 空 機 燃 料 税 (讓 与 分) (特)	33	—	—	—	—	—	—	—	—
自 動 車 重 量 税 (讓 与 分) (特)	34	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 と ん 税 (特)	35	—	—	—	—	11	0.1	36	0.1
原 重 油 関 税 (特)	36	—	—	—	—	—	—	—	—
電 源 開 発 促 進 税 (特)	37	—	—	—	—	—	—	—	—
揮 発 油 税 (特)	38	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	39	8	0.1	0	0.0	—	—	—	—
合 計	40	5,702	100.0	9,363	100.0	18,010	100.0	32,785	100.0

(備考) 1. 令和元年度以前は決算額、2年度は補正後予算額、3年度は予算額である。

2. 入場税は昭和36年度までは特別会計に属していた。

3. 電源開発促進税は、平成19年度より一般会計に組み入れられている。

4. 揮発油税(特)は、平成21年度より一般会計に組み入れられている。

収 入 の 累 年 比 較

(単位 億円, %)

45		50		55		昭和60年度		番 号
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	
51,344	66.1	100,583	69.3	201,628	71.1	285,170	72.8	1
24,282	31.2	54,823	37.8	107,996	38.1	154,350	39.4	2
17,287	22.2	39,663	27.3	82,354	29.0	122,495	31.3	3
6,995	9.0	15,160	10.5	25,643	9.0	31,855	8.1	4
25,672	33.0	41,279	28.5	89,227	31.5	120,207	30.7	5
—	—	1,374	0.9	0	0.0	—	—	6
1,391	1.8	3,104	2.1	4,405	1.6	10,613	2.7	7
0	0.0	2	0.0	0	0.0	0	0.0	8
—	—	—	—	—	—	—	—	9
—	—	—	—	—	—	—	—	10
26,388	33.9	44,460	30.7	82,060	28.9	106,332	27.2	11
6,136	7.9	9,140	6.3	14,243	5.0	19,315	4.9	12
—	—	—	—	—	—	8,837	2.3	13
442	0.6	426	0.3	430	0.2	408	0.1	14
4,987	6.4	8,244	5.7	15,474	5.5	15,568	4.0	15
122	0.2	139	0.1	149	0.1	155	0.0	16
—	—	183	0.1	488	0.2	521	0.1	17
—	—	—	—	4,041	1.4	4,004	1.0	18
3,395	4.4	6,825	4.7	10,379	3.7	15,279	3.9	19
6	0.0	9	0.0	5	0.0	4	0.0	20
49	0.1	97	0.1	152	0.1	111	0.0	21
158	0.2	668	0.5	2,087	0.7	6,709	1.7	22
122	0.2	345	0.2	637	0.2	753	0.2	23
135	0.2	26	0.0	54	0.0	50	0.0	24
—	—	2,203	1.5	3,951	1.4	4,523	1.2	25
3,815	4.9	3,733	2.6	6,469	2.3	6,369	1.6	26
51	0.1	67	0.0	89	0.0	86	0.0	27
8	0.0	40	0.0	—	—	—	—	28
2,187	2.8	4,798	3.3	8,409	3.0	14,126	3.6	29
2,723	3.5	3,380	2.3	8,081	2.8	—	—	30
903	1.2	1,496	1.0	2,783	1.0	2,999	0.8	31
122	0.2	139	0.1	149	0.1	155	0.0	32
—	—	33	0.0	89	0.0	95	0.0	33
—	—	734	0.5	1,317	0.5	1,508	0.4	34
63	0.1	84	0.1	111	0.0	107	0.0	35
963	1.2	1,349	0.9	1,387	0.5	1,204	0.3	36
—	—	299	0.2	1,085	0.4	2,335	0.6	37
—	—	—	—	—	—	1,110	0.3	38
—	—	—	—	—	—	—	—	39
77,732	100.0	145,043	100.0	283,688	100.0	391,502	100.0	40

## 3. 国 税 の 税 目 別

区 分	番 号	平成2		7		12		17	
		金 額	構成比						
直 接 税	1	462,971	73.7	363,519	66.1	323,193	61.3	315,413	60.3
所 得 税	2	259,955	41.4	195,151	35.5	187,889	35.6	155,859	29.8
〔 源 泉 分 〕	3	187,787	29.9	157,259	28.6	158,785	30.1	129,558	24.8
〔 申 告 分 〕	4	72,168	11.5	37,891	6.9	29,104	5.5	26,301	5.0
法 人 特 別 税	5	183,836	29.3	137,354	25.0	117,472	22.3	132,736	25.4
相 続 税	6	—	—	44	0.0	1	0.0	—	—
地 価 税	7	19,180	3.1	26,903	4.9	17,822	3.4	15,657	3.0
旧 税	8	—	—	4,063	0.7	9	0.0	2	0.0
法 人 臨 時 特 別 税 (特)	9	0	0.0	—	—	0	0.0	0	0.0
所 得 税 (譲与分) (特)	10	—	—	4	0.0	—	—	—	—
地 方 法 人 税 (特)	11	—	—	—	—	—	—	11,159	2.1
地 方 法 人 特 別 税 (特)	12	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 法 人 事 業 税 (特)	13	—	—	—	—	—	—	—	—
復 興 特 別 所 得 税 (特)	14	—	—	—	—	—	—	—	—
復 興 特 別 法 人 税 (特)	15	—	—	—	—	—	—	—	—
間 接 税 等	16	—	—	—	—	—	—	—	—
消 費 税	17	164,827	26.3	186,111	33.9	204,016	38.7	207,492	39.7
酒 税	18	46,227	7.4	57,901	10.5	98,221	18.6	105,834	20.2
た ば こ 税	19	19,350	3.1	20,610	3.7	18,164	3.4	15,853	3.0
砂 糖 消 費 税	20	9,959	1.6	10,420	1.9	8,755	1.7	8,867	1.7
揮 発 油 税	21	△0	△0.0	—	—	—	—	—	—
石 油 ガ ス 税	22	15,055	2.4	18,651	3.4	20,752	3.9	21,676	4.1
航 空 機 燃 料 税	23	157	0.0	153	0.0	142	0.0	142	0.0
石 油 石 炭 税	24	641	0.1	855	0.2	880	0.2	886	0.2
(15年9月30日までは石油税)	25	4,870	0.8	5,131	0.9	4,890	0.9	4,931	0.9
電 源 開 発 促 進 税	26	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 税	27	46	0.0	3	0.0	—	—	—	—
ト ラ ン プ 類 税	28	0	0.0	—	—	—	—	—	—
取 引 所 税	29	413	0.1	438	0.1	—	—	—	—
有 価 証 券 取 引 税	30	7,479	1.2	4,791	0.9	0	0.0	—	—
通 行 税	31	△4	△0.0	—	—	—	—	—	—
入 場 税	32	0	0.0	0	0.0	—	—	—	—
自 動 車 重 量 税	33	6,609	1.1	7,837	1.4	8,507	1.6	7,574	1.4
国 際 観 光 旅 客 税	34	—	—	—	—	—	—	—	—
関 税	35	8,252	1.3	9,500	1.7	8,215	1.6	8,857	1.7
と ん 税	36	89	0.0	87	0.0	88	0.0	91	0.0
印 紙 収 入	37	18,944	3.0	19,413	3.5	15,318	2.9	11,688	2.2
消 費 税 (譲与分) (特)	38	11,557	1.8	14,475	2.6	—	—	—	—
地 方 揮 発 油 税 (20年度までは地方道路税) (特)	39	3,608	0.6	2,635	0.5	2,962	0.6	3,112	0.6
石 油 ガ ス 税 (譲与分) (特)	40	157	0.0	153	0.0	142	0.0	142	0.0
航 空 機 燃 料 税 (譲与分) (特)	41	116	0.0	155	0.0	160	0.0	161	0.0
自 動 車 重 量 税 (譲与分) (特)	42	2,203	0.4	2,612	0.5	2,836	0.5	3,787	0.7
特 別 と ん 税 (特)	43	112	0.0	109	0.0	111	0.0	114	0.0
原 油 等 関 税 (特)	44	1,029	0.2	821	0.1	550	0.1	446	0.1
電 源 開 発 促 進 税 (特)	45	2,947	0.5	3,386	0.6	3,746	0.7	3,592	0.7
揮 発 油 税 (特)	46	5,011	0.8	5,976	1.1	6,934	1.3	7,408	1.4
石 油 臨 時 特 別 税 (特)	47	—	—	0	0.0	—	—	—	—
た ば こ 特 別 税 (特)	48	—	—	—	—	2,644	0.5	2,329	0.4
合 計	49	627,798	100.0	549,630	100.0	527,209	100.0	522,905	100.0

収入の累年比較(続)

(単位 億円, %)

22		27		令和元		2 (補正後)		3 (予 算)		番 号
金 額	構成比									
246,225	56.3	335,753	56.0	353,168	56.8	319,164	54.2	328,638	53.8	1
129,844	29.7	178,071	29.7	191,707	30.8	184,960	31.4	186,670	30.6	2
106,770	24.4	147,732	24.6	159,375	25.6	155,910	26.5	157,440	25.8	3
23,073	5.3	30,340	5.1	32,332	5.2	29,050	4.9	29,230	4.8	4
89,677	20.5	108,274	18.1	107,971	17.4	80,410	13.6	89,970	14.7	5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
12,504	2.9	19,684	3.3	23,005	3.7	22,310	3.8	22,290	3.7	7
1	0.0	0	0.0	0	0.0	-	-	-	-	8
0	0.0	0	0.0	0	0.0	-	-	-	-	9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11
-	-	5,161	0.9	6,042	1.0	10,343	1.8	13,232	2.2	12
14,200	3.2	20,806	3.5	20,436	3.3	10,162	1.7	-	-	13
-	-	-	-	0	0.0	7,095	1.2	12,556	2.1	14
-	-	3,707	0.6	4,001	0.6	3,884	0.7	3,920	0.6	15
-	-	49	0.0	6	0.0	-	-	-	-	16
190,849	43.7	263,941	44.0	268,584	43.2	270,007	45.8	282,029	46.2	17
100,333	23.0	174,263	29.1	183,527	29.5	192,730	32.7	202,840	33.2	18
13,893	3.2	13,380	2.2	12,473	2.0	11,430	1.9	11,760	1.9	19
9,077	2.1	9,536	1.6	8,737	1.4	8,620	1.5	9,120	1.5	20
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21
27,501	6.3	24,646	4.1	22,808	3.7	20,470	3.5	20,700	3.4	22
119	0.0	92	0.0	68	0.0	60	0.0	40	0.0	23
749	0.2	513	0.1	508	0.1	110	0.0	370	0.1	24
5,019	1.1	6,304	1.1	6,383	1.0	5,990	1.0	6,060	1.0	25
3,492	0.8	3,159	0.5	3,158	0.5	3,150	0.5	3,050	0.5	26
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32
4,465	1.0	3,849	0.6	3,881	0.6	3,930	0.7	3,820	0.6	33
-	-	-	-	444	0.1	30	0.0	300	0.0	34
7,859	1.8	10,487	1.7	9,412	1.5	8,250	1.4	8,460	1.4	35
95	0.0	99	0.0	102	0.0	100	0.0	90	0.0	36
10,240	2.3	10,495	1.8	10,232	1.6	8,700	1.5	8,940	1.5	37
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38
2,942	0.7	2,637	0.4	2,440	0.4	2,190	0.4	2,214	0.4	39
119	0.0	92	0.0	68	0.0	60	0.0	40	0.0	40
136	0.0	147	0.0	145	0.0	31	0.0	191	0.0	41
3,065	0.7	2,642	0.4	2,833	0.5	2,869	0.5	2,789	0.5	42
119	0.0	124	0.0	127	0.0	125	0.0	113	0.0	43
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47
1,625	0.4	1,475	0.2	1,238	0.2	1,162	0.2	1,132	0.2	48
437,074	100.0	599,694	100.0	621,751	100.0	589,171	100.0	610,667	100.0	49

## 4. 国 税 の 税 目 別

日 本 (億円, %)			アメリカ (百万ドル, %)			イギリス (百万ポンド, %)		
税 目	金 額	構成比	税 目	金 額	構成比	税 目	金 額	構成比
直 接 税	328,638	53.8	直 接 税	1,911,254	93.3	直 接 税	287,570	56.6
所 得 税	186,670	30.6	個 人 所 得 税	1,683,538	82.2	所 得 税	193,243	38.1
〔 源 泉 分	157,440	25.8	法 人 所 得 税	204,733	10.0	法 人 税	61,106	12.0
〔 申 告 分	29,230	4.8	遺 産 税・贈 与 税	22,983	1.1	キャピタル・ゲイン税	9,826	1.9
法 人 税	89,970	14.7				相 続 税	5,122	1.0
相 続 税	22,290	3.7	間 接 税 等	136,285	6.7	職 業 実 習 負 担 税	2,798	0.6
地 方 法 人 税 (特)	13,232	2.2	一 般 財 源	30,067	1.5	石 油 収 入 税	-408	-0.1
特 別 法 人 事 業 税 (特)	12,556	2.1	酒 税	10,057	0.5	非 居 住 用 資 産 レ イ ト	11,300	2.2
復 興 特 別 所 得 税 (特)	3,920	0.6	た ば こ 税	12,861	0.6	銀 行 税	4,450	0.9
			電 信 電 話 サ ー ビ ス 税	512	0.0	迂 回 利 益 税	5	0.0
間 接 税 等	282,029	46.2	輸 送 燃 料 税	-1,459	-0.1	そ の 他	128	0.0
消 費 税	202,840	33.2	そ の 他	8,096	0.4			
酒 税	11,760	1.9	関 税	41,299	2.0	間 接 税 等	220,071	43.4
た ば こ 税	9,120	1.5	特 定 財 源	64,919	3.2	付 加 価 値 税	129,885	25.6
揮 発 油 税	20,700	3.4	ハ イ ウ ェ イ 財 源	42,613	2.1	炭 化 水 素 油 税	27,573	5.4
石 油 ガ ス 税	40	0.0	空 港 ・ 航 空 路 財 源	15,793	0.8	た ば こ 税	8,804	1.7
航 空 機 燃 料 税	370	0.1	そ の 他	6,513	0.3	酒 税	11,837	2.3
石 油 石 炭 税	6,060	1.0				ソ フ ト ド リ ン ク 税	337	0.1
電 源 開 発 促 進 税	3,050	0.5				賭 博 ・ 遊 戯 税	3,019	0.6
自 動 車 重 量 税	3,820	0.6				関 税	3,287	0.6
国 際 観 光 旅 客 税	300	0.0				航 空 旅 客 税	3,641	0.7
関 税	8,460	1.4				保 険 税	6,415	1.3
と ん 税	90	0.0				埋 立 税	641	0.1
印 紙 収 入	8,940	1.5				気 候 変 動 税	2,004	0.4
地 方 揮 発 油 税 (特)	2,214	0.4				採 掘 税	397	0.1
石 油 ガ ス 税 (譲 与 分) (特)	40	0.0				自 動 車 税	7,011	1.4
航 空 機 燃 料 税 (〃) (特)	191	0.0				印 紙 税	15,220	3.0
自 動 車 重 量 税 (〃) (特)	2,789	0.5						
特 別 と ん 税 (特)	113	0.0				そ の 他	0	0.0
た ば こ 特 別 税 (特)	1,132	0.2						
合 計	610,667	100.0	合 計	2,047,539	100.0	合 計	507,641	100.0

(備考) 1. 日本は令和3年度予算額、アメリカは平成29年10月/平成30年9月会計年度決算額、イギリスは令和元年度実績額、ドイツは令和元年決算額、フランスは平成30年実績額(本表の数値は、一般会計に係る税収)、イタリアは令和元年決算額である。

## 収 入 の 国 際 比 較

ドイツ (百万ユーロ, %)					フランス (百万ユーロ, %)			イタリア (百万ユーロ, %)		
税 目	金 額			構成比	税 目	金 額	構成比	税 目	金 額	構成比
	連邦税	州 税	計							
直 接 税	172,039	163,600	335,640	49.0	直 接 税	197,075	46.8	直 接 税	252,284	53.5
所 得 税	134,439	134,439	268,879	39.3	所 得 税	87,954	20.9	所 得 税	191,602	40.6
法 人 税	16,007	16,007	32,014	4.7	徴取名簿による法人税・給与税等	3,201	0.8	法 人 税	33,555	7.1
財 産 税	0	0	0	0.0	法 人 税	69,047	16.4	資本所得に係る源泉税	8,281	1.8
相続・贈与税	0	6,987	6,987	1.0	不 動 産 富 裕 税	2,105	0.5	そ の 他	18,846	4.0
営 業 税	1,947	6,167	8,114	1.2	金 融 機 関 支 出 特 別 税	0	0.0	間 接 税 等	219,338	46.5
連 帯 付 加 税	19,646	0	19,646	2.9	相 続 ・ 贈 与 税	15,312	3.6	付 加 価 値 税	136,883	29.0
				0.0	そ の 他	19,456	4.6	酒 税	1,348	0.3
間 接 税 等	188,734	160,117	348,851	51.0	間 接 税 等	224,278	53.2	たばこ消費税	10,582	2.2
付 加 価 値 税	118,944	116,056	235,000	34.3	登 録 税	2,208	0.5	エ ネ ル ギ ー 税	25,371	5.4
関 税	5,085	0	5,085	0.7	印 紙 税	415	0.1	電 気 ガ ス 消 費 税	6,276	1.3
不 動 産 取 得 税	0	15,789	15,789	2.3	関 税	10,375	2.5	自 動 車 税	436	0.1
自 動 車 税	9,372	0	9,372	1.4	エ ネ ル ギ ー 製 品 内 国 消 費 税	13,378	3.2	印 紙 税 ・ 登 録 税	11,325	2.4
保 険 税	14,136	0	14,136	2.1	付 加 価 値 税	188,574	44.8	抵 当 権 等 登 記 税	1,574	0.3
競 馬 富 く じ 税	0	1,975	1,975	0.3	たばこ税	0	0.0	富 く じ 税	7,688	1.6
防 火 税	0	482	482	0.1	汚 染 活 動 一 般 税	1,769	0.4	政 府 免 許 税	735	0.2
たばこ税	14,257	0	14,257	2.1	そ の 他	7,560	1.8	テ レ ビ 受 信 税	1,898	0.4
コ ー ヒ ー 税	1,060	0	1,060	0.2				そ の 他	15,222	3.2
ビ ー ル 税	0	617	617	0.1						
蒸 溜 酒 税	2,118	0	2,118	0.3						
ア ル コ ボ ッ プ 税	1	0	1	0.0						
発 泡 ワ イ ン 税	384	0	384	0.1						
中 間 製 品 税	19	0	19	0.0						
エ ネ ル ギ ー 税	40,683	0	40,683	5.9						
電 気 税	6,689	0	6,689	1.0						
航 空 税	1,182	0	1,182	0.2						
核 燃 料 税	0	0	0	0.0						
そ の 他	2	0	2	0.0						
連 邦 と 州 間 の 調 整 等	-25,198	25,198	0	0.0						
合 計	359,973	324,517	684,490	100.0	合 計	421,353	100.0	合 計	471,622	100.0

2. 諸外国の計数の原資料は、各国の租税統計資料である。そのため、合計額はOECD資料を原資料とする第1表の租税負担額(国税分)とは必ずしも一致しない。

## 5. 歳出及び歳入に対する

区 分	番 号	日 本							
		一般会計 歳出総額 (A)	一般会計 歳入総額 (B)	租税及び 印紙収入 (C)	租税及び印紙 収入と日本専 売公社納付金 の計(D)	C A	D A	C B	D B
		百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%	%
昭和 9～11年度…	1	2,217	2,293	1,024	1,226	46.2	55.3	44.7	53.5
16……………	2	8,134	8,602	4,403	4,818	54.1	59.2	51.2	56.0
19……………	3	19,872	21,040	11,665	12,715	58.7	64.0	55.4	60.4
		億円	億円	億円	億円				
25……………	4	6,333	7,168	4,564	5,702	72.1	90.0	63.7	79.5
30……………	5	10,182	11,264	7,960	9,097	78.2	89.3	70.7	80.8
35……………	6	17,431	19,610	16,183	17,648	92.8	101.2	82.5	90.0
40……………	7	37,230	37,731	30,496	32,288	81.9	86.7	80.8	85.6
45……………	8	81,877	84,592	72,958	75,681	89.1	92.4	86.2	89.5
50……………	9	208,609	214,734	137,527	140,907	65.9	67.5	64.0	65.6
55……………	10	434,050	440,407	268,687	276,768	61.9	63.8	61.0	62.8
60……………	11	530,045	539,926	381,988	381,988	72.1	72.1	70.7	70.7
平成 2……………	12	692,687	717,035	601,059	601,059	86.8	86.8	83.8	83.8
7……………	13	759,385	805,572	519,308	519,308	68.4	68.4	64.5	64.5
12……………	14	893,210	933,610	507,125	507,125	56.8	56.8	54.3	54.3
17……………	15	855,196	890,003	490,654	490,654	57.4	57.4	55.1	55.1
22……………	16	953,123	1,005,346	414,868	414,868	43.5	43.5	41.3	41.3
27……………	17	982,303	1,021,753	562,854	562,854	57.3	57.3	55.1	55.1
28……………	18	975,418	1,027,740	554,686	554,686	56.9	56.9	54.0	54.0
29……………	19	981,156	1,036,440	587,875	587,875	59.9	59.9	56.7	56.7
30……………	20	989,747	1,056,974	603,564	603,564	61.0	61.0	57.1	57.1
令和元……………	21	1,013,665	1,091,624	584,415	584,415	57.7	57.7	53.5	53.5
2(補正後)…	22	1,756,878	1,756,878	551,250	551,250	31.4	31.4	31.4	31.4
3(予 算)…	23	1,066,097	1,066,097	574,480	574,480	53.9	53.9	53.9	53.9

(備考) 1. 日本は令和元年度以前は決算額、2年度は補正後予算額、3年度は予算額であり、いずれも特別会計に属する諸税を含まない。元年度・2年度は臨時・特別の措置を含む計数。  
2. アメリカは、会計年度は、昭和50年以前に開始する年度については7月/6月、それ以降については10月/9月、歳入額及び税収入額の上段は、社会保障税を控除した額であり、( )書は、社会保障税を含めた額である。原資料は「予算教書」である。  
3. イギリスは、中央歳出額及び中央歳入額は、昭和19年度以前は年度決算額、昭和25～50年度は暦年実績額、昭和55年度以降は年度実績額であ

租 税 収 入 の 割 合 の 国 際 比 較

区 分	ア		メ		リ		カ		イ		ギ		リ		ス		番 号
	連 歳 出 (A)	邦 額 (B)	連 歳 入 (B)	邦 額 (C)	連 税 収 (C)	邦 入 (C)	C A	C B	中 歳 出 (A)	央 額 (B)	中 歳 入 (B)	央 額 (C)	国 収 (C)	税 入 (C)	C A	C B	
昭和 9~11年度...	億ドル 71	億ドル 35	億ドル 35	邦 額 ...	億ドル ...	邦 入 ...	% ...	% ...	百万ポンド 1,019	百万ポンド 770	百万ポンド 747	百万ポンド 73.3	百万ポンド 97.0	% 73.3	% 97.0	1	
16.....	137	68	(35)	(87)	68	(87)	49.5	(63.7)	99.8	4,776	2,074	1,962	41.1	94.6	2		
19.....	913	403	(437)	(437)	402	(437)	44.1	(47.9)	99.9	6,058	3,238	3,135	51.7	96.8	3		
25.....	426	351	(394)	(392)	349	(392)	81.9	(92.1)	99.3	3,461	3,977	3,696	106.8	92.9	4		
30.....	684	576	(655)	(651)	572	(651)	83.6	(95.1)	99.4	4,567	5,079	4,658	102.0	91.7	5		
35.....	922	778	(925)	(913)	766	(913)	83.1	(99.0)	98.4	5,917	6,233	5,546	93.7	89.0	6		
40.....	1,182	946	(1,168)	(1,152)	930	(1,152)	78.6	(97.5)	98.3	8,511	8,889	8,032	94.4	90.4	7		
45.....	1,956	1,484	(1,928)	(1,894)	1,450	(1,894)	74.1	(96.8)	97.7	12,857	16,208	14,580	113.4	90.0	8		
50.....	3,323	1,946	(2,791)	(2,724)	1,878	(2,724)	56.5	(82.0)	96.6	31,767	31,065	26,676	84.0	85.9	9		
55.....	5,909	3,593	(5,171)	(5,044)	3,466	(5,044)	58.6	(85.3)	96.5	76,170	66,213	56,496	74.2	85.3	10		
60.....	9,464	4,689	(7,341)	(7,155)	4,504	(7,155)	47.6	(75.6)	96.0	110,127	106,132	95,268	86.5	89.8	11		
平成 2.....	12,531	6,520	(10,321)	(10,040)	6,239	(10,040)	49.8	(80.1)	95.7	164,024	162,366	140,631	85.7	86.6	12		
7.....	15,159	8,675	(13,519)	(13,233)	8,388	(13,233)	55.3	(87.3)	96.7	241,368	201,474	191,189	79.2	94.9	13		
12.....	17,892	13,726	(20,254)	(19,824)	13,295	(19,824)	74.3	(110.8)	96.9	266,889	300,694	271,378	101.7	90.3	14		
17.....	24,722	13,597	(21,539)	(21,209)	13,267	(21,209)	53.7	(85.8)	97.6	382,230	336,031	322,315	84.3	95.9	15		
22.....	34,562	12,979	(21,627)	(20,659)	12,011	(20,659)	34.8	(59.8)	92.5	523,085	382,404	363,565	69.5	95.1	16		
27.....	36,883	21,846	(32,499)	(31,024)	20,372	(31,024)	55.2	(84.1)	93.2	544,225	455,518	409,589	75.3	89.9	17		
28.....	38,526	21,529	(32,680)	(31,119)	19,969	(31,119)	51.8	(80.8)	92.8	555,592	491,504	439,996	79.2	89.5	18		
29.....	39,816	21,543	(33,162)	(31,872)	20,253	(31,872)	50.9	(80.0)	94.0	574,800	502,872	459,540	79.9	91.4	19		
30.....	41,090	21,592	(33,299)	(32,182)	20,475	(32,182)	49.8	(78.3)	94.8	557,983	523,642	486,975	87.3	93.0	20		
令和元.....										591,742	523,252	490,859	83.0	93.8	21		
2(補正後)...																22	
3(予 算)...																23	

る。原資料は昭和19年度以前は“Financial Statement”，昭和25～45年度は“National Income and Expenditure”，昭和50年度は“United Kingdom National Accounts”，昭和55年度～平成19年度は“Financial Statistics”，平成20年度以降は“Consolidated Fund Account”に基づく。なお、中央歳出額及び中央歳入額には National Insurance の支出及び収入は含まれていない。

また、国税収入は、昭和19年度以前は“Financial Statement”，昭和25～35年度は“National Income and Expenditure”，昭和40～50年度は、OECD “Revenue Statistics”に基づき、昭和55年度以降は“Financial Statistics”，平成20年度以降は“Consolidated Fund Account”に基づく統合

## 5. 歳出及び歳入に対する

区 分	番 号	ド イ ツ					フ	
		連 邦 歳 出 (A)	連 邦 歳 入 (B)	連 邦 税 収 (C)	$\frac{C}{A}$	$\frac{C}{B}$	一般会計 歳 出 額 (A)	一般会計 歳 入 額 (B)
		百万マルク	百万マルク	百万マルク	%	%	億フラン	億フラン
昭和 9～11年度…	1	…	…	…	…	…	5	4
16……………	2	101,000	72,400	32,338	32.0	44.7	12	8
19……………	3	176,000	108,200	38,010	21.6	35.1	26	12
25……………	4	14,685	14,428	11,904	81.1	82.5	236	208
30……………	5	29,700	32,821	27,240	91.7	83.0	395	345
35……………	6	41,938	41,938	38,082	90.8	90.8	600	620
40……………	7	69,178	68,450	60,034	86.8	87.7	982	1,018
		百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ				
45……………	8	48,178	48,178	43,551	90.4	90.4	1,716	1,747
50……………	9	84,880	84,880	64,615	76.1	76.1	3,525	3,164
55……………	10	115,944	115,944	95,527	82.4	82.4	6,822	6,470
60……………	11	139,448	139,448	113,239	81.2	81.2	12,755	11,210
平成 2……………	12	205,571	205,571	152,151	74.0	74.0	16,581	15,617
							百万ユーロ	百万ユーロ
7……………	13	258,222	258,222	207,623	80.4	80.4	313,111	266,766
12……………	14	266,372	266,372	220,623	82.8	82.8	361,984	332,669
17……………	15	281,913	281,913	211,857	75.1	75.1	430,486	385,335
22……………	16	328,025	328,025	250,178	76.3	76.3	515,577	364,773
27……………	17	342,654	342,654	312,546	91.2	91.2	474,990	402,841
28……………	18	346,273	346,273	318,291	91.9	91.9	479,512	407,292
29……………	19	352,682	352,682	331,043	93.9	93.9	495,372	426,160
30……………	20	376,589	376,589	350,948	93.2	93.2	511,910	439,513
令和元……………	21	387,921	387,921	359,973	92.8	92.8	532,232	441,135
2(補正後)…	22							
3(予 算)…	23							

国庫基金への繰入額である。

なお、資料の関係上、出典が変更された年度の計数は、その前年度の計数と接続しない。

- ドイツの原資料は、昭和16年及び19年については R. W. Lindholm "German Finance in World War II", 昭和25年以降は "Finanzbericht" による。なお、昭和36年度以降、会計年度が4月/3月から暦年に変更されたため、昭和35年度は4月/12月であるが、4月/3月の予算額を掲げた。4月/12月による決算額は連邦歳出額33,129百万マルク、連邦歳入額33,078百万マルク、連邦税収入29,739百万マルクである。昭和47年以降の連邦歳出額には EU 拠出金を含む。平成2年(但し、7月/12月のみ)及び平成3年以降は、旧東ドイツ地域を含めた数値である。
- フランスの原資料は、"Statistiques et Études Financières", "Les Notes Bleues", "Annuaire Statistique de la France" 及び決算法である。なお、地方交付金及び EU 拠出金は、原資料では歳出に含まず、歳入の減少項目という取扱いがなされているが、我が国に倣い歳出に立てて計算して

租 税 収 入 の 割 合 の 国 際 比 較 (続)

ラ				イ					タ		リ		ア		番 号
国 収 (C)	税 入	C A	C B	中 歳 出 (A)	央 額	中 歳 入 (B)	央 額	国 収 (C)	税 入	C A	C B				
億フラン				%	%	億リラ		億リラ		億リラ		%	%		
	3	60.0	75.0	201		201		167		83.1	83.1		1		
	6	50.0	75.0	990		362		285		28.8	78.7		2		
	10	38.5	83.3	...		...		...		...	...		3		
	171	72.5	82.2	16,350		12,826		11,887		72.7	92.7		4		
	278	70.4	80.6	27,390		25,715		23,525		85.9	91.5		5		
	562	93.7	90.6	43,575		39,491		35,039		80.4	88.7		6		
	936	95.3	91.9	78,810		66,460		62,090		78.8	93.4		7		
	1,572	91.6	90.0	143,138		127,098		102,520		71.6	80.7		8		
	2,869	81.4	90.7	402,015		323,130		197,673		49.2	61.2		9		
				十億リラ		十億リラ		十億リラ							
	5,970	87.5	92.3	155,964		155,964		71,789		46.0	46.0		10		
	10,146	79.5	90.5	334,226		221,589		178,098		53.3	80.4		11		
	13,950	84.1	89.3	535,441		406,858		330,710		61.8	81.3		12		
百万ユーロ															
	232,312	74.2	87.1	641,579		525,419		467,978		72.9	89.1		13		
				百万ユーロ		百万ユーロ		百万ユーロ							
	296,180	81.8	89.0	387,808		350,866		315,603		81.4	89.9		14		
	341,043	79.2	88.5	435,512		388,262		361,713		81.9	91.8		15		
	343,479	66.6	94.2	484,251		428,716		407,858		81.9	92.5		16		
	383,317	80.7	95.2	581,475		494,087		437,299		75.2	88.5		17		
	387,422	80.8	95.1	544,267		502,408		451,497		83.0	89.9		18		
	408,206	82.4	95.8	571,297		509,256		455,717		79.8	89.5		19		
	421,119	82.3	95.8	571,224		525,132		463,389		81.1	88.2		20		
	421,353	79.2	95.5	591,613		524,352		460,661		77.9	87.9		21		
													22		
													23		

ある。会計年度は1月/12月である。

6. イタリアは昭和25年以前は“国連統計年鑑”，昭和30年及び35年は“International Financial Statistics”（国際通貨基金）及び“Relazione Generale sulla Situazione Economica del Paese”，昭和40年は“Assemblea Generale Ordinaria dei Partecipanti”，昭和45年以降55年までは“Relazione Generale sulla Situazione Economica del Paese”，昭和60年以降平成25年まではイタリア中央銀行“Relazione Annuale”により，平成26年以降はイタリア中央銀行“Finanza Pubblica”による。

（ただし，2002年以降の国税収入は財務省発表の決算額による。）なお，中央歳出額・歳入額の55年以降は，計算方法の変更により，それ以前の計数と接続しない。

7. アメリカ，イギリス，フランスについては，歳入額に公債発行による収入を含めていない。

## 6. 一 般 会 計 歳 入

区 分	番号	租 税 及 び 入	専 売 納 付 金	官 業 益 金 及 び 官 業 収 入	政 府 資 産 入	雑 収 入
昭和 9~11年度…	1	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %
	16……………	1,024 44.7	202 8.8	55 2.4	20 0.9	244 10.6
	19……………	4,403 51.2	415 4.8	185 2.2	10 0.1	598 7.0
	25……………	11,665 55.4	1,050 5.0	563 2.7	10 0.0	899 4.3
	30……………	億円 4,564 63.7	億円 1,145 16.0	億円 50 0.7	億円 174 2.4	億円 644 9.0
	35……………	7,960 70.7	1,143 10.1	138 1.2	83 0.7	498 4.4
	40……………	16,183 82.5	1,470 7.5	183 0.9	226 1.2	527 2.7
	45……………	30,496 80.8	1,804 4.8	157 0.4	246 0.7	1,699 4.5
	50……………	72,958 86.2	2,744 3.2	36 0.0	277 0.3	3,199 3.8
	55……………	137,527 64.0	3,405 1.6	41 0.0	304 0.1	7,857 3.7
平成 2……………	55……………	268,687 61.0	8,124 1.8	99 0.0	641 0.1	11,260 2.6
	60……………	381,988 70.7	108 0.0	225 0.0	1,631 0.3	25,865 4.8
	7……………	601,059 83.8	111 0.0	224 0.0	1,620 0.2	27,011 3.8
	12……………	519,308 64.5	163 0.0	224 0.0	2,744 0.3	43,409 5.4
	17……………	507,125 54.3	205 0.0	205 0.0	2,249 0.2	40,398 4.3
	18……………	490,654 55.1	— —	160 0.0	3,321 0.4	43,170 4.9
	19……………	490,691 58.1	— —	160 0.0	2,754 0.3	41,016 4.9
	20……………	510,182 60.3	— —	161 0.0	2,943 0.3	48,756 5.8
	21……………	442,673 49.6	— —	156 0.0	2,483 0.3	80,799 9.1
	22……………	387,331 36.2	— —	153 0.0	1,447 0.1	117,553 11.0
令和元……………	23……………	414,868 41.3	— —	155 0.0	7,852 0.8	98,033 9.8
	24……………	428,326 38.9	— —	160 0.0	2,895 0.3	75,712 6.9
	25……………	439,314 40.8	— —	163 0.0	2,269 0.2	42,741 4.0
	26……………	469,529 44.3	— —	437 0.0	3,277 0.3	45,909 4.3
	27……………	539,707 51.6	— —	450 0.0	14,788 1.4	48,557 4.6
	28……………	562,854 55.1	— —	455 0.0	3,490 0.3	47,115 4.6
	29……………	554,686 54.0	— —	470 0.0	3,842 0.4	48,956 4.8
	30……………	587,875 56.7	— —	502 0.0	2,782 0.3	57,413 5.5
	3(予 算)	603,564 57.1	— —	507 0.0	2,680 0.3	50,984 4.8
	2(補正後)	584,415 53.5	— —	513 0.0	2,264 0.2	71,386 6.5
3(予 算)	551,250 31.4	— —	504 0.0	2,378 0.1	65,028 3.7	
3(予 算)	574,480 53.9	— —	522 0.0	2,452 0.2	52,673 4.9	

(備考) 1. 令和元年度以前は決算額、2年度は補正後予算額、3年度は予算額である。  
2. 平成20年度の歳入の内訳には、上記以外に決算調整資金からの受入れがある。  
3. 昭和25年以前の科目別収入は科目の組替えのため若干の推計を含んでいる。  
4. 昭和50年度から昭和60年度まで及び平成7年度以降の公債金欄の( )書は特例公債分の計数である。

構成の累年比較

公債金		前年度剰余金受入		歳入合計		歳出合計	本 年 度 剰 余 金	うち新規 剰余金	番 号
百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	百万円	百万円	
677	29.5	71	3.1	2,293	100.0	2,217	76	—	1
2,406	28.0	585	6.8	8,602	100.0	8,134	468	—	2
5,395	25.6	1,458	6.9	21,040	100.0	19,872	1,168	—	3
億円		億円		億円		億円	億円	億円	
—	—	592	8.3	7,168	100.0	6,333	835	269	4
—	—	1,443	12.8	11,264	100.0	10,182	1,082	323	5
—	—	1,022	5.2	19,610	100.0	17,431	2,179	1,251	6
1,972	5.2	1,358	3.6	37,731	100.0	37,230	501	21	7
3,472	4.1	1,906	2.3	84,592	100.0	81,877	2,715	995	8
52,805	24.6	12,793	6.0	214,734	100.0	208,609	6,125	3,241	9
(内20,905)									
141,702	32.2	9,894	2.2	440,407	100.0	434,050	6,356	897	10
(内72,152)									
123,080	22.8	7,028	1.3	539,926	100.0	530,045	9,881	4,429	11
(内60,050)									
63,432	8.8	13,889	1.9	717,035	100.0	692,687	24,348	14,868	12
183,959	22.8	27,254	3.4	805,572	100.0	759,385	46,187	9,220	13
(内19,558)									
330,040	35.4	53,389	5.7	933,610	100.0	893,210	40,400	4,599	14
(内218,660)									
312,690	35.1	40,007	4.5	890,003	100.0	855,196	34,183	15,040	15
(内235,070)									
274,700	32.5	34,807	4.1	844,127	100.0	814,455	29,672	8,321	16
(内210,550)									
253,820	30.0	29,672	3.5	845,535	100.0	818,426	27,074	6,319	17
(内193,380)									
331,680	37.2	27,109	3.0	892,082	100.0	846,974	45,108	—	18
(内261,930)									
519,550	48.5	45,108	4.2	1,071,142	100.0	1,009,734	61,408	22,005	19
(内369,440)									
423,030	42.1	61,408	6.1	1,005,346	100.0	953,123	52,222	20,106	20
(内347,000)									
427,980	38.9	52,222	4.7	1,099,795	100.0	1,007,154	92,641	22,073	21
(内344,300)									
474,650	44.0	92,641	8.6	1,077,620	100.0	970,872	104,546	28,434	22
(内360,360)									
408,510	38.5	106,749	10.1	1,060,447	100.0	1,001,889	58,307	20,375	23
(内338,370)									
384,929	36.8	58,360	5.6	1,046,791	100.0	988,135	58,635	22,586	24
(内319,159)									
349,183	34.2	58,657	5.7	1,021,753	100.0	982,303	39,000	3,081	25
(内284,393)									
380,346	37.0	39,450	3.8	1,027,740	100.0	975,418	51,767	4,377	26
(内291,332)									
335,546	32.4	52,323	5.0	1,036,440	100.0	981,156	54,651	11,681	27
(内262,728)									
343,954	32.5	55,284	5.2	1,056,974	100.0	989,747	65,042	14,275	28
(内262,982)									
365,819	33.5	67,227	6.2	1,091,624	100.0	1,013,665	77,959	72,685	29
(内274,382)									
1,125,539	64.1	12,178	0.7	1,756,878	100.0				30
(内899,579)									
435,970	40.9	—	—	1,066,097	100.0				31
(内372,560)									

5. 歳入合計においては、上記の他に、いわゆる「つなぎ公債」を含む。具体的には、湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債（平成2年度：9689億円）、消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債（平成7年度：28,511億円）、東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債（平成23年度：112,500億円）、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債（平成24年度：25,842億円、平成25年度：26,035億円）を含む。

6. 単位未満の金額は四捨五入している。

## 7. 租 税 及 び 印 紙 収 入 (一 般 会 計) 予 算 額

区 分	番 号	現行法（税制改 正前）による 収 入 見 込 額	年度間増収額	改正増減(△) 税 額	当 初 予 算 額	補 正 額	補正後予算額
		A	※ B = A - D	C	D = A + C	E	F = D + E
		億円	億円	億円	億円	億円	億円
昭和40年度……………	1	33,690	4,647	△813	32,877	△2,590	30,287
45……………	2	71,152	13,771	△1,768	69,384	3,011	72,395
50……………	3	175,450	37,830	△2,050	173,400	△38,790	134,610
55……………	4	260,850	45,980	3,260	264,110	7,340	271,450
60……………	5	383,720	37,760	外△1,110 2,890	385,500	△4,050	381,450
平成 2……………	6	583,540	73,440	△3,500	580,040	11,270	591,310
7……………	7	537,060	410	250	537,310	△30,500	506,810
12……………	8	488,110	16,920	△1,520	486,590	12,360	498,950
17……………	9	445,270	27,800	外△6,910 1,710	440,070	30,350	470,420
22……………	10	374,340	△86,690	△380	373,960	22,470	396,430
23……………	11	412,130	38,170	△2,860	409,270	11,030	420,300
24……………	12	423,270	14,000	190	423,460	2,610	426,070
25……………	13	433,320	9,860	△2,360	430,960	22,580	453,540
26……………	14	505,860	74,900	△5,850	500,010	17,250	517,260
27……………	15	546,500	46,490	△1,250	545,250	18,990	564,240
28……………	16	576,340	31,090	△300	576,040	△17,440	558,600
29……………	17	577,140	1,100	△20	577,120	—	577,120
30……………	18	590,650	13,530	140	590,790	8,490	599,280
令和元……………	19	624,940	34,150	外△100 110	624,950	△23,150	601,800
2……………	20	635,390	10,440	△260	635,130	△83,880	551,250
3……………	21	574,870	△60,260	△390	574,480		

(備考) 1. 増減税額欄の外書については特別会計への振替額である。

2. 記号※は前年度を示す。

並びに決算額等の累年比較

決 剩 余 額	算 額	決 算 額	当初予算額 - 前年度当初予 算額	当初予算額 前年度 当初予算額	決 算 額 - 当初予算額	決 算 額 当初予算額	決 算 額 - 前年度決算額	決 算 額 前年度決算額	番 号
G	H = F + G	I = D - D <sup>※</sup>	J = D / D <sup>※</sup>	K = H - D	L = H / D	M = H - H <sup>※</sup>	N = H / H <sup>※</sup>		
億円	億円	億円	%	億円	%	億円	%		
209	30,496	3,834	113.2	△2,382	92.8	999	103.4	1	
563	72,958	12,003	120.9	3,574	105.2	12,715	121.1	2	
2,917	137,527	35,780	126.0	△35,873	79.3	△12,831	91.5	3	
△2,763	268,687	49,240	122.9	4,577	101.7	31,392	113.2	4	
538	381,988	39,540	111.4	△3,512	99.1	32,905	109.4	5	
9,749	601,059	69,940	113.7	21,019	103.6	51,840	109.4	6	
12,498	519,308	660	100.1	△18,002	96.6	9,007	101.8	7	
8,175	507,125	15,400	103.3	20,535	104.2	34,780	107.4	8	
20,234	490,654	22,600	105.4	50,584	111.5	34,764	107.6	9	
18,438	414,868	△87,070	81.1	40,908	110.9	27,537	107.1	10	
8,026	428,326	35,310	109.4	19,056	104.7	13,458	103.2	11	
13,244	439,314	14,190	103.5	15,854	103.7	10,988	102.6	12	
15,989	469,529	7,500	101.8	38,569	108.9	30,215	106.9	13	
22,447	539,707	69,050	116.0	39,697	107.9	70,178	114.9	14	
△1,386	562,854	45,240	109.0	17,604	103.2	23,147	104.3	15	
△3,914	554,686	30,790	105.6	△21,354	96.3	△8,168	98.5	16	
10,755	587,875	1,080	100.2	10,755	101.9	33,188	106.0	17	
4,284	603,564	13,670	102.4	12,774	102.2	15,689	102.7	18	
△17,385	584,415	34,160	105.8	△40,535	93.5	△19,149	96.8	19	
		10,180	101.6					20	
		△60,650	90.5					21	

3. 平成7年度の補正額は、1次分（△1,380億円）と3次分（△29,120億円）の合計額を計上してある。

4. 単位未満の端数は、それぞれ四捨五入によっている。

## 8. 令和3年度租税及び印紙収入予算額（一般会計）

（単位：億円、％）

税目	令和2年度		令和3年度							
	当初 予算額	補正後 予算額	前年度予算額に対する現行法（税制改正前）による増減(△)収見込額		現行法（税制改正前）による収入見込額	税制改正による増減(△)収見込額	改正法による収入見込額(予算額)	前年度予算額に対する改正法による増減(△)収見込額		
			対当初	対補正後				対当初	対補正後	
(A)	(B)	(C)	(D)	(E) = $\frac{(A)+(C)}{(B)+(D)}$	(F)	(G) = (E) + (F)	(H) = (G) - (A)	(I) = (G) - (B)		
(一般会計)										
所得税	源泉分	162,090	155,910	△4,660	1,520	157,430	10	157,440	△4,650	1,530
	申告分	33,200	29,050	△3,970	180	29,230	-	29,230	△3,970	180
	計	195,290	184,960	△8,630	1,700	186,660	10	186,670	△8,620	1,710
法人税	120,650	80,410	△30,590	9,650	90,060	△90	89,970	△30,680	9,560	
相続税	23,410	22,310	△1,120	△20	22,290	-	22,290	△1,120	△20	
消費税	217,190	192,730	△14,350	10,110	202,840	-	202,840	△14,350	10,110	
酒税	12,650	11,430	△890	330	11,760	-	11,760	△890	330	
たばこ税	9,140	8,620	△20	500	9,120	-	9,120	△20	500	
揮発油税	22,040	20,470	△1,340	230	20,700	-	20,700	△1,340	230	
石油ガス税	60	60	△20	△20	40	-	40	△20	△20	
航空機燃料税	540	110	130	560	670	△300	370	△170	260	
石油石炭税	6,550	5,990	△490	70	6,060	-	6,060	△490	70	
電源開発促進税	3,150	3,150	△100	△100	3,050	-	3,050	△100	△100	
自動車重量税	3,930	3,930	△110	△110	3,820	-	3,820	△110	△110	
国際観光旅客税	540	30	△240	270	300	-	300	△240	270	
関税	9,460	8,250	△990	220	8,470	△10	8,460	△1,000	210	
とん税	100	100	△10	△10	90	-	90	△10	△10	
印紙収入	収入印紙	6,720	5,110	△1,370	240	5,350	-	5,350	△1,370	240
	現金収入	3,710	3,590	△120	0	3,590	-	3,590	△120	0
	計	10,430	8,700	△1,490	240	8,940	-	8,940	△1,490	240
合計	635,130	551,250	△60,260	23,620	574,870	△390	574,480	△60,650	23,230	

9. 一般会計歳出の主要経費別予算額

事 項	前年度当	令和3年	比 較	伸 率	事 項	前年度当	令和3年	比 較	伸 率
	初予算額	度予算額	増△減			初予算額	度予算額	増△減	
	百万円	百万円	百万円	%		百万円	百万円	百万円	%
社会 保障 関係 費					地方交付税交付金	15,608,535	15,591,221	△17,314	△0.1
1. 年金給付費	12,523,171	12,700,454	177,283	1.4	地方特例交付金	200,727	357,684	156,957	78.2
2. 医療給付費	12,154,602	11,982,061	△172,541	△1.4	防 衛 関 係 費	5,262,509	5,323,546	61,037	1.2
3. 介護給付費	3,383,751	3,466,185	82,434	2.4	公 共 事 業 関 係 費				
4. 少子化対策費	3,038,734	3,045,838	7,104	0.2	1. 治山治水対策事業費	917,661	932,032	14,371	1.6
5. 生活扶助等社会福祉費	4,057,222	4,071,635	14,413	0.4	2. 道路整備事業費	1,655,734	1,663,434	7,700	0.5
6. 保健衛生対策費	494,493	476,818	△17,675	△3.6	3. 港湾空港鉄道等整備事業費	412,825	396,908	△15,917	△3.9
7. 雇用労災対策費	39,464	99,113	59,649	151.1	4. 住宅都市環境整備事業費	673,673	687,173	13,500	2.0
計	35,691,437	35,842,105	150,668	0.4	5. 公園水道廃棄物処理等施設整備費	127,185	141,185	14,000	11.0
文教及び科学振興費					6. 農林水産基盤整備事業費	614,105	611,391	△2,714	△0.4
1. 義務教育費国庫負担金	1,522,141	1,516,381	△5,760	△0.4	7. 社会資本総合整備事業費	1,512,468	1,485,112	△27,356	△1.8
2. 科学技術振興費	1,356,511	1,367,281	10,770	0.8	8. 推 進 費 等	78,053	76,003	△2,050	△2.6
3. 文教施設費	74,299	77,344	3,046	4.1	小 計	5,991,704	5,993,238	1,534	0.0
4. 教育振興助成費	2,320,596	2,312,398	△8,197	△0.4	9. 災害復旧等事業費	75,162	76,228	1,066	1.4
5. 育英事業費	117,609	123,476	5,868	5.0	計	6,066,866	6,069,466	2,600	0.0
計	5,391,155	5,396,881	5,725	0.1	経 済 協 力 費	511,638	510,839	△799	△0.2
国 債 費	23,351,521	23,758,758	407,238	1.7	中 小 企 業 対 策 費	172,272	174,501	2,229	1.3
恩 給 関 係 費					エ ネ ル ギ ー 対 策 費	900,764	889,129	△11,636	△1.3
1. 文官等恩給費	6,624	6,014	△610	△9.2	食料安定供給関係費	1,286,225	1,277,275	△8,950	△0.7
2. 旧軍人遺族等恩給費	158,272	130,029	28,242	17.8	新型コロナウイルス感染症対策費	-	5,000,000	5,000,000	皆増
3. 恩給支給事務費	940	885	△56	△5.9	その他の事項経費	5,760,517	5,773,206	12,689	0.2
4. 遺族及び留守家族等援護費	9,148	8,169	△979	△10.7	予 備 費	500,000	500,000	-	-
計	174,984	145,097	△29,887	△17.1	合 計	100,879,149	106,609,708	5,730,559	5.7

(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 前年度当初予算額は、令和3年度予算額との比較対照のため、組替えをしてある。

(注3) 前年度当初予算額は、臨時・特別の措置を含まない計数である。

## 10. 令和3年度経済見通し

(主要経済指標)

## 1. 国内総生産

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込み)	令和3年度 (見通し)	対前年度比較増減率	
				令和2年度	令和3年度
	名目・兆円	名目・兆円程度	名目・兆円程度	名目・%程度	名目・%程度
民間最終消費支出	304.2	285.9	297.2	△6.0	4.0
民間住宅	21.4	20.0	20.6	△6.3	2.7
民間企業設備	91.6	83.7	86.4	△8.6	3.2
民間在庫品増加	2.0	1.4	1.1	(△0.1)	(△0.1)
政府支出	141.0	146.4	151.7	3.9	3.6
政府最終消費支出	111.7	115.4	119.5	3.3	3.5
公的固定資本形成	29.3	30.9	32.2	5.7	4.1
財貨・サービスの輸出	95.5	80.2	90.2	△16.0	12.5
(控除)財貨・サービスの輸入	96.0	81.5	87.5	△15.1	7.4
国内総生産	559.7	536.1	559.5	△4.2	4.4

(注) 民間在庫品増加の( )内は国内総生産に対する寄与度

## 2. 労働・雇用

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込み)	令和3年度 (見通し)	対前年度比較増減率	
				令和2年度	令和3年度
	万人	万人程度	万人程度	%程度	%程度
労働力人口	6,895	6,861	6,882	△0.5	0.3
就業者総数	6,733	6,652	6,693	△1.2	0.6
雇用者総数	6,020	5,945	5,984	△1.2	0.7
	%	%程度	%程度		
完全失業率	2.3	3.1	2.7	—	—

## 3. 生産

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込み)	令和3年度 (見通し)
		%	%程度
鉱工業生産指数・増減率		△3.8	△11.0 9.4

## 4. 物価

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込み)	令和3年度 (見通し)
		%	%程度
国内企業物価指数・変化率		0.1	△1.8 0.7
消費者物価指数・変化率		0.5	△0.6 0.4
GDPデフレーター・変化率		0.9	1.0 0.3

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 2019年10月に実施された消費税率引上げによる2020年度の物価上昇率への影響を機械的に試算すると、消費者物価(総合)では0.5%ポイント程度、GDPデフレーターでは0.4%ポイント程度と見込まれる。また、教育無償化による2020年度の消費者物価(総合)への影響を機械的に試算すると、幼児教育・保育無償化は▲0.3%ポイント程度、高等教育無償化は▲0.1%ポイント程度と見込まれる。Go Toキャンペーン事業による消費者物価(総合)への影響を機械的に試算すると、2020年度に▲0.3%ポイント程度、2021年度に0.2%ポイント程度と見込まれる。

( 令和 3 年 1 月 18 日 閣 議 決 定 )

5. 国際収支

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込み)	令和3年度 (見通し)	対前年度比較増減率	
				令和2年度	令和3年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度
貿易・サービス収支	0.2	△1.1	2.6	-	-
貿易収支	0.7	0.9	3.8	-	-
輸出	74.9	65.1	72.1	△13.1	10.7
輸入	74.3	64.3	68.3	△13.5	6.2
経常収支	20.1	15.3	18.3	-	-
	%	%程度	%程度		
経常収支対名目GDP比	3.6	2.8	3.4	-	-

6. 実質国内総支出

	対前年度比較増減率		
	令和2年度 (実績見込み)	令和3年度 (見通し)	
		%程度	
主要項目	民間最終消費支出	△6.0	3.9
	民間住宅	△6.7	1.8
	民間企業設備	△8.1	2.9
	政府支出	3.7	3.3
	財貨・サービスの輸出	△13.7	11.4
	(控除)財貨・サービスの輸入	△6.4	6.7
国内総支出 (= 国内総生産)		△5.2	4.0
うち 内需寄与度		△4.0	3.3
外需寄与度		△1.2	0.7

7. 国民所得

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込み)	令和3年度 (見通し)	対前年度比較増減率	
				令和2年度	令和3年度
	名目・兆円	名目・兆円程度	名目・兆円程度	%程度	%程度
雇用者報酬	288.0	280.5	284.8	△2.6	1.5
財産所得	25.9	26.0	26.3	0.4	0.9
企業所得	87.4	70.5	82.6	△19.4	17.2
合計：国民所得	401.3	377.0	393.6	△6.0	4.4

(備考) 上記の諸計数は、令和3年度政府経済見通しにおける「2. 令和3年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政運営を前提としている。  
我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見し難い要素が多いことに鑑み、上記の諸計数はある程度幅をもって考えられるべきである。

## 11. 令和3年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算

令和3年1月  
財務省

本試算は、一定の経済前提を仮置きした上で、令和3年度予算における制度・施策を前提に、後年度（令和6年度まで）の歳出・歳入がどのような姿になるかについて、機械的に試算したものである。  
 なお、本試算は、将来の予算編成を拘束するものではなく、計数は試算の前提等に応じ変化するものである。

## 【試算－1】【経済成長3.0%ケース】

(単位：兆円)、( ) 書きは対前年度伸率

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
歳 出	① 国債費	23.4	23.8	25.7	26.9	28.1
	② 利払費	8.4	(+1.3%) 8.5	(+6.4%) 9.0	(+9.9%) 9.9	(+8.1%) 10.7
	③ 社会保障関係費	35.7	(+0.3%) 35.8	(+2.7%) 36.8	(+2.0%) 37.6	(+2.2%) 38.4
	④ 地方交付税等	15.8	(+0.9%) 15.9	(▲4.1%) 15.3	(▲2.1%) 15.0	(+2.8%) 15.4
	⑤ その他	27.8	(+11.9%) 31.1	(▲13.5%) 26.9	(▲2.1%) 26.3	(+0.3%) 26.4
	⑥ 計	102.7	106.6	104.7	105.7	108.3
	⑦ 基礎的財政収支対象経費	79.7	83.4	79.4	79.2	80.5
税 収 等	⑧ 税収	63.5	57.4	59.4	61.4	63.5
	⑨ その他収入	6.6	5.6	5.7	5.7	5.7
	⑩ 計	70.1	63.0	65.1	67.1	69.2
⑪ 差額(⑥－⑩)		32.6	43.6	39.6	38.6	39.1
⑫ 基礎的財政収支		▲9.6	▲20.4	▲14.3	▲12.2	▲11.3
⑬ 財政収支		▲18.0	▲28.9	▲23.3	▲22.1	▲22.1

(注) 令和2年度は当初予算額、令和3年度は予算政府案、令和4年度から令和6年度は令和3年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計。

- a) 本試算における計数は機械的試算に基づくものであり、今後の予算編成の議論に予断を与えるものではない。  
 b) 「③社会保障関係費」については、令和4年度以降は、令和3年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計により算出された歳出額に、「社会保障と税の一体改革」の実施に伴う社会保障の充実等及び新しい経済政策パッケージを機械的に加算している。  
 c) 「③社会保障関係費」、「⑤その他」の令和2年度予算額は、令和3年度予算額との比較対照のため、組替えをしてある。  
 d) 「⑦基礎的財政収支対象経費」は歳出総額から利払費と債務償還費(交付国債分を除く)を除いたもの。

[試算－2] 【経済成長1.5%ケース】

(単位：兆円)、( ) 書きは対前年度伸率

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
歳 出	① 国債費	23.4	23.8	25.7	26.8	27.9
	② 利払費	8.4	(+1.3%) 8.5	(+6.2%) 9.0	(+9.2%) 9.9	(+6.9%) 10.5
	③ 社会保障関係費	35.7	(+0.3%) 35.8	(+2.7%) 36.8	(+2.0%) 37.5	(+1.9%) 38.3
	④ 地方交付税等	15.8	(+0.9%) 15.9	(▲2.9%) 15.5	(▲0.8%) 15.4	(▲0.9%) 15.2
	⑤ その他	27.8	(+11.9%) 31.1	(▲13.7%) 26.8	(▲2.4%) 26.2	(+0.1%) 26.2
	⑥ 計	102.7	106.6	104.8	105.8	107.6
	⑦ 基礎的財政収支対象経費	79.7	83.4	79.5	79.5	80.1
税 収 等	⑧ 税収	63.5	57.4	58.4	59.4	60.5
	⑨ その他収入	6.6	5.6	5.7	5.7	5.7
	⑩ 計	70.1	63.0	64.1	65.1	66.2
⑪ 差額(⑥－⑩)		32.6	43.6	40.7	40.7	41.4
⑫ 基礎的財政収支		▲9.6	▲20.4	▲15.4	▲14.3	▲13.9
⑬ 財政収支		▲18.0	▲28.9	▲24.4	▲24.2	▲24.4

(注) 令和2年度は当初予算額、令和3年度は予算政府案、令和4年度から令和6年度は令和3年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計。

- a) 本試算における計数は機械的試算に基づくものであり、今後の予算編成の議論に予断を与えるものではない。
- b) 「③社会保障関係費」については、令和4年度以降は、令和3年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計により算出された歳出額に、「社会保障と税の一体改革」の実施に伴う社会保障の充実等及び新しい経済政策パッケージを機械的に加算している。
- c) 「③社会保障関係費」、「⑤その他」の令和2年度予算額は、令和3年度予算額との比較対照のため、組替えをしてある。
- d) 「⑦基礎的財政収支対象経費」は歳出総額から利払費と債務償還費(交付国債分を除く)を除いたもの。

[経済指標の前提]		令和3年度 (2021年度) (政府経済見通し)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
[試算-1]	名目経済成長率	4.4%	3.0%	3.0%	3.0%
	消費者物価上昇率	0.4%	2.0%	2.0%	2.0%
[試算-2]	名目経済成長率	4.4%	1.5%	1.5%	1.5%
	消費者物価上昇率	0.4%	1.0%	1.0%	1.0%

・[試算-1]は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月閣議決定）等における記述に基づき設定。  
 ・[試算-2]は、[試算-1]よりも厳しい経済前提を仮定。

## [算出要領]

- 国債費：
- ・[試算-1]は、令和3年度は予算における積算金利、令和4年度以降は市場に織り込まれた金利の将来予想を加味した金利（下記）により積算。
  - ・[試算-2]は、令和3年度予算における積算金利（下記）により積算。
  - ・歳出と税収等の差額は全て公債金で賄われると仮定して推計。

		令和3年度 (2021年度) (予算積算金利)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
[試算-1]	金利(10年国債)	1.1%	1.2%	1.3%	1.3%
[試算-2]	金利(10年国債)	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%

地方交付税等：法定率分について税収増に応じて延伸するとともに、地方交付税法附則で定められる加算などにより推計。

税収：名目経済成長率×弾性値1.1に、令和3年度税制改正の影響等を調整して推計。

その他収入：令和3年度予算額を基本とし、個別要因を勘案して推計。なお、現時点で具体的に見込めない収入については計上していない。

[参考] 名目経済成長率及び金利が変化した場合の試算（〔試算－1〕の前提等を基に算出）

○令和4（2022）年度以降名目経済成長率が変化した場合の税収の増減額

（単位：兆円）、（ ）書きは「税収」の額

名目経済成長率 〔試算－1〕の前提からの変化幅	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
+ 2 %	+0.0 (57.4)	+1.3 (60.6)	+2.6 (64.0)	+4.1 (67.7)
+ 1 %	+0.0 (57.4)	+0.6 (60.0)	+1.3 (62.7)	+2.1 (65.6)
- 1 %	+0.0 (57.4)	▲0.6 (58.7)	▲1.3 (60.1)	▲2.0 (61.5)

○令和4（2022）年度以降金利が変化した場合の国債費の増減額

（単位：兆円）、（ ）書きは「国債費」の額

金利 〔試算－1〕の前提からの変化幅	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
+ 2 %	+0.0 (23.8)	+1.6 (27.3)	+4.0 (30.8)	+7.6 (35.7)
+ 1 %	+0.0 (23.8)	+0.8 (26.5)	+2.0 (28.8)	+3.8 (31.9)
- 1 %	+0.0 (23.8)	▲0.8 (25.0)	▲1.9 (24.9)	▲3.2 (24.9)

## 12. 所得税負担額 (付 個人住民税 負)

区 分	年 次	200 万 円		300 万 円		
		給与収入 税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	
単 身 者	所得税	昭和25……………	1,009,750	50.5	1,559,750	52.0
		30……………	799,250	40.0	1,342,350	44.7
		40……………	367,120	18.4	725,280	24.2
		50……………	94,800	4.7	183,800	6.1
		60……………	84,300	4.2	163,800	5.5
		63……………	76,500	3.8	139,500	4.7
		平成元～ 5……………	74,500	3.7	137,500	4.6
		6……………	59,600	3.0	110,000	3.7
		7・ 8……………	59,500	3.0	113,050	3.8
		9……………	70,000	3.5	133,000	4.4
		10……………	32,000	1.6	95,000	3.2
		11……………	56,000	2.8	106,400	3.5
		12～17……………	51,200	2.6	99,200	3.3
		18……………	57,600	2.9	111,600	3.7
		19～24……………	32,000	1.6	62,000	2.1
	25・ 26……………	32,672	1.6	63,302	2.1	
	27～令和元……………	27,567	1.4	55,644	1.9	
	令和 2・ 3……………	27,567	1.4	55,644	1.9	
	(付) 個人住民税を 加えた場合	昭和25……………	1,242,692	62.1	1,936,220	64.5
		30……………	948,695	47.4	1,589,728	53.0
		40……………	489,964	24.5	961,964	32.1
		50……………	153,000	7.7	308,700	10.3
		60……………	130,250	6.5	261,650	8.7
		63……………	121,550	6.1	233,000	7.8
		平成元……………	115,250	5.8	222,000	7.4
		2……………	114,250	5.7	220,000	7.3
		3～ 5……………	113,750	5.7	208,250	6.9
6……………		91,000	4.6	166,600	5.6	
7……………		92,012	4.6	172,337	5.7	
8……………		91,375	4.6	171,700	5.7	
夫 婦 の み	所得税	昭和25……………	1,003,150	50.2	1,553,150	51.8
		30……………	779,250	39.0	1,320,350	44.0
		40……………	331,870	16.6	678,280	22.6
		50……………	63,600	3.2	147,400	4.9
		60……………	45,675	2.3	120,300	4.0
		63……………	27,000	1.4	90,000	3.0
		平成元～ 5……………	4,500	0.2	67,500	2.3
		6……………	3,600	0.2	54,000	1.8
		7・ 8……………	—	—	48,450	1.6
		9……………	—	—	57,000	1.9
		10……………	—	—	—	—
		11……………	—	—	45,600	1.5
		12～15……………	—	—	38,400	1.3
		16・ 17……………	20,800	1.0	68,800	2.3
		18……………	23,400	1.2	77,400	2.6
19～24……………	13,000	0.7	43,000	1.4		
25・ 26……………	13,273	0.7	43,903	1.5		
27～令和元……………	8,168	0.4	36,245	1.2		
令和 2・ 3……………	8,168	0.4	36,245	1.2		

の 累 年 比 較 (給与所得者)  
担 額 を 加 え た 場 合)

(単位 円, %)

400 万 円			500 万 円			700 万 円			1,000 万 円		
税 額	負 担 率		税 額	負 担 率		税 額	負 担 率		税 額	負 担 率	
2,109,750	52.7		2,659,750	53.2		3,759,750	53.7		5,409,750	54.1	
1,937,250	48.4		2,537,250	50.7		3,830,500	54.7		5,780,500	57.8	
1,121,040	28.0		1,550,440	31.0		2,495,500	35.7		3,995,500	40.0	
307,200	7.7		449,400	9.0		831,600	11.9		1,623,600	16.2	
264,650	6.6		388,750	7.8		749,750	10.7		1,466,000	14.7	
209,500	5.2		282,500	5.7		597,000	8.5		1,237,500	12.4	
207,500	5.2		280,500	5.6		593,000	8.5		1,231,500	12.3	
166,000	4.2		224,400	4.5		474,400	6.8		985,200	9.9	
170,000	4.3		232,050	4.6		486,000	6.9		1,014,000	10.1	
200,000	5.0		273,000	5.5		536,000	7.7		1,064,000	10.6	
162,000	4.1		235,000	4.7		498,000	7.1		1,026,000	10.3	
160,000	4.0		218,400	4.4		428,800	6.1		851,200	8.5	
150,400	3.8		206,400	4.1		379,200	5.4		772,800	7.7	
169,200	4.2		232,200	4.6		426,600	6.1		869,400	8.7	
94,000	2.4		160,500	3.2		376,500	5.4		868,500	8.7	
95,974	2.4		163,870	3.3		384,406	5.5		886,738	8.9	
85,764	2.1		138,345	2.8		312,936	4.5		796,890	8.0	
85,764	2.1		138,345	2.8		312,936	4.5		827,520	8.3	
2,630,220	65.8		3,324,220	66.5		4,729,747	67.6		6,838,747	68.4	
2,292,210	57.3		3,000,210	60.0		4,526,447	64.7		6,827,447	68.3	
1,476,452	36.9		2,031,760	40.6		3,247,300	46.4		5,167,300	51.7	
525,800	13.1		765,200	15.3		1,371,900	19.6		2,546,600	25.5	
438,800	11.0		650,150	13.0		1,218,900	17.4		2,293,300	22.9	
373,000	9.3		524,500	10.5		1,038,200	14.8		2,047,000	20.5	
362,000	9.1		508,000	10.2		986,500	14.1		1,997,750	20.0	
360,000	9.0		506,000	10.1		984,500	14.1		1,994,750	19.9	
339,000	8.5		485,000	9.7		963,500	13.8		1,948,250	19.5	
271,200	6.8		388,000	7.8		770,800	11.0		1,558,600	15.6	
263,075	6.6		394,550	7.9		814,500	11.6		1,612,750	16.1	
259,250	6.5		390,050	7.8		804,000	11.5		1,597,000	16.0	
305,000	7.6		451,000	9.0		874,000	12.5		1,667,000	16.7	
250,000	6.3		396,000	7.9		819,000	11.7		1,612,000	16.1	
249,250	6.2		369,700	7.4		726,800	10.4		1,413,800	14.1	
232,425	5.8		344,950	6.9		646,200	9.2		1,285,800	12.9	
258,463	6.5		382,975	7.7		713,600	10.2		1,402,400	14.0	
284,500	7.1		421,000	8.4		781,000	11.2		1,519,000	15.2	
286,474	7.2		424,370	8.5		788,906	11.3		1,537,238	15.4	
256,264	6.4		373,845	7.5		682,436	9.7		1,403,390	14.0	
256,264	6.4		373,845	7.5		682,436	9.7		1,449,020	14.5	
2,103,150	52.6		2,653,150	53.1		3,753,150	53.6		5,403,150	54.0	
1,913,250	47.8		2,513,250	50.3		3,804,500	54.4		5,754,500	57.5	
1,074,040	26.9		1,497,525	30.0		2,436,750	34.8		3,936,750	39.4	
265,600	6.6		398,400	8.0		769,200	11.0		1,535,200	15.4	
215,600	5.4		332,650	6.7		667,250	9.5		1,367,000	13.7	
160,000	4.0		233,000	4.7		498,000	7.1		1,089,000	10.9	
137,500	3.4		210,500	4.2		453,000	6.5		1,021,500	10.2	
110,000	2.8		168,400	3.4		362,400	5.2		817,200	8.2	
105,400	2.6		167,450	3.3		334,000	4.8		862,000	8.6	
124,000	3.1		197,000	3.9		384,000	5.5		912,000	9.1	
67,000	1.7		140,000	2.8		327,000	4.7		855,000	8.6	
99,200	2.5		157,600	3.2		307,200	4.4		729,600	7.3	
89,600	2.2		145,600	2.9		260,800	3.7		651,200	6.5	
120,000	3.0		176,000	3.5		318,400	4.5		712,000	7.1	
135,000	3.4		198,000	4.0		358,200	5.1		801,000	8.0	
75,000	1.9		122,500	2.5		300,500	4.3		792,500	7.9	
76,575	1.9		125,072	2.5		306,810	4.4		809,142	8.1	
66,365	1.7		99,547	2.0		236,361	3.4		719,294	7.2	
66,365	1.7		99,547	2.0		236,361	3.4		749,924	7.5	



の 累 年 比 較 (給与所得者) (続)  
担 額 を 加 え た 場 合 (続)

(単位 円, %)

400 万円		500 万円		700 万円		1,000 万円	
税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	税 額	負 担 率
2,623,296	65.6	3,317,296	66.3	4,722,822	67.5	6,831,823	68.3
2,264,019	56.6	2,972,019	59.4	4,495,907	64.2	6,796,907	68.0
1,421,052	35.5	1,969,785	39.4	3,178,750	45.4	5,098,750	51.0
462,000	11.6	691,400	13.8	1,284,800	18.4	2,431,600	24.3
361,150	9.0	562,850	11.3	1,102,600	15.8	2,157,900	21.6
281,500	7.0	427,500	8.6	888,800	12.7	1,839,700	18.4
250,000	6.3	396,000	7.9	804,500	11.5	1,724,750	17.2
230,000	5.8	376,000	7.5	784,500	11.2	1,694,750	16.9
212,250	5.3	353,000	7.1	761,500	10.9	1,645,250	16.5
169,800	4.2	282,400	5.6	609,200	8.7	1,316,200	13.2
166,387	4.2	266,475	5.3	596,500	8.5	1,388,500	13.9
164,475	4.1	262,650	5.3	586,000	8.4	1,378,000	13.8
193,500	4.8	309,000	6.2	656,000	9.4	1,448,000	14.5
111,000	2.8	226,500	4.5	573,500	8.2	1,365,500	13.7
158,275	4.0	252,800	5.1	539,200	7.7	1,225,600	12.3
143,575	3.6	229,325	4.6	465,650	6.7	1,098,200	11.0
173,975	4.3	259,725	5.2	523,250	7.5	1,159,000	11.6
188,000	4.7	286,500	5.7	552,400	7.9	1,192,000	11.9
209,000	5.2	318,250	6.4	612,200	8.7	1,301,000	13.0
230,000	5.8	350,000	7.0	672,000	9.6	1,410,000	14.1
231,575	5.8	352,572	7.1	678,310	9.7	1,426,642	14.3
201,365	5.0	302,047	6.0	572,861	8.2	1,292,794	12.9
201,365	5.0	302,047	6.0	572,861	8.2	1,338,424	13.4
2,089,950	52.2	2,639,950	52.8	3,739,950	53.4	5,389,950	53.9
1,883,250	47.1	2,483,250	49.7	3,772,000	53.9	5,722,000	57.2
1,036,040	25.9	1,454,775	29.1	2,389,250	34.1	3,889,250	38.9
186,600	4.7	305,600	6.1	644,400	9.2	1,368,000	13.7
125,100	3.1	225,400	4.5	522,450	7.5	1,169,000	11.7
94,000	2.4	167,000	3.3	366,000	5.2	894,000	8.9
57,500	1.4	130,500	2.6	296,500	4.2	821,000	8.2
52,500	1.3	125,500	2.5	291,500	4.2	811,000	8.1
42,000	1.1	100,400	2.0	233,200	3.3	648,800	6.5
28,050	0.7	90,100	1.8	226,100	3.2	680,000	6.8
33,000	0.8	106,000	2.1	266,000	3.8	730,000	7.3
—	—	6,000	0.1	166,000	2.4	625,000	6.3
10,400	0.3	68,800	1.4	196,800	2.8	552,000	5.5
8,800	0.2	64,800	1.3	180,000	2.6	489,600	4.9
39,200	1.0	95,200	1.9	210,400	3.0	550,400	5.5
44,100	1.1	107,100	2.1	236,700	3.4	619,200	6.2
24,500	0.6	59,500	1.2	165,500	2.4	590,500	5.9
43,500	1.1	78,500	1.6	203,500	2.9	666,500	6.7
44,413	1.1	80,148	1.6	207,773	3.0	680,496	6.8
34,203	0.9	67,386	1.3	172,038	2.5	590,648	5.9
2,609,448	65.2	3,303,448	66.1	4,708,975	67.3	6,817,975	68.2
2,228,878	55.7	2,936,878	58.7	4,457,838	63.7	6,758,838	67.6
1,375,852	34.4	1,919,235	38.4	3,122,850	44.6	5,042,850	50.4
345,600	8.6	557,800	11.2	1,115,800	15.9	2,216,800	22.2
215,750	5.4	394,050	7.9	890,200	12.7	1,887,100	18.9
163,550	4.1	305,500	6.1	689,600	9.9	1,566,300	15.7
115,750	2.9	260,000	5.2	592,000	8.5	1,440,250	14.4
101,250	2.5	231,000	4.6	563,000	8.0	1,396,750	14.0
98,750	2.5	208,250	4.2	538,000	7.7	1,344,250	13.4
93,750	2.3	203,250	4.1	533,000	7.6	1,334,250	13.3
73,800	1.8	161,400	3.2	424,000	6.1	1,063,800	10.6
57,587	1.4	150,662	3.0	414,600	5.9	1,132,500	11.3
55,675	1.4	148,750	3.0	404,100	5.8	1,122,000	11.2
65,500	1.6	175,000	3.5	464,000	6.6	1,192,000	11.9
—	—	32,500	0.7	321,500	4.6	1,044,500	10.4
37,175	0.9	126,600	2.5	363,400	5.2	972,000	9.7
29,625	0.7	115,375	2.3	318,550	4.6	858,600	8.6
60,025	1.5	145,775	2.9	348,950	5.0	919,400	9.2
74,050	1.9	159,800	3.2	377,000	5.4	952,400	9.5
82,025	2.1	177,400	3.5	418,000	6.0	1,041,200	10.4
90,000	2.3	195,000	3.9	459,000	6.6	1,130,000	11.3
109,000	2.7	214,000	4.3	497,000	7.1	1,206,000	12.1
144,500	3.6	249,500	5.0	530,000	7.6	1,239,000	12.1
145,413	3.6	251,148	5.0	534,273	7.6	1,252,996	12.5
115,203	2.9	213,386	4.3	463,538	6.6	1,119,148	11.2

(備考) 1. 昭和30年分以降は一定の社会保険料控除を加味して計算しており、昭和60年分以降の社会保険料控除は、給与の収入金額の階級別に次のとおり社会保険料を支払ったものとして算定している。

昭和60年分～平成11年分	500万円以下	1,000万円以下	1,000万円超
	7%	2% + 25万円	45万円
平成12年分～平成26年分	900万円以下	1,500万円以下	1,500万円超
	10%	4% + 54万円	114万円
平成27年～	900万円以下	1,800万円以下	1,800万円超
	15%	3% + 108万円	162万円

- 税額を端数まで計算しているため、昭和63年分以前の所得税は簡易税額表によって算定を行った場合と必ずしも一致しない。
- 平成元年分以降の所得税及び平成2年度分以降の個人住民税については、子2人のうち1人が中学生で、1人が大学生であるものとして計算している。
- 平成元年分以降の所得税及び平成2年度分以降の個人住民税については、特定支出控除を適用せず算定している。
- 個人住民税負担額は年度分であり、所得割のみである(均等割を含まない)。
- 個人住民税については、課税最低限を超える金額であっても、非課税限度額以上でなければ税額は発生しない。
- 平成25年分以降の所得税については、復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)を加味している。

## 13. 所得税負担額の

給与収入 (年額)	区分	番号	日本						ア	
			所得税額		個人住民税額		合計		連邦所得税額	
			千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
100万円 (9,174ドル) (7,092ポンド) (8,264ユーロ)	単身者	1	-		-		-		-	
	夫婦のみ	2	-		-		-		-	
	夫婦子2人	3	-		-		-		-	
200万円 (18,349ドル) (14,184ポンド) (16,529ユーロ)	単身者	4	28	(1.4)	57	(2.8)	84	(4.2)	69	(3.5)
	夫婦のみ	5	8	(0.4)	21	(1.1)	29	(1.5)	-	
	夫婦子2人	6	-		-		-		-	
300万円 (27,523ドル) (21,277ポンド) (24,793ユーロ)	単身者	7	56	(1.9)	112	(3.7)	167	(5.6)	183	(6.1)
	夫婦のみ	8	36	(1.2)	76	(2.5)	112	(3.7)	39	(1.3)
	夫婦子2人	9	-		2	(0.1)	2	(0.1)	-	
500万円 (45,872ドル) (35,461ポンド) (41,322ユーロ)	単身者	10	138	(2.8)	236	(4.7)	374	(7.5)	423	(8.5)
	夫婦のみ	11	100	(2.0)	203	(4.1)	302	(6.0)	245	(4.9)
	夫婦子2人	12	48	(1.0)	111	(2.2)	158	(3.2)	-	
700万円 (64,220ドル) (49,645ポンド) (57,851ユーロ)	単身者	13	313	(4.5)	370	(5.3)	682	(9.7)	811	(11.6)
	夫婦のみ	14	236	(3.4)	337	(4.8)	573	(8.2)	485	(6.9)
	夫婦子2人	15	133	(1.9)	259	(3.7)	392	(5.6)	225	(3.2)
1,000万円 (91,743ドル) (70,922ポンド) (82,645ユーロ)	単身者	16	828	(8.3)	622	(6.2)	1,449	(14.5)	1,471	(14.7)
	夫婦のみ	17	750	(7.5)	589	(5.9)	1,338	(13.4)	845	(8.5)
	夫婦子2人	18	513	(5.1)	496	(5.0)	1,009	(10.1)	585	(5.9)
1,500万円 (137,615ドル) (106,383ポンド) (123,967ユーロ)	単身者	19	2,151	(14.3)	1,107	(7.4)	3,258	(21.7)	2,665	(17.8)
	夫婦のみ	20	2,151	(14.3)	1,107	(7.4)	3,258	(21.7)	1,841	(12.3)
	夫婦子2人	21	1,761	(11.7)	1,014	(6.8)	2,774	(18.5)	1,581	(10.5)
2,000万円 (183,486ドル) (141,844ポンド) (165,289ユーロ)	単身者	22	3,806	(19.0)	1,598	(8.0)	5,403	(27.0)	3,988	(19.9)
	夫婦のみ	23	3,806	(19.0)	1,598	(8.0)	5,403	(27.0)	2,941	(14.7)
	夫婦子2人	24	3,415	(17.1)	1,505	(7.5)	4,919	(24.6)	2,681	(13.4)
3,000万円 (275,229ドル) (212,766ポンド) (247,934ユーロ)	単身者	25	7,939	(26.5)	2,643	(8.8)	10,582	(35.3)	7,409	(24.7)
	夫婦のみ	26	7,939	(26.5)	2,643	(8.8)	10,582	(35.3)	5,330	(17.8)
	夫婦子2人	27	7,466	(24.9)	2,550	(8.5)	10,016	(33.4)	5,070	(16.9)
5,000万円 (458,716ドル) (354,610ポンド) (413,223ユーロ)	単身者	28	16,436	(32.9)	4,643	(9.3)	21,079	(42.2)	14,409	(28.8)
	夫婦のみ	29	16,436	(32.9)	4,643	(9.3)	21,079	(42.2)	11,317	(22.6)
	夫婦子2人	30	15,903	(31.8)	4,550	(9.1)	20,453	(40.9)	11,317	(22.6)
1億円 (917,431ドル) (709,220ポンド) (826,446ユーロ)	単身者	31	39,408	(39.4)	9,643	(9.6)	49,051	(49.1)	32,794	(32.8)
	夫婦のみ	32	39,408	(39.4)	9,643	(9.6)	49,051	(49.1)	29,459	(29.5)
	夫婦子2人	33	38,875	(38.9)	9,550	(9.6)	48,425	(48.4)	29,459	(29.5)

(備考) 1. 日本及びフランスは社会保険料控除を適用した場合の税額及び負担割合である(日本の社会保険料控除については、第12表の備考1を参照)。アメリカ及びイギリスでは社会保険料控除は認められない。また、ドイツについては社会保険料を含めた一定の支出に対する概算控除をした後の税額及び負担割合である。

2. 日本については、子2人のうち1人が特定扶養親族に該当し、1人が一般扶養親族に該当するものとして計算した場合の税額及び負担割合である。また、個人住民税は所得割額のみである(均等割額を含まない)。なお、復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)を加味して計算している。

3. アメリカについては、勤労所得税額控除は一定額を超えた非適格所得(配当、利子等)を有する者には適用されないという規定があることから、考慮していない。夫婦の場合は共同申告を想定。

子2人のうち、1人が17歳未満、1人が17歳以上として計算している。また、州所得税は、ニューヨーク州の場合、地方政府によっては、連邦・州とは別に個人所得税が課される場合がある。

## 国際比較 (給与所得者)

メ		カ		イギリス		ドイツ		フランス		番号
州	所得税額	合計	所得税額	所得税額	個人所得課税額	所得税額	個人所得課税額	所得税額	個人所得課税額	
	千円 %	千円 %	千円 %	千円 %	千円 %	千円 %	千円 %	千円 %	千円 %	
	7 (0.7)	7 (0.7)	—	—	—	—	—	—	95 (9.5)	1
	—	—	—	—	—	—	—	—	95 (9.5)	2
	—	—	—	—	—	—	—	—	95 (9.5)	3
	48 (2.4)	118 (5.9)	58 (2.9)	46 (2.3)	—	—	—	—	191 (9.5)	4
	13 (0.7)	13 (0.7)	23 (1.2)	—	—	—	—	—	191 (9.5)	5
	—	—	23 (1.2)	—	—	—	—	—	191 (9.5)	6
	105 (3.5)	288 (9.6)	258 (8.6)	264 (8.8)	—	—	—	—	286 (9.5)	7
	53 (1.8)	92 (3.1)	223 (7.4)	0 (0.0)	—	—	—	—	286 (9.5)	8
	11 (0.4)	11 (0.4)	223 (7.4)	0 (0.0)	—	—	—	—	286 (9.5)	9
	229 (4.6)	652 (13.0)	658 (13.2)	801 (16.0)	381 (7.6)	—	—	—	858 (17.2)	10
	150 (3.0)	396 (7.9)	623 (12.5)	351 (7.0)	41 (0.8)	—	—	—	517 (10.3)	11
	104 (2.1)	104 (2.1)	623 (12.5)	351 (7.0)	—	—	—	—	477 (9.5)	12
	353 (5.0)	1,164 (16.6)	1,058 (15.1)	1,453 (20.8)	836 (11.9)	—	—	—	1,503 (21.5)	13
	271 (3.9)	756 (10.8)	1,023 (14.6)	836 (11.9)	283 (4.0)	—	—	—	950 (13.6)	14
	224 (3.2)	449 (6.4)	1,023 (14.6)	836 (11.9)	85 (1.2)	—	—	—	752 (10.7)	15
	542 (5.4)	2,012 (20.1)	1,945 (19.5)	2,657 (26.6)	1,519 (15.2)	—	—	—	2,472 (24.7)	16
	457 (4.6)	1,303 (13.0)	1,945 (19.5)	1,673 (16.7)	782 (7.8)	—	—	—	1,735 (17.3)	17
	410 (4.1)	995 (10.0)	1,945 (19.5)	1,673 (16.7)	418 (4.2)	—	—	—	1,371 (13.7)	18
	866 (5.8)	3,531 (23.5)	3,945 (26.3)	4,938 (32.9)	2,906 (19.4)	—	—	—	4,336 (28.9)	19
	768 (5.1)	2,609 (17.4)	3,945 (26.3)	3,669 (24.5)	1,919 (12.8)	—	—	—	3,349 (22.3)	20
	755 (5.0)	2,336 (15.6)	3,945 (26.3)	3,409 (22.7)	1,533 (10.2)	—	—	—	2,963 (19.8)	21
	1,191 (6.0)	5,179 (25.9)	6,520 (32.6)	7,154 (35.8)	4,684 (23.4)	—	—	—	6,590 (32.9)	22
	1,083 (5.4)	4,024 (20.1)	6,520 (32.6)	5,906 (29.5)	3,220 (16.1)	—	—	—	5,126 (25.6)	23
	1,069 (5.3)	3,750 (18.8)	6,520 (32.6)	5,638 (28.2)	2,833 (14.2)	—	—	—	4,739 (23.7)	24
	1,864 (6.2)	9,273 (30.9)	11,103 (37.0)	11,585 (38.6)	8,708 (29.0)	—	—	—	11,583 (38.6)	25
	1,732 (5.8)	7,061 (23.5)	11,103 (37.0)	10,337 (34.5)	6,757 (22.5)	—	—	—	9,632 (32.1)	26
	1,718 (5.7)	6,788 (22.6)	11,103 (37.0)	10,069 (33.6)	6,369 (21.2)	—	—	—	9,245 (30.8)	27
	3,234 (6.5)	17,643 (35.3)	20,103 (40.2)	20,923 (41.8)	17,060 (34.1)	—	—	—	21,875 (41.8)	28
	3,083 (6.2)	14,400 (28.8)	20,103 (40.2)	19,199 (38.4)	14,550 (29.1)	—	—	—	19,365 (38.7)	29
	3,068 (6.1)	14,385 (28.8)	20,103 (40.2)	18,931 (37.9)	14,162 (28.3)	—	—	—	18,978 (38.0)	30
	6,659 (6.7)	39,453 (39.5)	42,603 (42.6)	44,660 (44.7)	37,940 (37.9)	—	—	—	47,605 (47.6)	31
	6,508 (6.5)	35,967 (36.0)	42,603 (42.6)	42,339 (42.3)	35,430 (35.4)	—	—	—	45,096 (45.1)	32
	6,493 (6.5)	35,953 (36.0)	42,603 (42.6)	42,006 (42.0)	35,042 (35.0)	—	—	—	44,708 (44.7)	33

4. 各国において所得税額及び負担割合を計算するにあたっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されるもののみを考慮して計算している。従って、イギリスの就労税額控除（全額給付）等は計算に含めていない。

5. ドイツの個人所得課税額は、所得税に連帯付加税（所得税額の5.5%）を加えた額。フランスの個人所得課税額は、一般社会税額等を加えた額。フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税（CSG）等が定率で課されており、ここでは一般社会税等の額を機械的に算出した上で所得税額に加えている。

6. 令和3年1月現在の税法等に基づいている。邦貨換算レートは、1ドル=104円、1ポンド=137円、1ユーロ=123円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和3年1月中適用）。

14. 所得税課税最低限の累年比較（給与所得者）

（付 個人住民税課税最低限）

区 分	所得税（初年分）				所得税（平年分）				（付）個人住民税			
	単身者	夫婦のみ	夫婦1人	夫婦2人	単身者	夫婦のみ	夫婦1人	夫婦2人	単身者	夫婦のみ	夫婦1人	夫婦2人
昭和 9～11年…	円	円	円	円								
16……………	1,500	1,500	1,625	1,750								
	720	920	1,120	1,320								
	千円	千円	千円	千円								
25……………	29	43	57	71					前年の所得税（初年分）に同じ			
					千円	千円	千円	千円				
30……………	93	143	174	205	100	150	181	212				
35……………	118	210	250	289	118	210	250	289				
									千円	千円	千円	千円
40……………	196	351	413	474	202	360	425	491	136	228	268	307
45……………	344	580	728	880	347	587	741	900	281	427	534	640
48……………	439	710	916	1,121	451	725	937	1,149	353	552	706	865
49……………	705	950	1,181	1,507	778	1,031	1,039	1,707	403	643	829	1,016
50……………	800	1,073	1,418	1,830					661	860	1,039	1,218
51……………	800	1,073	1,418	1,830					726	926	1,105	1,309
52・53………	831	1,136	1,569	2,015					737	947	1,147	1,418
54……………	831	1,136	1,569	2,015					747	968	1,178	1,490
55……………	831	1,136	1,569	2,015					757	989	1,221	1,584
56……………	831	1,136	1,569	2,015					(770)	757	(1,040)	989
57・58………	831	1,136	1,569	2,015					(770)	757	(1,130)	989
59……………	967	1,322	1,833	2,357					(790)	817	(1,170)	1,096
60……………	967	1,322	1,833	2,357					(860)	892	(1,240)	1,172
61……………	967	1,322	1,833	2,357					(880)	892	(1,280)	1,172
62……………	967	1,551	2,091	2,615					(880)	892	(1,280)	1,172
63……………	967	1,556	2,095	2,619	所得税（初年分）と同じ				(880)	913	(1,280)	1,365
平成元……………	1,075	1,928	2,484	3,198					(890)	913	(1,300)	1,365
2……………	1,075	1,928	2,484	3,198					(990)	1,021	(1,420)	1,690
3……………	1,075	1,928	2,484	3,198					(990)	1,032	(1,480)	1,738
4……………	1,075	1,928	2,484	3,198					(990)	1,032	(1,520)	1,738
5……………	1,075	1,928	2,484	3,277					(990)	1,032	(1,580)	1,738
6……………	1,075	1,928	2,484	3,277					(990)	1,032	(1,633)	1,738
7……………	1,107	2,095	2,698	3,539					(990)	1,053	(1,633)	1,833
8・9………	1,107	2,095	2,698	3,539					(990)	1,053	(1,633)	1,857
10……………	1,107	2,095	2,698	3,616					(1,000)	1,053	(1,666)	1,857
11……………	1,107	2,095	2,857	3,821					(1,000)	1,053	(1,683)	1,857
12・13………	1,144	2,200	2,833	3,842					(1,000)	1,088	(1,700)	1,950
14・15………	1,144	2,200	2,833	3,842					(1,000)	1,088	(1,766)	1,950
16……………	1,144	1,566	2,200	3,250					(1,000)	1,088	(1,750)	1,950
17……………	1,144	1,566	2,200	3,250					(1,000)	1,088	(1,750)	1,455
18～22………	1,144	1,566	2,200	3,250					(1,000)	1,088	(1,700)	1,455
23……………	1,144	1,566	1,566	2,616					(1,000)	1,088	(1,700)	1,455
24～26………	1,144	1,566	1,566	2,616					(1,000)	1,088	(1,700)	1,455
27～令和 3	1,211	1,688	1,688	2,854					(1,000)	1,152	(1,700)	1,541

（備考）1. 昭和9～11年については、扶養親族に年齢制限があるため、配偶者は控除を受けられないものとして計算している。  
 昭和40年については、夫婦子1人、子2人の場合の子供は13歳未満として計算している。  
 昭和58年については、「昭和58年分の所得税の臨時特例等に関する法律」を加味していない。  
 昭和62年については、「昭和62年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律」を加味している。  
 平成元年度以降の所得税及び平成2年度以降の個人住民税については、夫婦子1人の場合の子供は中学生として計算し、夫婦子2人の場合の子供は1人が中学生で、1人が大学生であるものとして計算している。  
 2. 昭和40～49年については、改正初年分の人的控除の引上げ幅が平年分の4分の3に圧縮されている。  
 3. 昭和30年以降は一定の社会保険料控除を加味して計算している（第12表の備考1を参照）。なお、昭和25年以前は社会保険料を加味していない。  
 4. 個人住民税については、昭和40年度は道府県民税と市町村民税の課税最低限が異なるので、市町村民税の課税最低限を記載した。また、昭和56年度からの（ ）書は非課税限度額である。昭和59年度分は「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」による減税を加味している。

15. 所得税の課税最低限及び税額と一般的な給付額が等しくなる給与収入の国際比較（給与所得者）

区 分	日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フ ラ ンス	
単 身 者	所得税額と一般的な給付額が等しくなる給与収入	千円 1,211	ドル 12,550 (1,305千円)	ポンド 14,824 (2,031千円)	ユーロ 13,455 (1,655千円)	ユーロ 26,423 (3,250千円)
	〔課税最低限〕	(1,211)	(12,550) (1,305千円)	(12,505) (1,713千円)	(13,455) (1,655千円)	(24,854) (3,057千円)
夫 婦 の み	所得税額と一般的な給付額が等しくなる給与収入	1,688	25,100 (25,100)	18,587 (25,46千円)	25,569 (25,569)	38,374 (4,720千円)
	〔課税最低限〕	(1,688)	(2,610千円)	(1,884千円)	(3,145千円)	(4,720千円)
夫 婦 子 1 人	所得税額と一般的な給付額が等しくなる給与収入	5,346	45,083 (4,689千円)	25,914 (3,550千円)	39,675 (4,880千円)	45,065 (5,543千円)
	〔課税最低限〕	(1,688)	(45,083) (4,689千円)	(13,753) (1,884千円)	(25,569) (3,145千円)	(45,065) (5,543千円)
夫 婦 子 2 人	所得税額と一般的な給付額が等しくなる給与収入	6,315	49,250 (5,122千円)	25,914 (3,550千円)	50,780 (6,246千円)	64,236 (7,901千円)
	〔課税最低限〕	(2,854)	(49,250) (5,122千円)	(13,753) (1,884千円)	(24,301) (2,989千円)	(51,707) (6,360千円)
(参考) 1人当たり国民所得	3,181	49,420 (5,140千円)	23,177 (3,175千円)	30,258 (3,722千円)	25,642 (3,154千円)	

(備考) 1. 「所得税の課税最低限」とは、給与所得者の所得税の納税額が発生する最低の給与収入水準をいう。また、「税額と一般的な給付の給付額が等しくなる給与収入」とは、所得税の課税最低限に一般的な給付措置を加味した際に、税額が給付額と等しくなる（実質的に負担額が生じ始める）給与収入水準をいう。所得税額及び給付額の計算においては、統一的な国際比較を行う観点から、一定の家族構成や所得を前提として一般的に適用される控除や給付等を考慮している。

2. 比較のため、モデルケースとして夫婦子1人の場合にはその子を13歳として、夫婦子2人の場合には第1子が就学中の19歳、第2子が13歳として計算している。

3. 日本及びフランスは社会保険料控除が適用される（日本の社会保険料控除については、第12表の備考1を参照）。アメリカ及びイギリスでは社会保険料控除は認められない。また、ドイツについては社会保険料を含めた一定の支出に対する概算控除を適用している。

4. 1人当たり国民所得については、第2表を参照。

5. 令和3年1月現在に適用される税法等に基づいている。邦貨換算レートは、1ドル=104円、1ポンド=137円、1ユーロ=123円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和3年1月中適用）。

6. 日本については、2013年（平成25年）1月からの復興特別所得税を加味していない。

16. 給与所得者数、納税者数の累年比較

(単位 千人、%)

区 分	給 与 所 得 者			納 税 者			納 税 者 割 合		
	1年勤続	1年未満勤続	計	1年勤続	1年未満勤続	計	1年勤続	1年未満勤続	計
平成22年分	45,520	8,755	54,275	37,547	4,160	41,707	82.5	47.5	76.8
23	45,657	8,758	54,415	38,533	4,121	42,654	84.4	47.1	78.4
24	45,556	8,738	54,294	38,375	4,097	42,473	84.2	46.9	78.2
25	46,454	8,696	55,151	38,969	4,205	43,173	83.9	48.3	78.3
26	47,563	8,615	56,178	40,259	4,277	44,537	84.6	49.6	79.3
27	47,940	8,700	56,640	40,514	4,331	44,846	84.5	49.8	79.2
28	48,691	8,683	57,375	41,122	4,373	45,495	84.5	50.4	79.3
29	49,451	8,556	58,007	41,975	4,357	46,332	84.9	50.9	79.9
30	50,264	9,099	59,363	42,778	4,733	47,511	85.1	52.0	80.0
令和元	52,551	7,379	59,930	44,602	3,695	48,298	84.9	50.1	80.6

(備考) 国税庁「民間給与実態統計調査」による。

17. 給与所得者数、給与額、税額の累年比較

(1年を通じて勤務した給与所得者)

区 分	給 与 所 得 者 数	給 料 ・ 手 当		賞 与		給 与 総 額		税 額		
		総 額	平 均	総 額	平 均	総 額	平 均	総 額	平 均	
平成26年分	千人	億円	千円	億円	千円	億円	千円	億円	千円	
27	47,563	1,676,974	3,526	297,069	625	1,974,043	4,150	85,124	179	
28	47,940	1,704,880	3,556	310,467	648	2,015,347	4,204	88,407	184	
29	48,691	1,738,794	3,571	314,198	645	2,052,992	4,216	90,418	186	
29	男	29,357	1,304,081	4,442	256,372	873	1,560,453	5,315		
	女	20,094	496,922	2,473	79,792	397	576,714	2,870		
	計	49,451	1,801,003	3,642	336,164	680	2,137,167	4,322	97,384	197
30	男	29,457	1,340,692	4,551	264,841	899	1,605,533	5,450		
	女	20,807	524,218	2,519	85,530	411	609,748	2,931		
	計	50,264	1,864,910	3,710	350,371	697	2,215,281	4,407	105,558	210
令和元	男	30,323	1,361,808	4,491	274,574	906	1,636,382	5,397		
	女	22,228	562,223	2,529	94,654	426	656,877	2,955		
	計	52,551	1,924,031	3,661	369,228	703	2,293,259	4,364	107,737	205

(備考) 国税庁「民間給与実態統計調査」による。

## 18. 所得税の控除

(付 個人住民税の)

区分	平成25年	26	27	28
給与所得控除	給与等の収入金額が、 180万円までの場合 40% 360万円までの場合 30%+180,000円 660万円までの場合 20%+540,000円 1,000万円までの場合 10%+1,200,000円 1,500万円までの場合 5%+1,700,000円 1,500万円超の場合 2,450,000円 (一定) 最低保障額 650,000円 (24年度改正において措置)	同 左	同 左	給与等の収入金額が、 180万円までの場合 40% 360万円までの場合 30%+180,000円 660万円までの場合 20%+540,000円 1,000万円までの場合 10%+1,200,000円 1,200万円までの場合 5%+1,700,000円 1,200万円超の場合 2,300,000円 (一定) 最低保障額 650,000円 (26年度改正において措置)
給与特定支出者控除	給与と所得の金額の計算上、特定支出の額が給与所得控除を超える場合には、申告により、その超える部分を控除することができる。 (注) 特定支出の範囲に、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費及び勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費)を追加。 また、適用判定の基準を給与所得控除額の2分の1(給与収入1,500万円超の場合は125万円)とする。 (24年度改正において措置)	同 左	同 左	同 左 (注) 平成28年分以後、適用判定の基準を給与所得控除額の2分の1とする。 (26年度改正において措置)
専(青色申告特別控除)	青色事業専従者給与 青色事業専従者給与のうち、労務の提供の程度等からみて労務の対価として相当であると認められる金額 白色事業専従者控除 (配偶者の場合 500,000円 860,000円) 最高限度 (事業所得等の金額) (1+事業専従者の数) 青色申告特別控除 ① 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 650,000円 ② ①以外の青色申告者 100,000円	同 左	同 左	同 左
公的年金等控除	[65歳未満の者] 公的年金等の収入金額が、 1,300,000円までの場合 700,000円 4,100,000円までの場合 25%+375,000円 7,700,000円までの場合 15%+785,000円 7,700,000円超の場合 5%+1,555,000円 [65歳以上の者] 公的年金等の収入金額が、 3,300,000円までの場合 1,200,000円 4,100,000円までの場合 25%+375,000円 7,700,000円までの場合 15%+785,000円 7,700,000円超の場合 5%+1,555,000円	同 左	同 左	同 左

及 び 税 率 の 推 移

控 除 及 び 税 率

29	30	令和元年	2	3
<p>給与等の収入金額が、180万円までの場合 40%</p> <p>360万円までの場合 30%+180,000円</p> <p>660万円までの場合 20%+540,000円</p> <p>1,000万円までの場合 10%+1,200,000円</p> <p>1,000万円超の場合 2,200,000円 (一定)</p> <p>最低保障額 650,000円</p> <p>(26年度改正において措置)</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>給与等の収入金額が、180万円までの場合 40% - 100,000円</p> <p>360万円までの場合 30%+80,000円</p> <p>660万円までの場合 20%+440,000円</p> <p>850万円までの場合 10%+1,100,000円</p> <p>850万円超の場合 1,950,000円 (一定)</p> <p>最低保証額 550,000円</p> <p>(所得金額調整控除)</p> <p>① 給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族等を有する場合等には、給与等の収入金額から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除する(15万円を上限)。</p> <p>② 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得控除後の給与等の金額(10万円を上限)及び公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を上限)の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。(30年度改正において措置)</p>	<p>同 左</p>
<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>特定支出の範囲に、職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものを追加。</p> <p>また、特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、限度回数(1月に4往復)を撤廃するとともに、帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費等の額を追加。(30年度改正において措置)</p>	<p>同 左</p>
<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p> <p>青色申告特別控除</p> <p>① 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 550,000円</p> <p>② ①以外の青色申告者 100,000円</p> <p>(注)上記①の者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たす者 650,000円</p> <p>イ その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿の備付け及び保存を行っていること。</p> <p>ロ その年分の所得税の確定申告書等の提出を、その提出期限までにe-Taxを使用して行うこと。</p> <p>(30年度改正において措置)</p>	<p>同 左</p> <p>青色申告特別控除</p> <p>同 左</p> <p>[令和4年分以後適用]</p> <p>青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件である帳簿書類の電磁的記録等による保存等について、その年分の事業に係る一定の帳簿書類に係る電磁的記録等の備付け及び保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たしていることとする。(令和3年度改正において措置)</p>
<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>①公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合</p> <p>[65歳未満の者]</p> <p>公的年金等の収入金額が、</p> <p>1,300,000円までの場合 600,000円</p> <p>4,100,000円までの場合 25%+275,000円</p> <p>7,700,000円までの場合 15%+685,000円</p> <p>10,000,000円までの場合 5%+1,455,000円</p> <p>10,000,000円超の場合 1,955,000円</p> <p>[65歳以上の者]</p> <p>公的年金等の収入金額が、</p> <p>3,300,000円までの場合 1,100,000円</p> <p>4,100,000円までの場合 25%+325,000円</p> <p>7,700,000円までの場合 15%+685,000円</p> <p>10,000,000円までの場合 5%+1,455,000円</p> <p>10,000,000円超の場合 1,955,000円</p> <p>②1,000万円を超え2,000万円以下である場合</p> <p>上記①から10万円引下げ</p> <p>③2,000万円超の場合</p> <p>上記①から20万円引下げ</p> <p>(30年度改正において措置)</p>	<p>同 左</p>

## 18. 所得税の控除

区分	平成25年	26	27	28
所得控除	基礎控除 380,000円	同 左	同 左	同 左
	配偶者控除 380,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配偶者 480,000円 (控除対象配偶者の所得要件) (合計所得金額が38万円以下) (であること) (注) 扶養控除の見直しに伴い、同居特別障害者加算の特例措置に代え、同居特別障害者に対する障害者控除(75万円)を創設。 (22年度改正において措置)	同 左	同 左	同 左 (注) 非居住者である親族に係る配偶者控除の適用を受ける居住者に対して、確定申告書等に①配偶者控除に係る非居住者である親族がその居住者の親族に該当する旨を証する書類及び②その非居住者である親族がその居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を添付等することを義務付ける。 (27年度改正において措置)
	配偶者特別控除 最高 380,000円 合計所得金額1,000万円以下の者について適用する。 控除対象配偶者以外の配偶者の所得金額に応じて以下のように控除額を調整。 配偶者の所得 控除額 38～40万円未満 38万円 40～45 “ 36 “ 45～50 “ 31 “ 50～55 “ 26 “ 55～60 “ 21 “ 60～65 “ 16 “ 65～70 “ 11 “ 70～75 “ 6 “ 75～76 “ 3 “	同 左	同 左	同 左 (注) 非居住者である親族に係る配偶者特別控除の適用を受ける居住者に対して、確定申告書等に①配偶者特別控除に係る非居住者である親族がその居住者の親族に該当する旨を証する書類及び②その非居住者である親族がその居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を添付等することを義務付ける。 (27年度改正において措置)

(続)

及 び 税 率 の 推 移 (続)

29	30	令和元年	2	3
同 左	同 左	同 左	合計所得金額が2,400万円以下である居住者 480,000円 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下である居住者 320,000円 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下である居住者 160,000円 合計所得金額が2,500万円超である居住者については基礎控除の適用はできないこととする。 (30年度改正において措置)	同 左
同 左	居住者の合計所得金額が900万円以下の場合 380,000円 (老人控除対象配偶者： 480,000円) 900万円超950万円以下の場合 260,000円 (老人控除対象配偶者： 320,000円) 950万円超1,000万円以下の場合 130,000円 (老人控除対象配偶者： 160,000円) (注) 合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできない。 控除対象配偶者の所得要件 合計所得金額が38万円以下であり、居住者の合計所得金額が1,000万円以下であること。 (29年度改正において措置)	同 左	(注) 控除対象配偶者の所得要件 合計所得金額が48万円以下であり、居住者の合計所得金額が1,000万円以下であること。 (30年度改正において措置)	同 左
同 左	居住者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額に応じて、以下のように控除額を調整。 ①居住者の合計所得金額が900万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 38～ 85万円以下 38万円 85～ 90 “ “ 36 “ 90～ 95 “ “ 31 “ 95～100 “ “ 26 “ 100～105 “ “ 21 “ 105～110 “ “ 16 “ 110～115 “ “ 11 “ 115～120 “ “ 6 “ 120～123 “ “ 3 “ ②居住者の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 38～ 85万円以下 26万円 85～ 90 “ “ 24 “ 90～ 95 “ “ 21 “ 95～100 “ “ 18 “ 100～105 “ “ 14 “ 105～110 “ “ 11 “ 110～115 “ “ 8 “ 115～120 “ “ 4 “ 120～123 “ “ 2 “	同 左	居住者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額に応じて、以下のように控除額を調整。 ①居住者の合計所得金額が900万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 48～ 95万円以下 38万円 95～100 “ “ 36 “ 100～105 “ “ 31 “ 105～110 “ “ 26 “ 110～115 “ “ 21 “ 115～120 “ “ 16 “ 120～125 “ “ 11 “ 125～130 “ “ 6 “ 130～133 “ “ 3 “ ②居住者の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 48～ 95万円以下 26万円 95～100 “ “ 24 “ 100～105 “ “ 21 “ 105～110 “ “ 18 “ 110～115 “ “ 14 “ 115～120 “ “ 11 “ 120～125 “ “ 8 “ 125～130 “ “ 4 “ 130～133 “ “ 2 “	同 左

18. 所得税の控除

区分	平成25年	26	27	28
配偶者特別控除(続)				
所得控除	<p>控除対象扶養親族(年齢16歳以上) 380,000円</p> <p>うち、特定扶養親族(年齢19歳以上23歳未満) 630,000円</p> <p>うち、老人扶養親族(年齢70歳以上) 480,000円</p> <p>ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 580,000円</p> <p>(注) 同居特別障害者加算の特例措置に代え、同居特別障害者に対する障害者控除(75万円)を創設(下欄参照)。(22年度改正において措置)</p> <p>(扶養親族の所得要件、控除対象配偶者の場合と同様)</p>	同 左	同 左	<p>同 左</p> <p>(注) 非居住者である親族に係る扶養控除の適用を受ける居住者に対して、確定申告書等に①扶養控除に係る非居住者である親族がその居住者の親族に該当する旨を証する書類及び②その非居住者である親族がその居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を添付することを義務付ける。(27年度改正において措置)</p>
控除(続)	<p>障害者、寡婦(寡夫)、ひとり親及び勤労学生控除</p> <p>控除額 270,000円</p> <p>障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 400,000円</p> <p>扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合は、 750,000円</p> <p>寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、 350,000円</p> <p>(22年度改正において措置)</p> <p>(所得要件等)</p> <p>(1) 障害者 所得要件なし</p> <p>(2) 寡婦(寡夫)</p> <p>④ 寡婦…夫と死別・離婚した後再婚していない者等で扶養親族等を有する者か、夫と死別した後再婚していない者等で合計所得金額500万円以下の者</p> <p>(注) 扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の者は、8万円の特別加算</p> <p>⑤ 寡夫…妻と死別・離婚した後再婚していない者等で総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、合計所得金額500万円以下の者</p> <p>(3) 勤労学生</p> <p>学生、生徒等のうち、その年の合計所得金額が65万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者</p>	同 左	同 左	<p>同 左</p> <p>(注) 非居住者である親族に係る障害者控除の適用を受ける居住者に対して、確定申告書等に①障害者控除に係る非居住者である親族がその居住者の親族に該当する旨を証する書類及び②その非居住者である親族がその居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を添付することを義務付ける。(27年度改正において措置)</p> <p>同 左</p>

及 び 税 率 の 推 移 (続)

29	30	令和元年	2	3
	③居住者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合 38～85万円以下 13万円 85～90 “ 12 “ 90～95 “ 11 “ 95～100 “ 9 “ 100～105 “ 7 “ 105～110 “ 6 “ 110～115 “ 4 “ 115～120 “ 2 “ 120～123 “ 1 “ (29年度改正において措置)		③居住者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合 48～95万円以下 13万円 95～100 “ 12 “ 100～105 “ 11 “ 105～110 “ 9 “ 110～115 “ 7 “ 115～120 “ 6 “ 120～125 “ 4 “ 125～130 “ 2 “ 130～133 “ 1 “ (30年度改正において措置)	
同 左	同 左	同 左	同 左 (扶養親族の所得要件 合計所得金額が48万円以下であること。) (30年度改正において措置) [令和5年分以後適用] 日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用について、扶養控除の対象となる親族から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であつて次に掲げる者のいずれにも該当しないものを除外する。 ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 ② 障害者 ③ その適用を受ける居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者 (注) 年齢30歳以上70歳未満の非居住者である親族(障害者である親族を除く。)に係る扶養控除の適用を受ける居住者に対して、確定申告書等上記①に掲げる者に該当する旨を証する書類又は上記③に掲げる者に該当することを明らかにする書類を確定申告書に添付等することを義務付ける。 (令和2年度改正において措置)	同 左
同 左	控除額 同 左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、同 左 扶養親族又は同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合は、同 左 寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、同 左 (同一生計配偶者の所得要件 合計所得金額が38万円以下であること。) (29年度改正において措置)	同 左	控除額 同 左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、同 左 扶養親族又は同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合は、同 左 (同一生計配偶者の所得要件 合計所得金額が48万円以下であること。) (30年度改正において措置) 寡婦控除 270,000円 ひとり親控除 350,000円 (令和2年度改正において措置)	同 左
同 左	同 左	同 左	(所得要件等) (1) 障害者 同 左 (2) 寡婦 ひとり親に該当しない者で次に掲げる要件に該当する者 ① 夫と離婚した後再婚していない者で扶養親族を有する者であること又は夫と死別した後再婚していない者であること ② 合計所得金額500万円以下であること ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと (注) 寡婦(寡夫)控除を寡婦控除及びひとり親控除に改組する。 (令和2年度改正において措置) (3) ひとり親 現に婚姻をしていない者等で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、合計所得金額500万円以下の者 (令和2年度改正において措置) (4) 勤労学生 学生、生徒等のうち、その年の合計所得金額が75万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者 (30年度改正において措置)	同 左

18. 所得税の控除

区分	平成25年	26	27	28																
所得控除 (続)	<p>(1) 雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産の災害等による損失額のうち、所得金額の10%を超える金額。ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額は、所得金額の10%相当額又は5万円のいずれか低い金額を超える金額。</p> <p>(2) 医療費控除 医療費のうち、所得金額の5%相当額と10万円とのいずれか低い金額を超える部分の金額（最高200万円）。</p> <p>(注) 医療費控除の対象 範囲に、介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰吸引等に係る費用の自己負担分を追加。</p> <p>(3) 生命保険料控除 各保険料控除の合計適用限度額は、12万円。</p> <p>① 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）</p> <p>(イ) 一般生命保険料</p> <table border="1"> <tr> <td>～20,000円の場合</td> <td>支払保険料等全額</td> </tr> <tr> <td>20,001円～40,000円の場合</td> <td>支払保険料等×1/2+10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～80,000円の場合</td> <td>支払保険料等×1/4+20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円超の場合</td> <td>40,000円（一律）</td> </tr> </table> <p>(ロ) 介護医療保険料 同上</p> <p>(ハ) 個人年金保険料 同上</p> <p>② 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）</p> <p>(イ) 一般の生命保険料</p> <table border="1"> <tr> <td>～25,000円の場合</td> <td>支払保険料等全額</td> </tr> <tr> <td>25,001円～50,000円の場合</td> <td>支払保険料等×1/2+12,500円</td> </tr> <tr> <td>50,001円～100,000円の場合</td> <td>支払保険料等×1/4+25,000円</td> </tr> <tr> <td>100,000円超の場合</td> <td>50,000円（一律）</td> </tr> </table> <p>(ロ) 介護医療保険料 同上</p> <p>(ハ) 個人年金保険料 同上</p> <p>(22年度改正において措置)</p>	～20,000円の場合	支払保険料等全額	20,001円～40,000円の場合	支払保険料等×1/2+10,000円	40,001円～80,000円の場合	支払保険料等×1/4+20,000円	80,000円超の場合	40,000円（一律）	～25,000円の場合	支払保険料等全額	25,001円～50,000円の場合	支払保険料等×1/2+12,500円	50,001円～100,000円の場合	支払保険料等×1/4+25,000円	100,000円超の場合	50,000円（一律）	<p>(1) 雑損控除 同左</p> <p>(2) 医療費控除 同左</p> <p>(3) 生命保険料控除 同左</p>	<p>(1) 雑損控除 同左</p> <p>(2) 医療費控除 同左</p> <p>(3) 生命保険料控除 同左</p>	<p>(1) 雑損控除 同左</p> <p>(2) 医療費控除 同左</p> <p>(3) 生命保険料控除 同左</p>
～20,000円の場合	支払保険料等全額																			
20,001円～40,000円の場合	支払保険料等×1/2+10,000円																			
40,001円～80,000円の場合	支払保険料等×1/4+20,000円																			
80,000円超の場合	40,000円（一律）																			
～25,000円の場合	支払保険料等全額																			
25,001円～50,000円の場合	支払保険料等×1/2+12,500円																			
50,001円～100,000円の場合	支払保険料等×1/4+25,000円																			
100,000円超の場合	50,000円（一律）																			

及 び 税 率 の 推 移 (続)

29	30	令和元年	2	3
(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左
(2) 医療費控除 同 左 (注) セルフメディケーション税制 平成29年から令和3年までの間に、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている居住者が、その年中に支払った自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品等購入費のうち12,000円を超える部分の金額(88,000円を限度)について、その年分の総所得金額等から控除。 (28年度改正において措置)	(2) 医療費控除 同 左	(2) 医療費控除 同 左	(2) 医療費控除 同 左	(2) 医療費控除 同 左 (注) セルフメディケーション税制 ① 適用期限を令和8年まで5年延長 ② 健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類の確定申告書への添付又は提示を不要とし、当該取組の名称その他一定の事項を特定一般用医薬品等購入費の明細書に記載しなければならないこととする。  [令和4年分以後適用] ③ 所要の経過措置を講じた上、対象となるスイッチOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを除外する。 ④ スイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品(スイッチOTC医薬品を除く。)で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるものを対象に加える。 (令和3年度改正において措置)
(3) 生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除 同 左

## 18. 所得税の控除

区分	平成25年	26	27	28
所得 の 控 除 (統)	(4) 地震保険料控除 家屋又は家財について支払った地震保険料等(最高50,000円) (注)平成18年末までに締結した一定の長期損害保険契約については従前どおりの控除額が適用(地震保険料控除と合わせて最高50,000円)	(4) 地震保険料控除 同左	(4) 地震保険料控除 同左	(4) 地震保険料控除 同左
	(5) 社会保険料控除 支払額の全額	(5) 社会保険料控除 同左	(5) 社会保険料控除 同左	(5) 社会保険料控除 同左
	(6) 小規模企業共済等掛金控除 次の掛金の支払額の全額 ① 小規模企業共済契約に係る掛金 ② 確定拠出年金の個人型年金加入者掛金 ③ 心身障害者扶養共済制度の掛金	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左 (注)小規模企業共済契約に係る掛金について、対象となる小規模企業者の範囲に、宿泊業又は娯楽業を営む者で、常時使用する従業員の数が20名以下(現行5名以下)となる者を追加。	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左
	(7) 寄附金控除 ① 国又は地方公共団体に対する寄附金 ② 指定寄附金 ③ 特定公益増進法人に対する寄附金 ④ 認定NPO法人に対する寄附金 ⑤ 政治活動に関する寄附金(特定の政治献金) ⑥ 特定新規中小会社の特定新規株式を払込みにより取得をした場合におけるその年中に取得に要した金額(1,000万円を限度)について、寄附金の額(所得金額の40%を限度)のうち、2千円を超える部分の金額を所得控除する。 (注) 1 認定NPO法人等並びに一定の要件を満たす公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人に対する寄附について、新たに税額控除制度を導入し、従来の所得控除制度との選択制とする。 2 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合における控除の適用対象となる特定新規株式の範囲に、総合特別区域法に規定する指定会社で平成26年3月31日までに同法の規定による指定を受けたものにより発行される株式で当該指定の日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるものを追加する。	(7) 寄附金控除 同左 (注)特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合における控除について、次の措置を講ずる。 1 適用対象となる総合特別区域法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を2年延長する。 2 適用対象となる特定新規株式の範囲に、沖縄振興特別措置法に規定する指定会社で平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に同法の規定による指定を受けたものにより発行される株式を追加する。	(7) 寄附金控除 同左 (注)特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合における控除の適用対象となる特定新規株式の範囲に、国家戦略特別区域法に規定する一定の株式会社により発行される株式で平成30年3月31日までの間に発行されるものを追加する。	(7) 寄附金控除 同左 (注)特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の特例について、適用対象となる総合特別区域法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を2年延長する。 また、適用対象となる特定新規株式の範囲に、地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社で平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に同法の規定による確認を受けたものにより発行される株式のうち、当該確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるものを追加する。

及 び 税 率 の 推 移 (続)

29	30	令和元年	2	3
(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左
(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左
(6) 小規模企業共済等掛金 控除 同 左 (注) 確定拠出年金の個人 型年金加入者掛金につ いて、対象となる確定 拠出年金の個人型年金 の加入者の範囲に、企 業年金加入者、公務員 等共済加入者及び第三 号被保険者を追加。 (27年度改正において措置)	(6) 小規模企業共済等掛金 控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛 金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛 金控除 同 左
(7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発行 した株式を取得した場合 における控除について、適用 対象となる沖縄振興特別措 置法の指定会社に係る同法の 規定に基づく指定期限を平成31年3月31日まで2年 延長する。	(7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発行 した株式を取得した場合の 課税の特例について、 ① 適用対象となる地域再 生法に規定する特定地域 再生事業を行う株式会社 (平成30年3月31日まで に同法の確認を受けたも のに限る。)により発行 される株式で当該確認を 受けた日から同日以後3 年を経過する日までの間 に発行されるものを、当 該特定地域再生事業を行 う株式会社により発行さ れる株式で地域再生法等 の改正法の施行の日から 令和2年3月31日までの 間に発行されるものに見 直すとともに、所要の 経過措置を講ずる。 ② 適用対象となる国家戦 略特別区域法に規定する 特定事業を行う株式会社 により発行される株式の 発行期限を2年延長する。 ③ 適用対象となる株式の 範囲から、総合特別区 域法に規定する指定会社 により発行される株式を 除外する。	(7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発行 した株式を取得した場合 における控除について、 (注) 適用対象となる沖縄 振興特別措置法の指定会 社に係る同法の規定に基 づく指定期限を令和3年 3月31日まで2年延長す る。 (令和元年度改正におい て措置)	(7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発行した株 式を取得した場合の課税の特例に ついて、 ① 適用対象となる特定新規株式 の範囲に、次に掲げる株式を追 加する。 イ 内国法人のうちその設立の 日以後5年を経過していない 中小企業者に該当する一定の 株式会社により発行される株 式で、一定の投資事業有責任 組合契約に従って取得され るもの ロ 内国法人のうちその設立の 日以後5年を経過していない 中小企業者に該当する一定の 株式会社により発行される株 式で、第一種少額電子募集取 扱業務を行う一定の者が行う 当該業務により取得されるも の ② 適用対象となる国家戦略特別 区域法に規定する特定事業を行 う株式会社により発行される株 式の発行期限を2年延長する。 ③ 適用対象となる地域再生法に 規定する特定地域再生事業を行 う株式会社により発行される株 式の発行期限を2年延長する。 (注) 新型コロナウイルス感染症 等の影響に対応するための国 税関係法律の臨時特例 (令和2年4月30日施行)  指定行事の中止等により生じた 権利を放棄した場合の寄附金控除 又は所得税額の特別控除の特例 個人が、指定行事の中止等によ り生じた入場料金等払戻請求権の 全部又は一部の放棄を指定期間内 にした場合において、放棄払戻請 求権相当額又は特定放棄払戻請求 権相当額については、寄附金控除 又は所得税額の特別控除の適用が できることとする。	(7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発行 した株式を取得した場合 の課税の特例について、 ① 特定新規株式の取得 に要した金額として寄 附金控除の適用を受け ることができる限度額 を800万円(改正前: 1,000万円)に引き下 げる。 (令和2年度改正におい て措置) ② 適用対象となる沖縄 振興特別措置法の指定 会社に係る同法の規定 に基づく指定期限を令 和4年3月31日まで1 年延長。 ③ 特定公益増進法人等 に対する寄附金につ いて、適用対象となる寄 附金から出資に関する 業務に充てられること が明らかな寄附金を除 外する。 (令和3年度改正におい て措置)

## 18. 所得税の控除

区分		平成25年	26	27	28
所得控除(続)	その他の所得控除(続)				
税額控除	配当控除	<p>④ 配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について10%、1,000万円を超える部分の金額について5%</p> <p>⑤ 証券投資信託の収益の分配については5%（課税総所得金額が1,000万円を超えるときは、その超える部分については2.5%）〔所法〕</p> <p>ただし、公募証券投資信託の収益の分配、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の金銭の分配に係る配当所得、株式配当等につき源泉分離課税を選択した配当所得、確定申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。</p> <p>〔措法〕</p> <p>（注）申告分離課税制度を選択した配当所得は、配当控除の対象とならない。</p> <p>〔措法〕</p> <p>※ 平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について適用。</p> <p>（20年度改正において措置）</p>	同左	同左	同左
除	分配時調整外国税相当額控除				

及 び 稅 率 の 推 移 (續)

29	30	令和元年	2	3
			<p>(注1) 放棄払戻請求権相当額及び特定放棄払戻請求権相当額は、20万円を超える場合には20万円とする。</p> <p>(注2) 入場料金等払戻請求権の行使を令和2年2月1日から一定の日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して一定の期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、上記の特例を適用できることとする。</p>	
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
			<p>(30年度改正において創設)</p> <p>居住者等が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合において、その収益の分配に係る二重課税調整が行われた外国所得稅の額があるときは、その収益の分配に係る外国所得稅の額で収益の分配に係る所得稅の額から控除された金額のうち居住者等が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額に相当する金額(分配時調整外国稅相当額)を、一定の限度内で所得稅額から控除する。</p>	

## 18. 所得税の控除

区分	平成25年	26	27	28
外国税額控除額	<p>外国所得税（通常行われる取引と認められない一定の取引に係る外国所得税を除く。）を課せられた年分の所得税額のうち国外源泉所得に対応する金額を限度として税額控除する。一定額の範囲内で、過去3年以内の控除余裕枠は当年の控除枠に加え、過去3年以内の控除未済額は当年で控除できる。</p> <p>なお、外国税額控除の適用を受けた外国所得税がその後の年分において外国で減額された場合には調整を行う。</p> <p>(注)</p> <p>1 外国税額控除の適用を受けた外国所得税が減額された場合の調整を、その適用を受けた年の翌年以後7年以内の減額に限る。</p> <p>(21年度改正において措置)</p> <p>2 複数の税率の中から納税者と税務当局等との合意により税率が決定される税について、最も低い税率を上回る部分を外国税額控除の適用の対象となる外国所得税から除外。</p> <p>3 控除限度額の計算について、租税条約の規定により条約相手国等に課税権を認めた所得で当該条約相手国等において外国所得税を課されるものは、国外所得に該当。</p> <p>(23年度改正において措置)</p>	同 左	同 左	同 左
住宅借入金等に係る税額控除	<p>(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 居住者が、新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6ヵ月以内に居住の用に供した場合のその居住に係る借入金残高等を対象として次により算出した額を10年間（年間所得3,000万円以下の年に限る。）にわたり所得税額から控除する。 (適用期限：平成25年12月31日居住分)</p> <p>(注) 適用期限を平成29年12月31日まで4年延長。</p>	<p>(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 耐震基準に適合しない中古住宅を取得した場合において、当該中古住宅の取得の日までに耐震改修工事の申請等をし、かつ、その者の居住の用に供する日までにその耐震改修工事により耐震基準に適合することとなったことにつき証明がされたときは、当該中古住宅を耐震基準に適合する既存住宅とみなして、控除を適用。</p>	<p>(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) ・適用期限を令和元年6月30日まで1年6月延長。 ・適用の際に、税務署長が行政手続における番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができる場合は、住民票の写しの添付を要しない。</p>	<p>(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注1) 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の新築取得等をした場合についても適用可能とする。 (注2) 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置)</p>

及 び 税 率 の 推 移 (続)

29	30	令和元年	2	3
<p>同 左 (注) 控除限度額の計 算の基となる所得 でその源泉が国外 にあるものを、新 たに国外所得金 として定義。 (26年度改正において 措置)</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左 (注1) 我が国で所得として認識されない金 額に対して課されるものとして外国税 額控除の対象から除外される外国所得 税の額に、居住者に対する配当等の支 払があったものとみなして課される一 定の外国所得税の額を追加。 (令和元年度改正において措置)</p> <p>(注2) (令和2年度改正) 〔令和4年分以後適用〕 我が国で所得として認識されない金 額に対して課されるものとして外国税 額控除の対象から除外される外国所得 税の額に、他の者の所得に相当する金 額に対し、これを居住者の所得とみな して課される一定の外国所得税の額及 び実質的に支払金額等に対して課され る一定の外国所得税の額を追加。</p>	<p>同 左</p>
<p>(1) 住宅ローン減税 〔制度の基本的内容〕 同 左 (注) 1 住宅ローン減税の 適用を受ける住宅が 災害による居住の用 に供することにより 被害が重なること が原因となつた場合 に適用されること は、従前家屋等とし て適用された場合 と同様とする。 2 上記1の場合にお いて、再建支援法適 用者は、従前家屋 に係る住宅借入金等 を再取得等をした 住宅借入金等につ いて重複して適用 可能とする。</p>	<p>(1) 住宅ローン減税 〔制度の基本的内容〕 同 左</p>	<p>(1) 住宅ローン減税 〔制度の基本的内容〕 個人が、新築又は既 存の居住用家屋の取得 等をして、6ヵ月以内 に居住の用に供した場 合のその居住に係る 借入金残高等を対象と して次により算出した 額を10年間又は13年 間(年間所得3,000万 円以下)に限り、に わたり所得税額から 控除する。</p>	<p>(1) 住宅ローン減税 〔制度の基本的内容〕 同 左 (注) 新型コロナウイルス感染症等の 影響に対応するための 国税関係法律の臨時 特例 (令和2年4月30日 施行) ① 既存住宅の取得 をし、かつ、特例 増改築等をした個人 が、新型コロナウイルス 感染症及びそのまん 延防止のための措 置の影響により当該 既存住宅をその取得 の日から6月以内に その者の居住の用に 供することができな かつた場合において 、当該既存住宅を 令和3年12月31日 までにその者の居 住の用に供したとき 、当該特例増改築等 の日から6月以内に その者の居住の用に 供した場合に限る。 ② 要耐震改修住宅 の取得をし、かつ、 耐震改修に係る契 約を一定の日まで に締結している個人 が、新型コロナウイルス 感染症及びそのまん 延防止のための措 置の影響により当該 要耐震改修住宅を その取得の日から 6月以内にその者 の居住の用に供す る場合において、 当該要耐震改修住 宅を令和3年12月 31日までにその 者の居住の用に 供したとき(当該 要耐震改修住宅を その居住の用に 供した場合は、 住宅借入金等を 有する場合の 所得税額の特別 控除を適用でき ることとする。 ③ 住宅の新築取得 等で特別取得に 該当するものを した者が、新 型コロナウ イルス感染 症及びその まん延防止 のための措 置の影響に よって特別 取得をした 家屋を令和 2年12月31 日までに その者の居 住の用に 供すること ができなかつ た場合にお いて、当該 家屋を令和 3年1月1日 から同年12 月31日ま での間に その者の居 住の用に 供したとき は、住宅借 入金等を 有する場 合の所得 税額の特別 控除の特 例を適用 できること とする。</p>	<p>(1) 住宅ローン減税 〔制度の基本的内容〕 同 左 (注) 新型コロナウイルス感 染症等の影響に 対応するた めの国税関 係法律の臨 時特例 同 左 (注) 1 住宅の新築取得 等で特別取得に 該当するものを した者が、その 特別特例取得 をした家屋を 令和3年1月1 日から令和4 年12月31日 までの間に その者の居 住の用に 供した場 合には、 住宅借 入金等 を有す る場 合の 所得 税額 の特別 控除、 認定 住宅 の新 築等 に係 る住 宅借 入金 等を 有す る場 合の 所得 税額 の特別 控除 の特 例及 び東 日本 大震 災の 被災 者等 に係 る住 宅借 入金 等を 有す る場 合の 所得 税額 の特別 控除 の特 例並 びに これ らの 控除 の特 例の 適用 期間 を3 年間 延長 の特 例を 適用 でき ること とする。 2 上記1の住宅借 入金等を 有する 場合の 所得 税額 の特 別控 除の特 例は、 個人 が取 得等 をし た床 面積 が40 ㎡以 上50 ㎡未 満で ある 住宅 の用 に供 する 場合 の所 得税 額の 特別 控除 の特 例は、 その 者の 13年 間の 控除 期間 のうち その 年の 所得 税に 係る 合計 所得 金額 が1,000 万円 を超 える 年につ いては、 適用 しない。</p>

## 18. 所得税の控除

区分	平成25年	26	27	28
税 宅 借 入 金 等 に 係 る 税 額 控 除 (続)	<p>[控除額の計算] [控除期間] 10年間 ① 一般の住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 2,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%</p> <p>② 認定住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 3,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%</p>	<p>[控除額の計算] [控除期間] 10年間 ① 一般の住宅 平成26年1月から3月居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 2,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%</p> <p>平成26年4月から平成29年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%</p> <p>② 認定住宅 平成26年1月から3月居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 3,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%</p> <p>平成26年4月から29年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%</p> <p>(注) 1 上記①一般の住宅及び②認定住宅について、所得税から控除しきれない場合には、次のいずれか小さい額を個人住民税から控除することができる(地方税法)。 ① 住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ② 住宅ローン控除前の所得税額。ただし、次の金額を上限とする。 イ 平成26年1月から3月居住分…9.75万円 ロ 平成26年4月から29年12月居住分…13.65万円 2 上記①一般の住宅及び②認定住宅における平成26年4月から29年居住分の借入限度額等は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合の借入限度額等は、平成25年と同じとなる。</p>	<p>[控除額の計算] [控除期間] 10年間 ① 一般の住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%</p> <p>② 認定住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%</p> <p>(注) 1 上記①一般の住宅及び②認定住宅について、所得税から控除しきれない場合には、次のいずれか小さい額を個人住民税から控除することができる(地方税法)。 ① 住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ② 住宅ローン控除前の所得税額。ただし、13.65万円を上限とする。 2 上記①一般の住宅及び②認定住宅における借入限度額等は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合の借入限度額等は、平成25年と同じとなる。</p>	<p>[控除額の計算] 同左</p>

(続)  
(続)

及 び 税 率 の 推 移 (続)

29	30	令和元年	2	3
<p>[控除額の計算] 同 左</p>	<p>[控除額の計算] 同 左</p>	<p>[控除額の計算] 平成26年4月から令和元年9月又は 令和3年居住分 〔控除期間〕10年間 ① 一般の住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・ 1年目から10年目まで 1 % ② 認定住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・ 1年目から10年目まで 1 % (注) 上記の控除額の計算は、住宅 の対価の額又は費用の額に含ま れる消費税等の税率が8 %又は 10 %である場合のものであり、 それ以外の場合の控除額の計算 は、平成25年と同じとなる。  (注) (令和元年度改正) 令和元年10月から令和2年12月居住 分 (消費税率10%が適用される住宅取 得等に限る。)  〔控除期間〕13年間 ① 一般の住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・ 1年目から10年目まで 1 % ・ 11年目から13年目まで 次のいずれか少ない金額 ㊦ 年末の住宅ローン等の残高× 1 % ㊧ 住宅の取得等の対価の額又は 費用の額 (税抜価格の4,000万円 を限度) × 2 % ÷ 3 ② 認定住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・ 1年目から10年目まで 1 % ・ 11年目から13年目まで 次のいずれか少ない金額 ㊦ 年末の住宅ローン等の残高× 1 % ㊧ 住宅の取得等の対価の額 (税 抜価格の5,000万円を限度) × 2 % ÷ 3  (注) 1 入居11～13年目についても、所 得税額から控除しきれない額は、 現行制度と同じ控除限度額の範囲 で個人住民税額から控除 (地方 税法)。 2 上記の控除額の計算は、住宅の 対価の額又は費用の額に含まれる 消費税等の税率が10%である場合 のものであり、それ以外の場合の 控除額の計算は、8 %である場 合は平成26年4月から令和元年9 月又は令和3年居住分と、8 %又 は10%以外の場合は平成25年と 同じである。</p>	<p>[控除額の計算] 同 左</p>	<p>[控除額の計算] 同 左</p>

## 18. 所得税の控除

区分	平成25年	26	27	28
住宅借入金等に係る税額控除(続)	<p>(2) バリアフリー改修促進税制 (注) 適用期限を平成29年12月31日まで4年延長。</p> <p>[制度の基本的内容] 特定居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事等を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事等に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間(年間所得3,000万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。 ただし、この特例は、住宅ローン減税及びバリアフリー改修税額控除との選択適用とする。</p> <p>[控除額の計算] [控除期間] 5年 ④ 一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(200万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高…2% ⑤ ④以外の住宅ローン等の残高…1%</p> <p>(3) 省エネ改修促進税制 (注) 適用期限を平成29年12月31日まで4年延長。</p>	<p>(2) バリアフリー改修促進税制 (注) 下記のとおり控除率等を見直し。 (25年度改正において措置)</p> <p>[制度の基本的内容] 同左</p> <p>[控除額の計算] [控除期間] 5年 平成26年1月から3月居住分 (イ) 一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(200万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高…2% (ロ) (イ)以外の住宅ローン等の残高…1% 平成26年4月から29年居住分 (イ) 一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(250万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高…2% (ロ) (イ)以外の住宅ローン等の残高…1% (注) 平成26年4月から29年居住分の借入限度額等は、バリアフリー改修工事に係る費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合の借入限度額等は、平成25年と同じとなる。</p> <p>(3) 省エネ改修促進税制 (注) 下記のとおり借入限度額等を見直し。 (25年度改正において措置)</p>	<p>(2) バリアフリー改修促進税制 (注) ・適用期限を令和元年6月30日まで1年6月延長。 ・適用の際に、税務署長が番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しない。</p> <p>[制度の基本的内容] 同左</p> <p>[控除額の計算] [控除期間] 5年 (イ) 一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(250万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高…2% (ロ) (イ)以外の住宅ローン等の残高…1% (注) 借入限度額等は、バリアフリー改修工事に係る費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合の借入限度額等は、平成25年と同じとなる。</p> <p>(3) 省エネ改修促進税制 (注) ・適用期限を令和元年6月30日まで1年6月延長。 ・適用の際に、税務署長が番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しない。</p>	<p>(2) バリアフリー改修促進税制 同左 (注) 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費税税率引上げ時期変更法において措置)</p> <p>[制度の基本的内容] 同左 (注) 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の新築取得等をした場合についても適用可能とする。</p> <p>[控除額の計算] [控除期間] 5年 同左</p> <p>(3) 省エネ改修促進税制 同左 (注) 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費税税率引上げ時期変更法において措置)</p>

及 び 税 率 の 推 移 (続)

29	30	令和元年	2	3
(2) バリアフリー改修促進 税制 同 左	(2) バリアフリー改修促進 税制 同 左	(2) バリアフリー改修促進 税制 同 左	(2) バリアフリー改修促進 税制 同 左	(2) バリアフリー改修促進 税制 同 左
[制度の基本的内容] 同 左	[制度の基本的内容] 同 左	[制度の基本的内容] 同 左	[制度の基本的内容] 同 左	[制度の基本的内容] 同 左
[控除額の計算] [控除期間] 5年 同 左	[控除額の計算] [控除期間] 5年 同 左	[控除額の計算] [控除期間] 5年 同 左	[控除額の計算] [控除期間] 5年 同 左	[控除額の計算] [控除期間] 5年 同 左
(3) 省エネ改修促進税制 同 左	(3) 省エネ改修促進税制 同 左	(3) 省エネ改修促進税制 同 左	(3) 省エネ改修促進税制 同 左	(3) 省エネ改修促進税制 同 左
(注) ・適用対象となる工事に 特定の省エネ改修工事 と併せて行う一定の耐 久性向上改修工事を加 える。 ・適用対象となる省エネ 改修工事に、居室の窓 の断熱改修工事又は居 室の窓の断熱改修工事 と併せて行う天井、壁 若しくは床の断熱改修 工事で、改修後の住宅 全体の省エネ性能が一 定以上となること等の 要件を満たすものを加 える。				

## 18. 所得税の控除

区分	平成25年	26	27	28
住宅借入金等に係る税額控除(続)	<p>[制度の基本的内容] 居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事等を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事等に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間(年間所得3,000万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。ただし、この特例は、住宅ローン減税及び省エネ改修税額控除との選択適用とする。</p> <p>※ 「一定の省エネ改修工事等」とは、省エネ改修工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当に上がるものをいう。</p> <p>[控除額の計算] ① 特定の省エネ改修工事に係る工事費用の額(200万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高…2% ② ①以外の住宅ローン等の残高…1%</p>	<p>[制度の基本的内容] 同左</p> <p>[控除額の計算] 同左 平成26年1月から3月居住分 (イ) 一定の省エネ改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(200万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高…2% (ロ) (イ)以外の住宅ローン等の残高…1%</p> <p>平成26年4月から29年居住分 (イ) 一定の省エネ改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(250万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高…2% (ロ) (イ)以外の住宅ローン等の残高…1%</p> <p>(注) 平成26年4月から29年居住分の借入限度額等は、省エネ改修工事に係る費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合の借入限度額等は、平成25年と同じとなる。</p>	<p>[制度の基本的内容] 同左</p> <p>[控除額の計算] (イ) 一定の省エネ改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(250万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高…2% (ロ) (イ)以外の住宅ローン等の残高…1%</p> <p>(注) 借入限度額は、省エネ改修工事に係る費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合の借入限度額等は、平成25年と同じとなる。</p>	<p>[制度の基本的内容] 同左 (注) 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の増改築等をした場合についても適用できることとする。</p> <p>[控除額の計算] 同左</p> <p>(4) 三世代同居対応改修税制</p> <p>[制度の基本的内容] 個人が、その者の所有する居住用の家屋について、他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための一定の三世代同居対応改修工事を含む増改築等(以下「特定工事」という。)を行った場合において、その居住用の家屋を平成28年4月1日から令和元年6月30日までの間にその者の居住の用に供したときは、その特定工事に係る借入金残高の1,000万円の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間(年間所得3,000万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。 (注) 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費税税率引上げ時期変更法において措置)</p> <p>[控除額の計算] (イ) 一定の三世代同居対応改修工事に係る工事費用(250万円を限度)に相当する住宅借入金等の年末残高…2% (ロ) (イ)以外の住宅借入金等の年末残高…1%</p>
	住宅借入金等に係る税額控除(続)			

及び税率の推移(続)

29	30	令和元年	2	3
[制度の基本的内容] 同左	[制度の基本的内容] 同左	[制度の基本的内容] 同左	[制度の基本的内容] 同左	[制度の基本的内容] 同左
[控除額の計算] 同左	[控除額の計算] 同左	[控除額の計算] 同左	[控除額の計算] 同左	[控除額の計算] 同左
(4) 三世代同居対応改修税制 [制度の基本的内容] 同左				
[控除額の計算] 同左	[控除額の計算] 同左	[控除額の計算] 同左	[控除額の計算] 同左	[控除額の計算] 同左

## 18. 所得税の控除

区分	平成25年	26	27	28
税額控除	<p>個人の行う政治団体等に対する献金のうち、政党等に対する献金（特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度）については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。</p> <p>[控除額の計算]            税額控除額 = (その年中に支出した政党等に対する献金の合計額 - 2千円) × 30%            税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする</p>	同 左 (注) 適用期限を令和元年12月31日まで5年延長。	同 左	同 左
	<p>個人が支出した認定特定非営利活動法人等並びにPST要件や情報公開要件を満たす公益団・財団法人、学校法人等、社会福祉法人及び更生保護法人（以下「認定NPO法人等」という。）に対する寄附金（特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度）については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。</p> <p>[控除額の計算]            税額控除額 = (その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の合計額 - 2千円) × 40%            税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする。</p>	同 左	<p>同 左 (注)            対象となる学校法人等（保育所を設置する社会福祉法人を含む。）のPSTの絶対値要件（3,000円以上の寄附をする判定基準寄附者の数が100人以上であること）について、次のいずれの要件も満たすこととする。            イ 3,000円以上の寄附をする判定基準寄附者の数が100人以上（設置する学校等の定員が5,000人に満たない学校法人等は〔定員数 ÷ 5,000 × 100人〕（最低10人）以上）であること            ロ 上記イの判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均額が30万円以上であること</p>	<p>同 左 (注)            ① 対象となる公益団・財団法人、学校法人等、社会福祉法人及び更生保護法人（以下「公益法人等」という。）のPSTの絶対値要件（3,000円以上の寄附をする判定基準寄附者の数が100人以上（※1）であること等）について、次のいずれの要件も満たすこととする。            イ 3,000円以上の寄附をする判定基準寄附者の数が100人以上（※1）（※2）であること            （※1）設置する学校等の定員が5,000人に満たない学校法人等（保育所を設置する社会福祉法人を含む。）は〔定員数 ÷ 5,000 × 100人（最低10人）〕以上            （※2）公益目的事業費用等の合計額が1億円未満の公益法人等は〔公益目的事業費用等 ÷ 1億 × 100人〕（最低10人）以上            ロ 上記イの判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均額が30万円以上であること            ② 対象となる寄附金の範囲に、PST要件や情報公開要件を満たす国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は独立行政法人日本学生支援機構に対する寄附金のうち修学支援事業に充てられることが確実なものを追加する。</p>

## 及び税率の推移(続)

29	30	令和元年	2	3
同 左	同 左	同 左 (注) 適用期限を令和6年 12月31日まで5年延長。	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左 (注) 対象となる寄附金の範囲 に、国立大学法人、大学共 同利用機関法人、公立大学 法人又は独立行政法人国立 高等専門学校機構（その運 営組織及び事業活動が適正 であること並びに市民から 支援を受けていることにつ き一定の要件を満たすもの に限る。）に対する寄附金 のうち学生又は不安定な雇 用状態にある研究者に対す るこれらの者が行う研究へ の助成又は研究者としての 能力の向上のための事業に 充てられることが確実であ るものを追加する。	同 左 (注) 対象となる公益社団・財 団法人等に対する寄附金に ついて、適用対象となる寄 附金から出資に関する業務 に充てられることが明らか な寄附金を除外する。

## 18. 所得税の控除

区分	平成25年	26	27	28
税額控除	<p>居住者が、昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修をした場合、<u>実際の耐震改修費用から補助金等を控除した金額</u>と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（200万円を限度）の10%相当額を所得税額から控除する。</p> <p>（平成23年6月30日以後平成25年12月31日までの間に耐震改修に係る契約を締結する場合に適用）</p> <p>（注） （平成23年6月30日前に契約した場合） 地方公共団体の作成した一定の計画区域内において、昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合、<u>実際の耐震改修費用と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額</u>（200万円を限度）の10%相当額を所得税額から控除する。</p> <p>（注）適用期限を平成29年12月31日まで4年延長。</p>	<p>(1) 平成26年1月から平成26年3月までの間に耐震改修を行った場合 同左</p> <p>(2) 平成26年4月から平成29年12月までの間に耐震改修を行った場合 居住者が、昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修工事をした場合、<u>標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額</u>（250万円を限度）の10%相当額を所得税額から控除する。</p> <p>ただし、耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税等の税率のうちに8%又は10%が含まれる場合の金額であり、それ以外の場合、上記の250万円は200万円となる。</p>	<p>居住者が、昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修工事をした場合、<u>標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額</u>（250万円を限度）の10%相当額を所得税額から控除する。</p> <p>ただし、耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税等の税率のうちに8%又は10%が含まれる場合の金額であり、それ以外の場合、上記の250万円は200万円となる。</p> <p>（平成26年4月1日から平成29年12月31日までの間に耐震改修を行った場合に適用）</p> <p>（注）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用期限を令和元年6月30日まで1年6月延長。</li> <li>・適用の際に、税務署長が番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しない。</li> </ul>	<p>同左 （注） 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。 （消費税率引上げ時期変更法において措置）</p>
	<p>(1) バリアフリー改修税額控除 （21年度改正において創設） 特定居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事に係る費用の額から補助金等の額を控除した金額と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（150万円を限度。以下、「改修事限度額」という。）の10%相当額を所得税額から控除する（年間所得3,000万円以下の年に限る）。</p> <p>ただし、住宅ローン減税及びバリアフリー改修促進税制との選択適用とする。</p> <p>（平成21年4月1日から平成24年12月31日までの間にバリアフリー改修を行った場合に適用）</p> <p>（注）改修事限度額を200万円とし、適用期限を平成29年12月31日まで5年延長する。</p>	<p>(1) バリアフリー改修税額控除</p> <p>① 平成26年1月から3月までの間にバリアフリー改修を行った場合 同左</p> <p>② 平成26年4月から平成29年12月までの間にバリアフリー改修を行った場合 特定居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額（200万円を限度。）の10%相当額を所得税額から控除する（年間所得3,000万円以下の年に限る）。</p> <p>ただし、住宅ローン減税及びバリアフリー改修促進税制との選択適用とする。</p> <p>（注）バリアフリー改修工事に要した費用の額に含まれる消費税等の税率のうちに8%又は10%が含まれる場合の金額であり、それ以外の場合における改修事限度額は150万円となる。</p>	<p>(1) バリアフリー改修税額控除</p> <p>特定居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額（200万円を限度。）の10%相当額を所得税額から控除する（年間所得3,000万円以下の年に限る）。</p> <p>ただし、住宅ローン減税及びバリアフリー改修促進税制との選択適用とする。</p> <p>（平成26年4月1日から平成29年12月31日までの間にバリアフリー改修を行った場合に適用）</p> <p>（注1）バリアフリー改修工事に要した費用の額に含まれる消費税等の税率のうちに8%又は10%が含まれる場合の金額であり、それ以外の場合における改修事限度額は150万円となる。</p> <p>（注2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用期限を令和元年6月30日まで1年6月延長。</li> <li>・適用の際に、税務署長が番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しない。</li> </ul>	<p>(1) バリアフリー改修税額控除 同左 （注） 適用期限を令和3年2月31日まで2年6月延長。 （消費税率引上げ時期変更法において措置）</p>
特定の改修工事をした場合の税額控除 （続）				

及 び 稅 率 の 推 移 (續)

29	30	令和元年	2	3
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
(1) バリアフリー改修稅額 控除 同 左				

## 18. 所得税の控除

区分	平成25年	26	27	28
税 特 定 の 改 修 工 事 を し た 場 合 の 税 額 控 除 (続)	<p>(2) 省エネ改修税額控除</p> <p>(21年度改正において創設) 居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事に係る費用と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額(200万円を限度。(以下、「断熱改修工事限度額」という。))太陽光発電装置を設置する場合は、300万円を限度。)の10%相当額を所得税額から控除する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。</p> <p>ただし、住宅ローン減税及び省エネ改修促進税制との選択適用とする。</p> <p>(平成21年4月1日から平成24年12月31日までの間に省エネ改修を行った場合に適用)</p> <p>(注) (平成23年6月30日以後に省エネ改修工事に係る契約を締結する場合) 補助金等の交付を受ける場合は、省エネ改修工事に係る費用から差し引くこととする。(23年度改正において措置) (注) 適用期限を平成29年12月31日まで5年延長する。</p>	<p>(2) 省エネ改修税額控除</p> <p>① 平成26年1月から3月までの間に省エネ改修を行った場合 同左</p> <p>② 平成26年4月から平成29年12月までの間に省エネ改修を行った場合 居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円を限度。(太陽光発電装置を設置する場合は、350万円を限度。))の10%相当額を所得税額から控除する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。</p> <p>ただし、住宅ローン減税及び省エネ改修促進税制との選択適用とする。</p> <p>(注) 省エネ改修工事に要した費用の額に含まれる消費税等の税率のうちに8%又は10%が含まれる場合の金額であり、それ以外の場合における断熱改修工事限度額は、200万円(太陽光発電装置を設置する場合は300万円)となる。</p>	<p>(2) 省エネ改修税額控除</p> <p>居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円を限度。(太陽光発電装置を設置する場合は、350万円を限度。))の10%相当額を所得税額から控除する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。</p> <p>ただし、住宅ローン減税及び省エネ改修促進税制との選択適用とする。</p> <p>(平成26年4月1日から平成29年12月31日までの間に省エネ改修を行った場合に適用)</p> <p>(注1) 省エネ改修工事に要した費用の額に含まれる消費税等の税率のうちに8%又は10%が含まれる場合の金額であり、それ以外の場合における断熱改修工事限度額は、200万円(太陽光発電装置を設置する場合は300万円)となる。</p> <p>(注2) ・適用期限を令和元年6月30日まで1年6月延長。 ・適用の際に、税務署長が番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しない。</p>	<p>(2) 省エネ改修税額控除 同左</p> <p>(注1) 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の増改築等をした場合についても適用できることとする。</p> <p>(注2) 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置)</p> <p>(3) 三世代同居対応改修税額控除</p> <p>個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の三世代同居対応改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその三世代同居対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。</p> <p>ただし、住宅ローン減税及び三世代同居対応改修税制との選択適用とする。</p> <p>(平成28年4月1日から令和元年6月30日までの間に居住の用に供した場合に適用)</p> <p>(注) 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置)</p>

及び税率の推移(続)

29	30	令和元年	2	3
(2) 省エネ改修税額控除 同左				
(3) 三世同居対応改修税 額控除 同左				

## 18. 所得税の控除

区分	平成25年	26	27	28
税額控除(続)	特定の改修工事をした場合の税額控除(続)			
控除(続)	<p>(21年度改正において創設) 居住者が、認定長期優良住宅の新築等をして、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日(平成21年6月4日)から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合(新築等の日から6ヶ月以内に限り)には、その認定長期優良住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額(500万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除(翌年繰越可)する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。 ただし、住宅ローン減税との選択適用とする。 (注) 適用期限を平成29年12月31日まで4年延長。</p>	<p>同左 (1) 平成26年1月から3月まで居住分 同左 (2) 平成26年4月から平成29年12月まで居住分 居住者が、認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の新築等をして、平成29年12月31日までの間に居住の用に供した場合(新築等の日から6ヶ月以内に限り)には、その認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額(650万円を限度(控除対象限度額))の10%相当額を所得税額から控除(翌年繰越可)する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。 ただし、住宅ローン減税との選択適用とする。 (注) 平成26年4月から29年12月まで居住分の控除対象限度額は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合の控除対象限度額は、平成25年と同じとなる。</p>	<p>同左 (注) 控除対象限度額は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合の控除対象限度額は、平成25年と同じとなる。 (注) ・適用期限を令和元年6月30日まで1年6月延長。 ・適用の際に、税務署長が番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しない。</p>	<p>同左 (注1) 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の増改築等をした場合についても適用できることとする。 (注2) 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置)</p>

及 び 税 率 の 推 移 (続)

29	30	令和元年	2	3
<p>(4) 耐久性向上改修税額控除</p> <p>個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の耐久性向上改修工事(耐震改修、省エネ改修工事又はこれらの改修工事と併せて行うものに限る。)を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその耐久性向上改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円を限度。耐震改修工事及び省エネ改修工事と併せて一定の耐久性向上工事を行った場合は、500万円を限度。(太陽光発電装置を設置する場合は、600万円を限度。))の10%相当額を所得税額から控除する(年間所得3,000万円以下の年に限る。)</p> <p>ただし、住宅ローン減税及び省エネ改修促進税制との選択適用とする。</p> <p>(平成29年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用)</p>	<p>(4) 耐久性向上改修税額控除</p> <p>同 左</p>			
<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>

18. 所得税の控除

区分		平成25年	26	27	28
その他 の 控 除 等 控 除	特 別 控 除 等	(1) 退職所得 勤続年数1年につき、勤続年数20年まで40万円、20年超70万円を乗じた金額（最低限度額80万円、障害者になったことにより退職する場合はさらに100万円加算）を収入金額から控除し、その控除後の金額の2分の1相当額を課税所得とし、分離課税とする。 ただし、退職手当等の支払者の役員等（役員等としての勤続年数が5年以下の者に限る。）が支払を受ける特定役員退職手当等に係る退職所得については退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置を適用しない。	(1) 退職所得 同左	(1) 退職所得 同左	(1) 退職所得 同左
		(2) 山林所得 収入金額から植林費等の必要経費を控除した残額から50万円を控除し、5分5乗により分離課税とする。	(2) 山林所得 同左	(2) 山林所得 同左	(2) 山林所得 同左
		(3) 譲渡所得 ① 総合課税 譲渡益から50万円を控除し、その残額のうち、長期譲渡所得に係る部分の金額の2分の1に相当する金額と短期譲渡所得に係る部分の金額との合計額を総所得金額に算入する。 ② ただし、土地・建物等に係る譲渡のうち一定のものについては、譲渡益から特別控除額（5,000万円特別控除等）を控除して課税する。 (21年度改正において創設) 平成21年及び22年に取得した土地等の長期譲渡所得については、譲渡益から1,000万円を控除する。	(3) 譲渡所得 ① 同左  ② 同左	(3) 譲渡所得 ① 同左  ② 同左	(3) 譲渡所得 ① 同左  ② 同左
		(4) 一時所得 収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した金額から50万円を控除し、その残額の2分の1に相当する金額を総所得金額に算入する。	(4) 一時所得 同左	(4) 一時所得 同左	(4) 一時所得 同左
		課税総所得金額が、	同左	課税総所得金額が、	同左
195万円以下の金額	5%	195万円以下の金額	5%		
195万円を超える金額	10%	195万円を超える金額	10%		
330	20%	330	20%		
695	23%	695	23%		
900	33%	900	33%		
1,800	40%	1,800	40%		
(参考) 復興特別所得税		4,000	45%		
・平成25年（2013年）1月から令和19年（2027年）12月までの措置として、所得税額に対して2.1%の付加税。		(25年度改正において措置)			
・納税義務者・源泉徴収義務者は所得税の納税義務者・源泉徴収義務者と同じ。					

及 び 税 率 の 推 移 (続)

29	30	令和元年	2	3
(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左 [令和4年分以後適用] (注) その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者が当該退職手当等の支払者から当該勤続年数に対応するものとして支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの(以下「短期退職手当等」という。)に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しないこととする。 (令和3年度改正において措置)
(2) 山林所得 同 左				
(3) 譲渡所得 ① 同 左				
② 同 左	② 同 左	② 同 左	② 同 左	② 同 左
(4) 一時所得 同 左				
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

## 18. (付表) 個人住民税の

区分		平成24年度	25	26	27
所得控除	基礎控除	330,000円	同 左	同 左	同 左
	配偶者控除	控除額 330,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配偶者 380,000円 (控除対象配偶者の所得要件： 前年の合計所得金額が38万円以下であること。 (注) 扶養控除の見直しに伴い、扶養控除及び配偶者控除に係る同居特別障害者加算措置(加算額23万円)を特別障害者控除に係る同居特別障害者の加算額に改組する。(22年度改正において措置)	同 左	同 左	同 左
	配偶者特別控除	最高 330,000円 前年の合計所得1,000万円以下の者について適用する。控除対象配偶者以外の配偶者の前年の合計所得金額に応じて以下のように控除額を調整。 配偶者の所得 控除額 38～45万円未満 33万円 45～50 〃 31 〃 50～55 〃 26 〃 55～60 〃 21 〃 60～65 〃 16 〃 65～70 〃 11 〃 70～75 〃 6 〃 75～76 〃 3 〃	同 左	同 左	同 左

控 除 及 び 税 率

28	29	30	令和元年度	2	3
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	前年の合計所得金額が2,400万円以下である場合 430,000円 2,400万円超2,450万円以下である場合 290,000円 2,450万円超2,500万円以下である場合 150,000円 前年の合計所得金額が2,500万円超である所得割の納税義務者については、基礎控除の適用はできない。 (30年度改正において措置)
同 左	同 左	同 左	所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下の場合 330,000円 (老人控除対象配偶者：380,000円) 900万円超950万円以下の場合 220,000円 (老人控除対象配偶者：260,000円) 950万円超1,000万円以下の場合 110,000円 (老人控除対象配偶者：130,000円)  (注) 前年の合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除を適用できない。 控除対象配偶者の所得要件： 前年の合計所得金額が38万円以下であり、所得割の納税義務者の前年の所得金額が1,000万円以下であること。 (29年度改正において措置)	同 左	同 左  控除対象配偶者の所得要件： 前年の合計所得金額が48万円以下であり、所得割の納税義務者の前年の所得金額が1,000万円以下であること。 (30年度改正において措置)
同 左	同 左	同 左	所得割の納税義務者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額に応じて、以下のように控除額を調整。  ①所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下の場合 配偶者の所得      控除額 38～ 85万円以下      33万円 85～ 90      "      33      " 90～ 95      "      31      " 95～100      "      26      " 100～105      "      21      " 105～110      "      16      " 110～115      "      11      " 115～120      "      6      " 120～123      "      3      "  ②所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 配偶者の所得      控除額 38～ 85万円以下      22万円 85～ 90      "      22      " 90～ 95      "      21      " 95～100      "      18      " 100～105      "      14      " 105～110      "      11      " 110～115      "      8      " 115～120      "      4      " 120～123      "      2      "  ③所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合 配偶者の所得      控除額 48～ 95万円以下      11万円 95～100      "      11      " 100～105      "      11      " 105～110      "      9      " 110～115      "      7      " 115～120      "      6      " 120～125      "      4      " 125～130      "      2      " 130～133      "      1      " (30年度改正において措置)	同 左	所得割の納税義務者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額に応じて、以下のように控除額を調整。  ①所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下の場合 配偶者の所得      控除額 48～ 95万円以下      33万円 95～100      "      33      " 100～105      "      31      " 105～110      "      26      " 110～115      "      21      " 115～120      "      16      " 120～125      "      11      " 125～130      "      6      " 130～133      "      3      "  ②所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 配偶者の所得      控除額 48～ 95万円以下      22万円 95～100      "      22      " 100～105      "      21      " 105～110      "      18      " 110～115      "      14      " 115～120      "      11      " 120～125      "      8      " 125～130      "      4      " 130～133      "      2      "  ③所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合 配偶者の所得      控除額 48～ 95万円以下      11万円 95～100      "      11      " 100～105      "      11      " 105～110      "      9      " 110～115      "      7      " 115～120      "      6      " 120～125      "      4      " 125～130      "      2      " 130～133      "      1      " (30年度改正において措置)

## 18. (付表) 個人住民税の

区分		平成24年度	25	26	27
所得控除(統)	配偶者特別控除(統)				
	扶養控除	控除対象扶養親族 (年齢16歳以上) 330,000円 うち、特定扶養親族 (年齢19歳以上23歳未満) 450,000円 うち、老人扶養親族 (年齢70歳以上) 380,000円 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 450,000円 (注) 扶養控除の見直しに伴い、扶養控除及び配偶者控除に係る同居特別障害者加算措置(加算額23万円)を特別障害者控除に係る同居特別障害者の加算額に改組する。 (22年度改正において措置)	同 左	同 左	同 左
	障害者、寡婦(寡夫)、ひとり親及び勤労学生控除	控除額 260,000円 ・ 障害者のうち、特別障害者に該当する場合 300,000円 ・ 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合 530,000円 (22年度改正において措置) ・ 寡婦のうちの特別加算に該当する場合 300,000円 (所要要件等) (1) 障害者 所要要件なし (2) 寡婦(寡夫) (イ) 寡婦…夫と死別・離婚した後再婚していない者等で扶養親族等を有する者か、夫と死別した後再婚していない者等で前年の合計所得金額500万円以下の者 (注) 扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の者は、特別加算 (ロ) 寡夫…妻と死別・離婚した後再婚していない者等で、前年の総所得金額等が所得税法上の基礎控除の金額以下の生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額500万円以下の者 (3) 勤労学生 学生、生徒等のうち、前年の合計所得金額が65万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者	同 左	同 左	同 左

控 除 及 び 税 率 (続)

28	29	30	令和元年度	2	3
			③所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 38～85万円以下 11万円 85～90 〃 11 〃 90～95 〃 11 〃 95～100 〃 9 〃 100～105 〃 7 〃 105～110 〃 6 〃 110～115 〃 4 〃 115～120 〃 2 〃 120～123 〃 1 〃 (29年度改正において措置)		
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	控除額 同 左 (扶養親族の所得要件： 前年の合計所得金額が48万円以下であること。 (30年度改正において措置)
同 左	同 左	控除額 同 左 ・障害者のうち、特別障害者に該当する場合 同 左 ・扶養親族又は同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合 同 左 ・寡婦のうちの特別加算に該当する場合 同 左 (同一生計配偶者の所得要件： 前年の合計所得金額が38万円以下であること。 (29年度改正において措置)	同 左	同 左	障害者控除額 同 左 ・障害者のうち、特別障害者に該当する場合 同 左 ・扶養親族又は同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合 同 左 (同一生計配偶者の所得要件： 前年の合計所得金額が48万円以下であること。 (30年度改正において措置) 寡婦控除額 260,000円 ひとり親控除額 300,000円 (令和2年度改正において措置) (所得要件等) (1) 障害者 同 左 (2) 寡婦 ひとり親に該当しない者で次に掲げる要件に該当する者 (イ) 夫と離婚した後再婚していない者で扶養親族を有する者であること又は夫と死別した後再婚していない者であること (ロ) 合計所得金額500万円以下であること (ハ) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと (注) 寡婦(寡夫)控除を寡婦控除及びひとり親控除に改組する。 (令和2年度改正において措置) (3) ひとり親 現に婚姻をしていない者等で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有し、かつ合計所得金額500万円以下の者 (令和2年度改正において措置) (4) 勤労学生 学生、生徒等のうち、その年の合計所得金額が75万円以下で、かつ自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者 (30年度改正において措置)

18. (付表) 個人住民税の

区分	平成24年度	25	26	27															
所得控除(続)	<p>雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産についての災害等による損失額のうち、所得金額の10%を超える金額。ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額は、所得金額の10%相当額又は5万円とのいずれか低い金額を超える金額</p> <p>医療費控除 医療費のうち、所得金額の5%相当額と10万円とのいずれか低い金額を超過する金額(最高200万円)</p>	<p>雑損控除 同左</p> <p>医療費控除 同左 医療費控除の対象範囲に、介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰吸引等に係る費用の自己負担分を追加。(24年度改正において措置)</p>	同左	<p>雑損控除 同左</p> <p>医療費控除 同左</p>															
	<p>生命保険料控除 (イ) 一般の生命保険料</p> <table border="1"> <tr> <td>～15,000円の場合</td> <td>支払保険料等全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円の場合</td> <td>支払保険料等×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円の場合</td> <td>支払保険料等×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超の場合</td> <td>35,000円(一律)</td> </tr> </table> <p>(ロ) 個人年金保険料 同上</p>	～15,000円の場合	支払保険料等全額	15,001円～40,000円の場合	支払保険料等×1/2+7,500円	40,001円～70,000円の場合	支払保険料等×1/4+17,500円	70,000円超の場合	35,000円(一律)	<p>生命保険料控除 生命保険料控除を改組し、各保険料控除の合計適用限度額を7万円とする。 (イ) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)</p> <p>① 一般生命保険料</p> <table border="1"> <tr> <td>～12,000円の場合</td> <td>支払保険料等全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円の場合</td> <td>支払保険料等×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円の場合</td> <td>支払保険料等×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超の場合</td> <td>28,000円(一律)</td> </tr> </table> <p>② 介護医療保険料 同上</p> <p>③ 個人年金保険料 同上</p> <p>(ロ) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約) 従前のおり (22年度改正において措置)</p>	～12,000円の場合	支払保険料等全額	12,001円～32,000円の場合	支払保険料等×1/2+6,000円	32,001円～56,000円の場合	支払保険料等×1/4+14,000円	56,000円超の場合	28,000円(一律)	
～15,000円の場合	支払保険料等全額																		
15,001円～40,000円の場合	支払保険料等×1/2+7,500円																		
40,001円～70,000円の場合	支払保険料等×1/4+17,500円																		
70,000円超の場合	35,000円(一律)																		
～12,000円の場合	支払保険料等全額																		
12,001円～32,000円の場合	支払保険料等×1/2+6,000円																		
32,001円～56,000円の場合	支払保険料等×1/4+14,000円																		
56,000円超の場合	28,000円(一律)																		
	<p>地震保険料控除 家屋又は家財について支払った地震保険料等の金額の2分の1を控除(最高25,000円)。 (注) 平成18年末までに締結した一定の長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用可能(地震保険料控除と合わせて最高25,000円)。</p>	<p>地震保険料控除 同左</p>		<p>地震保険料控除 同左</p>															

控 除 及 び 税 率 (続)

28	29	30	令和元年度	2	3
同 左	同 左	<p>雑損控除 同 左</p> <p>医療費控除 同 左 (注)セルフメディケーション税制 平成30年度から令和4年度までの個人住民税に限り、所得割の納税義務者が、前年中に支払った自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチO.T.C医薬品購入費のうち12,000円を超える部分の金額(88,000円を限度)について、前年中の総所得金額等から控除。 (28年度改正において措置)</p> <p>生命保険料控除 同 左</p> <p>地震保険料控除 同 左</p>	同 左	同 左	<p>雑損控除 同 左</p> <p>医療費控除 同 左 (注)セルフメディケーション税制【令和5年度分以後適用】 本特例の対象となる医薬品の範囲等の見直しを行った上で、適用期限を令和9年度まで延長。 (令和3年度改正において措置)</p> <p>生命保険料控除 同 左</p> <p>地震保険料控除 同 左</p>

## 18. (付表) 個人住民税の

区分		平成24年度	25	26	27
所得 控 除 (統)	その他の所得控除(統)	<p>社会保険料控除 支払額の全額</p> <p>小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済掛金(第1種共済契約に基づく掛金)及び心身障害者扶養共済制度の掛金の支払額の全額 (注)小規模企業共済等掛金の範囲に、個人事業の共同経営者が支払った掛金を追加。 (22年度改正において措置)</p>	<p>社会保険料控除 同左</p> <p>小規模企業共済等掛金控除 同左 (注)小規模企業共済等掛金の範囲に、確定拠出年金の企業型年金について個人が拠出する企業型年金加入者掛金(いわゆるマッチング拠出)を追加。 (22年度改正において措置)</p>	同左	<p>社会保険料控除 同左</p> <p>小規模企業共済等掛金控除 同左 (注)対象となる小規模企業者の範囲に、宿泊業又は娯楽業を営む者で、常時使用する従業員の数が20名以下(現行5名以下)となる者を追加。 (26年度改正において措置)</p>
	税額当	<p>④ 配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について (道府県) 1.2% (市町村) 1.6% 1,000万円を超える部分の金額について (道府県) 0.6% (市町村) 0.8%</p> <p>⑤ 証券投資信託の収益の分配について (道府県) 0.6% (市町村) 0.8% (課税総所得金額が1,000万円を超える部分について道府県0.3%, 市町村0.4%)</p>	同左	同左	同左
控 除	<p>ただし、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、外国株価指数に連動する特定株式投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の配当等に係る配当所得、申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。</p> <p>(注)申告分離課税制度を選択した配当所得は、配当控除所得の対象とならない。 (20年度改正において措置)</p>				

## 控 除 及 び 税 率 (続)

28	29	30	令和元年度	2	3
同 左	同 左	社会保険料控除 同 左  小規模企業共済等掛金控除 同 左 (注) 対象となる確定拠出年金の個人型年金の加入者の範囲に、企業年金加入者、公務員等共済加入者及び第三号被保険者を追加。 (27年度改正において措置)	同 左	同 左	社会保険料控除 同 左  小規模企業共済等掛金控除 同 左
同 左	同 左	同 左 (注) 税額控除の割合等は、原則として、道府県民税：市民税 = 4 : 6 だが、標準税率の割合同様に、指定都市の区域内に住所を有する者については、道府県民税：市民税 = 2 : 8 となる。 (29年度改正において措置)	同 左	同 左	同 左

18. (付表) 個人住民税の

区分		平成24年度	25	26	27
税額控除	寄附金控除	<p>① 地方公共団体以外に対する寄附金 イ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 ロ 住所地の日本赤十字支部に対する寄附金 ハ 都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金(国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く)について、寄附金の額(総所得金額等の30%を限度)のうち、2千円を超える部分の金額の10%相当額を税額控除する。 ※認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより、寄附金税額控除の対象とすることができることとする。</p> <p>② 地方公共団体に対する寄附金イとロの合計額を税額控除(ロについては所得割額の10%を限度)する。 イ (寄附金-2千円) × 10% ロ (寄附金-2千円) × (90% - 0~40% (寄附者に適用される所得税の限界税率)) (23年度改正において措置)</p>	同 左	<p>① 同 左</p> <p>② 地方公共団体に対する寄附金イとロの合計額を税額控除(ロについては所得割額の10%を限度)する。 イ (寄附金-2千円) × 10% ロ (寄附金-2千円) × (90% - 0~40% (寄附者に適用される所得税の限界税率)) × 1.021<sup>*</sup> ※平成26年度から令和20年度までの措置。 (25年度改正において措置)</p>	同 左
	住宅借入金等特別税額控除	<p>平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの間に居住の用に供した場合 ①と②のいずれか小さい額 ① 所得税の住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税額から控除しきれなかった額 ② 税額控除前の所得税額(課税総所得金額等の5%(最高97,500円)を限度とする。)</p>	<p>同 左 (注) 適用期限を平成29年12月31日まで4年延長。 (25年度改正において措置)</p>	同 左	<p>平成26年4月から平成29年までの間に居住の用に供し、住宅の対価等の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合 ①と②のいずれか小さい額 ① 所得税の住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税額から控除しきれなかった額 ② 税額控除前の所得税額(課税総所得金額等の7%(最高136,500円)を限度) (25年度改正において措置)</p> <p>(注) 適用期限を令和元年6月30日まで1年6月延長。 (27年度改正において措置)</p>

控 除 及 び 税 率 (続)

28	29	30	令和元年度	2	3
<p>① 同 左</p> <p>② 地方公共団体に対する寄附金 イとロの合計額を税額控除（ロについては所得割額の20%を限度）する。 イ（寄附金－2千円）×10% ロ（寄附金－2千円）×（90%－0～45%（寄附者に適用される所得税の限界税率）×1.021*） ※平成26年度から令和20年度までの措置。 （27年度改正において措置）</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左 （注）税額控除の割合等は、原則として、道府県民税：市民税＝4：6だが、標準税率の割合同様に、指定都市の区域内に住所を有する者については、道府県民税：市民税＝2：8となる。 （29年度改正において措置）</p>	<p>同 左</p>	<p>① 同 左</p> <p>② 地方公共団体に対する寄附金 総務大臣は地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方公共団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。 （イ）寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体 （ロ）（イ）の地方公共団体で返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方公共団体 ・返礼品の返礼割合を3割以下とすること ・返礼品を地場産品とすること （令和元年度改正において措置）</p>	<p>① 同 左 （注）個人が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内にした場合には、放棄払戻請求権相当額（限度額20万円）については、寄附金控除の適用ができることとする。 （新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための地方税関係の臨時特例において措置）</p> <p>② 同 左</p>
<p>同 左 （注）適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。 （税制抜本改革法改正法（地方税）において措置）</p>	<p>同 左 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の新築取得等をした場合についても適用可能とする。 （28年度改正において措置）</p>	<p>同 左 （注）税額控除の割合等は、原則として、道府県民税：市民税＝4：6だが、標準税率の割合同様に、指定都市の区域内に住所を有する者については、道府県民税：市民税＝2：8となる。 （29年度改正において措置）</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左 令和元年10月から令和2年12月居住分（消費税率10%が適用される住宅取得等に限る。）に係る入居11～13年目についても、所得税額から控除しきれない額を現行制度と同じ控除限度額（課税総所得金額等の7%（最高136,500円）を限度）の範囲内において控除する。 （令和元年度改正において措置）</p>	<p>同 左 （注1）令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、次の①～③の要件を満たす場合には、期限内に入居したのと同様に適用可能とする。 ① 新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと ② 一定の期日までに、新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること ③ 令和3年12月末までの間に②の住宅に入居していること （新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための地方税関係の臨時特例において措置） （注2）【令和4年度分以後適用】 控除期間13年間の特例について、適用期限を令和4年12月31日居住分まで延長。 （令和3年度改正において措置）</p>

## 18. (付表) 個人住民税の

区分		平成24年度	25	26	27
税	所得割	道府県（標準税率） 一律4% 市町村（標準税率） 一律6%  所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置を講じる。	同左	同左	同左
	均等割	道府県（標準税率） 1,000円 市町村（標準税率） 3,000円	同左	道府県（標準税率） 1,500円 市町村（標準税率） 3,500円 (注) 復興財源確保のため、平成26年度から令和5年度までの措置。	同左

- (備考) 1. 各年度の計数は適用年度に係るものである。  
 2. 個人住民税の課税標準は前年の所得について算定した所得金額であり、個人住民税における給与所得控除及び公的年金等控除については、前年分の所得税において適用されたものがそのまま適用される。  
 3. 所得割については、前年の所得の金額が、本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計数に35万円（昭和56年度～昭和58年度27万円、昭和59年度及び昭和60年度29万円、昭和61年度～昭和63年度31万円、平成元年度32万円、平成2年度～平成9年度34万円）を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有す

## 控 除 及 び 税 率 (続)

28	29	30	令和元年度	2	3
同 左	同 左	同 左 (注) 指定都市の標準税率は、道府県民税は2%、市民税は8%となる。 (29年度改正において措置)	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

る場合には32万円(昭和57年度～平成2年度9万円、平成3年度15万円、平成4年度19万円、平成5年度25万円、平成6年度～平成10年度30万円、平成11年度31万円、平成12年度32万円、平成13年度～平成15年度36万円、平成16年度及び平成17年度35万円)を加えた金額以下である者は非課税である。なお、基礎控除等の見直しに伴い、令和3年度分以後の個人住民税の計算については、本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計数に35万円を乗じて得た金額に、10万円を加算した金額による(30年度改正において措置)。

## 19. 申告所得税の課税

区分	番号	事業所得者			その他所得者			合 納税者数
		納税者数	総所得等 金額	申告税額	納税者数	総所得等 金額	申告税額	
平成22年分…	1	千人	億円	億円	千人	億円	億円	千人
		1,429	56,346	4,873	5,592	290,611	17,558	7,021
23……………	2	1,541	59,474	5,151	4,530	277,316	17,941	6,071
24……………	3	1,595	62,361	5,398	4,497	284,583	18,658	6,093
25……………	4	1,612	63,462	5,585	4,615	322,420	21,568	6,227
26……………	5	1,631	65,038	5,705	4,494	306,701	21,430	6,126
27……………	6	1,704	69,138	6,225	4,625	325,323	23,534	6,329
28……………	7	1,735	71,261	6,374	4,640	330,037	24,295	6,376
29……………	8	1,700	70,402	6,205	4,713	344,733	25,891	6,413
30……………	9	1,684	70,252	6,173	4,706	351,746	26,696	6,390
令和元……………	10	1,669	70,936	6,283	4,636	345,432	25,898	6,306

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。

2. 平成23年分以前については翌年3月31日現在の課税事績、平成24年分以降については翌年3月31日までに申告又は処理(更正、決定等)をした者の6月30日現在の課税事績を示した。

なお、令和元年分は、翌年4月30日までに申告又は処理(更正、決定等)した者の6月30日現在で示した。

3. 平成25年分以降は、「申告納税額」に復興特別所得税を含んでいる。

## 20. 源泉所得税

## (1) 源泉徴収義務者数の累年比較

(単位 件)

区分	源泉徴収義務者数					
	利子所得等	配当所得	特定口座内保管 上場株式等の譲 渡所得等	給与所得	報酬、料金等 所得	非居住者等 所得
平成22年分…	43,838	125,724	10,527	3,620,660	2,884,102	23,381
23……………	41,337	126,520	10,842	3,584,212	2,848,648	24,486
24……………	40,531	128,993	10,877	3,561,317	2,826,861	28,051
25……………	40,220	131,453	10,870	3,542,779	2,819,056	30,980
26……………	39,930	134,847	10,569	3,542,898	2,824,758	29,984
27……………	39,862	138,064	10,904	3,540,122	2,837,798	32,684
28……………	37,419	141,883	12,203	3,542,840	2,846,978	34,262
29……………	35,595	144,898	12,039	3,536,049	2,848,950	35,125
30……………	35,152	147,036	11,671	3,531,813	2,846,904	35,778
令和元……………	34,415	148,034	11,508	3,542,897	2,841,746	35,269

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。

2. 調査時点は翌年6月30日現在である。

状況の累年比較

計		対前年比			番号
総金額等	申告税額	納税者数	総金額等	申告税額	
億円	億円	%	%	%	
346,958	22,431	97.8	98.0	98.7	1
336,790	23,093	86.5	97.1	102.9	2
346,945	24,056	100.4	103.0	104.2	3
385,882	27,154	102.2	111.2	112.9	4
371,740	27,135	98.4	96.3	99.9	5
394,460	29,758	103.3	106.1	109.7	6
401,298	30,669	100.7	101.7	103.1	7
415,135	32,096	100.6	103.4	104.7	8
421,998	32,869	99.6	101.7	102.4	9
416,368	32,181	98.7	98.7	97.9	10

の課税状況

(2) 源泉徴収税額の累年比較

(単位 億円)

区分	源泉徴収税額							
	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬、料金等所得	非居住者等所得	計
平成22年分…	5,482	16,411	468	85,013	2,296	11,508	2,855	124,032
23…………	4,679	16,701	389	90,064	2,287	11,511	2,847	128,477
24…………	4,318	18,273	434	89,801	2,428	11,548	2,629	129,430
25…………	4,391	25,769	5,166	93,530	2,346	11,737	3,322	146,260
26…………	4,807	38,214	4,334	97,811	2,216	11,698	4,991	164,070
27…………	4,302	45,917	5,779	101,736	2,254	11,864	6,390	178,243
28…………	3,479	37,381	2,339	103,921	2,300	12,002	5,795	167,218
29…………	3,576	42,925	5,579	107,054	2,365	12,207	6,835	180,541
30…………	3,673	45,686	3,737	111,800	2,302	12,115	6,936	186,250
令和元…………	3,065	52,467	3,009	113,764	2,491	12,106	7,249	194,152

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。  
 2. 調査期間は、その年2月1日から翌年1月31日である。  
 3. 源泉徴収税額は、本税の額であり、平成25年分以降は復興特別所得税を含む。

21. 利子・配当課税制度等の

		～平成15.3	平成15.4～ 平成15.12	平成16.1～ 平成20.12	平成21.1～平成25.12
利子所得	特定公社債 公募公社債投資信託等	源泉分離課税 (20%の源泉徴収 [所得税15%, 住民税5%])			
	特定公社債以外の公社債 私募公社債投資信託等				
	預貯金の利子				
配当所得	上場株式等の配当等(注1) 及び特定株式投資信託の 収益の分配	総合課税 (20%の源泉徴収 [所得税]) 次の課税方式の選択 が可能 ○源泉分離選択課税 (注2) (35%の源泉徴収 [所得税]) ○確定申告不要(注3) (20%の源泉徴収 [所得税])	総合課税又は確定申 告不要 (10%の源泉徴収 [所得税]) (注4)	総合課税又は確定申 告不要 (10%の源泉徴収) [所得税7%, 住民 税3%]	総合課税若しくは20% [所得 税15%, 住民税5%] 申告分 離課税又は確定申告不要 (20%の源泉徴収) [所得税15%, 住民税5%] 〔平成21年1月1日～25年 12月31日の間の特例措置 ①申告分離課税の税率 10% [所得税7%, 住 民税3%] ②10%の源泉徴収 [所得 税7%, 住民税3%]〕
	非上場株式等の配当等	総合課税 (20%の源泉徴収 [所得税])	総合課税 (20%の源泉徴収 [所得税])		
	1回の支払配当の金 額が10万円を配当計 算期間であん分した 金額以下のもの	総合課税又は確定申告不要 (注5) (20%源泉徴収 [所得税])			
	公募株式投資信託の 収益の分配等	源泉分離課税 (20%の源泉徴収 [所得税15%, 住民税5%])	総合課税又は確定申 告不要 (10%の源泉徴収) [所得税7%, 住民 税3%]		総合課税若しくは20% [所得 税15%, 住民税5%] 申告分 離課税又は確定申告不要 (20%の源泉徴収) [所得税15%, 住民税5%] 〔平成21年1月1日～25年 12月31日の間の特例措置 ①申告分離課税の税率 10% [所得税7%, 住 民税3%] ②10%の源泉徴収 [所得 税7%, 住民税3%]〕
雑所得 (譲渡所得)	割引債の償還差益 〔平成27年12月31日 以前に発行された 公社債 ・預金保険対象とな る金融債〕 割引債の償還差益 〔平成28年1月1日 以後に発行された公社 債 (預金保険対象と なる金融債を除く。)]	源泉分離課税 [雑所得] (発行時に18% (又は16%) の源泉徴収) (住民税は非課税)			
(参考) 非課税制度	老人等の少額貯蓄非課税制度 (限度額350万円) 老人等の郵便貯金非課税制度 (限度額350万円) 老人等の少額公債非課税制度 (限度額350万円) 財形住宅(年金)貯蓄非課税制度 (限度額550万円)			平成18.1～ 障害者等の少額貯蓄非課税制度 (限度額350万円) 障害者等の郵便貯金非課税制度 (限度額350万円) (注6) 障害者等の少額公債非課税制度 (限度額350万円) 同左	

(注1) 平成15年4月以後に支払を受ける上場株式等の配当等で、発行済株式総数の3%以上の株式を保有する個人に係るものに対する課税は、非上場株式等の配当等に対する課税と同じである。  
(注2) 発行済株式総数の5%未満の株式を保有する個人に係る配当等で1回の支払配当の金額が25万円(年1回50万円)未満のものについて適用がある。また、個人住民税は総合課税。  
(注3) 1回の支払配当の金額が5万円(年1回10万円)以下のものについて適用がある。また、個人住民税は平成14年12月までに支払を受けるものは非課税、平成15年1月以降に支払を受けるものは総合課税。  
(注4) 平成15年4月～同年12月までの間に生じた上場株式等の配当等に係る個人住民税は非課税。

概要 (所得稅・個人住民稅)

		平成26.1～平成27.12	平成28.1～	
利子所得	特定公社債 公募公社債投資信託等		申告分離課稅20% [所得稅15%, 住民稅5%] 又は確定申告不要 (20%の源泉徵收) [所得稅15%, 住民稅5%]	
	特定公社債以外の公社債 私募公社債投資信託等		源泉分離課稅 (20%の源泉徵收 [所得稅15%, 住民稅5%])	
	預貯金の利子			
配当	上場株式等の配当等 <sup>(注1)</sup> 及び特定株式投資信託の 収益の分配		総合課稅若しくは20% [所得稅15%, 住民稅5%] 申告分離課稅 又は確定申告不要 (20%の源泉徵收) [所得稅15%, 住民稅5%]	
	非上場株式等の配当等			
	1回の支払配当の金額が10万円を配当計算期間であん分した金額以下のもの			
所得	公募株式投資信託の 収益の分配等		総合課稅若しくは20% [所得稅15%, 住民稅5%] 申告分離課稅 又は確定申告不要 (20%の源泉徵收) [所得稅15%, 住民稅5%]	
雑所得 (譲渡所得)	割引債の償還差益 (平成27年12月31日以前に発行された公社債・預金保險対象となる金融債)	源泉分離課稅 [雑所得] (発行時に18% (又は16%)の源泉徵收) (住民稅は非課稅)	源泉分離課稅[雑所得] (発行時に18% (又は16%)の源泉徵收) (住民稅は非課稅) ※発行時に源泉徵收されているため、償還時に課稅関係は生じない。	
	割引債の償還差益 (平成28年1月1日以後に発行された公社債 (預金保險対象となる金融債を除く。))		申告分離課稅[譲渡所得] 20% [所得稅15%, 住民稅5%] (償還時に20%源泉徵收)	
(参考) 非課稅制度		障害者等の少額貯蓄非課稅制度 (限度額350万円) 障害者等の少額公債非課稅制度 (限度額350万円) 財形住宅 (年金) 貯蓄非課稅制度 (限度額550万円)		
	平成26.1～ 非課稅口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課稅制度 (NISA) (非課稅期間5年間, 投資上限額100万円/年)	平成28.1～ ・ 非課稅口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課稅制度 (NISA) の投資上限額を引上げ (年間100万円→年間120万円) ・ 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課稅制度 (ジュニアNISA) の創設 (非課稅期間5年間, 投資上限額80万円/年)	平成30.1～ 非課稅口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課稅制度 (NISA) について, 非課稅累積投資契約に係る非課稅措置 (つみたてNISA) の創設 (NISAとの選択適用。非課稅期間20年間, 投資上限額40万円/年)	令和2.1～ 非課稅累積投資契約に係る非課稅措置 (つみたてNISA) の口座開設期間を令和24年12月31日まで5年延長

(注5) 個人住民稅は確定申告不要制度を設けておらず総合課稅のみ。  
 (注6) 郵政民営化法の施行の日 (平成19年10月1日) より廃止し, 少額貯蓄非課稅制度に統合 (限度額350万円)。  
 (注7) 同族会社が発行した社債 (特定公社債に該当するものを除く。) の利子等で, その役員等が支払を受けるものは, 総合課稅の対象となる。  
 ※令和3年度改正  
 ・同族会社が発行した社債 (特定公社債に該当するものを除く。) の利子等で, その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が支払を受けるものについても, 総合課稅の対象となる。

## 22. 譲渡所得課

## (1) 個人の場合

区 分	課 税 制 度
I 一般の課税方式 〔株式等の譲渡所得については、次のIIによる分離課税、土地、建物等の譲渡所得については、IIIによる分離課税〕	(イ) 長期譲渡所得……（保有期間5年を超える資産の譲渡による所得） $\frac{\{(\text{収入金額} - \text{取得費} \cdot \text{譲渡費用}) - 50\text{万円}\} \times \frac{1}{2}}{\text{譲渡益}} = \text{課税所得}$ (ロ) 短期譲渡所得……（保有期間5年以下の資産の譲渡による所得） $(\text{収入金額} - \text{取得費} \cdot \text{譲渡費用}) - 50\text{万円} = \text{課税所得}$ $\text{譲渡益}$ <p>(注) 1 取得費は、その資産の取得に要した費用、設備費及び改良費の合計額をいう。            2 昭和27年12月31日以前に取得した資産の取得費は、昭和28年1月1日における相続税評価額を基礎として計算する。            3 個人に対する贈与、相続等により取得した資産は、受贈者又は相続人等が引き続き所有していたものとみなす。            4 国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。以下同じ。）をする居住者が、所得税法に規定する有価証券若しくは匿名組合契約の出資の持分（以下「有価証券等」という。）又は決済をしていないデリバティブ取引、信用取引若しくは発行日取引（以下「未決済デリバティブ取引等」という。）を有する場合には、当該国外転出の時に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額により当該有価証券等の譲渡又は当該未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する。            イ 当該国外転出の日の属する年分の確定申告書の提出時までに納税管理人の届出をした場合 当該国外転出の時ににおける当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該未決済デリバティブ取引等の決済に係る利益の額若しくは損失の額            ロ 上記イに掲げる場合以外の場合 当該国外転出の予定日の3月前の日における当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該未決済デリバティブ取引等の決済に係る利益の額若しくは損失の額            なお、本特例は、次のイ及びロに掲げる要件を満たす居住者について、適用。            イ 上記のイ又はロに定める金額の合計額が1億円以上である者            ロ 国外転出の日前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年超である者            (注) 上記の「国内に住所又は居所を有していた期間」には、出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって在留していた期間を除く。</p>
II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例	一般株式等に係る譲渡所得及び上場株式等に係る譲渡所得は、15%の税率による申告分離課税。 (イ) 特定管理株式等が価値を失った場合の課税の特例 特定口座で管理されていた株式若しくは公社債で上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き保管の委託若しくは振替口座簿への記載若しくは記録がされているもの（特定管理株式等）又は特定口座内公社債について、清算結了等により株式又は公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合には、当該損失を上場株式等の譲渡損失とみなす。 (ロ) 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得等との間の損益通算の特例 平成21年分以後の各年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額を上場株式等の配当所得等の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除することができる。 (ハ) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除 平成15年1月1日以後に、上場株式等の譲渡による所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その年の他の上場株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、各年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から繰越控除することができる。

税 制 度 の 概 要

区 分	課 税 制 度
<p>II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例（続）</p>	<p>(二) 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算及び申告不要の特例</p> <p>① 金融商品取引業者等に開設された特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、若しくは特定口座に保管の委託がされている上場株式等又は当該特定口座において処理された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による所得の金額については、他の株式等の譲渡による所得と区分して、これらの金額を計算する。</p> <p>② 特定口座源泉徴収選択届出書の提出がされた特定口座（源泉徴収選択口座）において発生した源泉徴収選択口座内調整所得金額について、15%の税率による所得税の源泉徴収又は還付を行う。</p> <p>③ 上記②の適用を受けた者のその年分の所得税については、当該特定口座内上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額を除外して確定申告を行うことができる。</p> <p>(ホ) 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例</p> <p>① 平成22年1月1日以後に、金融商品取引業者等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合に、その金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、その金融商品取引業者等に届出書を提出することにより、上場株式等の配当等を源泉徴収選択口座に受け入れることができる。</p> <p>② 上記①により源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。）に対する源泉徴収税額を計算する場合に、その源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、源泉徴収選択口座内配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収を行う。</p> <p>(ヘ) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度</p> <p>① 非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置（NISA）</p> <p>イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限る。）については、所得税を課さない。</p> <p>ロ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に、当該非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等の非課税上場株式等管理資契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、ないものとみなす。</p> <p>ハ 非課税上場株式等管理契約とは、上記イ及びロの非課税の適用を受けるために居住者等（その年1月1日において満20歳以上（令和5年1月1日以後に設けられる非課税口座等については年齢要件をその年1月1日において18歳未満）である者に限る。）が締結した上場株式等の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において次に掲げる事項が定められているものをいう。</p> <p>1 上場株式等の振替口座簿への記載等は、非課税管理勘定において行うこと。</p> <p>2 当該非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。</p> <p>① 当該非課税口座を開設された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等又は当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から一定の手続の下で移管がされる上場株式等（②の上場株式等を除く。）で、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円（平成27年分非課税管理勘定まで：100万円）（②の上場株式等がある場合にはその移管日における時価を控除した金額）を超えないもの</p> <p>② 当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日に一定の手続きの下で移管がされる上場株式等</p>

## 22. 譲渡所得課

区 分	課 税 制 度
II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例（続）	<p>3 その他一定の事項</p> <p>ニ 非課税管理勘定とは、非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年（2014年）から令和5年（2023年）までの各年に設けられるものをいう。</p> <p>ホ 金融商品取引業者等の営業所に開設されている未成年者口座の非課税管理勘定において管理されていた上場株式等は、同一の金融商品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座の非課税管理勘定に移管できる（平成28年分以後に設けられる非課税管理勘定について適用）。</p> <p>ヘ 居住者等が平成29年（2017年）から令和5年（2023年）までの各年（その年1月1日においてその居住者等が20歳（令和5年1月1日以後に設けられる非課税口座等については年齢要件をその年1月1日において18歳未満）である年に限る。）の1月1日において未成年者口座を開設している場合には、同日において、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長と非課税上場株式等管理資契約を締結したものとみなして、その居住者等の非課税口座が開設される。</p> <p>㊦ 非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたくてNISA） （非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置と選択適用）</p> <p>イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間に支払を受けるべき当該累積投資勘定に係る公社債投資信託以外の証券投資信託（その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。以下「公募等株式投資信託」という。）の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限る。）については、所得税を課さない。</p> <p>ロ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間に、当該累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の非課税累積投資契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。</p> <p>ハ 非課税累積投資契約とは、上記イ及びロの非課税の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した累積投資契約（当該居住者等が、一定額の公募等株式投資信託の受益権につき、定期的に継続して、当該金融商品取引業者等に買付けの委託等を行うことを約する契約で、あらかじめその買付けの委託等を行う受益権の銘柄が定められているものをいう。）により取得した公募等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公募等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等は、累積投資勘定において行うこと。</li> <li>2 当該累積投資勘定においては、その居住者等の公募等株式投資信託の受益権（当該受益権を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして一定の要件を満たすものに限る。）のうち、累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間（以下「受入期間」という。）内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得をした当該受益権（当該受入期間内の取得対価の額の合計額が40万円を超えないものに限る。）及び一定の公募等株式投資信託の受益権のみを受け入れること。</li> <li>3 当該金融商品取引業者等は、初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日における当該居住者等の住所その他の一定の事項を確認することとされていること。</li> <li>4 その他一定の事項</li> </ol> <p>ニ 累積投資勘定とは、非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる公募等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。</p>

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
<p>II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例 (続)</p>	<p>1 当該勘定は、居住者等から提出を受けた非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書に記載された累積投資勘定に係る勘定設定期間（平成30年（2018年）1月1日から令和24年（2042年）12月31日までの期間をいう。以下同じ。）内の各年においてのみ設けられること。</p> <p>2 当該勘定は、非課税適用確認書が年の中途において提出された場合等を除き、その累積投資勘定に係る勘定設定期間内の各年の1月1日において設けられること。</p> <p>㊦ 特定非課税累積投資契約に係る非課税措置 [令和6年分以後適用]                      (非課税累積投資契約に係る非課税措置と選択適用)</p> <p>イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべき当該特定累積投資勘定に係る公社債投資信託以外の証券投資信託（その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。以下「公募等株式投資信託」という。）の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限る。）については、所得税を課さない。</p> <p>ロ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に当該特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の特定非課税累積投資契約に基づく譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡等による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。</p> <p>ハ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべき当該特定非課税管理勘定に係る上場株式等の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限る。）については、所得税を課さない。</p> <p>ニ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に当該特定非課税管理勘定に係る上場株式等の特定非課税累積投資契約に基づく譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該上場株式等の譲渡等による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。</p> <p>ホ 特定非課税累積投資契約とは、上記イからニまでの非課税の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した累積投資契約（当該居住者等が、一定額の公募等株式投資信託の受益権につき、定期的に継続して、当該金融商品取引業者等に買付けの委託等をするを約する契約で、あらかじめその買付けの委託等をする受益権の銘柄が定められているものをいう。）により取得した公募等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。</p> <p>1 上場株式等の振替口座簿への記載等は、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において行うこと。</p> <p>2 当該特定累積投資勘定には、現行の累積投資勘定に受け入れることができる公募等株式投資信託の受益権であって一定のもの（以下「特定累積投資上場株式等」という。）のうち、次に掲げる特定累積投資上場株式等のみを受け入れること。</p> <p>① その居住者等の非課税口座に特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた特定累積投資上場株式等で、当該期間内の取得対価の額の合計額が20万円（下記イbに掲げる移管がされる上場株式等のその移管の時の価額（時価）が102万円を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）を超えないもの</p>

## 22. 譲渡所得課

区 分	課 税 制 度
II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例（続）	<p>② その他一定の特定累積投資上場株式等</p> <p>3 当該特定非課税管理勘定には、次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。</p> <p>① その居住者等の非課税口座に特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等（その年分の特定累積投資勘定に特定累積投資上場株式等を受け入れる時に取得をしたもの等を除く。）で、当該期間内の取得対価の額の合計額が102万円（下記bに掲げる移管がされる上場株式等がある場合には、その移管の時にけるその上場株式等の価額（時価）を控除した金額）を超えないもの</p> <p>② その居住者等の非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、特定非課税管理勘定又はその者の未成年者口座の非課税管理勘定若しくは継続管理勘定から移管がされる上場株式等</p> <p>③ その他一定の上場株式等</p> <p>4 その他一定の事項</p> <p>へ 特定累積投資勘定とは、特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる特定累積投資上場株式等の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>1 当該特定累積投資勘定は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までの期間内の各年（累積投資勘定が設けられる年を除く。下記ロにおいて「勘定設定期間内の各年」という。）においてのみ設けられること。</p> <p>2 当該特定累積投資勘定は、非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合等を除き、その勘定設定期間内の各年の1月1日において設けられること。</p> <p>ト 特定非課税管理勘定とは、特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる上場株式等の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定と同時に設けられるものをいう。</p> <p>チ 特定累積投資勘定に受け入れた公募等株式投資信託の受益権については、当該勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後5年を経過した日に、当該勘定が設けられている非課税口座に係る同日の属する年分の累積投資勘定にその公募等株式投資信託の受益権の取得対価の額により移管することができる。</p> <p>リ 居住者等が令和5年12月31日において金融商品取引業者等の営業所に開設している非課税口座に令和5年分の非課税管理勘定を設定している場合には、その居住者等（同日に非課税口座廃止届出書を提出した者等一定の者を除く。）は令和6年1月1日に当該金融商品取引業者等と特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、本措置を適用する。</p> <p>(ト) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度（ジュニアNISA）</p> <p>① 金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者等が、次の未成年者口座内上場株式等の区分に応じそれぞれ次に定める期間（下記②において「非課税期間」という。）内に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等（その金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者であるものに限る。）については、所得税を課さない。</p> <p>イ 非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等……その未成年者口座にその非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間</p> <p>ロ 継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等……その未成年者口座にその継続管理勘定を設けた日からその未成年者口座を開設した者がその年1月1日において20歳（令和5年1月1日以後に設けられる未成年者口座等については年齢要件をその年1月1日において18歳未満）である年の前年12月31日までの間</p> <p>② 金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者等が、非課税期間内に、その未成年者口座内上場株式等のその未成年者口座管理契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。</p>

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例 (続)	<p>㉔ 非課税管理勘定は、平成28年(2016年)から令和5年(2023年)までの各年(その未成年者口座を開設している者が、その年1月1日において20歳未満(令和5年1月1日以後に設けられる未成年者口座等については年齢要件をその年1月1日において18歳未満)である年及び出生した日の属する年に限る。)に設けることができるとし、各年分の非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等を受け入れることができることとする。</p> <p>イ 当該非課税口座を開設された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等又は当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から一定の手続の下で移管がされる上場株式等(口の上場株式等を除く。)で、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が80万円(口の上場株式等がある場合にはその移管日における時価を控除した金額)を超えないもの</p> <p>ロ 当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日に一定の手続きの下で移管がされる上場株式等</p> <p>㉕ 継続管理勘定は、令和6年(2024年)から令和10年(2028年)までの各年(その未成年者口座を開設している者がその年1月1日において20歳未満(令和5年1月1日以後に設けられる未成年者口座等については年齢要件をその年1月1日において18歳未満)である年に限る。)に設けることができるとし、毎年80万円を上限に、同一の未成年者口座の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができる。</p> <p>㉖ 「未成年者口座」とは、居住者等(その年1月1日において20歳未満(令和5年1月1日以後に設けられる未成年者口座等については年齢要件をその年1月1日において18歳未満)である者及びその年に出生した者に限る。)が、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、本特例の適用を受ける旨その他一定の事項を記載した未成年者口座開設届出書に未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書を添付して提出することにより平成28年(2016年)から令和5年(2023年)までの間に開設した口座(1人につき1口座に限る。)をいう。</p> <p>㉗ 未成年者口座で管理されている上場株式等につき支払を受ける配当等及びその上場株式等を譲渡した場合におけるその譲渡の対価に係る金銭その他の資産については、一定のものを除き、課税未成年者口座において管理されなければならない。</p> <p>㉘ 未成年者口座を開設した居住者等は、その未成年者口座を開設した日からその居住者等がその年3月31日において18歳である年(以下「基準年」という。)の前年12月31日までの間は、その未成年者口座内の上場株式等を課税未成年者口座以外の口座に移管等を行うことはできない。ただし、その居住者等が、災害、疾病その他のやむを得ない事由(以下「災害等事由」という。)に基因してその未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等の全てを払い出す場合は、この限りでない。</p> <p>㉙ 「課税未成年者口座」とは、居住者等が未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又はその金融商品取引業者等の関連会社の営業所に開設した特定口座、預貯金口座又は預り金の管理口座をいう。</p> <p>㉚ 課税未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等は、その課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年12月31日までは、その課税未成年者口座から払い出すことはできない。ただし、その預貯金等を未成年者口座若しくは課税未成年者口座における上場株式等の取得のために払い出す場合、又は当該居住者等の災害等事由に基因してその課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等の全てを払い出す場合は、この限りでない。</p> <p>㉛ 令和6年1月1日以後に、未成年者口座又は課税未成年者口座内の上場株式等又は預貯金等をこれらの口座から払い出した場合には、当該払出しによる未成年者口座の廃止の際、当該未成年者口座内の上場株式等の譲渡があったものとして、本非課税措置を適用し、居住者等は、その払出し時の金額をもってその上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとみなす。この場合において、当該未成年者口座の廃止までの間の当該未成年者口座内の上場株式等の譲渡等及びその間に支払を受けるべき未成年者口座内の上場株式等の配当等については、源泉徴収を行わないこととする。</p>

## 22. 譲渡所得課

区 分	課 税 制 度
II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例（続）	<p>(ア) 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例</p> <p>① 特定中小会社に投資した場合、その投資額を同一年分の株式譲渡益から控除できる。なお、この特例の適用を受けた株式の取得価額は、その取得に要した額からこの特例の適用を受けた金額を差し引いた額となる。</p> <p>② 上場等の日の前日までの期間（適用期間）内に株式を譲渡したことにより生じた損失の金額のうち、その年の上場株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除することができる。また、適用期間内に株式を発行した株式会社解散してその清算が終了し、又は破産手続開始の決定を受けたことにより、その株式が株式としての価値を失った場合には、損失額を株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして上記繰越控除の適用が受けられる。</p> <p>なお、平成28年1月1日以後は、本特例により控除することができる株式の取得に要した金額及び特定株式等の譲渡損失の金額は、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等から控除できるとされている。</p> <p>(参考) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例</p> <p>特定新規中小会社（設立3年未満の一定の特定中小会社等）により発行される特定新規株式を払込みにより取得をした場合に、その特定新規株式の取得に要した金額（800万円を限度）について、寄附金控除を適用することができる。</p> <p>なお、この特例の適用を受けた株式の取得価額は、その取得に要した額からこの特例の適用を受けた金額を差し引いた額となる。</p>
III 土地、建物等に係る譲渡所得の分離課税の特例 (1) 長期譲渡所得の分離課税 ① 通常の譲渡の場合 (②及び③の場合を除く)	<p>その年の1月1日において所有期間が5年を超える土地、建物等に係る譲渡所得は、次の税率による分離課税</p> <p>譲渡益×15%</p> <p>(注) 1 昭和27年12月31日以前から所有していた土地、建物等の取得費は、原則として収入金額の5%相当額とする。(概算取得費控除)</p> <p>2 土地、建物等に係る譲渡所得については、他の所得との損益通算は認められない。</p> <p>ただし、所有期間5年超の居住用財産の譲渡による損失が生じた場合の損益通算の特例あり。</p>
② 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合	<p>昭和62年10月1日から令和4年（2023年）12月31日までの間に、その年1月1日において所有期間が5年を超える土地等を譲渡した場合にその譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当するときは、その該当する譲渡については、次により課税</p> <p>(イ) 譲渡益 2,000万円以下の部分 10%</p> <p>(ロ) 譲渡益 2,000万円超の部分 15%</p> <p>「優良住宅地等のための譲渡」とは次に掲げるものをいう。</p> <p>(イ) 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡</p> <p>(ロ) 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社等の行う住宅建設又は宅地造成の用に供するための土地等の譲渡</p> <p>(ハ) 土地開発公社に対する譲渡で、独立行政法人都市再生機構が施行する次に掲げる事業の用に供されるもの</p> <p>① 被災市街地復興推進地域内において施行する被災市街地復興土地地区画整理事業</p> <p>② 住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事業</p> <p>(ニ) 取用交換等による土地等の譲渡</p> <p>(ホ) 第一種市街地再開発事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの</p> <p>(ヘ) 防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの</p> <p>(ト) 防災再開発促進地区内における認定建替計画により、建替えを行う認定事業者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの</p>

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
<p>② 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合(続)</p>	<p>(チ) 都市再生特別措置法の認定を受けて一定の要件を満たす都市再生事業を行う者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの</p> <p>(リ) 国家戦略特別区域法の認定区域計画に定められている特定事業又はその特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業(これらの事業のうち、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして一定のものに限る。)を行う者に対する土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等がこれらの事業の用に供されるもの</p> <p>(ヌ) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による一定の地域福利増進事業を実施する者に対する特定所有者不明土地その他一定の土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等が地域福利増進事業の用に供されるもの</p> <p>(ル) マンション建替事業の用に供するための当該事業の施行者に対する一定の事由による土地等の譲渡又は一定のマンション建替事業の用に供するための当該事業の施行者に対する隣接施行敷地に係る土地等の譲渡</p> <p>(レ) 一定のマンション敷地売却事業に伴う売渡し請求又は分配金取得計画に基づく当該マンション敷地売却事業の実施者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの</p> <p>(ロ) 建築面積150㎡以上の建築物の建築をする事業(施行地区面積が500㎡以上等の要件を満たすもの。)の用に供するための一定の地域内にある土地等の譲渡</p> <p>(カ) 特定の民間再開発事業の用に供するための当該事業を行う者に対する土地等の譲渡</p> <p>(コ) 都市計画法の開発許可を受けて行われる1,000㎡以上の住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の用に供するための土地等の譲渡</p> <p>(ク) 都市計画区域内の宅地の造成につき開発許可を要しない場合において個人又は法人が造成する1,000㎡以上(三大都市圏の特定市町村の市街化区域内にあっては500㎡以上)の一団の住宅地造成(優良な宅地の供給に寄与するものであることにつき都道府県知事の認可を受けたものに限る。)の用に供するための土地等の譲渡</p> <p>(ケ) 都市計画区域内において行う25戸以上の一団の住宅又は15戸若しくは床面積1,000㎡以上の中高層耐火共同住宅(いずれも優良な住宅の供給に寄与するものであることにつき認定を受けたものに限る。)の建設の用に供するための土地等の譲渡</p> <p>(ク) 土地区画整理事業の施行地区内の土地等の譲渡で仮換地指定後3年以内に一定の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設の用に供するための土地等の譲渡</p> <p>(注) 収用交換等により代替資産等を取得した場合の課税の特例、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例その他の課税の繰延べ措置並びに収用交換等の5,000万円特別控除、特定土地区画整理事業等のための2,000万円特別控除、特定住宅地造成事業等のための1,500万円特別控除、農地保有合理化等のための800万円特別控除、居住用財産の3,000万円特別控除、平成21・22年に取得した土地等の長期譲渡所得に係る1,000万円特別控除及び低未利用土地等の利用のための100万円特別控除を適用した場合には、この軽減税率の特例は適用しない。</p>
<p>③ 所有期間10年を超える居住用財産を譲渡した場合</p>	<p>その年の1月1日において所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(Ⅳ(8)等の特例の適用を受けるものを除く。)をした場合の長期譲渡所得については、3,000万円特別控除後の譲渡益に対し次により課税</p> <p>(イ) 特別控除後の譲渡益 6,000万円以下の部分 10%</p> <p>(ロ) 特別控除後の譲渡益 6,000万円超の部分 15%</p>
<p>(2) 短期譲渡所得の分離課税</p>	<p>その年の1月1日において所有期間5年以下の土地、建物等に係る譲渡所得は、次の税率による分離課税</p> <p>譲渡益×30% ただし、国等に対する譲渡については、譲渡益×15%</p> <p>(注) 土地、建物等に係る譲渡所得については、他の所得との損益通算は認められない。</p>
<p>(3) 不動産業者等の土地等に係る事業所得等の分離課税</p>	<p>その年1月1日において所有期間5年以下の土地等で事業所得又は雑所得の基因となるものの譲渡等をした場合には、その土地等の譲渡等に係る事業所得又は雑所得は、次の(イ)と(ロ)のうちいずれか多い方の税額による分離課税</p> <p>(イ) 土地等に係る事業所得等の金額×40%</p> <p>(ロ) 土地等に係る事業所得等の金額につき総合課税を行った場合の上積税額×110%</p> <p>(注) 平成10年1月1日から令和5年(2023年)12月31日までの間は適用しない。</p>

## 22. 譲渡所得課

区 分	課 税 制 度
IV 土地、建物等を譲渡した場合の特別控除及び買換え等の特例 (1) 取用等の場合	<p>その有する土地について取用等が行われた場合には、</p> <p>(イ) 原則として6月以内に譲渡することを条件として、その特別控除額を5,000万円とし、(譲渡益-5,000万円)について上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用</p> <p>(ロ) また、取用等のあった日から2年以内に代替資産を取得する場合には、上記(イ)の課税の特例か、取得時期及び取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ(代替資産の取得に充てなかった部分については、上記Ⅲの分離課税(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く))かの選択</p> <p>(ハ) なお、土地、建物等以外の資産に係る譲渡益については、5,000万円の特別控除後、総合課税</p> <p>「取用等が行われた場合」とは、土地取用法等の規定に基づいて取用され、補償金を取得する場合など一定の場合をいう。</p>
(2) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	<p>その有する土地等が特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合の特別控除額は、2,000万円とし、(譲渡益-2,000万円)につき上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用。</p> <p>「特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合」とは次に掲げる場合をいう。</p> <p>(イ) 国、地方公共団体等が都市計画事業として行う土地区画整理事業、住宅街区整備事業、第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業等のために買い取られる場合</p> <p>(ロ) 都市計画法の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業予定地内の土地等が、事業計画認可前に設立された市街地再開発組合に買い取られる場合</p> <p>(ハ) 都市計画法の規定に基づき、防災街区整備事業の事業予定地内の土地等が、事業計画認可前に設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合</p> <p>(ニ) 古都保存法等に規定する買取請求に基づき地方公共団体等に買い取られる場合</p> <p>(ホ) 重要文化財、史跡、名勝、天然記念物や国立公園及び国定公園の特別地域又は自然環境保全地域の特別地区として指定された土地を国又は地方公共団体等及び文化財保護法に規定する文化財保存活用支援団体(一定のものに限る。)に買い取られる場合</p> <p>(ヘ) 保安林等に係る土地を保安施設事業のために国又は地方公共団体に買い取られる場合</p> <p>(ト) 集団移転促進事業計画により移転促進区域内の農地等が地方公共団体に買い取られる場合</p> <p>(チ) 農用地利用規程の特例に係る事項が定められた農用地利用規程に基づいて行われる農用地利用改善事業の実施区域内にある農用地が、当該農用地の所有者の申出に基づき農地中間管理機構(一定のものに限る。)に買い取られる場合</p> <p>(注) 同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。</p>
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	<p>その有する土地等が特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合の特別控除額は、1,500万円とし、(譲渡益-1,500万円)につき上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用。</p> <p>「特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合」とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(イ) 地方公共団体等の行う住宅建設又は宅地造成事業のために買い取られる場合</p> <p>(ロ) 取用の対償に充てられる土地等、住宅地区改良法の改良住宅建設のための改良地区外の土地等又は公営住宅法の規定による公営住宅の買取りにより地方公共団体に買い取られる場合</p> <p>(ハ) 平成6年1月1日から令和2年(2020年)12月31日までの間に、開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業(一団の土地の面積が5ha以上等の要件を満たすもの)等のために事業者が土地等を買い取られる場合</p> <p>(ニ) 「公有地の拡大の推進に関する法律」第6条第1項の協議に基づき地方公共団体等に土地を買い取られる場合</p> <p>(ホ) 地方公共団体が空港周辺整備計画に基づいて行う空港周辺の整備に関する事業のために土地等を買い取られる場合</p>

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
<p>(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合(続)</p>	<p>(v) 沿道地区計画の区域内にある土地等が、地方公共団体等の行う沿道整備道路の沿道の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等により買取られる場合</p> <p>(ト) 特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内の土地等が、地方公共団体等の行う地区の防災及び安全に関する機能の向上等を図るための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等により買取られる場合</p> <p>(フ) 「中心市街地活性化法」の認定基本計画の区域内の土地等が、地方公共団体又は一定の中心市街地整備推進機構の行う中心市街地の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等により買取られる場合</p> <p>(リ) 景観計画の区域内の土地等が、地方公共団体又は一定の景観整備機構の行う景観計画に定められた景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために、これらの者に買取られる場合</p> <p>(ヌ) 都市再生整備計画の区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の都市再生整備推進法人の行う一定の公共施設の整備に関する事業の用に供するために買取られる場合</p> <p>(ル) 認定歴史的風致維持向上計画における認定重点区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の歴史的風致維持向上支援法人の行う公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために買取られる場合</p> <p>(ヘ) 国、地方公共団体又は地方公共団体の出資に係る一定の法人が国又は都道府県の作成した総合的な地域開発に関する計画に基づいて行う工業用地等の造成事業のために土地等を買取られる場合</p> <p>(コ) 「商店街活性化法」の認定計画に基づく商店街活性化事業又は認定支援計画に基づく商店街活性化支援事業及び「中心市街地活性化法」の中小小売商業高度化事業で一定の要件を満たすものの用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買取られる場合</p> <p>(カ) 農業協同組合の行う宅地供給事業で一定の要件を満たすものために農地等を譲渡した場合又は独立行政法人中小企業基盤整備機構の他の事業者との事業の共同化若しくは中小企業の集積の活性化のための資金融資を受けて造成する土地等で一定の要件を満たすものために土地等を買取られる場合</p> <p>(ク) 総合特別区域法に規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画等の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合することその他の一定の要件に該当するものとして市町村長等が指定したものの用に供するために買取られる場合</p> <p>(ケ) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備事業のために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等を買取られる場合</p> <p>(キ) 「広域臨海環境整備センター法」による基本計画の認可を受けて行う廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために土地等を広域臨海環境整備センターにより買取られる場合</p> <p>(ク) 生産緑地地区内の土地を買取申出等に基づき地方公共団体等により買取られる場合</p> <p>(ツ) 「国土利用計画法」による規制区域内の土地等を地方公共団体等により買取られる場合</p> <p>(ネ) 国、地方公共団体等が作成した地域開発保全整備計画で土地利用の調整等に関する事項として土地利用基本計画に定められたものに係る事業の用に供するために土地等を地方公共団体等により買取られる場合</p> <p>(チ) 土地区画整理促進区域内、住宅街区整備促進区域内又は市街地再開発促進区域内の買取申出に係る土地等が地方公共団体等により買取られる場合若しくは拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内の買取申出に係る土地等が地方公共団体等により買取られる場合又は被災市街地復興推進地域内にある土地等が被災市街地復興特別措置法の買取りの申出に基づき都道府県知事等により買取られる場合</p> <p>(テ) 土地区画整理事業の施行に伴い、既存不適格建築物の敷地として換地を定めることが困難な場合において、申出又は同意により交付される清算金を買取られるとき</p> <p>(ム) 被災市街地復興推進地域内にある土地等が、被災市街地復興土地区画整理事業に係る換地処分により当該事業の換地計画に定められた公営住宅等の用地に供するための保留地の対価の額に対応する土地等の部分の譲渡があった場合</p>

## 22. 譲 渡 所 得 課

区 分	課 税 制 度
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合(続)	<p>(ウ) マンション建替事業が施行された場合において、やむを得ない事由により、土地等に係る権利変換により補償金を取得するとき又は一定の請求により土地等が買い取られる場合</p> <p>(エ) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当するマンションの敷地の用に供されている土地等につき一定のマンション敷地売却事業が施行された場合において、その土地等に係る分配金取得計画に基づき分配金を取得するとき又はその土地等が売渡し請求により買い取られるとき</p> <p>(ロ) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により管理地区として指定された区域内の土地を国若しくは地方公共団体に譲渡した場合又は鳥獣保護区の特別保護地区内の土地のうち天然記念物である鳥獣の生息地等を国若しくは地方公共団体に買い取られる場合</p> <p>(オ) 都道府県立自然公園特別区域等の一定区域内の土地を地方公共団体に買い取られる場合</p> <p>(ク) 「農業経営基盤強化促進法」の買取協議に基づき農用地区域内にある農用地が一定の農地中間管理機構に買い取られる場合</p> <p>(注) 特定住宅地造成事業等の用に供するために土地等を譲渡した場合において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。 (令和3年度改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 適用対象から開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業を除外する。</li> <li>ロ 適用対象となる土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業について、その土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業の施行地区の全部が市街化区域に含まれる場合に限定する。</li> </ul> </li> </ul>
(4) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合	<p>その有する土地等が農地保有の合理化等のために譲渡した場合の特別控除額は800万円とし、(譲渡益-800万円)につき上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用。 「農地保有の合理化等のために譲渡した場合」とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(イ) 農業振興地域内の農地等を農業委員会のあっせん等により譲渡した場合</p> <p>(ロ) 農地保有の合理化に資するため、一定の農地中間管理機構に農地等を譲渡した場合</p> <p>(ハ) 「農業経営基盤強化促進法」に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域内の土地等を譲渡した場合</p> <p>(ニ) 「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」の規定に基づく所有権移転等促進計画により土地等を譲渡した場合</p> <p>(ホ) 工業等導入地区内の土地等を工業用地等の用に供するため譲渡した場合</p> <p>(ヘ) 土地改良法による創設換地により土地等を取得しなかったことに伴い清算金を取得した場合</p> <p>(ト) 森林組合等のあっせんにより林地保有合理化のために土地を譲渡した場合</p> <p>(チ) 「林業経営基盤強化法」の規定による都道府県知事のあっせんにより、認定を受けた者に山林を譲渡した場合</p> <p>(リ) 「農業振興地域の整備に関する法律」の規定による交換分合で、取得すべき土地を定めずに清算金を取得する場合</p> <p>(ス) 「集落地域整備法」に基づく交換分合により土地等を取得しなかったことに伴い清算金を取得した場合</p>
(5) 居住用財産を譲渡した場合等	<p>(イ) 自己の居住の用に供している土地、家屋等を譲渡(居住の用に供さなくなった年及び以後3年以内の譲渡)した場合の特別控除額は3,000万円とし、(譲渡益-3,000万円)につき上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用。</p> <p>(注) 3,000万円の特別控除の適用を受けたときは、その翌年及び翌々年については3,000万円特別控除を適用しない。</p>

## 税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
(5) 居住用財産を譲渡した場合等 (続)	(ロ) 相続又は遺贈による被相続人居住用家屋 (その相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋又は老人ホーム等に入所をしたことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋 (一定の要件を満たす場合に限る。)) であって、昭和56年5月31日以前に建築されたこと、その相続の開始の直前においてその被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと等の要件を満たすもの。及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした個人が、平成28年4月1日から令和5年(2023年)12月31日までの間に、その被相続人居住用家屋 (耐震基準に適合していないものにあつては耐震改修工事をしたものに限り、その敷地を含む。)) 又は除却後の敷地の譲渡 (相続の開始日の属する年以後3年以内の譲渡) をした場合には、居住用財産を譲渡した場合に該当するものとみなして、(イ)の適用を受けることができる (空き家に係る譲渡所得の特例)。
(6) 平成21・22年に取得した土地等を譲渡した場合	平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に土地等を取得し、5年超所有した後に当該土地等を譲渡した場合の特別控除額は1,000万円とし、(譲渡益-1,000万円)につき上記Ⅲ(1)の特例 (Ⅲ(1)②の軽減税率を除く) を適用。
(7) 低未利用土地等を譲渡した場合	<p>個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又は当該低未利用土地の上に存する権利 (以下「低未利用土地等」という。) で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡 (特別の関係がある者に対してするもの及びその対価 (その譲渡とともにした当該低未利用土地の上にある資産の譲渡の対価を含む。)) の額が500万円を超えるものを除く。) を令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間にした場合 (その譲渡の後に当該低未利用土地等の利用がされる場合に限る。)) には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円 (当該長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額) を控除することができることとする。</p> <p>ただし、本特例の適用を受けようとする低未利用土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡をその前年又は前々年中にした場合において、その者がその譲渡につき本特例の適用を受けているときは、当該低未利用土地等について本特例は適用しない。</p>
(特別控除額の限度)	上記の特別控除 (上記Ⅳの(1)から(7)までの特別控除) は、同一人については、年間5,000万円を限度とする。
(8) 居住用財産の買換え、交換の場合	<p>平成5年4月1日から令和3年(2021年)12月31日までの間に、次の要件を満たす居住用財産を譲渡した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 譲渡資産の所有期間が10年超のものであること。</li> <li>② 譲渡に係る対価の額が1億円以下であること。</li> <li>③ 譲渡者の居住期間が10年以上であること。</li> <li>④ 買換資産のうち、建物については、その床面積が50㎡以上のものであり、かつ、土地については、その面積が500㎡以下のものであること。また、既存住宅である場合には、築25年以内又は耐震基準に適合するもの (非耐火建築物である既存住宅については、取得期限までに耐震改修等をして適合するものを含む。)) に限る。</li> </ul> <p>取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ、買換資産の取得価額に充てられなかった部分については、上記Ⅲの特例 (Ⅲ(1)②の軽減税率を除く) を適用。</p>
(9) 特定の事業用資産の買換え、交換の場合	<p>令和5年(2023年)12月31日 (一部は令和5年3月31日) までに、土地政策又は国土政策等に合致する買換えをした場合、すなわち、特定地域内にある事業用の一定の土地等 (所有期間5年以下の土地等でⅢ(3)の特例の適用除外要件を満たさないものを除く。ただし、平成10年1月1日から令和5(2023年)年3月31日までの譲渡については適用しない。)) 若しくは建物等又は船舶を譲渡し、その譲渡をした日の属する年の前年から翌年末までに一定の要件に該当する土地等、建物、機械装置等又は船舶を取得して、その取得後1年以内に事業の用に供した場合 (詳細は「(2) 法人の場合」の項参照。))</p> <p>譲渡益のうち買換資産に対応する部分の80% (※) に相当する部分については取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ、買換資産の取得価額に充てられなかった部分については上記Ⅲの特例 (Ⅲ(1)②の軽減税率を除く) を適用</p>

## 22. 譲渡所得課

区 分	課 税 制 度
(9) 特定の事業用資産の買換え、交換の場合（続）	(※) ・航空機騒音障害区域の内から外への買換えでその譲渡資産が一定の区域内にあるものは70% ・地域再生法の集中地域以外の地域から集中地域への買換えは75%（特定業務施設の集積の程度が著しく高い集中地域への買換えは70%）
(10) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え、交換の場合	三大都市圏の既成市街地等（これに準ずる一定の区域を含む。）内にある土地等又は建物等を譲渡し、一定期間内にその土地等又は建物等の敷地の上に建築された中高層耐火建築物（敷地を含む。）（一定の区域内にあつては同一区域内に建築された他の中高層の耐火建築物を含む。）を取得して、その取得後1年以内に事業の用又は居住の用に供した場合 譲渡収入のうち取得資産の取得価額に対応する部分については取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ、取得資産の取得価額を超える部分については上記Ⅲの特例（Ⅲ(1)②の軽減税率を除く。）を適用
(11) 特定の交換分合の場合	(イ)「農業振興地域の整備に関する法律」の規定による林地等交換分合又は協定関連交換分合により土地等を交換した場合 (ロ)「集落地域整備法」の規定による交換分合により土地等を交換した場合 (ハ)農住組合の組合員が「農住組合法」の規定による交換分合により土地等を交換した場合 取得時期及び取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ
(12) 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合	個人が有する国有財産特別措置法の普通財産のうち一定の土地等（特定普通財産）に隣接する土地等（所有隣接土地等）につき、その所有隣接土地等とその特定普通財産との交換をした場合 取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ（取得した交換差金に対応する部分を除く。）
(13) 平成21・22年に土地等の先行取得をした場合	平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に土地等（先行取得土地等）を取得し、本特例の適用を受ける旨の届出書を提出している場合において、取得年の12月31日後10年以内に所有する事業用土地等を譲渡したとき 事業用土地等の譲渡による譲渡所得の金額は、事業用土地等の譲渡利益金額から当該利益金額の80%（当該先行取得土地等が平成22年に取得されたもののみである場合は、60%）相当額（「繰延利益金額」）を控除した金額。ただし、80%（60%）相当額が先行取得土地等の取得価額を超える場合には、当該取得価額を限度。あわせて先行取得土地等については、その取得価額から繰延利益金額を控除することにより課税の繰延べ
(14) 相続財産を相続税申告期限後3年以内に譲渡した場合	相続税の対象となった資産を相続税の申告期限後3年以内に譲渡した場合 その資産に係る相続税額をその資産の取得費に加算して譲渡所得の計算上控除することができる。
(15) 国等に対して財産を寄附した場合	国、地方公共団体又は一定の公益法人等に対して財産を寄附した場合 非課税 （一定の公益法人等に対する場合は、国税庁長官の承認が必要。）
(16) 国宝、重要文化財等を国等に譲渡した場合	国宝、重要文化財を国又は地方公共団体等及び重要文化財を文化財保護法に規定する文化財保存活用支援団体（一定のものに限る。）に譲渡した場合 非課税
(17) 物納の場合	財産を物納した場合 非課税
(18) 強制換価手続等により譲渡した場合	資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における強制換価手続等による譲渡をしたとき 非課税
(19) 債務処理計画に基づき経営者が私財提供を行った場合	中小企業者に該当する内国法人の取締役等である個人でその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有するものが、その個人の保有する資産で現にその内国法人の事業の用に供されているもの（有価証券を除く。）を、その内国法人に係る債務処理計画に基づき、平成25年4月1日から令和4年（2022年）3月31日までの間にその内国法人に贈与した場合には、一定の要件の下で、その贈与によるみなし譲渡課税を適用しないこととする。

## 税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
⑳ 一般交換の場合	<p>1年以上保有していた土地等一定の資産を同種の資産（相手方が1年以上保有し、かつ、交換のために取得したものを以外の資産）と交換し、同一用途に供した場合で、かつ、双方の価額の差額が20%以下の場合 取得時期及び取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ</p>
㉑ 居住用財産の譲渡により損失が生じた場合	<p>(イ) 平成10年1月1日から令和3年（2021年）12月31日までの間に所有期間5年超の居住用財産（譲渡資産）の譲渡をし、かつ、一定期間内に居住用財産（買換資産）の取得をして（年末において買換資産に係る住宅借入金の残高を有する場合に限る。）、その翌年12月31日までの間に居住の用に供した場合において、譲渡損失の金額を有する場合 譲渡損失の金額について、その年及び翌年以後3年間は他の所得との損益通算及び繰越控除が可能</p> <p>(ロ) 平成16年1月1日から令和3年（2021年）12月31日までの間に所有期間5年超の居住用財産（譲渡資産）の譲渡をした場合（契約日の前日において譲渡資産に係る住宅借入金の残高を有する場合に限る。）において、譲渡損失の金額を有する場合 譲渡損失のうち、譲渡資産に係る住宅借入金の残高が譲渡価額を超える場合のその差額を限度として、その年及び翌年以後3年間は他の所得との損益通算及び繰越控除が可能</p>

## 22. 譲 渡 所 得 課

## (2) 法人の場合

区 分	課 税 制 度
I 一般の課税方式	譲渡収入－(帳簿価額＋譲渡費用)＝譲渡利益 譲渡利益＝譲渡所得 (注) 商品等の販売益と同様に課税所得に含まれる。
II 土地の譲渡益に対する課税	(1) 一般の土地の譲渡等 (平成10年1月1日から令和5年3月31日までの間の譲渡については、適用停止) イ 課税対象 法人(非課税法人等を除く。)が譲渡した土地等の譲渡益 ① 株式の譲渡益や土地売買の仲介手数料のうち実質的に土地等の譲渡益等と認められるものも課税対象とする。 ② 下記(2)の適用を受けるものを除く。 ③ 次に掲げる土地等の譲渡は、課税対象から除外する。 (イ) 継続して営む住宅、造成宅地等の供給事業に係る棚卸資産に該当するものの譲渡 (ロ) 平成4年1月1日から令和4年12月31日までの譲渡のうち、国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等に対する譲渡及び一定の優良な住宅地開発事業等のためにされる譲渡で一定の要件を満たすもの(個人の場合に軽減税率の対象となるものと同様) ロ 課税標準 譲渡収入－(帳簿価額＋直接・間接に要した経費)＝譲渡益(課税所得) ① この課税標準は、法人の各事業年度の所得と別個に計算し、各事業年度の所得との通算は認めない。 ② 直接・間接に要した経費は、実績値と概算値との選択を認める。 ハ 税 額 譲渡益×5%＝追加課税分の税額(法人税) (2) 短期所有の土地の譲渡等 (平成10年1月1日から令和5年3月31日までの間の譲渡については、適用停止) イ 課税対象 法人(非課税法人等を除く。)が譲渡した土地等で、譲渡のあった年の1月1日において所有期間5年以下であるものの譲渡益 ① (1)のイ①に同じ ② 次に掲げる土地等の譲渡は、課税対象から除外する。 (イ) 国又は地方公共団体に対する譲渡 (ロ) 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社等の行う住宅建設又は宅地造成の用に供するための譲渡 (ハ) 取用換地等による譲渡 (ニ) 都市計画法の開発許可を受けて行う1,000㎡以上の一団の造成宅地の譲渡で適正価格要件等を満たすもの (ホ) 開発許可を要しない場合の1,000㎡以上の一団の造成宅地の譲渡で適正価格要件等を満たすもの (ヘ) 一定の新築住宅の敷地の用に供された1,000㎡以上の一団の宅地の譲渡で適正価格要件等を満たすもの (ト) 次に掲げる1,000㎡未満の一団の宅地の譲渡で、その譲渡価額が適正であるもの ① 一団の造成宅地でその造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて市町村長等の認定を受けたもの ② 一団の宅地で、一定の新築住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて市町村長等の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供されたもの (チ) 宅地建物取引業者の行う居住用土地等の譲渡でその取得後一定期間内に行われるもののうち土地等の売買の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為に類するもの (リ) 不動産特定共同事業者の行う土地等の譲渡で、不動産特定共同事業契約に係る事業参加者から取得した土地等の譲渡 (ヌ) 土地等の贈与による譲渡で国又は地方公共団体等に対する寄附に該当するもの ロ 課税標準 (1)のロに同じ ハ 税 額 譲渡益×10%＝追加課税分の税額(法人税)

## 税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
III 特別控除及び買換え等の特例 (1) 取用換地等の場合	(イ) 6月以内に譲渡すること等を条件として ○ 譲渡利益-5,000万円=課税所得 (ロ) ただし、取用等のあった日から原則として2年以内に代替資産を取得する場合又は換地処分等により交換取得資産を取得する場合には、上記の課税の特例と圧縮記帳による課税の繰延べとのいずれかの選択ができる。
(2) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	(イ) 国、地方公共団体等が都市計画事業として行う土地区画整理事業、住宅街区整備事業、第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業等のために買い取られる場合 (ロ) 都市計画法の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業予定地内の土地等が、事業計画認可前に設立された市街地再開発組合に買い取られる場合 (ハ) 防災街区整備事業の事業予定地内の土地等が、当該防災街区整備事業の都市計画法による事業認定前に設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合 (ニ) 古都保存法等に規定する買取請求に基づき地方公共団体等に買い取られる場合 (ホ) 重要文化財、史跡、名勝、天然記念物や国立公園及び国定公園の特別地域又は自然環境保全地域の特別地区として指定された土地を国又は地方公共団体等に買い取られる場合 (ヘ) 保安林等に係る土地を保安施設事業のために国又は地方公共団体に買い取られる場合 (ト) 集団移転促進事業計画により移転促進区域内の農地等が地方公共団体に買い取られる場合 (チ) 農用地利用改善事業の実施区域内にある農用地が農地中間管理機構に買い取られる場合 ○ 譲渡利益-2,000万円=課税所得 (注) 特定土地区画整理事業等の用に供するために土地等を譲渡した場合において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	(イ) 地方公共団体等の行う住宅建設又は宅地造成事業のために買い取られる場合 (ロ) 取用の対償に充てられる土地等、住宅地区改良法の改良住宅建設のための改良地区外の土地等又は公営住宅法の規定による公営住宅の買取りにより地方公共団体に買い取られる場合 (ハ) 平成6年1月1日から令和5年12月31日までの間に、土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業（一団の土地の面積が5ha以上等の要件を満たすもの）等のために事業者が土地等を買い取られる場合 (ニ) 公有地拡大推進法第6条第1項の協議に基づき地方公共団体等に土地等を買い取られる場合 (ホ) 航空機騒音障害防止特別地区にある土地が買い取られる場合 (ヘ) 沿道地区計画の区域内にある土地等が、地方公共団体等の行う沿道整備道路の沿道の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合 (ト) 特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内の土地等が、地方公共団体等の行う防災街区としての整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合 (チ) 中心市街地活性化法の認定中心市街地の区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の中心市街地整備推進機構の行う認定中心市街地の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合 (リ) 景観計画の区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の景観整備機構の行う景観計画に定められた景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合 (ヌ) 都市再生整備計画又は立地適正化計画の区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の都市再生推進法人の行う一定の公共施設の整備に関する事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合 (ル) 認定歴史的風致維持向上計画における認定重点区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の歴史的風致維持向上支援法人の行う公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合 (ヲ) 国、地方公共団体又は地方公共団体の出資に係る一定の法人が国又は都道府県の作成した総合的な地域開発に関する計画に基づいて行う工業用地等の造成事業のために土地等を買い取られる場合

## 22. 譲渡所得課

区 分	課 税 制 度
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合(続)	<p>(ア) 商店街活性化法の認定商店街活性化事業計画に基づく商店街活性化事業又は認定商店街活性化支援事業計画に基づく商店街活性化支援事業、中心市街地活性化法の認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業で一定の要件を満たすものの用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買い取られる場合</p> <p>(カ) 農業協同組合の行う宅地等供給事業で一定の要件を満たすものために農地等を譲渡した場合又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法の他の事業者との事業の共同化若しくは中小企業の集積の活性化のための資金融資を受けて造成する土地等で一定の要件を満たすものために土地等を買い取られる場合</p> <p>(ク) 総合特別区域法に規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で、一定の要件に該当するものとして市町村長等が指定したものの用に供するために買い取られる場合</p> <p>(ケ) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備事業のために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等を買い取られる場合</p> <p>(コ) 広域臨海環境整備センター法による基本計画の認可を受けて行う廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために土地等を広域臨海環境整備センターに買い取られる場合</p> <p>(サ) 生産緑地地区内の土地を買取申出等に基づき地方公共団体等に買い取られる場合</p> <p>(シ) 国土利用計画法による規制区域内の土地等を地方公共団体等に買い取られる場合</p> <p>(ス) 国、地方公共団体等が作成した地域開発保全整備計画で土地利用の調整等に関する事項として土地利用基本計画に定められたものに係る事業の用に供するために土地等を地方公共団体等に買い取られる場合</p> <p>(セ) 土地区画整理促進区域内、住宅街区整備促進区域内又は市街地再開発促進区域内の買取申出に係る土地等が地方公共団体等に買取られる場合若しくは拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内の買取申出に係る土地等が地方公共団体等に買取られる場合</p> <p>(ソ) 土地区画整理事業の施行に伴い、既存不適格建築物の敷地として換地を定めることが困難な場合において、申出又は同意により交付される清算金を取得するとき</p> <p>(タ) 被災市街地復興土地区画整理事業の施行に伴い、保留地が定められた場合に、土地等に係る権利変換により土地等のうち保留地の対価の額に対応する部分の譲渡をしたとき</p> <p>(チ) マンション建替事業が施行された場合において、やむを得ない事情により、土地等に係る権利変換により補償金を取得するとき又は一定の請求により土地等が買い取られる場合</p> <p>(ツ) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する決議特定要除却認定マンションの敷地の用に供されている土地等につき一定のマンション敷地売却事業が施行された場合において、その土地等に係る分配金取得計画に基づき分配金を取得するとき又はその土地等が売渡し請求により買い取られるとき</p> <p>(テ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により管理地区として指定された区域内の土地を国若しくは地方公共団体に譲渡した場合又は鳥獣保護区の特別保護地区内の土地のうち天然記念物である鳥獣の生息地等を国若しくは地方公共団体に買い取られる場合</p> <p>(ト) 都道府県立自然公園特別地域等の一定区域内の土地を地方公共団体に買い取られる場合</p> <p>(ト) 農業経営基盤強化促進法の買取協議に基づき農用地区域内にある農用地を農地中間管理機構に買い取られる場合</p> <p>○ 譲渡利益-1,500万円=課税所得</p> <p>(注) 特定住宅地造成事業等の用に供するために土地等を譲渡した場合において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。</p>
(4) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合	<p>(イ) 農業振興地域内の農地等を農業委員会のあっせん等により譲渡した場合又は農地保有の合理化に資するため農地中間管理機構に農地等を譲渡した場合</p> <p>(ロ) 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域内の土地等を譲渡した場合</p> <p>(ハ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定に基づく所有権移転等促進計画により土地等を譲渡した場合</p> <p>(ニ) 林業経営基盤強化法の規定による都道府県知事のあっせんにより、認定を受けた者に山林を譲渡した場合</p> <p>○ 譲渡利益-800万円=課税所得</p>

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
(5) 平成21・22年に取得した土地等を譲渡した場合	<p>平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に土地等を取得し、5年超所有した後 に当該土地等を譲渡した場合</p> <p>○ 譲渡利益-1,000万円=課税所得</p>
(6) 資産の譲渡に係る特別控除額の特例	<p>(1)~(5)の場合に適用される特別控除額は、年間5,000万円を限度として認められる。</p>
(7) 特定の資産の買換え、交換の場合	<p>イ 所定の買換え・交換により生じた譲渡資産の譲渡益については、その80%相当額につき、圧縮記帳による課税の繰延べを認める(昭45.4.1から令和5.3.31までの時限措置)。 なお、次の買換えに係る圧縮割合はそれぞれ次のとおり。</p> <p>① 下記(ロ)の買換えのうち、次の区域内にある場合の買換え：70%</p> <p>(i) 令和2年4月1日前に特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の航空機騒音障害防止特別地区又は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の第二種区域となった区域</p> <p>(ii) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の第二種区域</p> <p>② 下記(ニ)の買換えのうち、集中地域(3大都市圏)以外の地域から集中地域(東京23区を除く)への買換え：75%</p> <p>③ 下記(ニ)の買換えのうち、集中地域(3大都市圏)以外の地域から特定の地域(東京23区)への買換え：70%</p> <p>ロ 譲渡事業年度に買換資産の取得ができない場合には、特別勘定を設定することにより1年間(特定の場合は、税務署長の承認を得ることを条件に更に2年間)繰り越すことができる。</p> <p>ハ なお、1年前に先行取得した資産(特定の場合には、3年前の取得資産も可)についても圧縮記帳の対象とすることができる。</p> <p>ニ 買換資産が土地等である場合には、原則として、譲渡資産である土地等の面積の5倍以内の面積部分に限り圧縮記帳の対象となる。</p> <p>(イ) 既成市街地等の内から外への買換え</p> <p>(ロ) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え</p> <p>(ハ) 土地等が土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴って取得される場合の既成市街地等(これに類する区域を含む。)内での買換え</p> <p>(ニ) 所有期間10年超の国内にある土地等又は建物等を譲渡し、国内にある土地等又は建物等を取得した場合の買換え</p> <p>(ホ) 日本船舶から日本船舶への買換え</p>
(8) 特定の交換分合の場合	<p>(イ) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による林地等交換分合又は協定関連交換分合により土地等を交換した場合</p> <p>(ロ) 集落地域整備法の規定による交換分合により土地等を交換した場合</p> <p>(ハ) 農住組合の組合員が農住組合法の規定による交換分合により土地等を交換した場合</p> <p>○ 圧縮記帳による課税の繰延べ</p>
(9) 普通財産とその隣接する土地等の交換の場合	<p>国有財産特別措置法の普通財産のうち一定の土地等(特定普通財産)とその隣接する土地等とを交換する場合</p> <p>○ 圧縮記帳による課税の繰延べ</p>
(10) 平成21・22年に土地等の先行取得をした場合	<p>平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に土地等を取得し、本特例の適用を受ける旨の届出書を提出している場合において、取得をした後10年以内に、所有する他の土地等を譲渡したときの譲渡益については、先行して取得した土地等の帳簿価額を圧縮することにより、その80%(平成22年に取得した土地等のみを本特例の適用対象とする場合には60%)相当額までの損金算入ができる(課税の繰延べ)。</p>
(11) 一般の交換の場合	<p>1年以上保有していた固定資産を同種の資産(相手方が1年以上保有し、かつ、交換のために取得したもの以外の固定資産)と交換し、同一用途に供した場合で、かつ、双方の価額の差額が20%以下の場合</p> <p>○ 圧縮記帳による課税の繰延べ</p>

## 22. 譲渡所得課

(参考) 土地譲渡益課税制

区分		年															
		44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56			
基本	長	〔44年度改正〕 44.1.1かつ保有期間5年基準							〔50年度改正〕 44.1.1基準								
	短	〔44年度改正 分離課税制度の創設〕 次により分離課税 45・46年 10% (住4%) 47・48年 15% (住5%) 49・50年 20% (住6%) (44年分は旧制度との選択適用)							〔50年度改正〕 51～54年 次により分離課税 2,000万円まで 20% (住6%) 2,000万円超 3/4総合課税				〔55年度改正〕 55・56年 次により分離課税 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超8,000万円 まで 1/2総合課税 8,000万円超 3/4総合課税				
	個人	〔44年度改正 分離課税制度の創設〕 45.1.1～							〔48年度改正 個人の不動産業者等の土地譲渡益重課制度の創設〕 49.1.1～44.1.1以後の取得⇒次のいずれか多い方の税額による分離課税 ① 40%相当額 (住12%相当額) ② 全額総合課税をした場合の上積税額の110%相当額 (44年分は旧制度との選択適用)								
	課税	超短期	次のいずれか多い方の税額による ① 40%相当額 (住12%相当額) ② 全額総合課税をした場合の上積税額の110%相当額 (44年分は旧制度との選択適用)														
	方法	短期	通常の法人税課税							〔48年度改正 法人の土地譲渡益 (短期) 重課制度の創設〕 49.4.1 (一部48.4.21) ～							
	式	超短期								44.1.1以後の取得 ⇒通常の法人税に加え20%の税率で追加課税 (望ましい宅地供給に資する一定のものを除外。以下同じ。)							
人	上記以外																
課税	軽減税率 (個人)	特定市街化区域農地等を譲渡した場合		〔48年度改正 創設〕 48年10% (住4%) 49・50年15% (住5%)			〔51年度改正〕 51～53年 2,000万円まで 15% (住5%) 2,000万円超 20% (住6%)			〔54年度改正〕 54～59年 4,000万円まで 15% (住5%) 4,000万円超 20% (住6%)							
							優良住宅地等を譲渡した場合			〔54年度改正 創設〕 54～56年 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 1/2総合課税							
の特例	特別控除 (個人・法人)	収用等	〔44年度改正〕 1,200万円		〔48年度改正〕 2,000万円			〔50年度改正〕 3,000万円									
		特定土地区画整理事業等	〔44年度創設〕 600万円		1,000万円			2,000万円									
		特定住宅地造成事業等	〔44年度改正〕 300万円		500万円			1,500万円									
		農地保有合理化等	〔45年度創設〕 150万円		250万円			500万円									
		居住用 (個人のみ)	〔44年度改正〕 1,000万円		1,700万円			3,000万円									
買換え	居住用 (個人)	〔44年度改正 廃止〕 45.1.1～ 居住用財産の買換え特例 (27年創設) を廃止															
	事業用 (個人・法人)	〔44年度改正〕 法人45.4.1～ 個人45.1.1～ 一般的な事業用資産の買換え特例を廃止して、国土政策・土地政策に合致する特定の事業用資産の買換え特例を創設															

(注) 適用期限の延長は省略している。

税 制 度 の 概 要 (続)

度 の 沿 革 (昭 和 44 年 以 降)

57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5・6	7	
〔57年度改正〕 57～62.9.30 所有期間10年基準						〔62年9月改正〕 62.10.1～9.3.31 所有期間5年基準							
〔57年度改正〕 57年～63年 次により分離課税 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 1/2総合課税						〔63年12月改正〕 元～3年 次により分離課税 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 25% (住7.5%)		〔3年度改正〕 4年～6年 次により分離課税 一律30% (住9%)			〔7年度改正〕 7年 次により分離課税 4,000万円まで 25% (住7.5%) 4,000万円超 30% (住9%)		
〔57年度改正〕 57.1.1～ その年1月1日で所有期間10年以下⇒同左						〔62年9月改正〕 62.10.1～ その年1月1日で所有期間5年以下⇒同左  〔62年9月改正 個人の不動産業者等の超短期重課制度の創設〕 62.10.1～9.12.31 その年1月1日で所有期間2年以下⇒次のいずれか多い方の税額による分離課税 ①50%相当額 (住15%相当額) ②全額総合課税をした場合の上積税額の120%相当額							
〔57年度改正〕 57.1.1～ その年1月1日で所有期間10年以下⇒同左						〔62年9月改正〕 62.10.1～ その年1月1日で所有期間5年以下 ⇒通常の法人税に加え20%の税率で追加課税  〔62年9月改正 超短期重課制度の創設〕 62.10.1～ その年1月1日で所有期間2年以下 ⇒通常の法人税に加え30%の税率で追加課税  〔3年度改正 分離課税制度の創設〕 4.1.1～ その年1月1日で所有期間2年以下 ⇒通常の法人税率に30%の税率を加算した税率による分離課税  〔3年度改正 一般の土地譲渡益重課税制度創設〕 4.1.1～⇒通常の法人税に加え10%の税率で追加課税							
		〔60年度改正〕 60～63年 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 25% (住7.5%)		〔63年12月改正〕 元～3年 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 22.5% (住7%)		〔3年度改正〕 4.1.1～ 一律 27.5% (住8%)		5.1.1～ 廃止					
〔57年度改正〕 57.1.1～ 4,000万円まで20% (住6%) 4,000万円超 25% (住7.5%)						〔63年度改正〕 63.4.1～ 一律20% (住6%)		〔3年度改正〕 3.1.1～ 一律15% (住5%)					
居住用財産を 譲渡した場合						〔63年度改正 創設〕 63.4.1～ 4,000万円まで 10% (住4%) 4,000万円超 15% (住5%)			〔3年度改正〕 4.1.1～ 6,000万円まで 10% (住4%) 6,000万円超 15% (住5%)				
						〔平成元年度改正〕 5,000万円適用期限あり		〔3年度改正〕 5,000万円					
						〔平成元年度改正〕 800万円 (適用期限あり)		〔3年度改正〕 800万円					
〔57年度改正 復活〕 57.1.1～ 所有期間10年超の居住用財産に限定して復活						〔63年度改正 原則廃止〕 63.4.1～ 父母等から相続等により取得し、かつ、譲渡者の居住期間が30年以上のものに限定  〔5年度改正 一部復活〕 5.4.1～9.12.31 ①土地の買値の額について、国土利用計画法に基づく勧告等を受けていないこと ②譲渡価額が1億円以下 (6.1.1～2億円以下)のもの ③譲渡者の居住期間10年以上等一定の要件を満たすものに限定							
〔57年度改正〕 57.1.1～長期所有土地等の判定基準の緩和 44.1.1以前取得 ⇒所有期間10年超		〔61年度改正〕 法人61.4.1～ 課税の繰延額の2割縮減		〔62年9月改正〕 個人62.10.1～ 課税の繰延額の2割縮減		〔3年度改正〕 4.1.1～ 長期所有土地等から減価償却資産への買換えを廃止		〔4年度改正〕 構造改善等のための長期所有土地等から減価償却資産への買換えの追加		〔6年度改正〕 設備投資促進のための長期所有土地等から既成市街地等以外の地域内の減価償却資産への買換えの追加		〔7年度改正〕 事業革新の円滑化、中小企業の新分野進出のための買換えの追加	

22. 譲渡所得課

(参考) 土地譲渡益課税制

年		8	9	10	11	12		
基本的人課税	区分	〔8年度改正〕 所有期間5年基準（特例方式の廃止）						
	長期	〔8年度改正〕 8・9年次により分離課税 4,000万円まで 20%（住6%） 8,000万円まで 25%（住7.5%） 8,000万円超 30%（住9%）		〔10年度改正〕 10年次により分離課税 6,000万円まで 20%（住6%） 6,000万円超 25%（住7.5%）		〔11年度改正〕 11年～15年次により分離課税 一律20%（住6%）		
		短期	〔個人の不動産業者等の土地譲渡益重課制度〕		〔10年度改正〕 10.1.1～12.12.31 適用停止			
			超短期	〔個人の不動産業者等の超短期重課制度〕		〔10年度改正〕 10.1.1～ 廃止		
	方法	短期	〔8年度改正〕 8.1.1～ その年1月1日で所有期間5年以下 ⇒通常の法人税に加え10%の税率で追加課税		〔10年度改正〕 10.1.1～12.12.31 ⇒適用停止			
		超短期	〔8年度改正〕 8.1.1～14.3.31 その年1月1日で所有期間2年以下 ⇒通常の法人税に加え15%の税率で追加課税		〔10年度改正〕 10.1.1～ ⇒廃止			
		上記以外	〔8年度改正〕 8.1.1～ ⇒通常の法人税に加え5%の税率で追加課税		〔10年度改正〕 10.1.1～12.12.31 ⇒適用停止			
	課税の特例	軽減税率（個人）	（特定市街化区域農地等を譲渡した場合）					
			（優良住宅地等を譲渡した場合）	〔8年度改正〕 9.1.1～13.3.31 4,000万円まで 15%（住5%） 4,000万円超 20%（住6%）				
			（居住用財産を譲渡した場合）					
特別控除（個人・法人）		（収用等）						
	（特定土地区画整理事業等）							
	（特定住宅地造成事業等）							
	（農地保有合理化等）							
	（居住用・個人のみ）							
買換え	居住用（個人）				〔10年度改正 要件緩和〕 10年～15年 ① 譲渡者の居住期間10年以上 ② 買換資産についての面積要件等 一定の要件を満たすものに限定			
	事業用（個人・法人）	〔8年度改正〕 沿道整備権利移転等促進計画による土地等の買換への追加	〔9年度改正〕 防災街区整備権利移転等促進計画による土地等の買換への追加	〔10年度改正〕 長期所有土地等（所有期間10年超）の買換え 10.1.1～12.12.31までの間、地域限定要件なし 一律課税繰延割合80%	〔11年8月改正〕 事業革新の円滑化、中小企業の新分野進出のための買換えを事業再構築のための買換えに改組	〔12年度改正〕 移転促進地域から誘導地域内への買換えを廃止		

税 制 度 の 概 要 (続)

度 の 沿 革 (昭 和 44 年 以 降) (続)

13	14	15	16	17	18
〔13年度改正 適用期限延長〕 ～15.12.31			〔16年度改正〕 16.1.1～ 次により分離課税 一律15% (住5%) ・他の所得との損益通算を廃止 ただし、所有期間5年超の居住用財産の譲渡による損失が生じた場合の損益通算の特例あり ・100万特別控除廃止		
			〔16年度改正〕 16.1.1～ 次により分離課税 一律30% (住9%) ただし、国等に対する譲渡については、15% (住5%) ・他の所得との損益通算を廃止		
〔13年度改正 停止措置延長〕 ～15.12.31			〔16年度改正 停止措置延長〕 ～20.12.31		
〔13年度改正 停止措置延長〕 ～15.12.31			〔16年度改正 停止措置延長〕 ～20.12.31		
〔13年度改正 停止措置延長〕 ～15.12.31			〔16年度改正 停止措置延長〕 ～20.12.31		
〔13年度改正 適用期限延長〕 ～15.12.31			〔16年度改正〕 16.1.1～20.12.31 2,000万円まで 10% (住4%) 2,000万円超 15% (住5%) 課税繰延べの特例、特例控除との重複適用を廃止		
〔13年度改正〕 ① 適用期限延長～15.12.31 ② 買換資産に係る面積要件等の緩和			〔16年度改正〕 適用期限延長～18.12.31	〔17年度改正〕 買換資産に係る要件の緩和	
〔13年度改正〕 水道水源水域に係る特定施設等の移転に伴う買換え、新産業都市区域外から内への買換え、過度集積地域から特定の拠点地区内への産業業務施設の移転に伴う買換え等を廃止	〔15年度改正〕 産業活力再生特別措置法の事業再構築計画に基づいて行われる長期所有の土地、建物等から既成市街地等以外の地域にある土地、建物、機械装置等への買換えを廃止		〔16年度改正〕 防災街区整備権利移転等促進計画に基づく土地等への買換えを防災街区整備事業に関する都市計画に基づく土地等又は建物若しくは構築物への買換えに改組		〔18年度改正〕 特定農山村地域における所有権移転等促進計画による農林地の買換え、幹線道路の沿道の整備に関する法律の沿道整備権利移転等促進計画による買換えを廃止

22. 譲渡所得課

(参考) 土地譲渡益課税制

年		19・20	21	22
区分	長期			
	短期			
基本的課税方法	個人長期			
	個人短期	(個人の不動産業者等の土地譲渡益重課制度)	[21年度改正 停止措置延長] ～25.12.31	
	法人短期		[21年度改正 停止措置延長] ～25.12.31	
	上記以外		[21年度改正 停止措置延長] ～25.12.31	
軽減税率(個人)	(特定市街化区域農地等を譲渡した場合)			
	(優良住宅地等を譲渡した場合)		[21年度改正 適用期限延長] ～25.12.31	
	(居住用財産を譲渡した場合)			
特別控除(個人・法人)	(収用等)			
	(特定土地区画整理事業等)			
	(特定住宅地造成事業等)			
	(農地保有合理化等)			
	(居住用・個人のみ)		平21・22取得 [21年度改正 創設] 土地等 1,000万円	
特例	居住用(個人)	[19年度改正] ① 適用期限延長～21.12.31 ② 買換え資産についての床面積要件の上限撤廃 ③ 相続等により取得した居住用財産の買換え特例は、特定居住用財産の買換え特例に一本化し、廃止		[22年度改正] ① 適用期限延長～23.12.31 ② 譲渡価額が2億円以下のものに限定
	事業用(個人・法人)	[19年度改正] 防災再開発促進地区内における認定建替計画に係る建築物の建替えを行う事業に伴う土地等の買換えを追加		

税 制 度 の 概 要 (続)

度 の 沿 革 (昭 和 44 年 以 降) (続)

23	24・25	26	27
		[26年度改正 停止措置延長] ～29.3.31	
		[26年度改正 停止措置延長] ～29.3.31	
		[26年度改正 停止措置延長] ～29.3.31	
		[26年度改正 適用期限延長] ～28.12.31	
	[24年度改正] ① 適用期限延長～25.12.31 ② 譲渡価額が1.5億円以下のものに限定	[26年度改正] ① 適用期限延長～27.12.31 ② 譲渡価額が1億円以下のものに限定	
[23年度改正] 大気汚染規制区域の内から外へのばい煙発生施設の買換え等の廃止	[24年度改正] 長期所有土地等（所有期間10年超）の買換え ① 適用期限延長 ～26.12.31 ② 買換資産の見直し	[26年度改正] ① 適用期限延長～29.3.31 ② 誘致区域の外から内への買換えを廃止 等 ③ 都市機能誘導区域以外から内への買換えを追加 ④ 日本船舶の買換えについて、船齢の高い船舶を除外、買換資産について環境負荷低減に資する作業船を追加、環境負荷要件の見直し 等	[27年度改正] 長期所有土地等(所有期間10年超)の買換えについて ① 適用期限延長 ～29.3.31 ② 買換資産から機械装置及びコンテナ用の貨車を除外 ③ 圧縮割合の引下げ イ 集中地域（3大都市圏）以外の地域から集中地域（東京23区を除く）への買換え：75% ロ 集中地域（3大都市圏）以外の地域から特定地域（東京23区）への買換え：70%

22. 譲渡所得課

(参考) 土地譲渡益課税制

年		28	29	30
区分	長			
	短			
基本的課税方式	個人			
	長期			
	短期		[29年度改正] 停止措置延長～2.12.31	
	短期	(個人の不動産事業者等の土地譲渡益重課制度)	[29年度改正] 停止措置延長～2.3.31	
人	上記以外	[29年度改正] 停止措置延長～2.3.31		
課税の特例	軽減税率(個人)	(特定市街化区域農地等を譲渡した場合)		
		(優良住宅地等を譲渡した場合)	[29年度改正] 適用期限延長～令和元.12.31	
		(居住用財産を譲渡した場合)		
	特別控除(個人・法人)	(取用等)		
		(特定土地区画整理事業等)		
		(特定住宅地造成事業等)		
(農地保有合理化等)				
(居住用・個人のみ) [28年度改正] 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設 28.4.1～令和元.12.31の譲渡				
買換え	居住用(個人)	[28年度改正] 適用期限延長～29.12.31	[30年度改正] 適用期限延長 ～令和元.12.31 買換資産が非耐火既存住宅である場合の要件に、その取得の日以前25年以内に建築されたものであること又は地震に対する安全性に係る規定若しくはこれに準ずる基準に適合することのいずれかを満たすことを加える。	
	事業用(個人・法人)	[29年度改正] ① 適用期限延長 ～2.3.31 ② 市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え、農用地区域内にある土地等の買換えを廃止 ③ 既成市街地等の内から外への買換え、長期所有土地等(所有期間10年超)の買換え、船舶から船舶への買換えについて、対象資産の見直し		



## 23. 法人税率

適用事業年度 区分	各事業年度の所得に対する税率									
	普通法人					協同組合等		公益法人等(注1)		
	基本税率		軽減税率			留保分	配当分	右記 以外	公益社団・財 団法人、非營 利型一般社 団・財団法人	
	留保分	配当分	所得区分		留保分					配当分
昭和 43. 4. 1以降終了	35%	26%	(年300万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ)		28%	22%	23%	19%	23%	—
45. 5. 1 〳	36.75%	〳	〳		〳	〳	〳	〳	〳	—
47. 4. 1以降開始	〳	〳	〳		〳	〳	〳	〳	〳	—
48. 4. 1 〳	〳	〳	〳		〳	〳	〳	〳	〳	—
49. 5. 1以降終了	40%	28%	(年600万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ)		〳	〳	〳	〳	〳	—
50. 5. 1 〳	〳	30%	(年700万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ)		〳	〳	〳	〳	〳	—
56. 4. 1 〳	42%	32%	(年800万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ)		30%	24%	25%	21%	25%	—
59. 4. 1 〳	43.3%	33.3%	〳		31%	25%	26%	22%	26%	—
60. 4. 1 〳	〳	〳	〳		〳	〳	28%	23%	28%	—
62. 4. 1 〳	42%	32%	〳		30%	24%	27%	22%	27%	—
平成 元. 4. 1以降開始	40%	35%	〳		29%	26%	〳 (特定の協 同組合等 の所得10 億円超の 部分30%)	25%	〳	—
2. 4. 1 〳	37.5%		〳		28%		〳 (特定の協同組合 等の所得10億円 超の部分30%)	27%	〳	—
10. 4. 1 〳	34.5%		〳		25%		〳 (特定の協同組合 等の所得10億円 超の部分30%)	25%	25%	—
11. 4. 1 〳	30%		〳		22%		〳 (特定の協同組合 等の所得10億円 超の部分26%)	22%	22%	—
13. 4. 1 〳	〳		〳		〳		〳	〳	〳	—
18. 4. 1 〳	〳		〳		〳		〳	〳	〳	—
19. 4. 1 〳	〳		〳		〳		〳	〳	〳	—
20. 4. 1 〳	〳		〳		〳		〳	〳	〳 (年所得800万円 以下の部分22% (20.12.1以降終了)	30% (年所得800万円 以下の部分 (20.12.1以降終了)
21. 4. 1以降終了	〳		〳		18%		〳 (年所得800万円以 下の部分18% 特定の協同組合 等の所得10億円 超の部分26%)	〳 (年所得 800万 円以下 の分 18%)	〳 (年所得800万 円以下の部分 18%)	〳
22. 4. 1以降開始	〳		(年800万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ(資本金の額等 が5億円以上である法 人等との間に完全支 配関係があるもの等 を除く。)		〳		〳	〳	〳	〳

の 推 移

清算所得に対する税率				同族会社の留保金に対する税率 〔各事業年度の留保所得金額から次の①、②、③、④のうち、最も多い金額を控除した金額〕				退職年金等積立金に対する税率
積立金から成る部分		その他		①資本金基準	②所得基準	③定額基準	④自己資本比率基準	
普通法人	協同組合等	普通法人	協同組合等	資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額	30%	年150万円	—	退職年金業務等を行う法人の退職年金等積立金の額の1%
非課税 (積立金から成る部分については清算所得に対する法人税を課さない。)		30% (42.6.1以後の解散又は合併から適用)	21% (42.6.1以後の解散又は合併から適用)					
〃	〃	〃	〃	〃	35% (45.4.1以降開始)	年200万円 (45.4.1以降開始)	—	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	年350万円	—	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	年500万円	—	〃
〃	35%	〃	〃	〃	〃	年1,000万円 (49.4.1以降開始)	—	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	年1,500万円 (50.4.1以降開始)	—	〃
〃	37% (56.4.1以後の解散又は合併から適用)	23% (56.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	38.1% (59.4.1以後の解散又は合併から適用)	23.9% (59.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	〃	25.8% (60.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	37% (62.4.1以後の解散又は合併から適用)	24.8% (62.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	35.2% (元4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	33% (2.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	30.7% (10.4.1以後の解散又は合併から適用)	23.1% (10.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	27.1% (11.4.1以後の解散又は合併から適用)	20.5% (11.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃 (注3)
〃	〃 (13.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃 (13.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃 (注3)
〃	〃	〃	〃	〃	40% (中小法人は50%)	年2,000万円	自己資本比率(自己資本(同族関係者からの借入金を含む)/総資産)が30%に達するまでの額(自己資本比率が30%未満の中小法人のみ)	〃 (注3)
〃	〃	〃	〃	〃	40%	〃	—	〃 (注3)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃 (注3)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃 (注3)
清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行				〃	〃	〃	—	〃 (注3)

## 23. 法人税率

適用事業年度 区	各事業年度の所得に対する税率								
	普通法人					協同組合等		公益法人等(注1)	
	基本税率		軽減税率			留保分	配当分	右記 以外	公益社団・財 団法人、非営 利型一般社 団・財団法人
	留保分	配当分	所得区分		留保分				
23. 4. 1以降開始	"		年800万円以下 資本金1億円以下 の法人(資本の配 分の額が5%以上 を占めるも、その 100%グループ内 の全法人等に 関係する全部を 除く。)			"		"	"
24. 4. 1 /	25.5%	"			15% (注2)	19% (年所得800万円 以下の部分15% (注2) 特定の協同 組合等の年所得10 億円超の部分22 %)		19% (年所得 800万 円以下 の部分 15% (注2))	25.5% (年所得800万 円以下の部分 15% (注2))
27. 4. 1 /	23.9%	"			"	"		"	23.9% (年所得800万 円以下の部分 15% (注2))
28. 4. 1 /	23.4%	"			"	"		"	23.4% (年所得800万 円以下の部分 15% (注2))
30. 4. 1 /	23.2%	"			"	"		"	23.2% (年所得800万 円以下の部分 15% (注2))

(注1) 他の法律により公益法人等とみなされる次の法人については収益事業から生じた所得に対して普通法人と同じ税率で法人税が課税される。

認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合、敷地分割組合

(注2) 平成24年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用される税率(適用除外事業者に該当する普通法人を除く)。

(注3) 平成11年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度については、課税が停止されている。

## 24. 法人の種類別法人数

区	分	申告法人数	所得金額		税額
			利益	欠損	
内	国	法人			
普	通	法人			
会	社	等	2,711,800	505,321	113,561
うち	特定	目的会社	1,057	25	455
企	業	組合	1,342	21	19
医	療	法人	54,194	8,307	2,897
小		計	2,767,336	513,649	116,477
人	格	のない	21,125	201	107
協	同	組合			
農	業	協同組合及び同連合会	2,884	4,579	146

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。

2. 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度(この間に事業年度が2回以上終了した法人にあってはその全事業年度)を対象として令和2年7月31日現在でとりまとめたものである。

## の 推 移 (続)

清算所得に対する税率				同族会社の留保金に対する税率 各事業年度の留保所得金額から次の①、②、③、④のうち、最も多い金額を控除した金額				退職年金等積立金に対する税率
積立金から成る部分		その他		①資本金基準	②所得基準	③定額基準	④自己資本比率基準	
普通法人	協同組合等	普通法人	協同組合等					
								10% 15 20
								—
								—
								—
								—
								—

(参考) 平成26年10月1日以後に開始する事業年度については、基準法人税額の4.4% (令和元年10月1日以後に開始する事業年度については10.3%) の地方法人税が課される。

平成24年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後2年を経過する日までの期間内に属する事業年度については、基準法人税額の10%の復興特別法人税が課される。

## 所得金額及び税額 (令和元年度分)

(単位 社, 億円)

区 分	申告法人数	所得金額		税 額
		利 益	欠 損	
消費生活協同組合及び同連合会	589	1,123	75	
中小企業等協同組合 (企業組合を除く。)	13,167	656	235	
漁業生産組合、漁業協同組合及び同連合会	1,879	120	74	
森林組合及び同連合会	2,735	87	19	
そ の 他	21,296	5,566	520	
小 計	42,550	12,132	1,069	1,333
公 益 法 人 等	54,832	2,367	1,769	467
外 国 法 人	5,182	3,352	642	609
小 計	2,891,025	531,700	120,064	103,284
連 結 法 人	1,721	113,350	25,922	11,113
合 計	2,892,746	645,050	145,985	114,397

3. 連結申告を行った法人は、1グループを1社として集計している。

4. 「申告法人数」及び「所得金額」は、清算確定分を含まない。

5. 「税額」欄は、所得金額、留保金額及び土地譲渡利益に対する税額から、所得税額等の税額控除を差し引いた税額を示す。

## 25. 法人の資本金階級別の所得

資本金階級 所得階級	番 号	500万円以下		500万円超		1,000万円超		5,000万円超		1億円超	
		法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
利益計上法人											
100万円以下	1	195,043	776	55,828	239	15,369	74	1,205	6	227	1
100万円超	2	86,807	1,271	29,173	434	10,031	148	840	12	146	2
200万円〃	3	57,931	1,440	20,875	526	7,282	181	701	18	125	3
300万円〃	4	72,917	2,880	30,665	1,223	11,975	473	1,208	48	220	9
500万円〃	5	85,643	6,155	45,581	3,315	20,722	1,515	2,334	168	388	28
1,000万円〃	6	50,287	7,143	38,481	5,505	23,021	3,335	2,955	426	535	78
2,000万円〃	7	28,438	8,708	33,330	10,389	28,840	9,332	4,955	1,635	989	336
5,000万円〃	8	6,839	4,703	12,522	8,566	15,787	11,196	4,139	2,979	1,029	743
1億円〃	9	2,401	3,312	5,564	7,467	9,274	13,041	3,768	5,390	1,271	1,802
2億円〃	10	949	2,857	2,527	7,138	5,182	15,965	3,552	11,145	1,831	6,069
5億円〃	11	225	1,537	551	3,478	1,184	8,250	1,396	10,091	1,254	8,788
10億円〃	12	94	3,074	265	6,504	527	12,955	835	22,212	1,380	41,028
計	13	587,574	43,857	275,362	54,783	149,194	76,463	27,888	54,130	9,395	58,887
欠損法人	14	1,077,379	25,222	438,259	21,185	146,177	20,830	24,001	11,564	3,814	5,825

(備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。

2. 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度（この間に事業年度が2回以上終了した法人にあってはその全事業年度）を対象として、令和2年7月31日現在でとりまとめたものである。

3. 年2回以上の事業年度を持つ法人の所得階級区分及び所得金額は次による。

## 26. 法人数（普通法人）の業種別の資本金階級別表（令和元年度分）

(単位 社)

資本金階級 業種	100万円以下	100万円超	500万円超	1,000万円超	5,000万円超	1億円超	10億円超	50億円超	100億円超	合計
農林水産業	6,853	17,506	5,948	2,530	596	81	4	1	1	33,520
鉱業	121	971	1,125	868	152	22	15	10	17	3,301
建設業	49,705	231,806	96,757	59,293	4,358	557	120	36	30	442,662
繊維工業	525	3,311	3,997	1,613	271	47	15	4	4	9,787
化学工業	1,556	9,941	10,909	6,369	1,750	719	230	80	82	31,636
鉄鋼金属工業	2,046	20,659	16,666	6,833	1,341	373	87	28	20	48,053
機械工業	4,672	29,478	25,432	11,351	2,929	982	283	85	97	75,309
食料品製造業	4,417	17,213	12,661	5,922	1,498	351	96	19	26	42,203
出版印刷業	2,218	11,596	11,117	3,841	763	151	22	3	6	29,717
その他の製造業	7,355	36,173	26,934	9,546	1,932	422	98	29	22	82,511
卸売業	16,823	81,105	89,190	36,588	6,905	1,719	315	49	39	232,733
小売業	38,429	167,184	84,486	21,253	3,005	545	136	28	40	315,106
料理飲食旅館業	24,923	68,372	25,963	7,458	1,438	211	79	12	7	128,463
金融保険業	13,227	18,797	8,843	3,285	1,684	905	475	151	362	47,729
不動産業	62,391	149,055	86,758	27,223	7,176	972	180	27	38	333,820
運輸通信公益事業	12,815	26,393	29,576	19,044	2,980	1,130	311	66	94	92,409
サービス業	207,359	319,958	177,259	72,354	13,111	4,022	526	74	94	794,757
計	455,435	1,209,518	713,621	295,371	51,889	13,209	2,992	702	979	2,743,716

(備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。

2. 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度（この間に事業年度が2回以上終了した法人にあってはその全事業年度）を対象として、令和2年7月31日現在でとりまとめたものである。

3. 本表は、連結法人を除いている。

4. 相互会社は、実態に即して便宜的に資本金100億円超の階級として集計し、金融保険業に含めている。

階級別表(令和元年度分)

(単位 社, 億円)

10億円超		100億円超		合 計		番 号
法人数	金 額	法人数	金 額	法人数	金 額	
33	0	7	0	267,712	1,095	1
153	2	85	1	127,235	1,871	2
18	0	12	0	86,944	2,168	3
20	1	8	0	117,013	4,633	4
35	3	6	0	154,709	11,183	5
41	6	4	1	115,324	16,493	6
91	33	11	3	96,654	30,436	7
130	96	15	10	40,461	28,294	8
207	298	14	22	22,499	31,333	9
367	1,224	39	136	14,447	44,534	10
409	2,936	44	302	5,063	35,382	11
1,313	65,963	529	160,325	4,943	312,060	12
2,817	70,560	774	160,802	1,053,004	519,483	13
877	6,272	205	18,484	1,690,712	109,382	14

(単位 社, 億円)

所得階級	番 号	連 結 法 人	
		法人数	金 額
利 益 計 上 法 人			
100万円 以 下	1	11	0
100万円 超	2	9	0
200万円 〃	3	6	0
300万円 〃	4	13	1
500万円 〃	5	32	2
1,000万円 〃	6	39	6
2,000万円 〃	7	83	29
5,000万円 〃	8	94	68
1 億円 〃	9	77	112
2 億円 〃	10	149	482
5 億円 〃	11	103	747
10億円 〃	12	460	111,659
計	13	1,076	113,105
欠 損 法 人	14	645	25,861

- ① 利益計上法人の場合は、所得金額の(正)の合計金額による。
- ② 欠損法人の場合は、所得金額の(負)の合計金額による。
- 4. 連結申告を行った法人は、1グループ1社として集計している。

27. 法人数の累年比較

(単位 社, %)

区 分	普 通 法 人		協 同 組 合 等		公 益 法 人 等		計	
	法人数	割 合	法人数	割 合	法人数	割 合	法人数	割 合
昭和45年	986,825	94.9	48,488	4.7	4,847	0.5	1,040,160	100.0
50	1,346,476	95.5	54,615	3.9	9,519	0.7	1,410,610	100.0
55	1,645,589	95.8	60,172	3.5	12,442	0.7	1,718,203	100.0
60	1,902,956	96.0	61,832	3.1	17,846	0.9	1,982,634	100.0
平成元	2,175,725	96.4	59,592	2.6	20,517	0.9	2,255,834	100.0
5	2,561,830	97.0	57,842	2.2	22,367	0.8	2,642,039	100.0
10	2,699,881	97.1	56,052	2.0	25,374	0.9	2,781,307	100.0
11	2,730,482	97.1	55,393	2.0	25,980	0.9	2,811,855	100.0
12	2,766,457	97.1	55,067	1.9	26,459	0.9	2,847,983	100.0
13	2,791,841	97.1	54,313	1.9	27,957	1.0	2,874,111	100.0
14	2,806,347	97.1	53,613	1.9	30,397	1.1	2,890,357	100.0
15	2,790,489	97.0	52,529	1.8	32,631	1.1	2,875,649	100.0
16	2,809,691	97.0	51,724	1.8	35,511	1.2	2,896,926	100.0
17	2,830,691	96.9	51,019	1.7	38,511	1.3	2,920,221	100.0
18	2,853,438	96.9	50,277	1.7	40,992	1.4	2,944,707	100.0
19	2,892,567	96.9	48,594	1.6	43,278	1.5	2,984,439	100.0
20	2,890,928	96.9	47,635	1.6	44,331	1.5	2,982,894	100.0
21	2,886,807	96.9	46,882	1.6	45,490	1.5	2,979,179	100.0
22	2,866,659	96.9	45,956	1.6	46,665	1.6	2,959,280	100.0
23	2,865,264	96.9	45,227	1.5	47,585	1.6	2,958,076	100.0
24	2,873,203	96.9	44,704	1.5	48,622	1.6	2,966,529	100.0
25	2,893,509	96.8	44,206	1.5	49,992	1.7	2,987,707	100.0
26	2,903,874	96.8	43,905	1.5	51,382	1.7	2,999,161	100.0
27	2,927,903	96.8	43,865	1.4	53,057	1.8	3,024,825	100.0
28	2,955,577	96.8	43,687	1.4	54,422	1.8	3,053,686	100.0
29	2,980,284	96.8	43,454	1.4	55,920	1.8	3,079,658	100.0
30	3,004,951	96.8	43,194	1.4	56,970	1.8	3,105,115	100.0
令和元	3,036,497	96.8	42,869	1.4	57,957	1.8	3,137,323	100.0

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。  
 2. 「法人数」は内国法人(人格のない社団等を除く。)の数であり、平成18年以前はその年2月1日から翌年1月31日までの間に事業年度が終了した法人(休業中等の理由による無申告法人を含む。)について示し、平成19年度以降は翌年6月30日現在の法人数を示している。  
 3. 平成19年度以降は、連結法人を含んでおり、連結申告を行った法人は、1グループを1社として集計している。  
 4. 昭和45年は沖縄国税務所分を除く。

税率	<p>法人税</p> <p>(1) 「各事業年度の所得」については</p> <p>① 普通法人</p> <p>イ 資本金1億円以下のもの (年800万円以下の所得)</p> <table border="0"> <tr> <td>63年度</td> <td>平元</td> <td>平2</td> <td>平10</td> <td>平11</td> <td>平21</td> <td>平24～</td> <td></td> </tr> <tr> <td>留保分</td> <td>30%</td> <td>29%</td> <td rowspan="2">} 28%</td> <td rowspan="2">25%</td> <td rowspan="2">22%</td> <td rowspan="2">18%</td> <td rowspan="2">15%(注1)</td> </tr> <tr> <td>配当分</td> <td>24%</td> <td>26%</td> </tr> </table> <p>(年800万円超の所得)</p> <table border="0"> <tr> <td>63年度</td> <td>平元</td> <td>平2</td> <td>平10</td> <td>平11</td> <td>平24</td> <td>平27</td> <td>平28</td> <td>平30～</td> </tr> <tr> <td>留保分</td> <td>42%</td> <td>40%</td> <td rowspan="2">} 37.5%</td> <td rowspan="2">34.5%</td> <td rowspan="2">30%</td> <td rowspan="2">25.5%</td> <td rowspan="2">23.9%</td> <td rowspan="2">23.4%</td> <td rowspan="2">23.2%</td> </tr> <tr> <td>配当分</td> <td>32%</td> <td>35%</td> </tr> </table> <p>ロ 資本金1億円超のもの</p> <table border="0"> <tr> <td>63年度</td> <td>平元</td> <td>平2</td> <td>平10</td> <td>平11</td> <td>平24</td> <td>平27</td> <td>平28</td> <td>平30～</td> </tr> <tr> <td>留保分</td> <td>42%</td> <td>40%</td> <td rowspan="2">} 37.5%</td> <td rowspan="2">34.5%</td> <td rowspan="2">30%</td> <td rowspan="2">25.5%</td> <td rowspan="2">23.9%</td> <td rowspan="2">23.4%</td> <td rowspan="2">23.2%</td> </tr> <tr> <td>配当分</td> <td>32%</td> <td>35%</td> </tr> </table> <p>② 公益法人等</p> <p>イ 下記以外のもの</p> <table border="0"> <tr> <td>63年度</td> <td>平10</td> <td>平11</td> <td>平21</td> <td>平24～</td> </tr> <tr> <td>27%</td> <td>25%</td> <td>22%</td> <td>22%</td> <td>19%</td> </tr> </table> <p>(年800万円以下の所得) 平21 平24～ 18% 15%(注1)</p> <p>ロ 公益社団・財団法人、非営利型一般社団・財団法人 (年800万円以下の所得)</p> <table border="0"> <tr> <td>平20</td> <td>平21</td> <td>平24～</td> </tr> <tr> <td>22%</td> <td>18%</td> <td>15%(注1)</td> </tr> </table> <p>(年800万円超の所得)</p> <table border="0"> <tr> <td>平20</td> <td>平24</td> <td>平27</td> <td>平28</td> <td>平30～</td> </tr> <tr> <td>30%</td> <td>25.5%</td> <td>23.9%</td> <td>23.4%</td> <td>23.2%</td> </tr> </table> <p>③ 協同組合等*</p> <table border="0"> <tr> <td>63年度</td> <td>平元</td> <td>平2</td> <td>平10</td> <td>平11</td> <td>平21</td> <td>平24～</td> </tr> <tr> <td>留保分</td> <td>27%</td> <td>27%</td> <td rowspan="2">} 27%</td> <td rowspan="2">25%</td> <td rowspan="2">22%</td> <td rowspan="2">22%</td> <td rowspan="2">19%</td> </tr> <tr> <td>配当分</td> <td>22%</td> <td>25%</td> </tr> </table> <p>(年800万円以下の所得) 平21 平24～ 18% 15%(注1)</p> <p>*特定の協同組合等の年10億円超の所得金額に係る税率は22%</p> <p>(注1) 平成24.4.1から令和5.3.31までの間に開始する各事業年度に適用される税率。ただし、平成31.4.1以後に開始する事業年度において適用除外事業者(その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等)に該当する法人の年800万円以下の部分については、19%。</p> <p>(注2) 普通法人の軽減税率については、大法人(資本金の額等が5億円以上の法人等)の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等には適用しない。</p>	63年度	平元	平2	平10	平11	平21	平24～		留保分	30%	29%	} 28%	25%	22%	18%	15%(注1)	配当分	24%	26%	63年度	平元	平2	平10	平11	平24	平27	平28	平30～	留保分	42%	40%	} 37.5%	34.5%	30%	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%	配当分	32%	35%	63年度	平元	平2	平10	平11	平24	平27	平28	平30～	留保分	42%	40%	} 37.5%	34.5%	30%	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%	配当分	32%	35%	63年度	平10	平11	平21	平24～	27%	25%	22%	22%	19%	平20	平21	平24～	22%	18%	15%(注1)	平20	平24	平27	平28	平30～	30%	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%	63年度	平元	平2	平10	平11	平21	平24～	留保分	27%	27%	} 27%	25%	22%	22%	19%	配当分	22%	25%
	63年度	平元	平2	平10	平11	平21	平24～																																																																																																					
留保分	30%	29%	} 28%	25%	22%	18%	15%(注1)																																																																																																					
配当分	24%	26%																																																																																																										
63年度	平元	平2	平10	平11	平24	平27	平28	平30～																																																																																																				
留保分	42%	40%	} 37.5%	34.5%	30%	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%																																																																																																			
配当分	32%	35%																																																																																																										
63年度	平元	平2	平10	平11	平24	平27	平28	平30～																																																																																																				
留保分	42%	40%	} 37.5%	34.5%	30%	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%																																																																																																			
配当分	32%	35%																																																																																																										
63年度	平10	平11	平21	平24～																																																																																																								
27%	25%	22%	22%	19%																																																																																																								
平20	平21	平24～																																																																																																										
22%	18%	15%(注1)																																																																																																										
平20	平24	平27	平28	平30～																																																																																																								
30%	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%																																																																																																								
63年度	平元	平2	平10	平11	平21	平24～																																																																																																						
留保分	27%	27%	} 27%	25%	22%	22%	19%																																																																																																					
配当分	22%	25%																																																																																																										
所得の計算(主なもの)	<p>(2) 「清算所得」については</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>63年度</td> <td>平元</td> <td>平2</td> <td>平10</td> <td>平11</td> <td>平22～</td> </tr> <tr> <td>① 普通法人</td> <td>37%</td> <td>35.2%</td> <td>33%</td> <td>30.7%</td> <td>27.1%</td> <td rowspan="2">} 通常の所得課税に移行</td> </tr> <tr> <td>② 協同組合等</td> <td>24.8%</td> <td>24.8%</td> <td>24.8%</td> <td>23.1%</td> <td>20.5%</td> </tr> </table> <p>(1) 受取配当等の益金不算入 内国法人が受け取る株式等に係る配当等の額のうち次の①～④の金額は、益金の額に算入しない。</p> <p>① 完全子法人株式等に係る配当等の額…その全額 (注) 完全子法人株式等とは、内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の株式等のうち一定のものをいう。</p> <p>② 関連法人株式等(①以外の持株割合3分の1超の株式等)に係る配当等の額…その配当等の額から負債利子の額を控除した残額</p> <p>③ ①、②及び④以外の株式等(持株割合5%超3分の1以下の株式等)に係る配当等の額…その配当等の額の50%相当額</p>		63年度	平元	平2	平10	平11	平22～	① 普通法人	37%	35.2%	33%	30.7%	27.1%	} 通常の所得課税に移行	② 協同組合等	24.8%	24.8%	24.8%	23.1%	20.5%																																																																																							
	63年度	平元	平2	平10	平11	平22～																																																																																																						
① 普通法人	37%	35.2%	33%	30.7%	27.1%	} 通常の所得課税に移行																																																																																																						
② 協同組合等	24.8%	24.8%	24.8%	23.1%	20.5%																																																																																																							

度の概要

<p>所得の計算（主なもの）（続）</p>	<p>④ 非支配目的株式等（持株割合5%以下の株式等）に係る配当等の額（特定株式投資信託の収益の分配の額を含む。）…その配当等の額の20%相当額          （注1）保険会社が受け取る非支配目的株式等に係る配当等の額については、その配当等の額の40%相当額を益金不算入          （注2）協同組合等が受け取る連合会等の普通出資に係る配当等の額については、出資保有割合にかかわらず、その配当等の額の50%相当額を益金不算入</p> <p>(2) 外国子会社からの受取配当等の益金不算入          外国子会社（持株割合25%以上の株式等）に係る受取配当等についてはその95%相当額（受取配当等の5%相当額を経費とみなして控除）が益金不算入とされる。</p> <p>(3) 有価証券の期末評価方法          売買目的の有価証券については時価法、その他の有価証券については原価法による。</p> <p>(4) 棚卸資産の期末評価方法          原価法又は低価法（期末の一般的な時価）による。ただし、トレーディング目的の棚卸資産については、時価法による。</p> <p>(5) 減価償却（後掲）</p> <p>(6) 貸倒引当金          ① 銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等の貸倒引当金の繰入限度額は、期末金銭債権を個別に評価する金銭債権（その一部につき回収が不能となった債権に限る。）と一括して評価するその他の金銭債権とに区分してそれぞれ計算する。個別に評価する金銭債権については債務者ごとに貸倒れが見込まれる事由に応じた回収不能見込額を計算し、一括して評価する金銭債権については実績繰入率（過去3年間の貸倒実績率）を乗じて貸倒見込額を計算する。          ② 中小法人等については、実績繰入率に代えて法定繰入率（租税特別措置）を適用できる。（本特例については、大法人（資本金の額等が5億円以上の法人等）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等又は適用除外事業者に該当する法人には適用しない。）</p> <p>(7) 収益計上基準の特例          ① 工事の請負に係る収益計上の特例          イ 工事（製造及びソフトウェアの開発を含む。）のうち、工事期間が1年以上で、かつ、請負金額10億円以上のもの（長期大規模工事）の請負については、工事進行基準により各事業年度の収益の額及び費用の額を計算する。          ロ 長期大規模工事以外の工事の請負については、工事進行基準と工事完成基準のいずれかにより各事業年度の収益の額及び費用の額を計算することができる。          ② リース譲渡に係る収益計上の特例          資産の売買とみなされるリース取引による資産の譲渡については、延払基準により収益の額及び費用の額を計上することができる。</p>
<p>法人社内留保課税</p>	<p>特定同族会社の留保金課税          法人が特定同族会社に該当する場合で、留保金額が留保控除額（①所得等の金額の40%相当額、②2,000万円、③資本金の額等の25%相当額から利益積立金額を控除した金額のうち最も多い金額）を超えるときは、通常の法人税に加え、その超える部分に対して特別税率（年3,000万円以下の部分は10%、年1億円以下の部分は15%、年1億円超の部分は20%）を適用して計算した留保税額が課される。          特定同族会社とは、1株主グループ（その同族関係者を含む。）による持株割合等が50%を超える会社（資本金の額等が1億円以下の会社は、大法人（資本金の額等が5億円以上の法人等）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等に限る。）をいう。</p>
<p>租税の特例減免</p>	<p>(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特例控除（措法42の4）          ① 一般試験研究費に係る税額控除制度…一般試験研究費の額について、試験研究費の増減割合に応じて次の税額控除割合（2%～14%）を乗じて計算した金額の税額控除（当期の法人税額の25%（研究開発を行う一定のベンチャー企業は40%）を限度とする。）ができる。          イ 増減割合が9.4%超 <math>10.145\% + (\text{増減割合} - 9.4\%) \times 0.35</math>（14%を上限とする。）          ロ 増減割合が9.4%以下 <math>10.145\% - (9.4\% - \text{増減割合}) \times 0.175</math>（2%を下限とする。）          ハ 設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合 8.5%          なお、税額控除割合が10%を超える部分については、令和3.4.1～令和5.3.31の間に開始する各事業年度に限る。</p>

(注) 上記の「研究開発を行う一定のベンチャー企業」とは、設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの(大法人の子会社等を除く。)をいう。

- ② 中小企業技術基盤強化税制…中小企業者等の試験研究費の額について、上記①の適用に代えて、試験研究費の総額の12%の税額控除(当期の法人税額の25%を限度とする。)ができる。

なお、令和3.4.1～令和5.3.31の間に開始する各事業年度において、試験研究費の増減割合が9.4%を超える場合には、次のとおりとする。

イ 税額控除割合  $12\% + (\text{増減割合} - 9.4\%) \times 0.35$  (17%を上限とする。)

ロ 税額控除の上限 当期の法人税額の35%

- ※ 令和3.4.1～令和5.3.31の間に開始する各事業年度において、試験研究費の額の平均売上金額に対する割合(試験研究費割合)が10%を超える場合には、上記①、②については、次のとおりとする。

イ 上記①②の制度の税額控除割合を、以下のとおりとする。

○ 上記①②において算出した税額控除割合 + (その税額控除割合 × 控除増率)

※ 控除増率:  $(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$  (10%を上限)

ロ 上記①②の制度の税額控除額の上限に、次の金額を上乗せする(中小企業者等にあつては、上記②ロの適用を受ける場合を除く)。

○ 当期の法人税額 × ((試験研究費割合 - 10%) × 2)

※ (試験研究費割合 - 10%) × 2は10%を上限

- ※ 令和3.4.1から令和5.3.31までの間に開始する事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度(研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限の特例の適用を受ける事業年度を除く。)については、上記①②の制度の税額控除額の上限に当期の法人税額の5%を上乗せする。

- ③ 特別試験研究費に係る税額控除制度…特別試験研究費の額(上記①又は②の対象となったものを除く。)について、次の試験研究の区分に応じ、次の税額控除割合を乗じて計算した金額の税額控除(上記①又は②とは別枠で、当期の法人税額の10%を限度とする。)ができる。

イ 大学などとの共同研究又は委託研究 30%

ロ 研究開発型ベンチャー又は国公立大学等の外部化法人との共同研究又は委託研究 25%

ハ 上記以外のもの 20%

- (2) 中小企業投資促進税制(措法42の6)

中小企業者等が指定期間(平成10.6.1～令和5.3.31)内に、特定機械装置等の取得等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(下記⑩「中小企業経営強化税制」の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。)のいずれかの選択ができる(ただし、中小企業者等のうち資本金3,000万円超の法人は、税額控除を選択できない)。

控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。

- (3) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の9)

製造業者等が平成14.4.1～令和4.3.31のうち一定の期間内に、次の地区内において工業用機械等の取得等をした場合に、取得価額の15%(建物等は8%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする。)ができる。

控除限度超過額については、4年間の繰越しができる。

① 観光地形成促進地域

② 情報通信産業振興地域

③ 産業高度化・事業革新促進地域

④ 国際物流拠点産業集積地域

⑤ 経済金融活性化特別地区

- (4) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の10)

特定事業の実施主体として国家戦略特別区域法の認定区域計画に定められた法人が、指定期間(平成26.4.1～令和4.3.31)内に、国家戦略特別区域内において、特定事業の実施に関する計画に記載された特定機械装置等の取得等をした場合に、次の区分に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする。)のいずれかの選択ができる。

イ 平成31.4.1～令和4.3.31までの間に取得等をした特定機械装置等(平成31.3.31以前に受けた確認に係る事業実施計画に同日において記載されたものを除く。):特別償却割合45%(建物等23%)、税額控除割合14%(建物等7%)

ロ 上記イ以外の特定機械装置等:特別償却割合50%(建物等25%)、税額控除割合15%(建物等8%)

## 度 の 概 要 (続)

租 税 の 特 別 減 免 (続)

- (5) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11）
- 総合特別区域法の指定法人が指定期間（平成23.8.1～令和4.3.31）内に、国際戦略総合特別区域内において特定機械装置等の取得等をした場合に、次の区分に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）のいずれかの選択ができる。
- イ 平成31.4.1～令和4.3.31までの間に取得等をした特定機械装置等（平成31.3.31以前に受けた指定に係る指定法人事業実施計画に同日において記載されたものを除く。）：特別償却割合34%（建物等17%）、税額控除割合10%（建物等5%）
- ロ 上記イ以外の特定機械装置等：特別償却割合40%（建物等20%）、税額控除割合12%（建物等6%）
- (6) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の2）
- 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の承認地域経済牽引事業者が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正法の施行の日（平成29.7.31）から令和5.3.31までの間に、承認地域経済牽引事業に係る促進区域内において、特定事業用機械等の取得等をした場合に、次の区分に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）のいずれかの選択ができる。
- イ 機械装置及び器具備品：特別償却割合40%、税額控除割合4%（平成31.4.1以後に承認を受けた法人の承認地域経済牽引事業について、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する一定の承認地域経済牽引事業の用に供するものにあつては、特別償却割合50%、税額控除割合5%）
- ロ 建物等：特別償却割合20%、税額控除割合2%
- (7) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の3）
- 地域再生法一部改正法施行日（平成27.8.10）から令和4.3.31までの間に地域再生法の計画の認定を受けた法人が、認定日から2年以内にその計画に記載された建物等の取得等をした場合に、次の場合に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）のいずれかの選択ができる。
- ① 移転型計画：特別償却割合25%、税額控除割合7%
- ② 拡充型計画：特別償却割合15%、税額控除割合4%
- (8) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（措法42の12）
- ① 地域再生法一部改正法施行日（平成27.8.10）から令和4.3.31までの間に地域再生法の計画の認定を受けた法人が、認定日から2年以内の日を含む事業年度（適用年度）において、次のイの要件を全て満たす場合に、その計画に従って移転又は新增設をした特定業務施設において増加させた雇用者について、次のロに掲げる金額の合計額の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）ができる。ただし、上記(7)「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別控除」の適用を受けた事業年度については、適用することができない。（上記(7)との選択適用）
- イ 要件
- (イ) 当期及び前期において会社都合による離職者がいないこと
- (ロ) 地方事業所基準雇用者数のうち有期雇用又は短時間労働の新規雇用者以外の雇用者数の数が2人以上であること
- (ハ) 雇用保険法の適用事業を行い、業務の規制等が講じられている一定の事業を行っていないこと
- ロ 税額控除額
- (イ) 30万円（移転型計画の場合は、50万円）に、地方事業所基準雇用者数（基準雇用者数を上限とする。）のうち無期・フルタイムの新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額
- (ロ) 20万円（移転型計画の場合は、40万円）に、地方事業所基準雇用者数（基準雇用者数を上限とする。）から新規雇用者総数を控除した数を乗じて計算した金額
- ② 上記①の適用を受ける又は受けた認定事業者（上記(7)の適用を受ける事業年度においてその適用を受けないものとした場合に上記①の適用を受けられるものを含む。）が、適用事業年度以後の各適用年度（基準雇用者又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度以後の事業年度を除く。）において、上記①イ(イ)の要件を満たす場合には、計画認定日（移転型計画に限る。）以後に終了する事業年度からその適用年度までの特定業務施設における増加雇用者数の合計数に40万円（特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合には30万円）を乗じて計算した金額の税額控除（上記①又は上記(7)の税額控除の合計で当期の法人税額の20%を限度とする。）ができる。（上記(7)との併用可能）

- (9) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除（措法42の12の2）  
地域再生法一部改正法施行日（平成28.4.20）から令和7.3.31までの間に、地域再生法の認定地域再生計画に記載された同法のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合に、その支出した寄附金の額の合計額の40%からその寄附金の支出について法人住民税の額から控除される金額を控除した金額（その支出した寄附金の額の合計額の10%を限度とする。）の税額控除（当期の法人税額の5%を限度とする。）ができる。
- (10) 中小企業経営強化税制（措法42の12の4）  
中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた特定事業者等が、平成29.4.1～令和5.3.31までの間に、特定経営力向上設備等の取得等をした場合に、即時償却又は取得価額の7%（資本金の額等が3,000万円超の法人以外の法人は10%）の税額控除（上記(2)「中小企業投資促進税制」の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。）のいずれかの選択ができる。  
控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。
- (11) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（措法42の12の5）
- ① 平成30.4.1～令和5.3.31までの間に開始する各事業年度において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、新規雇用者給与等支給額から新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額の新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が2%以上であるときは、新規雇用者給与等支給額（雇用者給与等支給額の対前年度増加額を上限とする。）の15%（教育訓練費の額の前年度の教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは20%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）ができる。
- ② 上記①の適用に代えて、中小企業者等が、平成30.4.1～令和5.3.31までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の比較雇用者給与等支給額に対する割合が1.5%以上であるときは、雇用者給与等支給増加額の15%（次の要件を満たすときは25%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）ができる。
- イ 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の比較雇用者給与等支給額に対する割合が2.5%以上であること
- ロ 次のいずれかの要件を満たすこと
- (イ) 中小企業者等の教育訓練費の額の前年度の教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であること
- (ロ) 中小企業者等がその事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものであり、その認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことの証明がされたものであること
- (12) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の12の6）  
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の認定導入事業者が、同法の施行日（令和2.8.31）から令和4.3.31までの間に、その法人の認定導入計画に従って認定特定高度情報通信技術活用設備を取得等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は15%の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）のいずれかの選択ができる。
- (13) 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の12の7）
- ① デジタルトランスフォーメーション投資促進税制
- イ 産業競争力強化法の認定事業適応事業者が、産業競争力強化法等の一部改正法施行日から令和5.3.31までの間に、認定事業適応計画に従って実施される情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウェアの新增設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用の支出をする場合において、情報技術事業適応設備を取得等したときに、取得価額の30%の特別償却又は3%（産業競争力強化に著しく資する一定の情報技術事業適応の用に供するものについては5%）の税額控除（下記ロ及び②の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。）のいずれかの選択ができる。
- ロ 産業競争力強化法の認定事業適応事業者が、産業競争力強化法等の一部改正法施行日から令和5.3.31までの間に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合には、事業適応繰延資産の額の30%の特別償却又は3%（産業競争力強化に著しく資する一定の情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る事業適応繰延資産については5%）の税額控除（上記イ及び下記②の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。）のいずれかの選択ができる。

## 度 の 概 要 (続)

租 税 の 特 別 減 免 (続)

- ② カーボンニュートラル投資促進税制  
産業競争力強化法の認定事業適応事業者（認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産工程効率化等設備等を導入する旨の記載があるものに限る。）が、産業競争力強化法等の一部改正法施行日から令和6.3.31までの間に、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等を取得等した場合には、その取得価額の50%の特別償却又は5%（エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する場合には10%）の税額控除（上記①イ及びロの税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。）のいずれかの選択ができる。
- 14) 沖縄の認定法人の所得の課税の特例（措法60）
- ① 情報通信産業特別地区  
情報通信産業特別地区として定められている地区内において、情報通信産業振興計画の提出の日（平成26.6.18）以後に設立された法人で、同地区内に本店又は主たる事務所を有するものであること、同地区内においては専ら特定情報通信事業を営むこと、地区外の事業所においては調査業務等の一定の業務以外の業務を行わないこと、常時使用する従業員数が5人以上であること等の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を同日から令和4.3.31までの間に受けた法人については、その設立後10年間、同地区内において行う特定情報通信事業から得られた所得について、40%の所得控除ができる。
- ② 国際物流拠点産業集積地域  
国際物流拠点産業集積地域として定められている地区内において、国際物流拠点産業集積計画の提出の日（平成26.6.18）以後に設立された法人で、同地区内に本店又は主たる事務所を有するものであること、区域内においては専ら特定国際物流拠点事業を営むこと、区域外の事業所においては自らが製造した製品の販売業務等の一定の業務以外の業務を行わないこと、常時使用する従業員数が15人以上であること等の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を同日から令和4.3.31の間に受けた法人については、その設立後10年間、同地区内において行う特定国際物流拠点事業から得られた所得について、40%の所得控除ができる。
- ③ 経済金融活性化特別地区  
経済金融活性化特別地区として指定された地区内において、同地区の指定の日（平成26.4.10）以後に設立された法人で、同地区内に本店又は主たる事務所を有するものであること、区域内においては主として特定経済金融活性化産業に属する事業を営むこと、常時使用する従業員数が5人以上であること等の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を同日から令和4.3.31までの間に受けた法人については、その設立後10年間、所得の40%に特区内従業員数割合を乗じた金額の所得控除ができる。
- 15) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（措法61）  
国家戦略特別区域法の指定を令和4.3.31までに受けた法人については、その設立以後5年間、国家戦略特別区域内において行われる特定事業から得られた所得について、20%の所得控除ができる。
- 16) 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例（措法66の13）  
一定の特定事業活動を行う法人が、令和2.4.1から令和4.3.31までの間に、特定株式を取得した場合において、取得価額の25%以下の金額の特別勘定を設けたときは、同額の所得控除ができる。ただし、特定株式の取得後5年以内に、特定株式を譲渡した場合等一定の事由に該当する場合は、特別勘定の金額の全部又は一部を取り崩して益金に算入される。
- ※1 法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置については、平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置が講じられている。
- ※2 大企業が、平成30.4.1～令和6.3.31の間に開始する各事業年度において次の①の要件のいずれにも該当しない場合には、その事業年度については、次の②の税額控除規定を適用できないこととする。  
ただし、当期の所得の金額が前期の所得の金額以下である場合は、対象外とする。
- ① 要件  
イ 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること  
ロ 国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の30%を超えること
- ② 税額控除規定  
イ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（上記1）  
ロ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（上記6）  
ハ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（上記12）  
ニ 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（上記13）

課税の特例 ある場合の 支出が 用途秘匿金	<p>法人が、平成6.4.1以後に用途秘匿金を支出した場合には、通常の法人税に加え、その用途秘匿金の支出額の40%の法人税を課する。(措法62)</p> <p>〔 用途秘匿金の支出とは、法人がした金銭等の支出のうち、相当の理由がなく、その相手先の氏名・住所及びその事由を帳簿書類に記載していないものをいう。ただし、商品の仕入れ等取引の対価の支払として支出されたものであることが明らかなものは除かれる。 〕</p>
欠損金の繰越し・繰戻し	<p>(1) 法人の各事業年度開始の前日10年以内に開始した事業年度において生じた次の欠損金額については損金の額に算入する。ただし、中小法人等以外の法人については、欠損金額の控除前の所得金額（控除前所得金額）の50%相当額を限度とする。</p> <p>なお、再建中の法人又は新設法人の一定の事業年度については、欠損金額の損金算入限度額を控除前所得金額とする特例が設けられている。</p> <p>① 青色申告書を提出した事業年度の欠損金額</p> <p>② 確定申告書を提出した事業年度の災害による損失に係る欠損金額</p> <p>※ 産業競争力強化法等の一部改正法施行日から同日以後1年を経過する日までの間に産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けた法人のうちその事業適応計画に従って同法の事業適応を実施するものの適用事業年度において特例対象欠損金額がある場合には、その特例対象欠損金額については、欠損金の繰越控除前の所得の金額（その所得の金額の50%を超える部分については、累積投資残額に達するまでの金額に限る。）の範囲内で損金に算入できる（措法66の11の4）。</p> <p>(2) 青色申告法人の欠損金額については1年間の繰戻還付ができる。</p> <p>ただし、次の法人以外の法人の平成4.4.1から令和4.3.31までの間に終了する事業年度において生じた欠損金額については、解散、事業の全部の譲渡、更生手続の開始等の事実が生じた場合を除き、繰戻還付制度は適用されない（措法66の12）。</p> <p>① 普通法人のうち資本金の額等が1億円以下であるもの（資本金の額等が5億円以上の法人等の100%子法人等を除く。）</p> <p>② 公益法人等又は協同組合等</p> <p>③ 法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされているもの</p> <p>④ 人格のない社団等</p> <p>(注1) 災害により資産に生じた損失の額（災害損失欠損金額）がある場合は、その災害損失欠損金額について繰戻還付ができる。</p> <p>(注2) 資本金の額等が1億円超10億円以下の法人（資本金の額等が10億円超の法人の100%子会社等を除く。）の令和2.2.1から令和4.1.31までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金額の繰戻還付ができることとされている。</p>
納期	<p>(1) 期限内申告の場合</p> <p>事業年度が6月以下の法人は確定申告書の提出期限（各事業年度終了の日から2月以内。）</p> <p>事業年度が6月を超える法人は最初の6月間に係る中間申告書の提出期限（事業年度開始後6月を経過した日から2月以内）、確定申告書の提出期限（事業年度終了の日から2月以内。）</p> <p>ただし、法人が、定款等の定め等の理由により、事業年度終了の日の翌日から2月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、法人の申請により、提出期限を1月間（次に該当する場合は、次の期間）延長することができる。</p> <p>① 会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合…4月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間</p> <p>② 特別の事情があることにより各事業年度終了の日の翌日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合… 税務署長が指定する月数の期間</p> <p>なお、申告期限の延長が認められた場合には、その延長された期間に応じ利子税が徴収される。</p> <p>(2) 期限後申告の場合は申告書提出の日</p> <p>(注) 災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないときは税務署長の指定した日まで提出期限を延長することができる。</p> <p>修正申告による納税額の納期は修正申告書提出の日である。</p> <p>※ 大法人等の確定申告書等の提出については、申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により提供しなければならない（令和2.4.1以後に開始する事業年度から適用）。</p>

## 度の概要 (続)

その他の法人課税 (備考)	事業税 (所得割)	資本金 1 億円超の法人	年所得400万円以下0.4%	800万円以下0.7%	800万円超1.0%
		資本金 1 億円以下の法人	年所得400万円以下3.5%	800万円以下5.3%	800万円超7.0%
	事業税 (付加価値割)	資本金 1 億円超の法人	付加価値額の 1.2%		
	事業税 (資本割)	資本金 1 億円超の法人	資本金等の額の 0.5%		
	事業税 (収入割)	一定の業種を営む法人	収入金額の 0.75%又は1.0%		
	道府県民税	均等割	2～80万円	法人税割	法人税額の1.0%
	市町村民税	均等割	5～300万円	法人税割	法人税額の6.0%
	地方法人税 (国税)				法人税額の10.3%
	(注) 上記のほか事業税の付加税として特別法人事業税 (資本金 1 億円超の法人は基準所得割額の260%, 資本金 1 億円以下の法人は基準所得割額の37%, 一定の業種を営む法人は基準法人収入割額の30%又は40%) が課される。				
資産再評価	(1) 第1次再評価	昭25.1.1～10.30の期間	再評価差額に対して6%課税		
	(2) 第2次再評価	昭26.1.1～9.30の期間	課税条件は第1次に同じ		
	(3) 第3次再評価	昭28.1.1から2年間	再評価差額に対して6%課税		
		ただし、減価償却資産について、最低限度以上の再評価を行った者に対しては、一定方法により減免			
	(4) 第4次再評価	中小企業を対象として、昭32.1.1から1年間	再評価差額に対して1.5%課税		

## 29. 連 結 納 税

連結納税制度とは、親法人である内国法人とその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の全てを一の納税単位として計算した各連結事業年度の連結所得に対する法人税について、その親法人である内国法人が申告・納付する制度である。  
※令和4年4月1日以後に開始する事業年度より連結納税制度はグループ通算制度へと移行する。

適用法人及納税義務	<p>内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）及びその内国法人との間にその内国法人による完全支配関係がある他の内国法人（普通法人に限る。）の全てが、その内国法人を納税義務者として法人税を納めることにつき国税庁長官の承認を受けた場合には、これらの法人は、その内国法人を納税義務者として法人税を納めるものとする。</p> <p>なお、連結納税の承認の取消しの処分又は取りやめの承認を受けた法人は、5年間、連結納税の適用法人にはならない。</p>
適用方法等	<p>(1) 承認申請等</p> <p>① 原則 最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日の3月前までに、内国法人及びその内国法人との間にその内国法人による完全支配関係がある他の内国法人の全ての連名で、承認申請書を親法人である内国法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出する。</p> <p>② 設立事業年度等の承認申請特例 親法人である内国法人が新設法人の場合の承認申請書の提出期限は、次のとおり。 イ 設立事業年度を最初の連結事業年度としようとする場合 設立事業年度開始の日から1月を経過する日と設立事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日 ロ 設立事業年度の翌事業年度を最初の連結事業年度としようとする場合 設立事業年度終了の日と翌事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日</p> <p>(2) 連結納税の承認の取消し等</p> <p>① 連結法人につき、帳簿書類の保存義務違反、仮装隠蔽等の事実がある場合には、国税庁長官は、その連結法人に係る連結納税の承認を取り消すことができる。</p> <p>② 連結親法人と内国法人との間にその内国法人による完全支配関係が生じたこと等の一定の事実が生じた場合には、連結納税の承認は取り消されたものとみなされ、また、連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合等には、その連結子法人に係る連結納税の承認は取り消されたものとみなされる。</p> <p>③ 連結法人は、やむを得ない事情があるときは、国税庁長官の承認を受けて連結納税の適用を受けることをやめることができる。</p>
事業年度及び連結事業年度	<p>(1) 事業年度</p> <p>① 連結納税の適用を受ける法人について、その適用開始の前後でみなし事業年度を設ける。</p> <p>② 連結親法人による完全支配関係を有することとなった他の内国法人について、その完全支配関係を有することとなった日の前後でみなし事業年度を設ける。</p> <p>③ 連結子法人の事業年度が連結親法人の事業年度と異なる場合には、連結親法人事業年度をみなし事業年度とする。</p> <p>(2) 連結事業年度</p> <p>① 連結事業年度は、連結親法人事業年度開始の日から終了の日までの期間とする。</p> <p>② 他の内国法人が連結親法人事業年度の中途において連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合には、その完全支配関係を有することとなった日から連結親法人事業年度終了の日までの期間を他の内国法人の最初の連結事業年度とする。</p>
連結納税の開始・加入前の処理	<p>(1) 連結納税の開始・加入に伴う資産の時価評価 連結納税の承認を受けた他の内国法人が連結開始直前事業年度終了の時に有する時価評価資産、又は連結親法人による完全支配関係を有することとなった他の内国法人が連結加入直前事業年度終了の時に有する時価評価資産については、その評価益又は評価損を計上する。ただし、次に掲げる法人については、その評価益又は評価損の計上を行わない（加入の場合は、③～⑥）</p> <p>① 株式移転に係る株式移転完全子法人で内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に保有しているもの</p> <p>② 内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に長期（5年超）保有している法人</p> <p>③ 内国法人等が設立した法人が発行済株式の全部を直接又は間接に保有している法人</p> <p>④ 適格株式交換等に係る株式交換等完全子法人で内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に保有しているもの</p> <p>⑤ 適格合併等に係る被合併法人等が発行済株式の全部を直接又は間接に長期保有していた法人でその適格合併等により内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に有することとなったもの</p>

## 制 度 の 概 要

前 の 処 理 ( 続 )	<p>⑥ 法令の規定に基づく株式の買取り等により内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に有することとなった法人</p> <p>(2) リース譲渡に係る繰延損益 連結納税の開始又は連結納税への加入に伴い資産の時価評価損益の計上を行う他の内国法人が、連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度において延払基準を適用している場合には、その繰り延べているリース譲渡に係る損益について、連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度において計上する。</p>
連 結 所 得 の 金 額	<p>(1) 連結所得金額の計算の基本的な仕組み</p> <p>① 連結法人税の課税標準は、連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額とする。</p> <p>② 各連結事業年度の連結所得の金額は、連結事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額とする。</p> <p>③ 連結事業年度の益金の額及び損金の額については、個々の法人ごとに計算した金額の合計額が連結納税における益金の額又は損金の額となるものは単体納税に関する規定を借用して計算し、連結グループ全体で計算するものは法人税法第81条の4から第81条の10までの規定により計算する。</p> <p>(2) 個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入 個々の法人ごとに計算するものにつき、連結事業年度の期間を各事業年度の所得に対する法人税が課される事業年度として所得の金額を計算するものとした場合に益金の額となる金額（個別益金額）又は損金の額となる金額（個別損金額）は、その連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>ただし、次のような項目については、次のとおり、連結納税に係る独自の取扱いがなされる。</p> <p>① 連結法人税の負担額又は減少額の益金又は損金算入 イ 連結親法人が連結子法人から受け取る連結法人税の負担額及び連結子法人が連結親法人から受け取る連結法人税の減少額は、益金の額に算入しない。 ロ 連結親法人が連結子法人に支払う連結法人税の減少額及び連結子法人が連結親法人に支払う連結法人税の負担額は、損金の額に算入しない。</p> <p>② 貸倒引当金 連結完全支配関係がある他の連結法人に対する金銭債権は、繰入限度額の計算の対象となる金銭債権から除く。</p> <p>③ 会社更生等の場合の欠損金の損金算入 連結法人について会社更生等に伴う債務免除等があった場合には、繰り越された欠損金額のうち一定額は個別損金額として損金の額に算入する。</p> <p>④ 連結子法人株式の帳簿価額修正 連結法人が保有する連結子法人の株式を譲渡等する場合には、その譲渡等の前に、その連結子法人の株式の帳簿価額の修正及び利益積立金額又は連結個別利益積立金額の増加・減少の処理を行う。</p> <p>⑤ リース譲渡に係る益金・損金算入 リース譲渡に該当する資産の販売等には、連結完全支配関係がある他の連結法人に対する譲渡損益調整資産の譲渡等は含まない。</p> <p>(3) 連結グループ全体で計算するもの 次のような項目については、連結グループを一体として益金又は損金算入額を計算する。</p> <p>① 受取配当等の益金不算入 イ 連結法人が受ける株式等に係る配当等の額のうち、a～dの金額は、益金の額に算入しない。 a 完全子法人株式等に係る配当等の額…その全額 (注) 完全子法人株式等とは、連結法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の株式等のうち一定のものをいう。 b 関連法人株式等（a以外の持株割合3分の1超の株式等）に係る配当等の額…その配当等の額から負債利子の額を控除した残額 c a、b及びd以外の株式等（持株割合5%超3分の1以下の株式等）に係る配当等の額…その配当等の額の50%相当額 d 非支配目的株式等（持株割合5%以下の株式等）に係る配当等の額（特定株式投資信託の収益の分配の額を含む。）…その配当等の額の20%相当額 (注1) 保険会社である連結法人が受け取る非支配目的株式等に係る配当等の額については、その配当等の額の40%相当額を益金不算入 (注2) 協同組合等である連結親法人が受け取る連合会等の普通出資に係る配当等の額については、その配当等の額の50%相当額を益金不算入（その出資保有割合にかかわらず） ロ 関連法人株式等及び非支配目的株式等の判定は連結グループを一体として行う。</p>

連 結 所 得 の 金 額 (統)	<p>② 寄附金の損金不算入 連結事業年度における寄附金の損金算入限度額は、連結親法人の連結個別資本金等の額又は連結所得の金額を基に連結グループを一体として計算する。</p> <p>③ 連結欠損金の繰越し</p> <p>イ 連結欠損金の繰越控除 連結親法人の各連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額は、損金の額に算入する。ただし、中小法人等である連結親法人以外の連結親法人については、連結欠損金額の控除前の連結所得金額（控除前連結所得金額）の50%相当額を限度とする。 なお、再建中の連結親法人又は新設法人である連結親法人の一定の連結事業年度については、連結欠損金額の損金算入限度額を連結所得金額とする特例が設けられている。</p> <p>ロ みなし連結欠損金額 次に掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額は、繰越控除の対象となる連結欠損金額とみなす。</p> <p>a 連結親法人の連結納税の開始前の欠損金額</p> <p>b 株式移転に係る株式移転完全子法人であった連結法人の連結納税の開始前の欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（非適格株式移転の日の属する事業年度前に生じた欠損金額を除く。）</p> <p>c 連結親法人が連結グループ外の法人を被合併法人とする適格合併を行った場合のその被合併法人等の欠損金額又は連結欠損金個別帰属額</p> <p>d 連結納税の開始・加入に伴う時価評価の適用対象外となる連結子法人のその開始・加入前に生じた欠損金額</p> <p>ハ 連結欠損金額の減額 連結子法人が連結グループから離脱等をした場合には、連結欠損金個別帰属額を単体納税における欠損金額とみなす。 なお、連結子法人の離脱等があった場合には、連結欠損金額のうち、その連結子法人の連結欠損金個別帰属額の全部又は一部に相当する金額は、ないものとされる。 (注) 連結欠損金個別帰属額とは、連結欠損金額のうち各連結法人に帰せられる金額をいう。</p> <p>④ 連結法人に係る租税特別措置</p> <p>イ 租税特別措置による特別償却 特定設備等の特別償却など、租税特別措置による各種特別償却を適用することができる。</p> <p>ロ 租税特別措置による準備金 海外投資等損失準備金など、租税特別措置による各種準備金の積立てをすることができる。</p> <p>ハ その他の所得計算に関する租税特別措置 交際費等の損金不算入、特定資産の買換えの場合の課税の特例などの適用がある。</p>																																																																																											
連 結 法 人 税 額 の 計 算	<table border="0"> <tr> <td>(1) 税率</td> <td>平14～</td> <td>平21～</td> <td>平24～</td> <td>平27</td> <td>平28～</td> <td>平30～</td> </tr> <tr> <td>① 普通法人である連結親法人の税率</td> <td>30%</td> <td>30%</td> <td>25.5%</td> <td>23.9%</td> <td>23.4%</td> <td>23.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平14～</td> <td>平21～</td> <td>平24～</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 中小法人である連結親法人の軽減税率 (年800万円以下の部分)</td> <td>22%</td> <td>{22%</td> <td>19%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>18%</td> <td>15%(注1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平14～</td> <td>平21～</td> <td>平24～</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 協同組合等である連結親法人の軽減税率 (年800万円以下の部分)</td> <td>23%</td> <td>{23%</td> <td>20%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>19%</td> <td>16%(注1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平14～</td> <td>平21～</td> <td>平24～</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 特定の医療法人である連結親法人の軽減税率 (年800万円以下の部分)</td> <td>23%</td> <td>{23%</td> <td>20%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>19%</td> <td>16%(注1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 特定の協同組合等である連結親法人の税率 (年10億円超の部分)</td> <td>平14～</td> <td>平21～</td> <td>平24～</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>26%</td> <td>26%</td> <td>22%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注1) 平成24.4.1から令和5.3.31までの間に開始する各連結事業年度に適用される(②, ④)にあつては、適用除外事業者を除く。)</p> <p>(注2) 連結親法人のうち大法人(資本金の額等が5億円以上の法人等)の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等については、軽減税率は適用しない。</p> <p>(2) 連結特定同族会社の留保金課税 連結親法人が特定同族会社に該当する場合で、連結留保金額が連結留保控除額を超えるときは、通常の法人税に加え、その超える部分に対して特別税率(10%, 15%, 20%)を適用して計算した留保税額が課される。</p>	(1) 税率	平14～	平21～	平24～	平27	平28～	平30～	① 普通法人である連結親法人の税率	30%	30%	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%		平14～	平21～	平24～				② 中小法人である連結親法人の軽減税率 (年800万円以下の部分)	22%	{22%	19%						18%	15%(注1)					平14～	平21～	平24～				③ 協同組合等である連結親法人の軽減税率 (年800万円以下の部分)	23%	{23%	20%						19%	16%(注1)					平14～	平21～	平24～				④ 特定の医療法人である連結親法人の軽減税率 (年800万円以下の部分)	23%	{23%	20%						19%	16%(注1)				⑤ 特定の協同組合等である連結親法人の税率 (年10億円超の部分)	平14～	平21～	平24～					26%	26%	22%			
(1) 税率	平14～	平21～	平24～	平27	平28～	平30～																																																																																						
① 普通法人である連結親法人の税率	30%	30%	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%																																																																																						
	平14～	平21～	平24～																																																																																									
② 中小法人である連結親法人の軽減税率 (年800万円以下の部分)	22%	{22%	19%																																																																																									
		18%	15%(注1)																																																																																									
	平14～	平21～	平24～																																																																																									
③ 協同組合等である連結親法人の軽減税率 (年800万円以下の部分)	23%	{23%	20%																																																																																									
		19%	16%(注1)																																																																																									
	平14～	平21～	平24～																																																																																									
④ 特定の医療法人である連結親法人の軽減税率 (年800万円以下の部分)	23%	{23%	20%																																																																																									
		19%	16%(注1)																																																																																									
⑤ 特定の協同組合等である連結親法人の税率 (年10億円超の部分)	平14～	平21～	平24～																																																																																									
	26%	26%	22%																																																																																									

## 制 度 の 概 要 (続)

連 結 法 人 税 額 の 計 算 (続)	<p>(注) 特定同族会社とは、1株主グループ(その同族関係者を含む。)による持株割合等が50%を超える会社(資本金の額等が1億円以下の会社を除く。(資本金の額等が1億円以下の法人のうち大法人(資本金の額等が5億円以上の法人等)の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等については特定同族会社の範囲から除外しない。))をいう。</p> <p>(3) 所得税額の控除</p> <p>① 利子配当等の元本の所有期間は、連結グループを一体として捉え、その元本が連結グループ内で移転した場合には、その所有期間を通算する。</p> <p>② 簡便法により控除所得税額を計算する場合には、連結グループを一体として計算する。</p> <p>(4) 外国税額の控除</p> <p>① 控除限度額は、連結グループを一体として計算する。</p> <p>② 外国税額の控除額は、連結控除限度個別帰属額や個別控除対象外国法人税の額をもとにそれぞれの連結法人ごとに計算される金額の合計額とする。</p> <p>(5) 分配時調整外国税相当額の控除</p> <p>控除限度額は、連結グループを一体として計算する。</p> <p>(注) 令和2.1.1以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額について適用する。</p> <p>(6) 連結法人税の個別帰属額</p> <p>連結法人税の負担額として支出すべき金額と連結法人税の減少額として収入すべき金額は、その連結法人の個別所得金額又は個別欠損金額に法人税率を乗じて計算した金額に、税額調整金額を加算し又は減算した金額とされる。</p>
申 告 ・ 納 付 等	<p>(1) 連結確定申告</p> <p>連結親法人は、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に税務署長に連結確定申告書を提出しなければならない。</p> <p>※ 大法人である連結親法人の連結確定申告書等の提出については、申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により提供しなければならない(令和2.4.1以後に開始する連結事業年度から適用)。</p> <p>(2) 連結確定申告書の提出期限の延長の特例</p> <p>定款等の定めにより、連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる等の場合は、連結親法人の申請により、提出期限を2月間(次に該当する場合は、次の期間)延長することができる。</p> <p>① 会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合…4月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間</p> <p>② 特別の事情があることにより各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合…税務署長が指定する月数の期間</p> <p>(3) 個別帰属額等の届出</p> <p>連結子法人は、連結確定申告書の提出期限までに、個別帰属額等を記載した書類をその連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。</p> <p>※ 連結親法人が連結子法人の個別帰属額等を電子情報処理組織を使用する方法等により連結親法人の納税地の所轄税務署長に提供した場合には、連結子法人の本店等の所轄税務署長に提出したものとみなす。</p> <p>(4) 納付</p> <p>① 連結親法人は、連結中間申告書に係る中間申告税額及び連結確定申告書に係る確定申告税額について、それぞれその申告書の提出期限までに納付しなければならない。</p> <p>② 連結子法人は、連結法人税について、連帯納付の責めに任ずる。</p>
そ の 他	<p>(1) 連結法人に係る行為又は計算の否認</p> <p>税務署長は、連結法人の行為又は計算で法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、その課税標準、税額等を計算することができる。</p> <p>(2) 質問検査権</p> <p>連結親法人の納税地の所轄税務署等の職員は連結子法人に対して質問検査をすることができる。</p>

## 30. 償 却 制

対象資産の減価償却の	① 建物及びその附属設備      ② 構築物      ③ 機械及び装置 ④ 船 舶      ⑤ 航空機      ⑥ 車両及び運搬具 ⑦ 工具、器具及び備品      ⑧ 鉱業権、特許権等19種類の無形固定資産      ⑨ 牛、馬、果樹等
普通償却方法	① 有形減価償却資産 建物及びその附属設備、構築物 定額法（注）（鉱業用は、生産高比例法も選択可） 上記以外 定額法又は定率法（※）（鉱業用は、生産高比例法も選択可） （注）平成28.3.31以前に取得した建物附属設備及び構築物については、定率法（※）も選択可。 （※）平19.4.1以後取得したものについては250%定率法、平24.4.1以後取得したものについては200%定率法による。 ② 無形固定資産（鉱業権を除く） 定額法 ③ 鉱業権 定額法又は生産高比例法 ④ 生 物 定額法 ⑤ 所有権移転外リース取引によるリース資産 リース期間定額法 （備考）資産の使用実態に応じ、増加償却制度及び耐用年数の短縮制度が適用できる。
耐用年数	財務省令により、資産の種類別にすべて法定されている。ただし、資産の材質、製作方法等又は使用時間が異なるため耐用年数が法定年数と著しく異なる場合には、国税局長の承認を受けて年数の短縮、又は税務署長に届出をして増加償却を行うことができる。
陳化腐	なし
償の繰越し	特別償却に係る償却不足額に限り1年間の繰越しができる。
特別償却	(1) 中小企業投資促進税制（措法42の6） (2) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の10） (3) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11） (4) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の2） (5) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の3） (6) 中小企業経営強化税制（措法42の12の4） (7) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の12の5の2） (8) 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（租法42の12の7） (9) 特定船舶の特別償却（措法43） ① 特定先進船舶に該当する外航船舶 イ 日本船舶 20% ロ 日本船舶以外のもの 18% ② 特定先進船舶に該当する外航船舶以外の外航船舶 イ 日本船舶 17% ロ 日本船舶以外のもの 15% ③ 内航船舶 イ 高度環境負荷低減内航船舶 18% ロ 高度環境負荷低減内航船舶以外のもの 16% (10) 港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却（措法43の2） ① ②以外の港湾隣接地域内において取得又は建設したもの 18% ② 港湾隣接地域（港湾法の緊急確保航路に隣接する港湾区域に隣接する地域に限る。）内において取得又は建設したもの 22%

「法人税制度の概要」参照

## 度 の 概 要

特 別 償 却 (続)	<p>(11) 被災代替資産等の特別償却（措法43の3）</p> <p>① 建物等又は構築物</p> <p style="padding-left: 20px;">イ ロ以外のもの 15%（中小企業者等は18%）</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 発災後3年以後に取得又は建設したもの 10%（中小企業者等は12%）</p> <p>② 機械装置</p> <p style="padding-left: 20px;">イ ロ以外のもの 30%（中小企業者等は36%）</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 発災後3年以後に取得又は製作したもの 20%（中小企業者等は24%）</p> <p>(12) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の12%（建物等は6%）の特別償却（措法44）</p> <p>(13) 特定事業継続力強化設備等の20%の特別償却（措法44の2）</p> <p style="padding-left: 20px;">※令和5年4月1日以後に取得等をするものについては18%</p> <p>(14) 生衛法の振興計画により設置される共同利用施設の6%の特別償却（措法44の3）</p> <p>(15) 特定地域における工業用機械等の特別償却（措法45）</p> <p>① 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域 34%（建物等は20%）の特別償却</p> <p>② 沖縄の国際物流拠点産業集積地域 50%（建物等は25%）の特別償却</p> <p>③ 沖縄の経済金融活性化特別地区 50%（建物等は25%）の特別償却</p> <p>④ 沖縄の離島の地域（旅館業用建物等） 8%の特別償却</p> <p>⑤ 過疎地域、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域及び奄美群島 5年間32%（建物等は48%）の割増償却</p> <p>(16) 医療用機器等の特別償却（措法45の2）</p> <p>① 医療用機器 12%</p> <p>② 勤務時間短縮用設備等 15%</p> <p>③ 構想適合病院用建物等 8%</p> <p>(17) 障害者を雇用する場合の特定機械装置の5年間12%の割増償却（措法46）</p> <p>(18) 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却（措法46の2）</p> <p>① 機械装置 5年間40%の割増償却</p> <p>② 建物等 5年間45%の割増償却</p> <p>(19) 特定都市再生建築物の割増償却（措法47）</p> <p>① 特定都市再生緊急整備地域内において整備されるもの 5年間50%の割増償却</p> <p>② 都市再生緊急整備地域内（①の地域に該当するものを除く。）において整備されるもの 5年間25%の割増償却</p> <p>(20) 倉庫用建物等の5年間10%の割増償却（措法48）</p> <p>※ 法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置については、平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置が講じられている。</p>
そ の 他	<p>（減耗償却）</p> <p>鉱業を営む者が、鉱物の売上高の12%（ただし、採掘所得の50%を限度とする。）を採鉱準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。ただし、準備金積立て後5年以内に新鉱床探鉱の費用等に使用しなかった場合は、益金に算入される。</p> <p>なお、5年以内に新鉱床探鉱費を支出したときは、準備金を取り崩して益金に算入するとともに、「新鉱床探鉱費の特別控除」により益金算入額と同額（その年の所得金額を限度とする。）の所得控除ができる。（この方法により、準備金を所得控除に振り替えるわけである。）</p> <p>また、国内鉱業者（国内鉱業者に準ずるものを含む。）が海外自主開発法人から取得した鉱物に係る採掘所得の40%を限度として海外探鉱準備金として積み立て、海外新鉱床探鉱費の支出に充てた場合にも、同様の措置が講じられている。</p>

## 31. 減価償却の実施状況

## (1) 累年比較

(単位 億円, %)

区 分	当期発生分減価償却費		損金算入割合 (B)／(A)	前期から繰り越した償却不足額	
	損金算入限度額(A)	損金算入額(B)		損金算入限度額	損金算入額
平成22年度分……………	409,467	378,966	92.6	1,002	755
23……………	408,029	371,124	91.0	1,187	1,063
24……………	397,458	365,382	91.9	1,409	925
25……………	385,901	356,198	92.3	1,477	965
26……………	405,424	366,115	90.3	1,722	1,226
27……………	405,915	378,602	93.3	1,755	1,158
28……………	410,872	384,583	93.6	1,702	1,192
29……………	425,209	382,111	89.9	1,411	1,096
30……………	429,851	399,238	92.9	1,375	1,066
令和元……………	426,857	396,601	92.9	806	595

(備考) 国税庁「会社標本調査結果」による。

## (2) 業種別 (令和元年度分)

(単位 億円, %)

区 分 業 種	当期発生分減価償却費		損金算入割合 (B)／(A)	前期から繰り越した償却不足額	
	損金算入限度額(A)	損金算入額(B)		損金算入限度額	損金算入額
農 林 水 産 業	3,482	3,253	93.4	10	6
鉱 業	2,009	1,823	90.7	10	7
建 設 業	19,220	18,040	93.9	65	56
織 維 工 業	1,040	978	94.0	4	3
化 学 工 業	16,295	15,915	97.7	53	32
鉄 鋼 金 属 工 業	10,376	10,064	97.0	62	41
機 械 工 業	25,449	24,608	96.7	74	58
食 料 品 製 造 業	9,462	8,723	92.2	25	17
出 版 印 刷 業	3,580	3,340	93.3	15	9
そ の 他 の 製 造 業	9,178	8,279	90.2	42	28
卸 売 業	16,880	16,131	95.6	22	15
小 売 業	18,879	17,518	92.8	27	22
料 理 飲 食 旅 館 業	7,356	6,849	93.1	4	3
金 融 保 険 業	18,596	18,080	97.2	36	36
不 動 産 業	24,338	23,487	96.5	3	1
運 輸 通 信 公 益 事 業	58,320	55,266	94.8	188	116
サ ー ビ ス 業	75,010	67,277	89.7	80	67
連 結 法 人	107,387	96,971	90.3	86	78
合 計	426,857	396,601	92.9	806	595

(注) 「(1) 累年比較」の表と同じ。

## 32. 資本金階級別交際費等支出額の状況等

## (1) 累年比較

区 分	交際費等支出額(A)	左 の う ち 損金不算入額(B)	損金不算入割合 (B)/(A)	営業収入千円当たり
	億円	億円	%	円
平成20年度分……………	32,261	16,108	49.9	2.27
21……………	29,979	11,839	39.5	2.26
22……………	29,360	11,703	39.9	2.17
23……………	28,785	11,447	39.8	2.26
24……………	29,010	11,469	39.5	2.09
25……………	30,825	11,488	37.3	2.06
26……………	32,505	8,919	27.4	2.11
27……………	34,838	9,065	26.0	2.40
28……………	36,270	9,578	26.4	2.50
29……………	38,104	10,094	26.5	2.51
30……………	39,619	10,487	26.5	2.56
令和元……………	39,402	9,783	24.8	2.65

(備考) 国税庁「会社標本調査結果」による。

## (2) 資本金階級別 (令和元年度分)

区 分	交際費等支出額(A)	左 の う ち 損金不算入額(B)	損金不算入割合 (B)/(A)	1社当たりの 支出交際費等
資本金階級	億円	億円	%	千円
1,000万円 以 下	22,606	1,142	5.1	950
1,000万円 超	6,822	1,232	18.1	2,310
5,000万円 〃	2,437	1,059	43.5	4,697
1億円 〃	1,542	1,261	81.8	11,673
10億円 〃	3,344	2,870	85.8	71,570
連 結 法 人	2,650	2,218	83.7	153,988
合 計	39,402	9,783	24.8	1,428

(備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。

2. 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度（この間に事業年度が2回以上終了した法人にあってはその全事業年度）を対象として、令和2年7月31日現在でとりまとめたものである。

## 33. 交 際 費 の 損 金

改正年度	適用事業年度	適用対象法人	損金不算入額の計算方法	
			損金不算入額の計算	備 考
昭和29年度改正(創設)	昭29.4.1～31.3.31 開始事業年度	期末資本金500万円以上の法人	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left( \begin{array}{l} \text{①基準年度の交際費額} \\ \times \frac{\text{当季月数}}{12} \times 70\% \end{array} \right) \\ \text{又は} \text{②取引基準額のうち} \\ \text{多い方の金額} \end{array} \right\} \times \frac{1}{2}$	1 基準年度の交際費額とは、昭和29.4.1を含む事業年度開始の前日1年以内に開始した各事業年度の支出交際費額の合計額をいう。 2 取引基準額とは、取引金額に業種別の一定割合(例えば製造業0.8%、卸小売業0.25%、建設業1.2%等)を乗じて計算した額をいう。
31年度改正	31.4.1～32.3.31 開始事業年度	〃	限度超過額の全額を損金に算入しないこととした。	
32年度改正	32.4.1～34.3.31 開始事業年度	期末資本金1,000万円以上の法人	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left( \begin{array}{l} \text{①基準年度の交際費額} \\ \times \frac{\text{当季月数}}{12} \times 60\% \end{array} \right) \\ \text{又は} \text{②取引基準額のうち} \\ \text{多い方の金額} \end{array} \right\}$	取引基準額について、従前に比べ3割程度引き上げた。(例えば第1次金属製造業0.4%、卸小売業0.25%、医薬品製造業1.1%、建設業0.8%)
34年度改正	34.4.1～36.3.31 開始事業年度	〃	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left( \begin{array}{l} \text{①基準交際費額} \\ \times \frac{\text{当季月数}}{12} \end{array} \right) \\ \text{又は} \text{②取引基準額のうち} \\ \text{多い方の金額} \end{array} \right\}$	基準交際費額とは、次のうちいずれか多い方の金額をいう。 1 昭和34.1.1を含む事業年度開始の前日1年以内に開始した各事業年度の交際費額の80%相当額 2 昭和29.4.1を含む事業年度開始の前日1年以内に開始した各事業年度の交際費額の60%相当額
36年度改正	36.4.1～39.3.31 開始事業年度	全法人	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left( 300\text{万円} + \frac{\text{期末自己資本金額}}{1,000} \right) \\ \times \frac{\text{当季月数}}{12} \end{array} \right\} \times 20\%$	期末自己資本金額とは、期末における資本又は出資の金額、再評価積立金の額、資本積立金額及び利益積立金の合計額をいう。
39年度改正	39.4.1～40.3.31 開始事業年度	〃	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left( 400\text{万円} + \frac{\text{期末自己資本金額}}{1,000} \times 2.5 \right) \\ \times \frac{\text{当季月数}}{12} \end{array} \right\} \times 30\%$	1 期末資本等の金額とは、期末における資本又は出資の金額及び資本積立金額(再評価積立金の額も含まれる。)の合計額をいう。 2 海外取引等に関し、非居住者の日本国内における旅行及び宿泊のために通常要する費用を税法上の交際費の範囲から除外した。
40年度改正	40.4.1～42.5.31 開始事業年度	〃	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left( 400\text{万円} + \frac{\text{期末自己資本金額}}{1,000} \times 2.5 \right) \\ \times \frac{\text{当季月数}}{12} \end{array} \right\} \times 50\%$	
42年度改正	42.6.1～44.3.31 開始事業年度	〃	(1) 支出交際費額<基準交際費額るとき $\left\{ \begin{array}{l} \text{限度超過額} - (\text{基準交際費額} - \text{支出交際費額}) \end{array} \right\} \times 50\%$ (2) 支出交際費額>基準交際費額×105%のとき ①と②の合計額 ① (支出交際費額 - 基準交際費額×105%)×100% ② (限度超過額 - ①の金額)×50% (3) 基準交際費額≤支出交際費額≤基準交際費額×105%のとき $\text{限度超過額} \times 50\%$	1 基準交際費額とは、前年同期の支出交際費額をいう。 2 限度超過額とは、次により求めた金額をいう。 $\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left( 400\text{万円} + \frac{\text{期末資本}}{1,000} \times 2.5 \right) \\ \times \frac{\text{当季月数}}{12} \end{array} \right\}$ 3 海外取引等に関し、国外において支出する交際費等を税法上の交際費の範囲から除外した。
44年度改正	44.4.1～46.3.31 開始事業年度	〃	損金不算入割合の50%を60%とした。	
46年度改正	46.4.1～48.3.31 開始事業年度	〃	損金不算入割合の60%を70%とした。	輸出交際費の特例を廃止した。
48年度改正	48.4.1～49.3.31 開始事業年度	〃	損金不算入割合の70%を75%とした。	
49年度改正	49.4.1～51.3.31 開始事業年度	〃	期末資本等の金額の $\frac{2.5}{1,000}$ を $\frac{1}{1,000}$ とした。	

## 不 算 入 制 度 の 沿 革

改正年度	適用事業年度	適用対象法人	損金不算入額の計算方法	
			損金不算入額の計算	備考
51年度改正	51.4.1～52.3.31 開始事業年度	全法人	期末資本等の金額の $\frac{1}{1,000}$ を $\frac{0.5}{1,000}$ とした。 損金不算入割合の75%を80%とした。	
52年度改正	52.4.1～54.3.31 開始事業年度	〃	期末資本等の金額の $\frac{0.5}{1,000}$ を $\frac{0.25}{1,000}$ とした。 損金不算入割合の80%を85%とした。	
54年度改正	54.4.1～56.3.31 開始事業年度	〃	① 定額控除額の年400万円を年200万円に引き下げた。 ただし、資本金1,000万円超5,000万円以下の法人にあっては年300万円とし、資本金1,000万円以下の法人にあっては年400万円とした。 ② 資本金基準（期末資本等の金額の $\frac{0.25}{1,000}$ ）を廃止した。 ③ 損金不算入割合の85%を90%とした。	
56年度改正	56.4.1～57.3.31 開始事業年度	〃	基準交際費の105%を100%とした。	
57年度改正	57.4.1 ～平6.3.31 開始事業年度	〃	支出交際費額的全額を損金不算入とした。 ただし、資本金5,000万円以下の法人にあっては年300万円、資本金1,000万円以下の法人にあっては年400万円の控除をそれぞれ認める。	57年度改正において、3年間の措置として改正されたが、昭和60年度、62年度、平成元年度、3年度及び5年度改正においてそれぞれ2年間延長。
平成 6年度改正	平6.4.1 ～平10.3.31 開始事業年度	〃	資本金5,000万円以下の法人の交際費等について、定額控除枠以下の部分について、全額損金算入を改め、10%相当額を損金不算入とする（定額控除枠を超える部分については、従来どおり全額損金不算入）。	平成7年度改正及び9年度改正においてそれぞれ2年間延長。
平成 10年度改正	平10.4.1 ～平13.3.31 開始事業年度	〃	資本金5,000万円以下の法人の交際費等について、定額控除枠内の損金不算入割合を10%相当額から20%相当額に引き上げる（定額控除枠を超える部分については、従来どおり全額損金不算入）。	平成11年度改正及び13年度改正においてそれぞれ2年間延長。
平成 14年度改正	平14.4.1 ～平15.3.31 開始事業年度	〃	資本金1,000万円超5,000万円以下の法人の交際費等について、定額控除限度額を400万円に引き上げる。	
平成 15年度改正	平15.4.1 ～平18.3.31 開始事業年度	〃	資本金1億円以下の法人の交際費等について、400万円の定額控除を認める。また、定額控除枠内の損金不算入割合を20%相当額から10%相当額に引き下げる。	平成18年度改正において2年間延長。
平成 18年度改正	平18.4.1 ～平22.3.31 開始事業年度	〃	交際費等の範囲から1人当たり5,000円以下の一定の飲食費を除外する。	平成20年度改正において2年間延長。
平成21年度 (経済危機対策関連)改正	平18.4.1 ～平22.3.31 開始事業年度	〃	資本金1億円以下の法人の交際費等について、定額控除限度額を600万円に引き上げる。	平成21.4.1以後終了する事業年度について適用。
平成 22年度改正	平18.4.1 ～平24.3.31 開始事業年度	〃	中小法人に対する定額控除制度については、資本金の額が5億円以上の法人、相互会社等の100%子法人には適用しない。	平成22年度改正において2年間延長。 平成22.4.1以後終了する事業年度について適用。
平成 23年度改正	平18.4.1 ～平24.3.31 開始事業年度	〃	中小法人に対する定額控除制度については上記法人に加え、100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人には適用しない。 (注) 大法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等をいう。	平成24年度改正において2年間延長。
平成 25年度改正	平18.4.1 ～平26.3.31 開始事業年度	〃	中小法人に対する定額控除制度について、定額控除限度額を800万円に引き上げるとともに、定額控除枠内の損金不算入措置を廃止する。	

## 33. 交際費の損金不算入制度の沿革(続)

改正年度	適用事業年度	適用対象法人	損金不算入額の計算方法	
			損金不算入額の計算	備考
平成 26年度改正	平26.4.1 ～令2.3.31 開始事業年度	全法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大法人（資本金の額等が1億円超の法人） …飲食のための支出（社内接待費を除く） の50%を超える金額が損金不算入</li> <li>○中小法人（資本金の額等が1億円以下の法人（注）） …飲食のための支出（社内接待費を除く） の50%と定額控除限度額（年800万円）を 選択した上、それを超える金額が損金不 算入 （注）資本金の額が5億円以上である法人 との間にその法人による完全支配関係 がある中小法人等を除く。</li> </ul>	平成26年度改正において2年間延長。 平成28年度及び30年度改正において それぞれ2年間延長。
令和 2年度改正	令2.4.1 ～令4.3.31 開始事業年度	〃	接待飲食費に係る損金算入の特例について は、資本金の額等が100億円を超える法人に は適用しない。	

### 34. 相続税の課税状況

(1) 相続税の課税件数及び課税最低限の累年比較

区分	死亡件数(A)	課税件数(B)	納付税額	(B) (A)	(B)の指数	課税最低限	
	件	件	百万円	%			
昭和33年分…	684,189	(13,407)	5,284	4,670	0.8	100	150万円 + 30万円 × 法定相続人数
37……………	710,265	(26,856)	9,461	22,081	1.3	179	200万円 + 50万円 × 法定相続人数
39……………	673,067	(29,760)	10,381	32,624	1.5	196	250万円 + 50万円 × 法定相続人数
41……………	670,342	(24,877)	9,232	37,987	1.4	175	400万円 + 80万円 × 法定相続人数 (ほかに配偶者控除最高200万円)
46……………	684,521	(78,197)	25,951	207,388	3.8	491	400万円 + 80万円 × 法定相続人数 (ほかに配偶者控除最高400万円)
48……………	709,416	(82,504)	29,231	375,427	4.1	553	600万円 + 120万円 × 法定相続人数 (ほかに配偶者控除最高600万円)
50……………	702,275	(42,858)	14,593	197,312	2.1	276	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数
55……………	722,801	(78,931)	26,797	439,935	3.7	507	〃
60……………	752,283	(134,475)	48,111	926,142	6.4	911	〃
平成 2……………	820,305	(142,286)	48,287	2,952,675	5.9	914	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数
4……………	856,643	(156,467)	54,449	3,409,878	6.4	1,030	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数
7……………	922,139	(143,937)	50,729	2,172,987	5.5	960	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数
11……………	982,031	(136,271)	50,731	1,687,561	5.2	960	〃
12……………	961,653	(128,940)	48,463	1,521,269	5.0	917	〃
13……………	970,331	(120,657)	46,012	1,477,085	4.7	871	〃
14……………	982,379	(115,275)	44,370	1,286,286	4.5	840	〃
15……………	1,014,951	(114,723)	44,438	1,126,333	4.4	841	〃
16……………	1,028,602	(111,820)	43,488	1,065,057	4.2	823	〃
17……………	1,083,796	(116,309)	45,152	1,156,712	4.2	855	〃
18……………	1,084,450	(115,389)	45,177	1,223,418	4.2	855	〃
19……………	1,108,334	(118,582)	46,820	1,266,612	4.2	886	〃
20……………	1,142,407	(120,038)	48,016	1,251,669	4.2	909	〃
21……………	1,141,865	(115,574)	46,439	1,163,159	4.0	879	〃
22……………	1,197,012	(122,705)	49,891	1,175,300	4.2	944	〃
23……………	1,253,066	(125,033)	51,559	1,251,626	4.1	976	〃
24……………	1,256,359	(126,371)	52,572	1,244,565	4.2	995	〃
25……………	1,268,436	(130,438)	54,421	1,536,610	4.3	1,030	〃
26……………	1,273,004	(133,141)	56,239	1,390,403	4.4	1,064	〃
27……………	1,290,444	(233,255)	103,043	1,811,572	8.0	1,950	3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数
28……………	1,307,748	(238,287)	105,880	1,867,946	8.1	2,004	〃
29……………	1,340,397	(249,191)	111,728	2,014,106	8.3	2,114	〃
30……………	1,362,470	(258,236)	116,341	2,110,397	8.5	2,202	〃
令和元……………	1,381,093	(254,207)	115,267	1,975,873	8.3	2,181	〃

(備考) 1. 死亡件数は、「人口動態統計」(厚生労働省)による。ただし、昭和33年～44年には沖縄県を含まない。  
 2. 課税件数、納付税額は、「国税庁統計年報」による。ただし、納付税額には納税猶予税額を含まない。  
 3. 課税件数は相続税の課税があった被相続人の数であり、( ) 書は、相続税を課税された相続人の数である。

(2) 相続財産価額(課税価格)階級別表(令和元年分)

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	納付税額
	人	億円	億円
1億円以下	69,875 (60.6)	46,591 (29.5)	1,566 (7.9)
1億円超	29,915 (26.0)	40,925 (25.9)	3,469 (17.6)
2〃	7,742 (6.7)	18,697 (11.8)	2,482 (12.6)
3〃	4,662 (4.0)	17,545 (11.1)	3,163 (16.0)
5〃	1,428 (1.2)	8,335 (5.3)	1,875 (9.5)
7〃	835 (0.7)	6,888 (4.4)	1,721 (8.7)
10〃	600 (0.5)	7,954 (5.0)	2,242 (11.3)
20〃	210 (0.2)	10,908 (6.9)	3,236 (16.4)
合計	115,267 (100.0)	157,843 (100.0)	19,754 (100.0)

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。  
 2. 令和元年中に相続、遺贈又は相続時精算課税により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について提出された申告書(修正申告書を除く。)による計数であり、納付税額には納税猶予税額を含まない。  
 3. ( ) 内は構成比を示す。

(3) 相続財産種類別表(令和元年分)

区分	人員	取得財産価額
	人	億円
土地	実 102,230	(34.4) 57,610
田	18,829	(1.4) 2,361
畑	23,400	(3.0) 4,988
宅地	100,199	(26.3) 43,992
山林	18,402	(0.4) 606
その他	24,938	(3.4) 5,662
家屋・構築物	97,232	(5.2) 8,793
事業(農業)用財産	12,276	(0.5) 777
有価証券	78,640	(15.2) 25,460
現金・預貯金等	114,901	(33.7) 56,434
家庭用財産	64,949	(0.2) 253
その他財産	99,677	(10.9) 18,198
合計	実 115,208	(100.0) 167,524
相続時精算課税適用財産価額	6,000	2,422
債務等	実 114,032	13,405
債権	103,021	11,240
葬式費用	112,838	2,165
差引純資産価額	115,267	156,541
暦年課税分贈与財産価額	21,478	1,302
課税価格	115,267	157,843

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。  
 2. 令和元年中に相続、遺贈又は相続時精算課税により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について提出された申告書(修正申告書を除く。)による計数である。ただし、「実」は実人員を示す。  
 3. ( ) 内は構成比を示す。

35. 贈与税の課税状況

(1) 贈与税の課税件数及び基礎控除額の累年比較

区 分	課税件数	納付税額	課税件数の 指数	基礎控除額
	件	百万円		
昭和33年分…	71,865	2,160	100	20万円
39……………	53,451	5,380	74	40万円
50……………	104,760	30,705	146	60万円
55……………	239,080	59,091	333	〃
60……………	346,736	78,773	482	〃
平成 5……………	494,239	159,768	688	〃
10……………	402,792	116,582	560	〃
11……………	386,534	114,277	538	〃
12……………	354,095	95,456	493	〃
13……………	306,712	81,083	427	110万円
14……………	292,081	69,178	406	〃
15……………	276,274	87,725	384	〃
16……………	279,124	96,551	388	〃
17……………	280,328	115,857	390	〃
18……………	276,534	118,313	385	〃
19……………	260,990	107,362	363	〃
20……………	242,873	103,949	338	〃
21……………	236,274	101,762	329	〃
22……………	251,629	129,201	350	〃
23……………	282,243	136,223	393	〃
24……………	301,006	128,789	419	〃
25……………	339,457	168,991	472	〃
26……………	376,233	278,436	524	〃
27……………	393,561	215,573	548	〃
28……………	380,496	210,420	529	〃
29……………	378,540	200,350	527	〃
30……………	367,767	239,652	512	〃
令和元……………	358,393	210,910	499	〃

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。  
2. 課税件数及び納付税額には、納税猶予されたものは含まない。

(2) 贈与財産価額階級別表 (令和元年分)

取得財産 価額階級	人 員	取得財産 価額	納付税額
150万円以下	人 121,133 (29.8)	億円 1,459 (7.3)	億円 13 (0.6)
150万円超	45,392 (11.2)	845 (4.2)	33 (1.6)
200 〃	124,296 (30.6)	3,652 (18.3)	220 (10.4)
400 〃	62,916 (15.5)	3,285 (16.4)	287 (13.6)
700 〃	22,039 (5.4)	1,879 (9.4)	197 (9.3)
1,000 〃	20,859 (5.1)	2,912 (14.6)	248 (11.8)
2,000 〃	6,084 (1.5)	1,444 (7.2)	103 (4.9)
3,000 〃	1,687 (0.4)	638 (3.2)	112 (5.3)
5,000 〃	1,652 (0.4)	3,890 (19.4)	896 (42.5)
合 計	406,058 (100.0)	20,005 (100.0)	2,108 (100.0)

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。  
2. 令和元年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）に係る、提出された申告書（修正申告書を除く。）による計数であり、納付税額には納税猶予されたものを含まない。  
3. ( ) 内は構成比を示す。

(3) 贈与財産種類別表 (令和元年分)

区 分	暦年課税分			相続時精算課税分		
	人 員	取得財産価額		人 員	取得財産価額	
土 地	人	億円		人	億円	
田	実 52,650	(15.8)	2,229	実 24,824	(35.8)	2,100
畑	1,699	(0.4)	56	1,063	(0.9)	52
宅 地	1,734	(0.3)	44	1,082	(0.8)	48
山 林	46,605	(14.1)	1,986	22,732	(31.7)	1,861
そ の 他	1,762	(0.2)	25	840	(0.3)	16
家屋・構築物	3,853	(0.8)	119	1,572	(2.1)	123
事業（農業）用財産	24,421	(3.7)	529	14,864	(7.1)	418
有価証券	実 1,462	(0.3)	37	実 220	(0.4)	21
現金、預貯金等	実 70,638	(25.1)	3,544	実 2,870	(32.2)	1,893
家庭用財産	216,410	(48.6)	6,862	12,748	(22.8)	1,339
その他財産	90	(0.0)	2	16	(0.0)	1
合 計	実 28,228	(6.6)	929	実 1,516	(1.7)	101
	実 365,008	(100.0)	14,133	実 42,481	(100.0)	5,872

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。  
2. 人員は、令和元年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）に係る、提出された申告書（修正申告書を除く。）による計数であり、財産の種類別に該当のあるごとに1人として掲げてある。ただし、「実」は実人員を示す。  
3. ( ) 内は構成比を示す。

36. 令和2年分都道府県庁所在都市の最高路線価

(1㎡当たり)

局名	都市名	最高路線価の所在地	最高路線価		最高路線価の対前年変動率	
			令和2年分	令和元年分	令和2年分	令和元年分
札幌	札幌	中央区北5条西3丁目 札幌停車場線通り	千円	千円	%	%
			5,720	4,880	17.2	15.1
仙台	青森	新町1丁目 新町通り	160	155	3.2	0.0
	盛岡	大通2丁目 大通り	250	245	2.0	2.1
	仙台	青葉区中央1丁目 青葉通り	3,180	2,900	9.7	14.2
	秋田	中通2丁目 秋田駅前通り	125	125	0.0	4.2
	山形	香澄町1丁目 山形駅前大通り	170	170	0.0	0.0
	福島	栄町 福島駅前通り	195	190	2.6	11.8
関東信越	水戸	宮町1丁目 水戸駅北口ロータリー	225	230	▲2.2	0.0
	宇都宮	宮みらい 宇都宮駅東口駅前ロータリー	290	(280) 255	13.7	2.0
	前橋	本町2丁目 本町通り	130	130	0.0	0.0
	さいたま	大宮区桜木町2丁目 大宮駅西口駅前ロータリー	4,260	3,700	15.1	12.1
	新潟	中央区東大通1丁目 新潟駅前通り	450	440	2.3	2.3
	長野	大字南長野 長野駅前通り	295	285	3.5	0.0
	東京	千葉	中央区富士見2丁目 千葉駅前大通り	1,140	1,040	9.6
東京		中央区銀座5丁目 銀座中央通り	45,920	45,600	0.7	2.9
横浜		西区南幸1丁目 横浜駅西口バスターミナル前通り	15,600	(11,600) 11,600	34.5	13.3
甲府		丸の内1丁目 甲府駅前通り	275	270	1.9	1.9
金沢	富山	桜町1丁目 駅前広場通り	490	490	0.0	2.1
	金沢	堀川新町 金沢駅東広場通り	960	900	6.7	8.4
	福井	中央1丁目 福井駅西口広場通り	320	300	6.7	3.4
名古屋	岐阜	吉野町5丁目 岐阜停車場線通り	470	460	2.2	0.0
	静岡	葵区紺屋町 紺屋町名店街呉服町通り	1,210	1,200	0.8	1.7
	名古屋	中村区名駅1丁目 名駅通り	12,480	11,040	13.0	10.4
	津	羽所町 津停車場線通り	200	195	2.6	0.0
	大津	春日町 JR大津駅前通り	275	270	1.9	1.9
大阪	京都	下京区四条通寺町東入2丁目御旅町 四条通	6,730	5,700	18.1	20.0
	大阪	北区角田町 御堂筋	21,600	16,000	35.0	27.4
	神戸	中央区三宮町1丁目 三宮センター街	5,760	4,900	17.6	25.0
	奈良	東向中町 大宮通り	800	660	21.2	11.9
	和歌山	友田町5丁目 JR和歌山駅前	360	360	0.0	0.0
	鳥取	栄町 若桜街道通り	105	105	0.0	▲4.5
広島	松江	朝日町 駅通り	140	135	3.7	0.0
	岡山	北区本町 市役所筋	1,480	1,370	8.0	8.7
	広島	中区胡町 相生通り	3,290	3,050	7.9	8.9
	山口	小郡黄金町 山口阿知須宇部線通り	145	145	0.0	0.0
	徳島	一番町3丁目 徳島駅前広場通り	310	300	3.3	0.0
高松	高松	丸亀町 高松丸亀町商店街	360	340	5.9	3.0
	松山	大街道2丁目 大街道商店街	660	650	1.5	1.6
	高知	帯屋町1丁目 帯屋町商店街	215	210	2.4	2.4
	福岡	中央区天神2丁目 渡辺通り	8,800	7,870	11.8	12.4
福岡	佐賀	駅前中央1丁目 駅前中央通り	195	185	5.4	5.7
	長崎	浜町 浜市アーケード	760	750	1.3	1.4
	熊本	中央区手取本町 下通り	2,120	1,820	16.5	21.3
熊本	大分	末広町1丁目 大分駅北口ロータリー	520	490	6.1	11.4
	宮崎	橘通西3丁目 橘通り	230	230	0.0	0.0
	鹿児島	東千石町 天文館電車通り	920	900	2.2	8.4
	沖縄	那覇	久茂地3丁目 国際通り	1,450	1,030	40.8

(注) 1. 路線価は、毎年1月1日を評価時点として、地価公示価格等を基にした価格の80%程度を目途に評価しています  
 2. 宇都宮市及び横浜市は最高路線価の所在地を変更しました。  
 なお、上段の括弧書は、変更前の所在地における令和元年分の路線価です。  
 また、令和元年分の対前年変動率は、変更後の所在地における変動率です。

## 37. 相続税及び贈与

区 分	相 続 税																		
納 税 義 務 者	相続又は遺贈により財産を取得した者																		
課 税 価 格	相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額																		
基 礎 控 除 等	3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数) (注) 法定相続人の数に含まれる養子の数は、原則として実子がいる場合は1人、実子がいない場合は2人までとする。																		
税 額 の 計 算 等	<p>(1) 基礎控除の金額を超える部分の遺産額（債務控除の適用がある場合には、その控除後の価額）を法定相続人が民法の法定相続分の割合に従って相続したものとした場合の各取得分の価額に対し、その取得分につき超過累進税率（下表）を適用して相続税の総額を求める。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">10%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円</td> <td style="text-align: center;">〃 15%</td> </tr> <tr> <td>5,000万円</td> <td style="text-align: center;">〃 20%</td> </tr> <tr> <td>1億円</td> <td style="text-align: center;">〃 30%</td> </tr> <tr> <td>2億円</td> <td style="text-align: center;">〃 40%</td> </tr> <tr> <td>3億円</td> <td style="text-align: center;">〃 45%</td> </tr> <tr> <td>6億円</td> <td style="text-align: center;">〃 50%</td> </tr> <tr> <td>6億円超の金額</td> <td style="text-align: center;">55%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 上記の相続税の総額を、各相続人及び受遺者の課税価格により按分した額をもって、それぞれの者の納付すべき相続税額とする。</p>		税率	1,000万円以下の金額	10%	3,000万円	〃 15%	5,000万円	〃 20%	1億円	〃 30%	2億円	〃 40%	3億円	〃 45%	6億円	〃 50%	6億円超の金額	55%
	税率																		
1,000万円以下の金額	10%																		
3,000万円	〃 15%																		
5,000万円	〃 20%																		
1億円	〃 30%																		
2億円	〃 40%																		
3億円	〃 45%																		
6億円	〃 50%																		
6億円超の金額	55%																		
控 除 等	<p>(1) 非課税  死亡保険金 500万円 × 法定相続人の数  死亡退職金 500万円 × 〃  (注) 死亡保険金及び死亡退職金の「法定相続人の数」には、基礎控除と同様、原則として養子は1人又は2人まで算入する。</p> <p>(2) 債務控除  被相続人の債務（公租公課を含む。）及び葬式費用を課税価格から控除</p> <p>(3) 税額控除  ① 相続税の対象となる遺産額に含まれる贈与財産につき課せられた贈与税額を控除  ② 被相続人の配偶者については、当該配偶者の法定相続分相当額（その額が1億6,000万円未満である場合には1億6,000万円）に対応する税額を控除  ③ 未成年者については、20歳*に達するまでの年数各1年につき10万円を控除  ※令和4年4月1日以後の相続又は遺贈については、18歳  ④ 障害者については、85歳に達するまでの年数各1年につき10万円（特別障害者については20万円）を控除  ⑤ 10年以内に2回以上相続が開始した場合には、原則として、前回の相続税額の10%に、10年からその時点までの経過年数を控除した年数を乗じた額を控除  ⑥ 外国所在財産につき課せられた相続税額を控除</p> <p>(4) 税額加算  相続人が被相続人の配偶者及び一親等の血族以外の者（孫養子（代襲相続人を除く。）を含む。）であるときは、その者の相続税額に20%を加算する。</p>																		

税 の 制 度 の 概 要

贈 与 税																																					
暦 年 課 税	相 続 時 精 算 課 税																																				
贈与により財産を取得した者	特定贈与者（60歳以上の者）から贈与により財産を取得した20歳*以上の子や孫で相続時精算課税を選択した者																																				
その年中に贈与により取得した財産（相続時精算課税に係るものを除く。）の価額の合計額	その年中に特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額																																				
基礎控除：110万円（本則：60万円）	特別控除：2,500万円 （限度額まで複数回にわたって使用可）																																				
配偶者控除、基礎控除後の課税価格に超過累進税率（下表）を適用して贈与税額を求める。 (1) 本則 (2) 特例(直系尊属から20歳*以上の者への贈与)	特別控除後の課税価格に20%の一律（比例）税率（贈与時） ・ 特定贈与者からの贈与財産について、他の贈与財産と区別して贈与時に贈与税を課税 ・ 申告を前提に特別控除を超える部分について課税 (相続時) ・ 相続時精算課税の適用を受けた贈与財産の価額を相続税の課税価格に加算して相続税額を計算 ・ 相続税額（計算方法は「相続税」欄を参照）から既に納めた贈与税相当額を控除（控除しきれない贈与税相当額は還付） (注) 相続税の課税価格に加算する贈与財産の価額は、贈与時の時価																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 10%;">税率</th> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 10%;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>10%</td> <td>200万円以下の金額</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>15%</td> <td>400万円</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>400万円</td> <td>20%</td> <td>600万円</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>600万円</td> <td>30%</td> <td>1,000万円</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円</td> <td>40%</td> <td>1,500万円</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>1,500万円</td> <td>45%</td> <td>3,000万円</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円</td> <td>50%</td> <td>4,500万円</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円超の金額</td> <td>55%</td> <td>4,500万円超の金額</td> <td>55%</td> </tr> </tbody> </table>		税率		税率	200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%	300万円	15%	400万円	15%	400万円	20%	600万円	20%	600万円	30%	1,000万円	30%	1,000万円	40%	1,500万円	40%	1,500万円	45%	3,000万円	45%	3,000万円	50%	4,500万円	50%	3,000万円超の金額	55%	4,500万円超の金額	55%	
	税率		税率																																		
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%																																		
300万円	15%	400万円	15%																																		
400万円	20%	600万円	20%																																		
600万円	30%	1,000万円	30%																																		
1,000万円	40%	1,500万円	40%																																		
1,500万円	45%	3,000万円	45%																																		
3,000万円	50%	4,500万円	50%																																		
3,000万円超の金額	55%	4,500万円超の金額	55%																																		
<p>(1) 特定障害者に対する贈与税の非課税</p> <p>個人と信託銀行の間で、以下の障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づき金銭等が信託されたことによって、当該特定障害者が信託受益権を有することとなる場合には、その信託受益権のうち以下の金額までは非課税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別障害者：6,000万円</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳2・3級の者等：3,000万円</li> </ul> <p>(2) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税20歳以上の者がその直系尊属である者から住宅取得等のための金銭の贈与を受ける場合には、以下の金額まで非課税（所得制限2,000万円）</p> <p>(注) 適用期限は令和3年12月31日まで</p> <p>① 消費税率10%で住宅の取得等をする場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">住宅の新築等に 係る契約の締結時期</th> <th style="width: 20%;">良質な住宅</th> <th style="width: 20%;">一般住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成31年4月～令和2年3月</td> <td>3,000万円</td> <td>2,500万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年4月～令和3年12月</td> <td>1,500万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② ①以外の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">住宅の新築等に 係る契約の締結時期</th> <th style="width: 20%;">良質な住宅</th> <th style="width: 20%;">一般住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年1月～平成27年12月</td> <td>1,500万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年1月～令和2年3月</td> <td>1,200万円</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年4月～令和3年12月</td> <td>1,000万円</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税</p> <p>直系尊属が子や孫の教育資金として金銭等を拠出し、金融機関に信託をした場合には、子や孫ごとに1,500万円まで（学校等以外の者に支払われる金銭は500万円まで）非課税（所得制限1,000万円）</p> <p>(注) 適用期限は令和5年3月31日まで</p>	住宅の新築等に 係る契約の締結時期	良質な住宅	一般住宅	平成31年4月～令和2年3月	3,000万円	2,500万円	令和2年4月～令和3年12月	1,500万円	1,000万円	住宅の新築等に 係る契約の締結時期	良質な住宅	一般住宅	平成27年1月～平成27年12月	1,500万円	1,000万円	平成28年1月～令和2年3月	1,200万円	700万円	令和2年4月～令和3年12月	1,000万円	500万円	<p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 同 左</p>															
住宅の新築等に 係る契約の締結時期	良質な住宅	一般住宅																																			
平成31年4月～令和2年3月	3,000万円	2,500万円																																			
令和2年4月～令和3年12月	1,500万円	1,000万円																																			
住宅の新築等に 係る契約の締結時期	良質な住宅	一般住宅																																			
平成27年1月～平成27年12月	1,500万円	1,000万円																																			
平成28年1月～令和2年3月	1,200万円	700万円																																			
令和2年4月～令和3年12月	1,000万円	500万円																																			

\*令和4年4月1日以後の贈与については、18歳

## 37. 相続税及び贈与

区 分	相 続 税												
控 除 等 (続)													
そ の 他	<p>(1) 小規模宅地等の計算の特例</p> <table style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">減額割合</th> <th style="text-align: center;">限度面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 特定事業用等宅地等</td> <td style="text-align: center;">80%</td> <td style="text-align: center;">400㎡</td> </tr> <tr> <td>② 特定居住用宅地等</td> <td style="text-align: center;">80%</td> <td style="text-align: center;">330㎡</td> </tr> <tr> <td>③ 貸付事業用宅地等</td> <td style="text-align: center;">50%</td> <td style="text-align: center;">200㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">(不動産貸付, 駐車場の用)</p> <p style="margin-left: 40px;">(注) 特定事業用等宅地等とは, 特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等をいう。 特定事業用等宅地等と特定居住用宅地等は, 完全併用できる。</p> <p>(2) 個人事業者の事業用資産についての相続税の納税猶予制度 特例事業相続人等の相続税額のうち事業用資産 (土地 (400㎡まで), 建物 (床面積800㎡まで), 一定の減価償却資産) の課税価格の100%に対応する相続税の納税を猶予 (注) 令和10年12月31日までの相続に適用 本制度と特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の課税価格の計算の特例は選択適用</p> <p>(3) 非上場株式等についての相続税の納税猶予制度 経営承継相続人等の相続税額のうち非上場株式等の課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予 ※ 事業承継税制の特例制度の適用を受ける場合については, 特例承継者の相続税額のうち非上場株式等の課税価格の100%に対応する相続税について納税を猶予 (注) 令和9年12月31日までの相続に適用</p> <p>(4) 農地等についての相続税の納税猶予制度 農業相続人の相続税額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税の納税を猶予</p> <p>(5) 山林についての相続税の納税猶予制度 林業経営相続人の相続税額のうち森林経営計画に従って施業・路網整備を行う山林の課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予</p> <p>(6) 医療法人の持分についての相続税の納税猶予制度 経過措置医療法人の持分を取得した相続人等の相続税額のうち当該持分の課税価格に対応する相続税の納税を猶予</p> <p>(7) 特定の美術品についての相続税の納税猶予制度 寄託相続人の相続税額のうち特定美術品の課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予</p> <p>(8) 特定計画山林の課税価格の計算の特例 森林経営計画に基づき施業が行われている山林の課税価格を5%減額</p>		減額割合	限度面積	① 特定事業用等宅地等	80%	400㎡	② 特定居住用宅地等	80%	330㎡	③ 貸付事業用宅地等	50%	200㎡
	減額割合	限度面積											
① 特定事業用等宅地等	80%	400㎡											
② 特定居住用宅地等	80%	330㎡											
③ 貸付事業用宅地等	50%	200㎡											

税 の 制 度 の 概 要 (続)

贈 与 税	
暦 年 課 税	相 続 時 精 算 課 税
<p>(4) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税 直系尊属が子や孫の結婚・子育て資金として金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、子や孫ごとに1,000万円まで(結婚に際して支払われる金銭は300万円まで)非課税(所得制限1,000万円) (注)適用期限は令和5年3月31日まで</p> <p>(5) 贈与税の配偶者控除 婚姻期間20年以上の夫婦間において居住用不動産等の贈与があった場合は、基礎控除とは別に2,000万円を控除</p>	<p>(4) 同 左</p>
<p>(1) 農地等についての贈与税の納税猶予制度 農業を営む個人が、推定相続人のうち1人に農地等の全部を贈与した場合には、贈与税の全額を納税猶予</p> <p>(2) 個人事業者の事業用資産についての贈与税の納税猶予制度 個人事業者が、受贈者に一定の事業用資産を贈与した場合には、贈与税の全額を納税猶予 (注)令和10年12月31日までの贈与に適用</p> <p>(3) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度 経営者の保有株式等の全部(贈与した結果、後継者の保有割合が発行済議決権株式等の2/3超となる場合は、当該2/3に達するまでの贈与が要件)の贈与をした場合には、贈与税の全額を納税猶予 ※ 事業承継税制の特例制度の適用を受ける場合については、特例承継者の贈与税額のうち非上場株式等の課税価格の100%に対応する贈与税について納税を猶予 (注)令和9年12月31日までの贈与に適用</p> <p>(4) 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予制度 認定医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加し経済的利益に相当する額の贈与を受けたものとみなされる場合には、贈与税の全額を納税猶予</p>	<p>《適用手続》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書を贈与税の申告書に添付して提出</li> <li>○ 最初の贈与の際に届け出れば、相続時まで本制度の適用が継続</li> <li>○ 受贈者である兄弟姉妹が別々に、特定贈与者である父・母ごとに、選択可能</li> </ul> <p>《適用対象》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 贈与財産の種類、贈与金額、贈与回数に制限はない。</li> <li>○ 左記の相続税「その他」(8)の特例は、贈与財産を相続時に合算する際にも適用可能</li> <li>○ 相続時精算課税適用者の特例 事業承継税制の特例制度の適用を受けて贈与により非上場株式等を取得した場合には、贈与者の子や孫以外の者(20歳*以上の者)であっても、相続時精算課税制度を選択可能</li> <li>○ 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例 住宅の取得又は増改築に充てる資金を贈与により取得した場合には、贈与者の年齢に関わらず、相続時精算課税制度を選択可能 (注)適用期限は令和3年12月31日まで</li> </ul>

\*令和4年4月1日以後の贈与については、18歳

## 38. 消 費 税 の 課 税 状 況 等 (令和元年度分)

区 分	個 人 事 業 者		法 人		合 計		
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	
現 年 分	一般申告及び処理	453,142	323,102	1,362,268	16,023,074	1,815,410	16,346,176
	簡易申告及び処理	637,009	291,229	504,506	332,088	1,141,515	623,317
	納税申告計	1,090,151	614,331	1,866,774	16,355,162	2,956,925	16,969,493
	還付申告及び処理	41,303	37,027	153,772	4,571,707	195,075	4,608,734
既 往 年 分	申告及び処理による増 差税額のあるもの	77,047	22,854	94,269	72,453	171,316	95,307
	申告及び処理による減 差税額のあるもの	12,109	3,299	18,205	41,122	30,314	44,421
加 算 税	72,927	4,283	74,947	10,166	147,874	14,448	

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。

2. 「現年分」は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに終了した課税期間に係る消費税の申告及び処理(更正、決定等)による課税事績(令和2年6月30日までのもの。国・地方公共団体等については令和2年9月30日までのもの。)に基づいて作成した。

「既往年分」は、平成31年3月31日以前に終了した課税期間に係る消費税の申告及び処理(更正、決定等)による課税事績(令和元年7月1日から令和2年6月30日までのもの。国・地方公共団体等については令和元年10月1日から令和2年6月30日までのもの。)に基づいて作成した。

3. 税関分は含まない。

## (付表) 課税事業者等届出件数

課税事業者届出書	課税事業者選択届出書	新設法人に該当する旨の届出書	合 計
件	件	件	件
3,257,631	130,754	14,599	3,402,984

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。

2. 令和元年度末(令和2年3月31日現在)の届出件数を示している。

3. 納税義務者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含まない。

39. 酒 税 の 課 税 状 況 (令和元年度)

区 分	課税数量	税 額	製成数量	販売(消費)数量	製造場数	販売場数
	千kl	億円	千kl	千kl	場	場
清酒	457	523	366	452	1,563	—
連続式蒸留焼酎	25	25	26	24	1	—
単式蒸留焼酎	317	749	331	343	34	—
みじり	423	1,010	415	413	368	—
果実	99	20	93	93	31	—
甘味イライ	2,315	5,079	2,418	2,232	341	—
発原	122	96	95	353	416	—
スリ	7	8	7	10	8	—
粉	165	513	153	185	26	—
雑	4	14	4	6	4	—
合	592	796	400	578	128	—
計	0	1	854	616	9	—
	827	685	—	48	—	—
	2,417	1,981	2,346	2,407	195	—
	382	307	391	417	274	—
	1	1	1	3	2	—
					4	—
合 計	8,153	11,805	7,900	8,131	3,452	184,717

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。  
 2. 「課税数量」とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。  
 3. 「製成数量」とは、酒類の生産数量をいう。  
 4. 「販売(消費)数量」とは、酒類小売業者の販売数量(輸入酒類を含む。)のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。  
 5. 「製造場数」及び「販売場数」は、令和2年3月31日現在である。  
 6. 税関分を含まない。  
 7. 「販売(消費)数量」欄は沖縄県分を含まない。  
 8. 課税数量及び税額は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、令和2年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。  
 製成数量及び販売(消費)数量は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間を対象にしている。

40. 主要酒類の酒税等負担率表

(令和2年12月現在)

品 目	区 分	容 量	アルコール分	(A)	(B)	(C)	(D)
				代表的なものの小売価格(税込)			酒 税 額
				円	円	円	%
ビール	泡酒	633ml	5.0	352	126.60	32.00	45.1
		350	5.0	219	70.00	19.91	41.1
		350	5.5	168	46.99	15.27	37.1
		350	5.0	160	37.80	14.55	32.7
		350	5.0	160	37.80	14.55	32.7
清酒		1,800	15.0	2,035	198.00	185.00	18.8
連続式蒸留焼酎		720	11.0	770	64.80	70.00	17.5
単式蒸留焼酎		1,800	25.0	1,510	450.00	137.27	38.9
ウイスキー		1,800	25.0	1,878	450.00	170.73	33.1
		700	43.0	2,068	301.00	188.00	23.6

(備考) 1. 国税庁「酒のしおり」による。  
 2. 清酒、果実酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎及びウイスキーの小売価格(税込)は、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格を基に算出した。また、ビール、発泡酒、その他の醸造酒及びリキュールはオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。  
 3. その他の醸造酒(発泡性)①及びリキュール(発泡性)①とは、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で平成29年改正法附則第36条第2項第3号に該当するものをいう。  
 4. 消費税率は10%で計算している。

(付表) 酒税等の負担率の推移

(単位 %)

品 目	年 度																
	昭45	55	平元	2	4	6	7	9	10	12	18	20	25	26	28~	令和元	2
ビール(大びん:633ml)	47.9	42.5	46.9	44.1	44.1	45.5	45.5	46.5	46.5	46.5	46.2	45.1	45.1	46.6	46.6	47.3	45.1
清酒(1.8l)	35.3	24.1	21.9	20.7	16.4	16.3	16.3	17.9	17.9	17.9	16.2	16.2	15.8	18.1	18.1	19.6	18.8
連続式蒸留焼酎(25度, 1.8l)	19.9	10.9	22.7	21.3	21.3	25.5	25.5	31.7	35.8	35.8	36.0	36.0	36.0	37.8	37.8	38.9	38.9
単式蒸留焼酎(25度, 1.8l)	12.9	7.2	14.3	13.5	13.5	17.0	17.0	23.9	27.9	32.0	32.1	29.9	29.9	31.8	31.8	33.1	33.1
ウイスキー(43度, 700ml)	46.2	47.3	41.3	41.3	41.3	41.3	39.5	27.6	22.8	22.8	22.5	21.8	21.8	24.0	22.2	23.6	23.6

(備考) 1. 国税庁「酒のしおり」による。  
 2. 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。  
 3. ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から算出した。  
 4. ウイスキーについては、平成7年度から平成20年度まではアルコール分「40度」で酒税等の負担率を計算している。

## 41. 主 要 間 接 税 の 課 税 状 況

## (1) 酒 税

区 分	課 税 数 量	税 額
	千kl	億円
平成27年度……………	8,196	12,603
28……………	8,177	12,465
29……………	8,139	12,299
30……………	8,190	12,072
令和元……………	8,153	11,805
清 酒	457	523
合 成 清 酒	25	25
連 続 式 蒸 留 焼 酎	317	749
単 式 蒸 留 焼 酎	423	1,010
み り ん	99	20
ビ ー ル	2,315	5,079
果 実 酒	122	96
甘 味 果 実 酒	7	8
ウ イ ス キ ー	165	513
ブ ラ ン デ ー	4	14
原 料 用 アル コ ー ル	0	1
発 泡 酒	592	796
そ の 他 の 醸 造 酒	382	307
ス ピ リ ッ ツ	827	685
リ キ ュ ー ル	2,417	1,981
粉 末 酒	1	1
雑 酒	1	1
合 計	8,153	11,805

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。  
2. 税関分を含まない。

## (2) 印 紙 税

区 分	税 印 押 な つ	書 式 表 示	そ の 他	合 計	納 税 人 員
	億円	億円	億円	億円	千人
平成27年度…	0	554	1,101	1,655	172
28……………	0	526	1,102	1,628	173
29……………	0	530	1,064	1,594	173
30……………	0	537	1,025	1,562	172
令和元……………	0	520	988	1,509	171

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。  
2. 現金納付分のみである。

## (3) 揮 発 油 税 等

区 分	揮 発 油 税 及 び 地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税	
	数 量	税 額	重 量	税 額
	千kl	億円	千t	億円
平成27年度…	50,443	27,091	1,054	185
28……………	49,883	26,787	996	175
29……………	48,762	26,186	948	166
30……………	47,043	25,262	877	154
令和元……………	46,029	24,613	793	139

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。  
2. 税関分を含まない。

## 42. 主 要 間 接 税 の 関 係 場 数 の 累 年 比 較

(単位 場)

区 分	酒 類 製 造 免 許 場 数	酒 類 販 売 場 数	揮 発 油 税 関 係 場 数	石 油 ガ ス 税 関 係 場 数
平成22年度……………	3,106	193,751	5,977	2,748
23……………	3,107	192,466	5,796	2,742
24……………	3,081	192,202	5,712	2,745
25……………	3,089	192,596	5,771	2,761
26……………	3,096	192,255	5,720	2,765
27……………	3,150	191,296	5,624	2,739
28……………	3,184	191,053	5,362	2,707
29……………	3,333	189,490	5,277	2,630
30……………	3,394	187,475	5,187	2,621
令和元……………	3,452	184,717	5,193	2,593

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。  
2. 調査時点は翌年3月31日現在である。

## 43. 主 要 間 接 税 制 度 の 概 要

	消 費 税
1. 課 税 対 象	(1) 国内において事業者が行う資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く）及び特定仕入れ (2) 輸入貨物（保税地域から引き取られる外国貨物）
2. 納 税 義 務 者	(1) 国内取引……国内において課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く）及び特定課税仕入れを行う事業者 ただし、基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高（税抜き）が1,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。 (注1) 特定期間（前年又は前事業年度上半期）の課税売上高（又は給与支払額）が1,000万円超の事業者については、納税義務を免除しない。 (注2) 基準期間のない法人のうち、資本金又は出資金が1,000万円以上の法人については、納税義務を免除しない。 (注3) 基準期間のない法人のうち、課税売上高5億円超の事業者等により設立された法人については、納税義務を免除しない。 (2) 輸入取引……輸入者
3. 課 税 標 準	(1) 課税資産の譲渡等の対価の額及び特定課税仕入れに係る支払対価の額 (2) 引取価額（CIF価格+他の個別消費税+関税）
4. 税 率	7.8%（※） (注) 地方消費税（税率は消費税額の78分の22＝消費税率2.2%相当）と合わせた税率は10%となる。 (※) 軽減税率の適用対象となる次の課税資産の譲渡等は6.24% (1) 酒類・外食を除く飲食品の譲渡 (2) 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡 (注) 地方消費税（税率は消費税額の78分の22＝消費税率1.76%相当）と合わせた税率は8%となる。
5. 輸 出 免 税	輸出取引等（貨物の輸出、国際輸送・通信等）は免税
6. 非 課 税	国内における次の資産の譲渡等は非課税 [消費に負担を求める税としての性格上課税対象とならないもの等] (1) 土地の譲渡及び貸付け (2) 有価証券、支払手段等の譲渡 (3) 貸付金等の利子、保険料等 (4) 郵便切手類、印紙等の譲渡 (5) 行政手数料等、外国為替取引 [社会政策的配慮に基づくもの] (6) 医療保険各法等の医療 (7) 介護保険法に規定する一定のサービス及び社会福祉法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等 (8) 助産に係る資産の譲渡等 (9) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供 (10) 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等 (11) 学校教育法第1条に規定する学校等の授業料、入学金、施設設備費、入学検定料、学籍証明等手数料 (12) 教科用図書の譲渡 (13) 住宅の貸付け
7. 税 額 計 算	(1) 売上げに係る消費税額 (課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（税抜き）+特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額） ×税率 (注) 当分の間、課税売上割合が95%以上である課税期間については、特定課税仕入れはなかったものとする（仕入れに係る消費税額も同様）。 (2) 仕入れに係る消費税額 課税仕入れに係る支払対価の額の合計額（税込み）×7.8/110（軽減税率の適用対象に係るものである場合6.24/108）+特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額×7.8/100 (3) 仕入税額控除 イ 原則（本則計算） ① 課税売上割合が95%以上かつその課税期間における課税売上高が5億円以下の場合には、仕入れに係る消費税額を全額控除する。 ② 課税売上割合が95%未満又はその課税期間における課税売上高が5億円超の場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により計算した金額を仕入れに係る消費税額として控除する。 (注1) 仕入税額控除の適用要件として、軽減税率の対象品目である旨を含む一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が義務付けられている（区分記載請求書等保存方式）（※）。 (注2) 次に掲げる経過措置が設けられている。 登録国外事業者以外の国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供を除く）については、仕入税額控除することはできない。

43. 主 要 間 接 税

	消 費 税												
	<p>(注) [令和5年10月1日以後] 適格請求書等保存方式の導入に伴い、上記の経過措置については削除する。</p> <p>(※) [令和5年10月1日以後] 適格請求書等保存方式 (いわゆる「インボイス制度」) を導入し、帳簿及び適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存を仕入税額控除の要件とし、売上げに係る消費税額及び仕入れに係る消費税額の計算は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 売上げに係る消費税額</p> <p>① 税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額にそれぞれの税率を乗じて計算する方法 (割戻し計算)</p> <p>② 適格請求書に記載した消費税額等を積み上げて計算する方法 (積上げ計算) を選択可能。</p> <p>(2) 仕入れに係る消費税額</p> <p>① 適格請求書に記載された消費税額等を積み上げて計算する方法 (積上げ計算)</p> <p>② 上記(1)②の適用を受けない事業者については、支払対価の額を税率の異なるごとに区分して合計した金額にそれぞれの税率を乗じて計算する方法 (割戻し計算) を選択可能。</p> <p>(注1) 令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間は、インボイス制度の執行可能性に配慮し、それまでの請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するため、帳簿及び請求書等に一定の記載事項を追加し (区分記載請求書等保存方式)、売上げに係る消費税額及び仕入れに係る消費税額の計算は、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額及び支払対価の額の合計額にそれぞれの税率を乗じて計算する。</p> <p>(注2) 適格請求書等保存方式の導入後、免税事業者等から行った課税仕入れについては、仕入税額控除をすることはできない。ただし、当該課税仕入れに係る消費税相当額に令和5年10月1日から3年間は80%、令和8年10月1日から3年間は50%をそれぞれ乗じて算出した額の控除を認める。</p> <p>ロ 特例 (簡易課税制度)</p> <p>基準期間の課税売上高が5,000万円以下の課税期間については、選択により、売上げに係る消費税額に以下のみなし仕入率を乗じた金額と特定課税仕入れに係る消費税額の合計額を仕入れに係る消費税額とすることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>第1種事業 (卸売業)</th> <th>第2種事業 (小売業等)</th> <th>第3種事業 (製造業等)</th> <th>第4種事業 (その他の事業)</th> <th>第5種事業 (サービス業等)</th> <th>第6種事業 (不動産業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%</td> <td>80%</td> <td>70%</td> <td>60%</td> <td>50%</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 簡易課税適用者については、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとする経過措置が設けられている。</p> <p>(注2) 農林水産業 (第3種事業) のうち軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業については第2種事業となる。</p>	第1種事業 (卸売業)	第2種事業 (小売業等)	第3種事業 (製造業等)	第4種事業 (その他の事業)	第5種事業 (サービス業等)	第6種事業 (不動産業)	90%	80%	70%	60%	50%	40%
第1種事業 (卸売業)	第2種事業 (小売業等)	第3種事業 (製造業等)	第4種事業 (その他の事業)	第5種事業 (サービス業等)	第6種事業 (不動産業)								
90%	80%	70%	60%	50%	40%								
8. 申告・納付	<p>(1) 国内取引</p> <p>① 課税期間………個人事業者は暦年、法人は事業年度 ただし、事業者の選択により、3ヶ月又は1ヶ月に短縮することも可能。</p> <p>② 確定申告・納付……課税期間終了後2月以内に確定申告・納付 (注) 個人事業者の確定申告・納付期限は翌年3月末である。(租特法)</p> <p>③ 中間申告・納付……直前の課税期間の確定消費税額に応じ、年11回、年3回又は年1回の中間申告・納付を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">直前の課税期間 の確定消費税額 (1年分)</th> <th style="text-align: center;">中 間 申 告 ・ 納 付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,800万円超</td> <td>年11回 (毎月) の中間申告・納付 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日 (課税期間開始の日以後最初の1月の期間については、課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日) から2月以内に、1月分相当額を中間申告・納付</td> </tr> <tr> <td>400万円超 4,800万円以下</td> <td>年3回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2月以内に、3月分相当額を中間申告・納付</td> </tr> <tr> <td>48万円超 400万円以下</td> <td>年1回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2月以内に、6月分相当額を中間申告・納付</td> </tr> <tr> <td>48万円以下</td> <td>中間申告・納付は不要 (任意の中間申告・納付 (年1回) が可能)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 確定申告書等に課税標準等の計算の基礎となる金額が記載された書類の添付が義務付けられている。</p> <p>(2) 輸入取引 保税地域からの引取りの際に申告・納付 (3ヶ月以内の納期限の延長あり) 関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告・納付 (2ヶ月以内の納期限の延長あり)</p>	直前の課税期間 の確定消費税額 (1年分)	中 間 申 告 ・ 納 付	4,800万円超	年11回 (毎月) の中間申告・納付 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日 (課税期間開始の日以後最初の1月の期間については、課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日) から2月以内に、1月分相当額を中間申告・納付	400万円超 4,800万円以下	年3回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2月以内に、3月分相当額を中間申告・納付	48万円超 400万円以下	年1回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2月以内に、6月分相当額を中間申告・納付	48万円以下	中間申告・納付は不要 (任意の中間申告・納付 (年1回) が可能)		
直前の課税期間 の確定消費税額 (1年分)	中 間 申 告 ・ 納 付												
4,800万円超	年11回 (毎月) の中間申告・納付 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日 (課税期間開始の日以後最初の1月の期間については、課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日) から2月以内に、1月分相当額を中間申告・納付												
400万円超 4,800万円以下	年3回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2月以内に、3月分相当額を中間申告・納付												
48万円超 400万円以下	年1回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2月以内に、6月分相当額を中間申告・納付												
48万円以下	中間申告・納付は不要 (任意の中間申告・納付 (年1回) が可能)												

## 制 度 の 概 要 (続)

	消 費 税
9. そ の 他	<p>(1) 消費税の用途 消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとするものとされている。</p> <p>(2) 国、地方公共団体等に対する特例 国、地方公共団体、公共法人等については、申告・納付、仕入税額控除等につき、特例措置が設けられている。</p> <p>(3) 総額表示の義務付け 課税事業者は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う場合において、あらかじめその資産又は役務の価格を表示するときは、その資産又は役務に係る消費税相当額（地方消費税相当額を含む）を含めた価格を表示しなければならない。</p> <p>(注) 平成25年10月1日から令和3年3月31日までの間については、総額表示義務の特例として、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされている。 なお、消費者の利便性に配慮する観点から、令和3年3月31日までの間であっても本特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないこととされている。</p>

## 43. 主 要 間 接 税

区 分	た ば こ 税	た ば こ 特 別 税
課 税 物 件	製造たばこ	同左
納 税 義 務 者	製造者又は引取者	同左
免 税 措 置	輸出入	同左
主 な 税 率	喫煙用の製造たばこ 紙巻たばこ 葉巻たばこ パイプたばこ 刻みたばこ 加熱式たばこ かみ用の製造たばこ かぎ用の製造たばこ  (備考) 上記の税率は、令和3年6月末現在。 (注1) 令和3年10月1日以後のたばこ税の税率は、紙巻たばこ 1,000本につき6,802円。 (注2) 課税標準は紙巻たばこの本数とし、葉巻たばこ及びパイプ たばこは1gを1本に、刻みたばこ・かみ用及びかぎ用の製 造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する(※1)。 (注3) 加熱式たばこの課税標準は、①②の合計本数(※2)。 ① その重量(フィルター等を除く)0.4gを紙巻たばこ0.5本に 換算した本数。 ② 紙巻たばこ1本当たりの想定小売価格で加熱式たばこの小売 定価(消費税抜き)を紙巻たばこ0.5本に換算した本数。	1,000本につき820円
納 税 方 法	製造場から移出される製造たばこについては、翌月末日までに申 告・納付する。 輸入製造たばこについては、保税地域から引き取る時までに申 告・納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの 日の属する月の翌月末日までに申告・納付する。	たばこ税の申告にあわせて申告・納付 する。
備 考	製造たばこには、上記のたばこ税及びたばこ特別税のほか、紙巻たばこ1,000本につき7,122円の地方のたば こ税(令和3年10月1日以後は、7,622円)が課される。 (※1) 軽量な葉巻たばこ(1本1g未満)は、その本数に応じて上記の税率を適用する(本数課税)。なお、 令和3年9月末までは「0.7グラム未満の葉巻たばこ」を「0.7本の紙巻たばこ」に換算する。 (※2) 加熱式たばこの課税方式の見直しは、平成30年10月1日から令和4年10月1日までの間、5回に分け て段階的に実施し、経過期間中は、見直しの各段階で改正前の課税方式による紙巻たばこへの換算を 1/5ずつ減らし、新課税方式による紙巻たばこへの換算を1/5ずつ増やす。	

## 制 度 の 概 要 (続)

酒 (現)	税 行)	同 左 (令和5年10月1日以後)	同 左 (令和8年10月1日以後)
酒類		同左	同左
製造者又は引取者		同左	同左
輸出入・輸出酒類販売場用		同左	同左
1klにつき		1klにつき	1klにつき
(1) 発泡性酒類 200,000円		(1) 発泡性酒類 181,000円	(1) 発泡性酒類 155,000円
〔・発泡酒 167,125円 (麦芽比率25%以上50%未満でアルコール分10度未満) ・発泡酒 134,250円 (麦芽比率25%未満でアルコール分10度未満) ・その他の発泡性酒類 (いわゆる「新ジャンル」) 108,000円 (いわゆる「チューハイ」等) 80,000円〕		〔・発泡酒 155,000円 (麦芽比率25%以上50%未満でアルコール分10度未満) ・発泡酒 134,250円 (麦芽比率25%未満でアルコール分10度未満) (一定の製法に基づく酒類(※)) ・その他の発泡性酒類 80,000円 (いわゆる「チューハイ」等)〕	〔・その他の発泡性酒類 100,000円 (いわゆる「チューハイ」等)〕
(2) 醸造酒類 120,000円		(2) 醸造酒類 100,000円	(2) 醸造酒類 同左
〔・清酒 110,000円 ・果実酒 90,000円〕			
(3) 蒸留酒類(20度) 200,000円 (1度当たりの加算額10,000円)		(3) 蒸留酒類 同左	(3) 蒸留酒類 同左
〔・ウイスキー、ブランデー及びスピリッツ(37度) 370,000円 (1度当たりの加算額10,000円)〕			
(4) 混成酒類(20度) 200,000円 (1度当たりの加算額10,000円)		(4) 混成酒類 同左	(4) 混成酒類 同左
〔・リキュール及び甘味果実酒(12度) 120,000円 (1度当たりの加算額10,000円) ・合成清酒 100,000円 ・みりん及び雑酒(みりん類似) 20,000円 ・粉末酒 390,000円〕		【下線は見直し後の税率】	【下線は見直し後の税率】

製造場から移出される酒類については、翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納付する。

輸入酒類については、保税地域から引き取る時までに申告・納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告・納付する。

酒類等を製造しようとする場合又は酒類の販売業をしようとする場合は、所轄税務署長の免許を必要とする。

酒税の税率については、令和2年10月1日から令和8年10月1日までの間、段階的に税率構造の見直しを行うこととされている。

- ・ビール系飲料(ビール・発泡酒・新ジャンル): 令和8年10月1日に1klにつき155,000円に一本化する(3段階で実施)。
  - ・その他の発泡性酒類(チューハイ等): 令和8年10月1日に1klにつき100,000円に引き上げる。
  - ・醸造酒類: 令和5年10月1日に1klにつき100,000円に一本化する(2段階で実施)。
  - ・混成酒類(20度): 令和2年10月1日に1klにつき200,000円(1度当たりの加算額10,000円)に引き下げる。
- (※) 発泡酒の定義に、①ポップ又は一定の苦味料を原料の一部とした酒類と②香味、色沢その他の性状がビールに類似する酒類を追加。これにより、いわゆる「新ジャンル」(リキュール又はその他の醸造酒)は、新たに発泡酒に位置付けられる。

## 43. 主 要 間 接 税

区 分	揮発油税・地方揮発油税	石 油 ガ ス 税	航 空 機 燃 料 税	石 油 石 炭 税
課 税 物 件	揮発油	自動車用石油ガス	航空機燃料	原油及び輸入石油製品、ガス 状炭化水素並びに石炭
納税義務者	製造者又は引取者	充てんする者又は引取者	航空機の所有者等	採取者又は引取者
免 税 措 置	(1) 輸出用 (2) 灯油 (3) 航空機燃料用 (4) 石油化学製品の製造 用 (5) ゴム溶剤用等 (6) 外国公館等用	(1) 輸出用 (2) 原料用 (3) 熱源用	国、地方公共団体及び 国際線（ただし、国内輸 送を行う場合を除く。）	輸入石油製品等のうち (1) 石油化学用ナフサ等 (2) 農林漁業用A重油 (3) アンモニア等製造用L P G (4) 鉄鋼、コークス及びセメ ント製造用石炭 (5) 沖縄発電用石炭及びL N G (6) 苛性ソーダ製造業・イオ ン交換膜法による塩製造業 用の自家発電用石炭（地球 温暖化対策のための税率の 特例により上乘せされる部 分（以下「特例部分」）を 軽減）
主 な 税 率	1 kℓにつき 揮発油税 48,600円 地方揮発油税 5,200円 (当分の間の特例税率)  ※令和16年4月1日～ 1 kℓにつき 揮発油税 48,300円 地方揮発油税 5,500円 (当分の間の特例税率)	1 kgにつき 17円50銭 (1 ℓにつき 9円80銭)	1 kℓにつき 9,000円 (令和3年4月1日～ 令和4年3月31日)  ・沖縄島、宮古島、石垣 島、久米島若しくは下 地島と沖縄以外の本邦 の地域（離島を除く） との間又は沖縄県の区 域内の各地間を航行す る航空機の航空機燃料 1 kℓにつき 4,500円 (令和3年4月1日～ 令和4年3月31日)  ・一定の離島路線を航行 する航空機の航空機燃 料 1 kℓにつき 6,750円 (令和3年4月1日～ 令和4年3月31日)	[地球温暖化対策のための税 率の特例] (1) 原油、輸入石油製品 1 kℓにつき 2,800円 (2,040円) (2) 天然ガス、石油ガス等 1 tにつき 1,860円 (1,080円) (3) 石炭 1 tにつき 1,370円 (700円)  ※かっこ書きは本則税率であ る。

## 制度の概要(続)

区分	揮発油税・地方揮発油税	石油ガス税	航空機燃料税	石油石炭税
納税方法	<p>製造場から移出されるものについては、翌月末日までに申告し、納付する。</p> <p>輸入揮発油については、保税地域から引き取る時までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。</p>	<p>石油ガスの充てん場から移出されるものについては、翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納付する。</p> <p>輸入石油ガスについては、保税地域から引き取る時までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。</p>	<p>翌月末日までに申告し、納付する。</p>	<p>採取場から移出される原油、ガス状炭化水素及び石炭については、翌月末日までに申告し、納付する。</p> <p>輸入原油及び輸入石油製品、輸入ガス状炭化水素並びに輸入石炭については、保税地域から引き取る時（国税庁長官の承認を受けた場合には、翌月末日）までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。</p>
備考	<p>バイオエタノール等揮発油に対し、課税標準の特例措置が講じられている。</p>			<p>国産石化用ナフサ等、国産農林漁業用A重油、国産アスファルト等及び非製品ガスについて、本則税率と特例部分についての還付措置が講じられている。</p> <p>内航運送用船舶等、鉄道、航空機の燃料及び農林漁業用の軽油、苛性ソーダの製造に使用する電気の発電の用に供する重油、天然ガス及び石炭について、特例部分についての還付措置が講じられている。</p>

## 44. 自 動 車 関 係 諸 税 の 概 要

税 目	課税主体	課税物件	税 率	税 収 の 使 途
揮 発 油 税	国	揮発油	48,600円/kl (当分の間の特例税率)	国の一般財源である。
地方揮発油税	国	揮発油	5,200円/kl (当分の間の特例税率)	都道府県、指定市及び市町村(特別区含む)の一般財源として全額譲与されている。
石油ガス税	国	自動車用石油ガス	17円50銭/kg (9,800円/kl)	1/2は国の一般財源であり、1/2は都道府県及び指定市の一般財源として譲与されている。
軽油引取税	都道府県	軽油	32,100円/kl (当分の間の特例税率)	都道府県及び指定市の一般財源である。
自動車税	都道府県	乗用車、トラック、バス等(軽自動車等を除く。)	・種別割 (自家用) (営業用) (例)・乗用車 (2,000ccクラス) 36,000円(39,500) (年) 9,500円(年) ・トラック(4～5トン積) 25,500円(年) 18,500円(年) ・バス〔一般乗合用(30～40人乗) 14,500円(年)〕 ・バス〔その他(40～50人乗) 49,000円(年) 38,000円(年)〕 ※乗用車(自家用)の( )内は、令和元年9月以前に初回新規登録を受けている車両について適用。 ・環境性能割 ・自家用 取得価額の3% ・営業用 取得価額の2%	都道府県の一般財源である。 ※但し、環境性能割については、一部を市町村(特別区含む)へ交付
軽自動車税	市町村	軽自動車、小型二輪車、原付自転車等	・種別割 (例)・軽乗用車 { 自家用10,800円 (7,200円) (年) 営業用 6,900円 (5,500円) (年) ・軽トラック { 自家用 5,000円 (4,000円) (年) 営業用 3,800円 (3,000円) (年) ・小型二輪車 6,000円 (年) ※ ( ) 内は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けている車両について適用。 ・環境性能割 取得価額の2%	市町村(特別区含む)の一般財源である。 ※但し、環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行う。
自動車重量税	国	乗用車、トラック、バス、軽自動車等	(例) 車検期間1年ごと (本則税率) (当分の間の特例税率) (自家用) (営業用) 乗用車 自重0.5トンごとに 2,500円 4,100円 2,600円 トラック { 2.5トン超 総重量 1トンごとに 2,500円 4,100円 2,600円 { 2.5トン以下 " 2,500円 3,300円 2,600円 軽自動車 1両ごとに 2,500円 3,300円 2,600円	578/1,000は国の一般財源(一部を公害健康被害の補償費用の財源として交付)であり、422/1,000は都道府県及び市町村(特別区含む)の一般財源として譲与されている(当分の間の特例譲与割合)。 ※譲与割合については、以後、段階的に引き上げ、令和17年度以降は490/1,000

- (備考) 1. 揮発油税・地方揮発油税・軽油引取税・自動車重量税の特例税率については、当分の間の措置である。  
 2. 令和16年4月1日より、揮発油税の税率については48,300円/kl、地方揮発油税の税率については5,500円/klとなる。  
 3. 一定の環境性能を満たした車に対しては、令和3年5月1日から令和5年4月30日までの間に受ける自動車検査証の交付等について、自動車重量税の減免措置が講じられている。  
 4. 自動車税については低公害車・低燃費車に対し軽課するとともに、新規登録後長期経過した自動車に対して、重課する措置が講じられている。  
 5. 軽自動車税については、平成28年度以後、新規取得後13年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車に対して重課する措置が講じられている。また、低公害車・低燃費車に対しては軽課措置が講じられている。  
 6. 自動車重量税については、新規登録後13年を経過した自動車及び新規登録後18年を経過した自動車に対して、それぞれ重課する措置が講じられている。  
 7. 自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定。令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車(登録車及び軽自動車)について、環境性能割の軽減措置が講じられている。  
 8. バリアフリー性能に優れた一定のバス及びタクシーに対して、自動車重量税にあっては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付について、自動車税環境性能割にあっては、令和元年10月1日から令和5年3月31日までの間の取得について、減免措置が講じられている。  
 9. 車両安定性制御装置等を装備した一定のバス及びトラックに対して、自動車重量税にあっては、令和3年5月1日から令和6年4月30日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付について、自動車税環境性能割にあっては、令和元年10月1日から令和5年3月31日までの間の取得について、軽減措置が講じられている。

## 45. 外国法人・非居住者の課税状況の推移

(単位 億円)

年 分	法人税 (事業年度分)						源泉所得税		
	法人所得金額 (全体) ①	外国法人の 所得金額②	割合 ②/①	法人税額 (全体) ③	外国法人の 法人税額④	割合 ④/③	源泉徴収税額 ⑤	外国法人・ 非居住者⑥	割合 ⑥/⑤
平成22年	356,851	4,294	1.20%	92,383	1,241	1.34%	124,032	2,855	2.30%
23	368,086	2,226	0.60%	93,957	609	0.65%	128,477	2,847	2.22%
24	448,493	3,083	0.69%	98,884	789	0.80%	129,430	2,629	2.03%
25	528,512	5,183	0.98%	108,207	1,266	1.17%	146,260	3,322	2.27%
26	579,021	5,560	0.96%	110,291	1,346	1.22%	164,070	4,991	3.04%
27	610,409	7,014	1.15%	112,599	1,668	1.48%	178,243	6,390	3.59%
28	629,248	5,684	0.90%	111,060	1,220	1.10%	167,218	5,795	3.47%
29	702,340	6,367	0.91%	123,459	1,357	1.10%	180,541	6,835	3.79%
30	727,757	4,487	0.62%	126,579	877	0.69%	186,250	6,936	3.72%
令和元年	645,050	3,352	0.52%	114,378	609	0.53%	194,152	7,249	3.73%

(注) 「国税庁統計年報」に基づいて作成。

法人税については、その年4月1日から翌年3月31日までの間に終了した法定事業年度に係るものを集計しており、清算確定に係るものを含まない。

## 46. 外国法人・非居住者の課税状況 (源泉所得税) の内訳

(単位 億円)

区 分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
公社債・預貯金の利子等	20	16	12	12	12	20	25	428	91	83
剰余金又は利益の配当等	1,452	1,350	1,203	1,646	3,322	3,918	3,717	3,811	4,674	4,782
匿名組合契約に基づく利益の分配	202	167	129	269	190	801	179	581	248	299
給与・賞与等	163	197	215	232	243	260	261	400	305	305
退職所得	28	36	37	48	76	74	71	81	82	110
役務の報酬	6	4	3	4	7	6	7	8	6	8
工業所有権その他の技術に関する 権利等の使用料又はその譲渡による 対価	440	380	338	395	390	399	537	371	366	369
著作権の使用料又はその譲渡による 対価	132	139	131	144	170	288	381	425	484	499
貸付金の利子	144	186	141	170	155	128	133	148	175	196
不動産、採石権の貸付、租鉱権の 設定又は航空機、船舶の貸付による 所得	74	90	87	87	97	111	131	136	131	141
機械等の使用料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土地等の譲渡による対価	24	112	133	108	113	159	123	196	108	165
人的役務提供事業の対価	169	169	198	206	215	224	229	250	264	291
生命保険契約等に基づく年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賞金	0	0	0	0	0	1	0	0	2	2
合 計	2,855	2,847	2,629	3,322	4,991	6,390	5,795	6,835	6,936	7,249

(注) 「国税庁統計年報」に基づいて作成。

## 47. 我が国の締結した

(1) 二重課税の回避及び脱税の防止に関する規定を主体とする条約等

国名	発効日	限度税率			株式譲渡益の課税				二重課税の排除	相互協議
		配当	利子	使用料	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	一般	日本国でのみなし外国税額控除(供与期限)	仲裁規定
アメリカ	原S30.4.1 ①S32.9.9 ②S39.9.2 ③S40.5.6 ④S47.7.9 ①R元.8.30	10% (一定のもの) 免税 その他 5%	免税	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	あり
スウェーデン	原S32.6.1 ①S40.5.25 ②S58.9.18 ①H11.12.25 ②H26.10.12	10% (免税)	原則 免税 一定のもの 10%	免税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	あり
デンマーク	原S34.4.24 ②S43.7.26 ③H30.12.27	15% (免税)	免税	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	あり
パキスタン	原S34.5.14 ①S36.8.1 ③H20.11.9	10% (一定のもの) 5% その他 7.5%	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
ノルウェー	原S34.9.15 ②S43.10.25 ③H4.12.16	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
インド	原S35.6.13 ①S45.11.15 ③H元.12.29 ①H18.6.28 ②H28.10.29	10%	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
シンガポール	原S36.9.5 ②S46.8.3 ①S56.6.23 ③H7.4.28 ①H22.7.14	15% (5%)	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あり (平12)	—
オーストリア	原S38.4.4 ③H30.10.27	10% (免税)	免税	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	あり
ニュージーランド	原S38.4.19 ①S42.9.30 ③H25.10.25	15% (免税)	金融機関等 受取 免税 その他 10%	5%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	あり
イギリス (注1)	原S38.4.23 ②S45.12.25 ①S55.10.31 ③H18.10.12 ①H26.12.12	10% (免税)	原則 免税 一定のもの 10%	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	あり
タイ	原S38.7.24 ③H2.8.31	国内法の税率 (一定のもの) 15% その他 20%	金融機関等 受取 10% その他の法人 25%	15%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あり	—
マレーシア	原S38.8.21 (マラヤ連邦) ②S45.12.23 ③H11.12.31 ①H22.12.1	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あり (平18)	—
カナダ	原S40.4.30 ②S62.11.14 ①H12.12.14	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
フランス	原S40.8.22 ①S56.10.14 ③H8.3.24 ①H19.12.1	10% (一定のもの) 免税 その他 5%	金融機関等 受取 免税 その他 10%	免税	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
ドイツ	原S42.6.9 ①S55.11.10 ②S59.5.4 ③H28.10.28	15% (一定のもの) 免税 その他 5%	原則 免税 一定のもの 国内法の税率	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	あり
ブラジル	原S42.12.31 ①S52.12.29	12.5%	12.5%	商標権 25% 映画フィルム 等 15% その他 12.5%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あり	—
スリランカ (セイロン)	S43.9.22	20% (対法人のみ)	銀行等受取 免税 その他 国内法の税率	著作権 } 免税 映画フィルム } 特許権等 } 半額課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あり	—

## 租 税 条 約 等 の 概 要

国 名	発 効 日	限 度 税 率			株 式 譲 渡 益 の 課 税				二重課税の 排除	相互協 議
		配 当	利 子	使 用 料	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	一 般	日本国でのみ な し 外 国 税 額 控 除 (供与期限)	仲 裁 規 定
エジプト (アラブ連合)	S44. 8. 6	15%	国内法の税率	15%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
ベルギー	原S45. 4.16 ①H 2.11.16 ②H25.12.27 ③H31. 1.19	10% (免税)	企業間受取 その他 10%	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	あり
オーストラリア	原S45. 7. 4 ③H20.12. 3	10% 一定のもの の免税 その他 5%	金融機関等 受取 その他 10%	5%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
オランダ	原S45.10.23 ①H 4.12.16 ③H23.12.29	10% 一定のもの の免税 その他 5%	金融機関等 受取 その他 10%	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	あり
韓 国	原S45.10.29 ③H11.11.22	15% 平成15年未 まで 10% 平成16年以 後 5%	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あ り (平15)	—
ザンビア	S46. 1.23	免税	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あ り	—
ス イ ス	原S46.12.26 ①H23.12.30	10% 一定のもの の免税 その他 5%	金融機関等 受取 その他 10%	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	—
フィンランド	原S47.12.30 ①H 3.12.28	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
イ タ リ ア	原S48. 3.17 ①S57. 1.28	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
ス ペ イ ン	S49.11.20	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あ り (注4)	—
アイルランド	S49.12. 4	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あ り (注4)	—
ルーマニア	S53. 4. 9	10%	10%	文化的使用料 10% 工業的使用料 15%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
旧チェコスロ ヴァキア(注2)	S53.11.25	15% (10%)	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
フィリピン	原S55. 7.20 ①H20.12. 5	15% (10%)	10%	映画フィルム 15% その他 10%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あ り (平30)	—
ハンガリー	S55.10.25	10%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
ポーランド	S57.12.23	10%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
インドネシア	S57.12.31	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あ り (注4)	—
中 国	S59. 6.26	10%	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あ り	—
旧 ソ 連 (注3)	S61.11.27	15%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
バングラデシュ	H 3. 6.15	15% (10%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あ り	—
ブルガリア	H 3. 8. 9	15% (10%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あ り (平13)	—
ルクセンブルク	原H 4.12.27 ①H23.12.30	15% ( 5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
イスラエル	H 5.12.24	15% ( 5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—

## 47. 我が国の締結した

国名	発効日	限度税率			株式譲渡益の課税				二重課税の排除 日本国でのみなし 外国税額控除 (供与期限)	相互協定 仲裁規定
		配当	利子	使用料	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	一般		
トルコ	H 6.12.28	15% (10%)	金融機関等 受取 10% その他 15%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あり (平16)	—
ヴェトナム	H 7.12.31	10%	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あり (平22)	—
メキシコ	H 8.11. 6	15% 一定のもの の免税 その他 5%	金融機関等 受取 10% その他 15%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あり (平17)	—
南アフリカ	H 9.11. 5	15% ( 5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
ブルネイ	H21.12.19	10% ( 5%)	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
カザフスタン	H21.12.30	15% ( 5%)	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
香港	H23. 8.14	10% ( 5%)	10%	5%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	あり
サウジアラビア	H23. 9. 1	10% ( 5%)	10%	設備の使用 5% その他 10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
クウェート	H25. 6.14	10% ( 5%)	10%	10%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	—
ポルトガル	H25. 7.28	10% ( 5%)	銀行等受取 5% その他 10%	5%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	あり
オマーン	H26. 9. 1	10% ( 5%)	10%	10%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	—
アラブ首長国 連邦	H26.12.24	10% ( 5%)	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
カタール	H27.12.30	10% ( 5%)	金融機関等 受取 免税 その他 10%	5%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
台湾 (注5)	H28. 6.13	10%	10%	10%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
チリ	H28.12.28	15% ( 5%)	金融機関等 受取 4% その他 10% (平成30年末 までは15%)	設備の使用 2% その他 10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	あり
ラトビア	H29. 7. 5	個人以外受取 免税 その他 10%	個人以外受取 免税 その他 10%	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	あり
スロベニア	H29. 8.23	5%	5%	5%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	あり
リトアニア	H30. 8.31	個人以外受取 免税 その他 10%	個人以外受取 免税 その他 10%	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	あり
エストニア	H30. 9.29	10% (免税)	10%	5%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	あり
ロシア	H30.10.10	10% ( 5%)	免税	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
アイスランド	H30.10.31	15% 一定のもの の免税 その他 5%	免税	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	あり
クロアチア	R元. 9. 5	5% (免税)	5%	5%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
エクアドル	R元.12.28	5%	銀行等受取 免税 その他 10%	10%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
ジャマイカ	R29.16	10% (5%)	10%	設備の使用 2% その他 10%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	あり

租 税 条 約 等 の 概 要 (続)

国 名	発 効 日	限 度 税 率			株 式 譲 渡 益 の 課 税				二重課税の 排除	相互協 議
		配 当	利 子	使 用 料	不動産化体 不動産所在地 国課税	事業譲渡類似 居住地国のみ で課税	破綻金融機関 居住地国のみ で課税	一 般 居住地国のみ で課税	日本国でのみ な し外国税額控除 (供与期限)	仲裁 規定
ウズベキスタン	R.2.10.17	10% (5%)	5%	著作権 その他 免税 5%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
ベ ル ー	R.3.1.29	10%	10%	15%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—

(備考) 1. 原は当初の条約、①、②、③はそれぞれ第1次、第2次、第3次の補正改訂を示し、④は全面改訂を示す。  
 2. 配当に対する限度税率は日本側の税率を示す。配当欄の( )書は、親会社間配当に対する限度税率を示す。  
 3. みなし外国税額控除とは、条約の規定により、日本国での外国税額控除の適用上、条約の相手国において経済開発を目的とする税制上の特別措置等により減免された税額を納付したものとみなして、当該減免税額を控除する制度である。  
 4. 事業利得に対しては、国内に恒久的施設を有する場合に当該恒久的施設に帰属する部分に限り課税する。  
 (注) 1. イギリスとの当初の条約については、フィジーに適用される。  
 2. 旧チェコスロヴァキアとの条約については、チェコ及びスロバキアにそれぞれ適用される。  
 3. 旧ソ連との条約についてはキルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、アルメニア、ベラルーシ、モルドバ及びアゼルバイジャンにそれぞれ適用される。  
 4. 先方の国内法の改正により、事実上みなし外国税額控除の適用がない。  
 5. 台湾に関しては、台湾との関係に関する我が国の基本的立場を踏まえ、国際約束である租税条約ではなく、公益財団法人交流協会(日本側)と亜東関係協会(台湾側)との間で民間取決めを結び、その内容を日本国内で実施するための国内法を整備している(現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会(日本側)及び台湾日本関係協会(台湾側)にそれぞれ改称されている。)

(2) 租税に関する情報交換規定を主体とする協定

- ・バミューダ (H22. 8. 1)
- ・バハマ (H23. 8.25)
- ・マン島 (H23. 9. 1)
- ・ケイマン諸島 (H23.11.13)
- ・リヒテンシュタイン (H24.12.29)
- ・サモア (H25. 7. 6)
- ・ガーンジー (H25. 8.23)
- ・ジャージー (H25. 8.30)
- ・マカオ (H26. 5.22)
- ・英領バージン諸島 (H26.10.11)
- ・パナマ (H29. 3.12)

(注1) ( ) 内は発効日を示す。  
 (注2) バハマについては、自動的情報交換に関して規定する改正議定書がH30.12.12に発効。

(3) 税務行政執行共助条約

条約締結国の税務当局間で税務行政に関する国際的な協力(情報交換、徴収共助、文書送達共助)を行うための多国間条約。  
 令和3年4月30日現在の参加国・地域は、日、米、英、独、仏、伊、加、中、韓等142か国・地域(署名ベース)。  
 欧州・NIS諸国地域: アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イギリス、(英) ガーンジー、(英) ジャージー、(英) ジブラルタル、(英) マン島、イタリア、ウクライナ、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、(T) グリーンランド、(T) フェロー諸島、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、北マケドニア、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア  
 中東、アフリカ地域: アラブ首長国連邦、イスラエル、ウガンダ、エスワティニ、オマーン、カタール、ガナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、クウェート、ケニア、サウジアラビア、セーシェル、セネガル、チュニジア、トーゴ、トルコ、ナイジェリア、ナミビア、パレニン、ブルキナファソ、ベナン、ボツワナ、南アフリカ、モリシヤス、モリタニア、モロッコ、ヨルダン、リベリア、レバノン  
 アジア、大洋州地域: インド、インドネシア、オーストラリア、韓国、クック諸島、サモア、シンガポール、タイ、中国、(中) 香港、(中) マカオ、ナウル、ニウエ、日本、ニュージーランド、(仏) ニューカレドニア、パキスタン、バヌアツ、フィリピン、ブルネイ、マニラ諸島、マレーシア、モンゴル  
 北米、中南米地域: アメリカ、アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、(英) アンギラ、(英) 英領バージン諸島、(英) ケイマン諸島、(英) タークス・カイコス諸島、(英) バミューダ、(英) モントセラト、エクアドル、エルサルバドル、(蘭) アルバ、(蘭) キュラソー、(蘭) セント・マーティン、カナダ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、パナマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ペリウズ、ペルー、メキシコ

(注1) 下線は、発効済の国・地域(130か国・地域)を表す。  
 (注2) ガーンジー、ジャージー、ジブラルタル、マン島、アンギラ、英領バージン諸島、ケイマン諸島、タークス・カイコス諸島、バミューダ、モントセラトは、イギリスにより適用拡張。  
 (注3) グリーンランド、フェロー諸島は、デンマークにより適用拡張。  
 (注4) アルバ、キュラソー、セント・マーティンは、オランダにより適用拡張。  
 (注5) 香港、マカオは、中国により適用拡張。  
 (注6) ニューカレドニアは、フランスにより適用拡張。

(4) BEPS 防止措置実施条約

BEPS(税源浸食及び利益移転)プロジェクトにおいて策定されたBEPS防止措置のうち租税条約に関連する措置を、本条約の締結国間の既存の租税条約に導入するための多数国間条約。  
 令和3年4月30日現在の参加国・地域は、日、英、独、仏、伊、加、中、韓等93か国・地域(署名ベース)。  
 欧州・NIS諸国地域: アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、イギリス、エストニア、オーストリア、オランダ(注2)、(英) ガーンジー、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、(英) ジャージー、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、(英) マン島、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア  
 中東、アフリカ地域: アラブ首長国連邦、イスラエル、エジプト、オマーン、カタール、ガボン、カメルーン、クウェート、ケニア、コートジボワール、サウジアラビア、セーシェル、セネガル、チュニジア、トルコ、ナイジェリア、パレニン、ブルキナファソ、南アフリカ、モリシヤス、モロッコ、ヨルダン  
 アジア、大洋州地域: インド、インドネシア、オーストラリア、韓国、シンガポール、中国(注3)、日本、ニュージーランド、パキスタン、バブアニューギニア、フィジー、マレーシア  
 北米、中南米地域: アルゼンチン、ウルグアイ、カナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、チリ、パナマ、バルバドス、ペリウズ、ペルー、メキシコ

(注1) 下線は、本条約の批准書等を寄託した国・地域(64か国・地域)を示す。  
 (注2) オランダは、キュラソーが締結した租税条約を本条約の対象とすることを通告している。  
 (注3) 中国は、香港が締結した租税条約を本条約の対象とすることを通告している。

## 48. 地方税収入の

区 分	番 号	昭和30年度		40		50		60		平成7			
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比		
道府県 市町村 地方税総計	1	1,471	38.6	7,823	50.5	38,692	47.4	102,040	43.8	139,090	41.3		
	2	2,344	61.4	7,671	49.5	42,856	52.6	131,125	56.2	197,660	58.7		
	3	3,815	100.0	15,494	100.0	81,548	100.0	233,165	100.0	336,750	100.0		
道 府 県 税	普通税	4	1,468	99.8	7,171	91.7	34,987	90.4	92,991	91.1	119,637	86.0	
	道府県民	5	237	16.1	1,758	22.5	9,890	25.6	29,513	28.9	44,604	32.1	
	個人 法人 子 配 当 株式等譲渡所得 事業	個人	6	140	9.5	1,229	15.7	7,393	19.1	21,002	20.6	26,629	19.1
		法人	7	97	6.6	529	6.8	2,498	6.5	8,510	8.3	8,055	5.8
		子	8	—	—	—	—	—	—	—	—	9,919	7.1
		配	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		当	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		株式等譲渡所得	11	806	54.8	3,299	42.2	15,015	38.8	39,370	38.6	44,856	32.2
		事業	12	202	13.7	253	3.2	480	1.2	1,298	1.3	2,504	1.8
		個人	13	604	41.1	3,046	38.9	14,535	37.6	38,072	37.3	42,352	30.4
		法人	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		地方消費税	15	52	3.5	414	5.3	1,814	4.7	4,346	4.3	7,876	5.7
	不動産取得税	16	96	6.5	440	5.6	1,356	3.5	3,130	3.1	3,783	2.7	
	道府県たばこ(消費)税	17	15	1.0	95	1.2	500	1.3	1,083	1.1	977	0.7	
	ゴルフ場利用(入場・娯楽施設利用)税	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	自動車取得税	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	軽油引取税	20	151	10.3	559	7.1	2,675	6.9	4,757	4.7	1,330	1.0	
	特別地方消費(遊興飲食・料理飲食等消費)税	21	79	5.3	549	7.0	3,689	9.5	10,380	10.2	15,873	11.4	
	自動車	22	5	0.3	8	0.1	6	0.0	9	0.0	6	0.0	
	銃	23	3	0.2	4	0.1	20	0.1	27	0.0	20	0.0	
	狩猟者登録(狩猟免許)税	24	22	1.5	39	0.5	21	0.1	123	0.1	100	0.1	
	固定資産税(特例)	25	3	0.2	6	0.1	2	0.0	253	0.2	213	0.2	
	法定外普通税・その他	26	0	0.0	652	8.3	3,705	9.6	9,049	8.9	19,448	14.0	
目的	27	—	—	—	—	1,750	4.5	3,471	3.4	6,112	4.4		
自動車取得税	28	—	—	649	8.3	1,940	5.0	5,558	5.4	13,322	9.6		
軽油引取税	29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
狩	30	0	0.0	3	0.0	15	0.0	20	0.0	14	0.0		
法定外目的税・その他	31	3	0.2	0	0.0	0	0.0	—	—	5	0.0		
旧法による税収入	32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
東日本大震災による減免等	33	1,471	100.0	7,823	100.0	38,692	100.0	102,040	100.0	139,090	100.0		
合 計	34	2,334	99.6	7,273	94.8	40,100	93.6	120,404	91.8	180,670	91.4		
市 町 村 税	普通税	35	740	31.6	3,046	39.7	19,804	46.2	66,454	50.7	88,061	44.6	
	市町村民	36	575	24.5	2,200	28.7	13,596	31.7	45,028	34.3	65,324	33.0	
	個人 法人 固定資産 地 地 家 屋 償 却 資 産	個人	37	164	7.0	846	11.0	6,207	14.5	21,426	16.3	22,737	11.5
		法人	38	1,104	47.1	2,773	36.1	14,899	34.8	41,747	31.8	83,627	42.3
		固定資産	39	433	18.5	655	8.5	6,539	15.3	17,898	13.6	34,892	17.7
		地	40	465	19.8	1,210	15.8	5,068	11.8	16,029	12.2	32,218	16.3
		地	41	206	8.8	908	11.8	3,293	7.7	7,821	6.0	16,517	8.4
		家	42	46	2.0	125	1.6	275	0.6	698	0.5	1,055	0.5
		屋	43	192	8.2	732	9.5	2,381	5.6	5,515	4.2	6,691	3.4
		償	44	215	9.2	540	7.0	1,613	3.8	5,271	4.0	—	—
		却	45	17	0.7	24	0.3	28	0.1	46	0.0	22	0.0
		資	46	15	0.6	25	0.3	29	0.1	21	0.0	—	—
	産	47	—	—	—	—	1,028	2.4	552	0.4	1,208	0.6	
	軽自動車(自転車, 荷車)税	48	5	0.2	8	0.1	42	0.1	101	0.1	6	0.0	
	市町村たばこ(消費)税	49	6	0.3	207	2.7	2,181	5.1	9,316	7.1	16,322	8.3	
	電気税・ガス	50	3	0.1	14	0.2	72	0.2	140	0.1	208	0.1	
	銃	51	—	—	—	—	152	0.4	1,972	1.5	3,068	1.6	
	産	52	—	—	190	2.5	1,955	4.6	7,201	5.5	13,045	6.6	
	木	53	3	0.1	3	0.0	3	0.0	3	0.0	2	0.0	
	材	54	4	0.2	0	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	
	引	55	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	取	56	—	—	27	0.4	136	0.3	368	0.3	668	0.3	
	特別土地保有	57	—	—	164	2.1	439	1.0	1,037	0.8	—	—	
法定外普通税・その他	58	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
目的	59	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
入	60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
事	61	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
業	62	—	—	190	2.5	1,955	4.6	7,201	5.5	13,045	6.6		
湯	63	3	0.1	14	0.2	72	0.2	140	0.1	208	0.1		
所	64	—	—	—	—	152	0.4	1,972	1.5	3,068	1.6		
都市計画	65	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
法定外目的税・その他	66	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
旧法による税収入	67	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
国有資産等所在市町村	68	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
交付金	69	—	—	27	0.4	136	0.3	368	0.3	668	0.3		
納付金	70	—	—	164	2.1	439	1.0	1,037	0.8	—	—		
東日本大震災による減免等	71	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
合 計	72	2,344	100.0	7,671	100.0	42,856	100.0	131,125	100.0	197,660	100.0		

(備考) 1. 令和元年度以前は決算額(計画外税取含む)、令和2年度及び令和3年度は地方財政計画額である。なお、令和2年度及び令和3年度の地方財政計画は、通常取支分と東日本大震災分が策定されるが、上記は通常取支分と東日本大震災分を合計した税収である。

2. 昭和30年度の入湯税は法定普通税に含まれる。

3. 自動車取得税、軽油引取税は平成21年度の税制改正によって用途が特定されない普通税に改められた。

構成の累年比較

(単位 億円, %)

17		27		29		30		令和元		令和2 (計画)		令和3 (計画)		番号
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比									
152,269	43.7	180,222	46.1	183,967	46.1	183,280	45.0	183,437	44.5	187,036	45.6	172,340	44.9	1
195,775	56.3	210,763	53.9	215,077	53.9	224,235	55.0	228,678	55.5	223,086	54.4	211,108	55.1	2
348,044	100.0	390,986	100.0	399,044	100.0	407,514	100.0	412,115	100.0	410,122	100.0	383,448	100.0	3
136,796	89.8	180,124	99.9	183,861	99.9	183,165	99.9	183,316	99.9	187,081	100.0	172,406	100.0	4
35,854	23.5	61,105	33.9	61,381	33.4	56,976	31.1	56,611	30.9	53,134	28.4	49,595	28.8	5
22,543	14.8	47,932	26.6	49,587	27.0	45,404	24.8	45,442	24.8	45,458	24.3	43,538	25.3	6
9,661	6.3	8,435	4.7	7,624	4.1	8,349	4.6	8,212	4.5	4,711	2.5	2,502	1.5	7
1,774	1.2	954	0.5	593	0.3	558	0.3	303	0.2	416	0.2	316	0.2	8
786	0.5	1,898	1.1	1,757	1.0	1,447	0.8	1,670	0.9	1,636	0.9	1,566	0.9	9
1,091	0.7	1,887	1.0	1,821	1.0	1,218	0.7	984	0.5	913	0.5	1,673	1.0	10
49,142	32.3	37,034	20.5	41,939	22.8	44,505	24.3	45,966	25.1	43,406	23.2	34,255	19.9	11
2,158	1.4	1,939	1.1	2,025	1.1	2,074	1.1	2,114	1.2	2,157	1.2	1,722	1.0	12
46,984	30.9	35,095	19.5	39,914	21.7	42,431	23.2	43,851	23.9	41,249	22.1	32,533	18.9	13
25,512	16.8	49,742	27.6	47,353	25.7	48,155	26.3	47,955	26.1	58,210	31.1	57,496	33.4	14
4,767	3.1	3,768	2.1	4,065	2.2	4,036	2.2	4,042	2.2	4,257	2.3	3,791	2.2	15
2,752	1.8	1,530	0.8	1,409	0.8	1,389	0.8	1,395	0.8	1,435	0.8	1,424	0.8	16
620	0.4	475	0.3	447	0.2	433	0.2	431	0.2	411	0.2	404	0.2	17
-	-	1,373	0.8	1,897	1.0	1,982	1.1	1,039	0.6	-	-	-	-	18
-	-	9,246	5.1	9,487	5.2	9,584	5.2	9,449	5.2	9,641	5.2	9,300	5.4	19
1	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20
17,528	11.5	15,428	8.6	15,405	8.4	15,504	8.5	15,881	8.7	16,508	8.8	16,066	9.3	21
4	0.0	3	0.0	3	0.0	3	0.0	3	0.0	3	0.0	3	0.0	22
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23
164	0.1	23	0.0	44	0.0	109	0.1	80	0.0	76	0.0	72	0.0	24
453	0.3	397	0.2	429	0.2	488	0.3	464	0.3	-	-	-	-	25
15,473	10.2	99	0.1	106	0.1	115	0.1	121	0.1	7	0.0	7	0.0	26
4,528	3.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27
10,859	7.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28
25	0.0	9	0.0	8	0.0	8	0.0	8	0.0	7	0.0	7	0.0	29
60	0.0	89	0.0	97	0.1	107	0.1	113	0.1	-	-	-	-	30
0	0.0	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△52	△0.0	△73	△0.0	32
152,269	100.0	180,222	100.0	183,967	100.0	183,280	100.0	183,437	100.0	187,036	100.0	172,340	100.0	33
179,142	91.5	193,554	91.8	197,473	91.8	206,406	92.0	210,466	92.0	204,868	91.8	193,232	91.5	34
81,555	41.7	95,480	45.3	96,949	45.1	105,324	47.0	107,203	46.9	100,497	45.0	90,974	43.1	35
56,985	29.1	72,237	34.3	74,708	34.7	81,057	36.1	83,251	36.4	83,740	37.5	80,225	38.0	36
24,570	12.6	23,243	11.0	22,241	10.3	24,268	10.8	23,952	10.5	16,757	7.5	10,749	5.1	37
87,547	44.7	86,639	41.1	89,373	41.6	89,958	40.1	91,988	40.2	92,695	41.6	90,628	42.9	38
34,058	17.4	33,952	16.1	33,872	15.7	34,478	15.4	34,853	15.2	34,967	15.7	34,852	16.5	39
37,651	19.2	36,911	17.5	38,825	18.1	38,498	17.2	39,578	17.3	40,275	18.1	39,201	18.6	40
15,839	8.1	15,776	7.5	16,676	7.8	16,982	7.6	17,556	7.7	17,453	7.8	16,575	7.9	41
1,515	0.8	2,003	1.0	2,486	1.2	2,581	1.2	2,692	1.2	2,873	1.3	2,891	1.4	42
8,453	4.3	9,361	4.4	8,623	4.0	8,502	3.8	8,539	3.7	8,786	3.9	8,721	4.1	43
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44
16	0.0	21	0.0	17	0.0	16	0.0	18	0.0	15	0.0	17	0.0	45
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46
43	0.0	33	0.0	6	0.0	2	0.0	2	0.0	2	0.0	1	0.0	47
14	0.0	18	0.0	19	0.0	23	0.0	23	0.0	-	-	-	-	48
15,559	7.9	16,298	7.7	16,723	7.8	16,954	7.6	17,340	7.6	17,545	7.9	17,266	8.2	49
244	0.1	227	0.1	227	0.1	224	0.1	225	0.1	230	0.1	139	0.1	50
2,970	1.5	3,613	1.7	3,712	1.7	3,783	1.7	3,867	1.7	3,884	1.7	3,899	1.8	51
12,330	6.3	12,444	5.9	12,767	5.9	12,914	5.8	13,177	5.8	13,431	6.0	13,228	6.3	52
15	0.0	13	0.0	17	0.0	34	0.0	71	0.0	-	-	-	-	53
-	-	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55
963	0.5	911	0.4	881	0.4	874	0.4	872	0.4	865	0.4	878	0.4	56
111	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△192	△0.1	△268	△0.1	58
195,775	100.0	210,763	100.0	215,077	100.0	224,235	100.0	228,678	100.0	223,086	100.0	211,108	100.0	59

## 49. 国及び地方公共団体の歳入構造の推移

(単位 億円, %)

区 分	昭和10年度		25		40		50		55		60		平成 2		7		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
国	税 収 入	10.1	45	4,564	64	30,496	81	137,527	64	268,687	61	381,988	71	601,059	84	519,308	64
	専売納付金	2.0	9	1,145	16	1,804	5	3,405	2	8,124	2	108	0	111	0	163	0
	公債	6.8	30	—	—	1,972	5	52,805	25	141,702	32	123,080	23	73,120	10	212,470	26
	その他	3.7	16	1,459	20	3,459	9	20,997	10	21,894	5	34,749	6	42,745	6	73,631	9
	計	22.6	100	7,168	100	37,731	100	214,734	100	440,407	100	539,926	100	717,035	100	805,572	100
地方計	税 収 入	6.3	25	1,883	35	15,494	33	81,548	30	158,938	32	233,165	39	334,504	39	336,750	31
	地方譲与税	—	—	—	—	501	1	2,482	1	4,400	1	4,615	1	16,627	2	19,393	2
	地方交付税	—	—	1,085	20	7,432	16	44,710	16	81,140	16	94,499	16	143,280	17	161,529	15
	国庫支出金	2.9	11	1,266	23	11,912	26	66,022	24	120,446	24	120,227	20	125,990	15	176,683	16
	地方債	6.7	26	328	6	3,209	7	32,598	12	48,383	10	46,079	8	64,163	8	171,176	16
その他	9.6	38	887	16	7,947	17	46,305	17	79,451	16	104,592	17	165,803	19	205,426	19	
計	25.5	100	5,449	100	46,495	100	273,666	100	492,758	100	603,177	100	850,367	100	1,070,956	100	
道府県	税 収 入	2.5	32	782	26	8,484	31	42,810	30	81,371	33	113,537	37	173,532	40	157,287	29
	地方譲与税	—	—	—	—	456	2	1,491	1	1,756	1	1,831	1	8,021	2	8,706	2
	地方交付税	—	—	712	24	4,807	17	23,922	17	43,244	17	52,896	17	78,896	18	84,364	16
	国庫支出金	1.3	16	788	27	8,339	30	39,393	27	67,632	27	70,982	23	73,652	17	99,947	19
	地方債	1.6	20	178	6	1,503	5	16,177	11	20,849	8	21,856	7	31,561	7	90,612	17
その他	2.5	32	509	17	4,072	15	20,969	14	34,238	14	46,701	15	68,886	16	96,386	18	
計	7.9	100	2,969	100	27,661	100	144,762	100	249,090	100	307,803	100	434,548	100	537,302	100	
市町村	税 収 入	3.8	22	1,101	44	7,010	37	38,739	30	77,567	32	119,628	41	160,972	39	179,462	34
	地方譲与税	—	—	—	—	45	0	991	1	2,644	1	2,784	1	8,606	2	10,687	2
	地方交付税	—	—	373	15	2,625	14	20,788	16	37,896	16	41,603	14	64,384	15	77,165	14
	国庫支出金	1.6	9	478	19	3,573	19	26,629	21	52,814	22	49,245	17	52,338	13	76,736	14
	地方債	5.1	29	150	6	1,706	9	16,421	13	27,534	11	24,223	8	32,602	8	80,564	15
その他	7.1	40	378	15	3,875	21	25,336	20	45,213	19	57,891	20	96,917	23	109,040	20	
計	17.6	100	2,480	100	18,834	100	128,904	100	243,668	100	295,374	100	415,819	100	533,654	100	
区 分	12		17		22		27		30		令和元		2		3		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
国	税 収 入	507,125	54	490,654	55	414,868	41	562,854	55	603,564	57	584,415	54	551,250	31	574,480	54
	専売納付金	205	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	公債	330,040	35	312,690	35	423,030	42	349,183	34	343,954	33	365,819	34	1,125,539	64	435,970	41
	その他	96,240	10	86,658	10	167,448	17	109,716	11	109,456	10	141,390	13	80,088	5	55,647	5
	計	933,610	100	890,003	100	1,005,346	100	1,021,753	100	1,056,974	100	1,091,624	100	1,756,878	100	1,066,097	100
地方計	税 収 入	355,464	33	348,044	35	343,163	33	390,986	35	407,514	37	412,115	37	410,122	45	383,448	42
	地方譲与税	6,202	1	18,490	2	20,692	2	26,792	2	26,509	2	26,138	2	26,086	3	18,462	2
	地方交付税	217,764	20	169,587	17	171,936	17	173,906	16	165,482	15	167,392	15	169,624	18	175,711	19
	国庫支出金	168,395	16	141,192	14	172,973	17	192,273	17	187,985	17	200,003	18	157,222	17	149,544	17
	地方債	111,735	10	104,284	11	129,948	13	107,152	10	105,341	10	108,957	10	92,798	10	112,415	12
その他	212,630	20	210,134	21	200,489	19	216,676	20	209,806	19	208,585	19	61,621	7	62,898	7	
計	1,072,191	100	991,731	100	1,039,201	100	1,107,786	100	1,102,637	100	1,123,191	100	917,473	100	902,478	100	
道府県	税 収 入	174,561	32	171,374	35	159,323	32	201,426	39	206,201	41	207,036	41	187,036		172,340	
	地方譲与税	1,323	0	8,536	2	15,933	3	22,578	4	22,322	4	21,848	4				
	地方交付税	117,829	22	92,216	19	87,665	18	88,457	17	85,677	17	86,313	17				
	国庫支出金	96,426	18	66,309	14	62,944	13	62,996	12	57,084	11	59,534	12				
	地方債	62,682	12	57,095	12	78,099	16	55,281	11	54,150	11	56,009	11				
その他	91,328	17	91,416	19	96,698	19	89,760	17	78,293	16	78,400	15					
計	544,149	100	486,945	100	500,661	100	520,499	100	503,728	100	509,140	100					
市町村	税 収 入	180,903	34	176,670	35	183,840	34	189,560	32	201,313	34	205,079	33	223,086		211,108	
	地方譲与税	4,879	1	9,954	2	4,759	1	4,214	1	4,186	1	4,290	1				
	地方交付税	99,936	19	77,371	15	84,271	16	85,449	15	79,805	13	81,080	13				
	国庫支出金	71,969	14	74,883	15	110,030	20	129,277	22	130,901	22	140,469	23				
	地方債	49,053	9	47,190	9	51,850	10	51,871	9	51,191	9	52,948	9				
その他	121,302	23	118,718	24	103,791	19	126,915	22	131,513	22	130,185	21					
計	528,042	100	504,786	100	538,540	100	587,287	100	598,909	100	614,051	100					

- (備考) 1. 国は令和元年度までは決算額、令和2年度は補正後予算額であり、令和3年度は予算額である。  
地方は令和元年度までは決算額、令和2年度及び令和3年度は地方財政計画額である。令和元年度までの地方計は、都道府県と市町村とを単純合計したものである。
2. 国は一般会計、地方は普通会計である。なお、令和元年度までについて、東京都が徴収した市町村税相当分は、道府県税収入に含まれている。
3. 国の専売納付金のうち日本専売公社納付金は昭和60年度からたばこ（消費）税に移行している。
4. 地方交付税には、地方財政平衡交付金等を含む。
5. 決算額の国庫支出金には、都道府県支出金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、特別事業債償還交付金及び交通安全対策特別交付金を含む。
6. 国の歳入合計においては、いわゆる「つなぎ国債」を含む。具体的には、湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債（平成2年度：9,689億円）、消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債（平成7年度：28,511億円）を含む。
7. 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

50. 地方税（道府県税）収入の都道府県別所在状況（令和元年度人口1人当たり指数）

(全国平均=100)

都道府県	税目	道府県民税			事業税			地方消費税 (清算後)	不動産 取得税	道府県 たばこ 税	ゴルフ 場利用 税	自動車 取得税	自動車税				軽油 引取税	計		
		個人	法人	計	個人	法人	計						自動車税 (-R19.30)	環境性 能割	種別 割	計				
北海道	道森 手城 田形 島	70.8	60.7	69.3	56.0	68.2	67.7	105.8	95.0	122.7	87.9	117.7	119.9	103.0	104.2	119.3	142.0	87.9		
		71.6	44.6	67.6	44.6	55.4	54.9	98.5	53.9	116.2	33.6	108.4	107.2	89.2	91.6	106.6	140.6	90.5		
		79.2	62.7	76.8	57.2	60.7	60.5	99.9	63.0	104.6	65.5	106.4	118.6	90.9	98.9	117.6	172.8	87.1		
		71.6	89.6	74.2	83.6	94.1	93.6	99.6	97.8	110.5	92.9	98.9	119.0	103.0	121.1	118.5	151.7	94.4		
		70.5	50.0	67.5	49.8	53.6	53.4	101.7	57.6	100.9	47.2	114.3	113.1	92.2	92.6	112.4	122.7	79.8		
		80.4	56.3	76.9	62.5	58.8	59.0	102.2	58.1	92.3	31.0	109.4	122.4	92.2	105.3	121.4	113.8	84.4		
茨城県	城木 馬玉 葉京 川	88.0	69.5	85.3	59.7	85.3	84.1	104.7	50.6	118.2	88.2	105.1	133.5	106.1	130.5	132.7	176.7	100.0		
		101.1	70.1	96.6	65.7	80.4	79.7	95.7	66.0	106.2	259.6	113.6	141.7	109.7	160.0	140.9	151.1	98.6		
		101.0	77.1	97.5	65.8	79.6	78.9	100.1	79.5	104.2	328.9	109.3	146.6	115.5	144.2	145.7	149.5	100.3		
		96.7	82.5	94.6	63.7	81.7	80.8	100.2	85.9	100.6	170.2	124.7	142.9	120.5	129.5	142.1	120.4	97.9		
		104.0	54.8	96.8	110.5	55.5	58.0	88.7	82.3	91.4	83.2	93.0	95.0	95.0	97.9	95.0	93.7	83.9		
		110.6	58.6	103.1	78.0	63.1	63.8	98.8	89.8	93.8	195.6	89.4	97.1	92.2	101.1	97.0	85.7	90.1		
東京都	新富 石福	183.4	288.2	198.6	233.4	253.1	252.1	120.6	187.4	106.6	13.6	82.0	61.6	95.8	69.5	62.6	38.2	169.0		
		96.0	69.5	92.2	123.9	81.1	83.1	92.5	91.7	87.6	48.4	86.8	81.2	94.2	87.4	81.6	59.6	86.9		
		69.6	63.6	68.7	60.7	74.8	74.2	100.5	66.8	95.4	70.8	108.0	116.6	91.1	91.6	115.7	138.5	87.3		
		100.4	72.0	96.3	70.4	86.2	85.5	103.6	68.1	94.5	83.5	108.7	132.5	100.0	105.3	131.4	139.2	99.8		
		99.3	92.9	98.4	87.4	92.5	92.2	103.4	86.6	99.7	141.9	122.3	128.1	121.9	113.7	127.9	119.3	101.9		
		98.5	80.9	95.9	80.3	108.0	106.8	97.9	67.8	99.7	89.1	122.2	128.2	125.8	107.4	128.0	141.4	113.4		
山梨県	梨野 阜岡 知重	96.1	75.3	93.1	78.4	78.4	78.4	99.9	71.9	103.7	262.2	108.2	128.7	101.7	102.1	127.7	118.2	95.2		
		93.9	66.8	90.0	57.6	73.9	73.2	101.9	71.7	88.8	112.4	119.0	124.9	111.9	108.4	124.4	114.0	92.6		
		98.3	67.2	93.7	83.7	72.2	72.8	97.3	74.0	88.0	238.6	128.0	128.7	117.5	123.2	128.3	114.2	93.2		
		86.4	74.8	84.7	96.6	98.6	98.5	99.6	85.2	94.5	189.4	114.6	119.8	109.1	112.6	119.5	139.6	98.3		
		108.7	125.6	111.2	114.7	124.4	123.9	100.2	112.1	94.8	55.2	140.6	126.3	153.2	142.1	127.2	105.5	112.4		
		103.7	73.2	99.3	81.3	85.8	85.6	102.2	96.9	96.3	271.1	129.3	124.8	121.6	116.8	124.7	159.3	102.2		
滋賀県	賀都 阪庫 良山	103.4	84.9	100.7	68.0	92.6	91.5	90.4	104.1	91.9	214.5	114.8	105.2	108.3	105.3	105.3	122.8	97.2		
		78.7	93.9	80.9	98.3	92.1	92.4	97.6	116.3	96.9	85.8	97.8	80.9	99.2	86.3	81.5	74.7	88.6		
		88.5	143.1	96.4	107.8	127.2	126.3	100.8	146.9	113.8	45.4	87.0	72.7	93.9	84.2	73.4	72.0	102.6		
		97.9	63.5	92.9	79.7	76.3	76.5	93.0	95.8	86.3	185.5	94.0	91.1	97.0	90.5	91.3	96.4	88.8		
		104.0	41.3	94.9	60.4	42.2	43.0	84.5	50.1	77.0	179.9	89.0	91.9	88.6	87.4	91.8	68.1	76.3		
		84.3	56.5	80.3	68.2	58.7	59.1	95.8	56.7	101.0	97.1	102.7	96.1	90.0	84.2	95.8	84.8	80.1		
鳥取県	取根 山島 山口	78.8	54.7	75.3	55.1	58.9	58.7	95.6	48.0	94.7	49.3	101.3	103.0	83.9	90.5	102.3	118.7	80.4		
		80.7	65.5	78.5	59.1	69.2	68.7	96.3	60.3	85.9	40.1	102.4	98.7	84.5	88.4	98.2	101.9	84.0		
		74.3	76.1	74.6	60.4	79.5	78.6	97.3	74.5	96.7	100.3	105.0	111.2	98.9	102.1	110.8	140.9	88.4		
		79.9	76.9	79.4	84.3	85.1	85.1	98.5	96.8	93.8	72.9	105.4	97.3	105.3	102.1	97.6	112.3	89.6		
		89.8	72.0	87.2	68.4	78.2	77.7	100.0	61.6	94.9	98.5	105.0	107.3	100.3	105.3	107.1	135.9	91.8		
		徳島県	鳥川 媛知	86.6	70.1	84.2	45.8	67.7	66.7	90.9	69.0	97.2	95.6	93.1	112.6	85.3	87.4	111.7	100.3	84.3
92.6	86.3			91.7	54.3	85.3	83.9	98.4	60.2	97.0	100.9	95.6	109.8	83.7	95.8	108.9	130.6	94.1		
82.4	68.1			80.3	58.0	75.9	75.1	97.3	74.8	94.3	73.2	85.6	94.2	79.2	78.9	93.6	102.8	86.2		
79.3	50.9			75.2	70.8	52.5	53.3	100.1	51.6	103.8	94.4	83.7	90.5	66.8	72.6	89.7	89.0	77.7		
福井県	岡賀 崎本 分崎 島鹿 沖			69.9	79.3	71.2	84.5	81.8	81.9	97.1	98.1	108.9	59.3	95.2	96.3	99.7	101.1	96.5	103.0	85.2
				77.7	59.6	75.1	67.3	68.9	68.8	95.2	68.3	108.8	100.9	91.2	103.3	77.6	105.3	102.6	150.0	87.9
		76.2	53.2	72.8	60.2	50.6	51.1	97.0	59.5	101.5	61.1	69.8	78.9	57.9	69.5	78.2	71.5	73.7		
		60.0	59.1	59.9	67.4	56.7	57.2	95.5	86.5	101.7	94.7	90.9	102.7	78.9	95.8	101.9	110.8	75.8		
		78.5	59.1	75.7	56.2	63.6	63.2	96.6	67.3	101.1	85.5	90.9	101.8	78.7	89.5	101.1	106.1	81.9		
		71.8	48.9	68.5	61.1	54.2	54.5	98.1	68.9	104.2	106.5	86.9	100.3	78.9	94.7	99.7	113.9	78.2		
合計	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		

(備考) 1. 人口1人当たり指数は、全国平均を100とした数値で、令和2年1月1日現在の住民基本台帳人口による。  
 2. 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は道府県税収入から控除して市町村税収入とした。  
 3. 個人道府県民税は、均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計額である。  
 4. 道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。  
 5. 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。  
 6. 自動車取得税及び軽油引取税については、旧法による税(目的税分)を含む。

## 51. 租 税 収 入 の 国 と 地 方 団

区 分	番 号	租税総額 (A)	租 税 内 訳			地 方 交 付 税 (F)	地 方 譲 与 税 (G)	地方特例 交付金等 (H)	
			国 税 (B)	地 方 税					
				道 府 県 税 (C)	市 町 村 税 (D)				計 (E)
昭和10年度…	1	18	12	2	4	6	—	—	—
16……………	2	58	49	2	7	9	4	—	—
19……………	3	136	127	4	5	9	7	—	—
25……………	4	7,585	5,702	782	1,101	1,883	1,085	—	—
30……………	5	13,178	9,363	1,471	2,344	3,815	1,600	221	—
35……………	6	25,452	18,010	3,489	3,953	7,442	3,110	362	—
40……………	7	48,279	32,785	7,823	7,671	15,494	7,162	501	—
45……………	8	115,239	77,732	21,112	16,395	37,507	18,097	1,087	—
50……………	9	226,591	145,043	38,692	42,856	81,548	33,511	2,482	—
55……………	10	442,626	283,688	73,903	85,035	158,938	75,809	4,401	—
60……………	11	624,667	391,502	102,040	131,125	233,165	98,193	4,615	—
平成 2……………	12	962,302	627,798	156,463	178,041	334,504	158,002	16,627	—
8……………	13	903,198	552,261	145,915	205,022	350,937	136,524	19,970	—
9……………	14	917,562	556,007	149,478	212,077	361,555	157,745	10,805	—
10……………	15	871,199	511,977	153,195	206,027	359,222	143,050	5,952	—
11……………	16	842,400	492,139	145,863	204,399	350,261	124,445	6,089	6,399
12……………	17	882,673	527,209	155,850	199,614	355,464	143,862	6,202	9,140
13……………	18	855,172	499,684	155,303	200,185	355,488	163,366	6,240	9,018
14……………	19	792,227	458,442	138,035	195,750	333,785	155,755	6,342	9,036
15……………	20	780,351	453,694	136,931	189,726	326,657	163,926	6,940	10,062
16……………	21	816,417	481,029	144,870	190,518	335,388	155,227	11,641	11,048
17……………	22	870,949	522,905	152,269	195,775	348,044	156,666	18,490	15,180
18……………	23	906,231	541,169	163,243	201,819	365,062	156,551	37,285	8,160
19……………	24	929,226	526,558	186,642	216,026	402,668	155,538	7,146	3,120
20……………	25	853,894	458,309	179,280	216,305	395,585	157,272	6,788	5,391
21……………	26	754,262	402,433	146,545	205,284	351,830	161,113	12,966	4,620
22……………	27	780,237	437,074	140,262	202,901	343,163	173,948	20,692	3,832
23……………	28	793,468	451,754	137,940	203,774	341,714	187,884	21,699	3,640
24……………	29	815,100	470,492	141,456	203,152	344,608	178,482	22,715	1,275
25……………	30	866,017	512,274	147,739	206,004	353,743	170,979	25,588	1,255
26……………	31	946,346	578,492	156,835	211,020	367,855	176,900	29,369	1,192
27……………	32	990,679	599,694	180,222	210,763	390,986	172,967	26,792	1,189
28……………	33	983,486	589,563	181,140	212,784	393,924	176,854	23,402	1,233
29……………	34	1,022,847	623,803	183,967	215,077	399,044	164,280	24,052	1,328
30……………	35	1,049,756	642,241	183,280	224,235	407,514	165,601	26,509	1,544
令和元……………	36	1,033,866	621,751	183,437	228,678	412,115	170,528	26,138	4,683
2……………	37	989,847	589,171	178,375	222,301	400,676	174,077	26,086	2,007
3……………	38	1,001,083	610,667	176,455	213,962	390,416	172,971	18,462	3,577

(備考) 1. 国税は59年度までは日本専売公社納付金を含み、かつ、35年度以降は特別会計分を含む。

2. 地方から国への負担額は、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額である。

3. 地方交付税（臨時地方特例交付金等を含む。）は、交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入額に返還金及び繰越額等を加減算した額である。

4. 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び交通安全対策特別交付金を含む。

5. 国税は令和元年度までは決算額、2年度は補正後予算額、3年度は予算額である。

体との配分の累年比較

(単位 億円, %)

国庫支出金 (I)	地方から国 への負担額 (J)	構 成 比							番 号
		配 分 前		配 分 後					
				交付税・譲与税・特例交付金配分後		交付税・譲与税・支出金・特例交付金 負担額調整後			
		国 (B) (A)	地 方 (E) (A)	国 (B)-(F)-(G)-(H) (A)	地 方 (E)+(F)+(G)+(H) (A)	国 (B)-(F)-(G) -(H)-(I)+(J) (A)	地 方 (E)+(F)+(G) +(H)+(I)-(J) (A)		
3	0	65.5	34.5	65.5	34.5	51.6	48.4	1	
6	0	84.5	15.5	77.6	22.4	67.2	32.8	2	
8	0	93.4	6.6	88.2	11.8	82.4	17.6	3	
1,139	0	75.2	24.8	60.9	39.1	45.9	54.1	4	
2,954	19	71.1	28.9	57.2	42.8	35.0	65.0	5	
4,771	276	70.8	29.2	57.1	42.9	39.5	60.5	6	
10,898	692	67.9	32.1	52.0	48.0	30.9	69.1	7	
20,930	1,262	67.5	32.5	50.8	49.2	33.7	66.3	8	
58,823	2,668	64.0	36.0	48.1	51.9	23.3	76.7	9	
105,782	4,601	64.1	35.9	46.0	54.0	23.1	76.9	10	
105,074	6,579	62.7	37.3	46.2	53.8	30.4	69.6	11	
107,311	11,319	65.2	34.8	47.1	52.9	37.1	62.9	12	
147,808	12,694	61.1	38.9	43.8	56.2	28.9	71.1	13	
143,724	12,543	60.6	39.4	42.2	57.8	27.9	72.1	14	
157,451	17,386	58.8	41.2	41.7	58.3	25.6	74.4	15	
165,990	16,106	58.4	41.6	42.2	57.8	24.4	75.6	16	
144,543	15,467	59.7	40.3	41.7	58.3	27.1	72.9	17	
145,501	15,347	58.4	41.6	37.5	62.5	22.3	77.7	18	
131,748	14,634	57.9	42.1	36.3	63.7	21.5	78.5	19	
131,421	12,812	58.1	41.9	35.0	65.0	19.8	80.2	20	
124,598	12,987	58.9	41.1	37.1	62.9	23.5	76.5	21	
118,889	12,731	60.0	40.0	38.2	61.8	26.0	74.0	22	
105,307	12,749	59.7	40.3	37.4	62.6	27.2	72.8	23	
103,365	12,657	56.7	43.3	38.8	61.2	29.1	70.9	24	
116,890	11,854	53.7	46.3	33.8	66.2	21.5	78.5	25	
168,391	12,836	53.4	46.6	29.7	70.3	9.0	91.0	26	
143,052	8,507	56.0	44.0	30.6	69.4	13.3	86.7	27	
160,304	7,698	56.9	43.1	30.1	69.9	10.8	89.2	28	
155,271	9,308	57.7	42.3	32.5	67.5	14.5	85.5	29	
165,118	7,676	59.2	40.8	35.6	64.4	17.4	82.6	30	
155,189	7,054	61.1	38.9	39.2	60.8	23.6	76.4	31	
152,822	7,220	60.5	39.5	39.9	60.1	25.2	74.8	32	
156,871	8,072	59.9	40.1	39.3	60.7	24.1	75.9	33	
155,204	7,344	61.0	39.0	42.1	57.9	27.6	72.4	34	
148,852	7,477	61.2	38.8	42.7	57.3	29.3	70.7	35	
158,344	8,555	60.1	39.9	40.7	59.3	26.2	73.8	36	
157,222	6,922	59.5	40.5	39.1	60.9	23.9	76.1	37	
149,544	5,725	61.0	39.0	41.5	58.5	27.2	72.8	38	

6. 地方税は令和元年度までは決算額、2年度は最近の実績を加味して算出した実績見込額、3年度は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。

7. 地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金、国庫支出金、地方から国への負担額は令和元年度までは決算額、2年度及び3年度は地方財政計画額である。

## 52. 国税及び地方税の徴税費の累年比較

区	分	平成26年度	27	28	29	30	令和元
国	税 徴税コスト (税収百円当たり)	1.39円	1.30円	1.30円	1.24円	1.22円	1.28円
地方税	道府県 徴税コスト (税収百円当たり)	1.68円	1.44円	1.43円	1.40円	1.38円	1.38円
	市町村 徴税コスト (税収百円当たり)	2.09円	2.06円	2.11円	2.02円	1.98円	2.07円
	計 徴税コスト (税収百円当たり)	1.95円	1.82円	1.85円	1.78円	1.74円	1.80円

(備考) 国税庁及び総務省自治税務局調による。

## 53. 所得税及び住民税所得割の納税者数等の累年比較

(単位 万人)

所得税・ 就業者	区分	所得税の納税者数		住民税所得割の納税者数		就業者総数	
		指	数	指	数	指	数
昭和45年……	昭和46年度…	2,484	100.0	2,985	100.0	5,094	100.0
50……	51……	2,960	119.2	3,458	115.8	5,223	102.5
55……	56……	3,725	150.0	4,040	135.3	5,536	108.7
60……	61……	4,155	167.3	4,387	147.0	5,807	114.0
61……	62……	4,245	170.9	4,485	150.3	5,853	114.9
62……	63……	4,290	172.7	4,533	151.9	5,911	116.0
63……	平成元……	4,373	176.0	4,593	153.9	6,011	118.0
平成元……	2……	4,369	175.9	4,569	153.1	6,128	120.3
2……	3……	4,592	184.9	4,768	159.7	6,249	122.7
3……	4……	4,752	191.3	4,917	164.7	6,369	125.0
4……	5……	4,881	196.5	5,046	169.0	6,436	126.3
5……	6……	4,935	198.7	5,100	170.9	6,450	126.6
6……	7……	4,973	200.2	5,105	171.0	6,453	126.7
7……	8……	4,941	198.9	5,171	173.2	6,457	126.8
8……	9……	5,005	201.5	5,245	175.7	6,486	127.3
9……	10……	5,019	202.1	5,246	175.7	6,557	128.7
10……	11……	4,999	201.2	5,232	175.3	6,514	127.9
11……	12……	4,867	195.9	5,163	173.0	6,462	126.9
12……	13……	4,847	195.1	5,126	171.7	6,446	126.5
13……	14……	4,796	193.1	5,081	170.2	6,412	125.9
14……	15……	4,702	189.3	4,997	167.4	6,330	124.3
15……	16……	4,691	188.8	4,996	167.4	6,316	124.0
16……	17……	4,856	195.5	5,136	172.1	6,329	124.2
17……	18……	5,228	210.5	5,504	184.4	6,356	124.8
18……	19……	5,282	212.6	5,563	186.4	6,389	125.4
19……	20……	5,268	212.1	5,609	187.9	6,427	126.2
20……	21……	5,233	210.7	5,611	188.0	6,409	125.8
21……	22……	5,052	203.4	5,477	183.5	6,314	123.9
22……	23……	5,028	202.4	5,468	183.2	6,298	123.6
23……	24……	5,099	205.3	5,485	183.8	6,293	123.5
24……	25……	5,147	207.2	5,535	185.4	6,280	123.3
25……	26……	5,182	208.6	5,558	186.2	6,326	124.2
26……	27……	5,212	209.8	5,588	187.2	6,371	125.1
27……	28……	5,289	212.9	5,679	190.3	6,401	125.7
28……	29……	5,353	215.5	5,759	192.9	6,465	126.9
29……	30……	5,406	217.6	5,828	195.2	6,530	128.2
30……	令和元……	5,468	220.1	5,895	197.5	6,664	130.8
令和元……	2……	5,503	221.5	5,940	199.0	6,724	132.0

(備考) 1. 所得税及び住民税所得割の納税者数は、「市町村税課税状況等の調」(総務省自治税務局)による。

2. 就業者総数は、「労働力調査報告」(総務省統計局)による暦年平均数である。平成22年から平成29年までの数値については、平成27年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値に置き換えて掲載している。平成17年から平成21年までの数値については、平成22年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時系列接続用数値を掲載している。

3. 所得税の納税者数及び就業者総数の指数は昭和45年、住民税所得割の納税者数の指数は昭和46年度を100として算出している。

# 経 済 日 誌

(5 月 中)

- 3日 ○米供給管理協会、4月のISM景況指数（製造業）を発表  
総合指数は60.7%と前月（64.7%）から低下
- 4日 ○米商務省、3月の貿易・サービス収支を発表  
貿易・サービス収支（国際収支ベース）は▲744億ドルとなり、前月（▲705億ドル）から赤字額は拡大
- 6日 ○自販連、4月の国内新車販売台数を発表  
国内新車販売台数（含む軽）は、34万9,895台で前年比+29.4%と7か月連続の増加  
○イングランド銀行（BOE）、金融政策委員会を開催・政策金利（0.10%）の据え置き、資産買入れ枠を維持（総額8,950億ポンド）
- 7日 ○厚生労働省、3月の毎月勤労統計（速報）を発表  
現金給与総額（共通事業所系列）は前年比+0.7%（うち所定内給与は同+1.0%、所定外給与は同▲5.4%、特別給与は同+3.8%）となり12か月ぶりのプラス  
○米労働省、4月の雇用統計を発表  
非農業部門の雇用者数は前月比26.6万人増、過去2か月分は修正（3月分は同77.0万人増に下方修正（▲14.6万人）、2月分は同53.6万人増に上方修正（+6.8万人））  
失業率は6.1%と前月（6.0%）から上昇  
○中国海関総署、4月の貿易収支を発表  
貿易収支は+428億ドルと14か月連続の黒字、輸出は2,639億ドルで前年比+32.3%と11か月連続のプラス、輸入は2,210億ドルで前年比+43.1%と8か月連続のプラス
- 11日 ○総務省、3月の家計調査（二人以上の世帯）を発表  
実質消費支出は前年比+6.2%と4か月ぶりの増加、季調済前月比は+7.2%と2か月連続の増加  
基調判断は「一年前と比べた3月の世帯消費支出は、外出自粛により前年の消費水準が低かった影響などもあり増加したが、新型コロナウイルスの影響が依然大きく表れており、引き続き今後の動向に注視が必要」とし表現を変更
- 12日 ○内閣府、3月の景気動向指数（CI）（速報）を発表  
先行指数は103.2（前月差+4.3ポイント）で10か月連続の上昇、一致指数は93.1（前月差+3.2ポイント）で2か月ぶりの上昇、遅行指数は93.3（前月差+2.2ポイント）で2か月ぶりの上昇、基調判断は「改善を示している」とし上方修正  
○米労働省、4月の消費者物価指数を発表  
総合指数は前年比+4.2%、前月比+0.8%、食品とエネルギーを除いたコア指数は前年比+3.0%、前月比+0.9%  
○英政府統計局、2021年1-3月期のGDP（速報）を発表  
実質GDP成長率は前期比▲1.5%、年率▲5.9%
- 13日 ○内閣府、4月の景気ウォッチャー調査を発表  
景気の現状判断DIは前月差▲9.9ポイントの39.1となり3か月ぶりの低下、先行き判断DIは前月差▲8.1ポイントの41.7となり2か月連続の低下
- 景気現状の基調判断は「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しさは残る中で、持ち直しに弱さがみられる。先行きについては、感染症の動向に対する懸念が強まっている。」とし下方修正
- 財務省、3月の国際収支状況（速報）を発表  
経常収支は2兆6,501億円、前年比+7,201億円（黒字幅拡大）で81か月連続の黒字
- 東京商工リサーチ、4月の全国企業倒産状況を発表  
倒産件数は477件（前年比▲35.8%）と10か月連続の前年比マイナス、負債総額は840億円（同▲41.9%）、倒産企業の従業員数は1,743人（同▲75.0%）、上場企業倒産は0件
- 14日 ○内閣府、令和3年第6回経済財政諮問会議を開催  
議事：(1) 金融政策、物価等に関する集中審議  
(2) 経済・財政一体改革（総論、日本経済底上げ）  
(3) 経済・財政一体改革（文教・科学技術）  
○国土交通省、3月の建設工事受注動態統計を発表  
公共工事受注額は前年比+14.2%で2か月ぶりの増加  
○日本銀行、4月のマネーストック（速報）を発表  
M2は前年比+9.2%、M3は同+7.8%、広義流動性は同+5.9%  
○東日本建設業保証会社等、4月の公共工事前払金保証統計を発表  
公共工事請負金額は前年比▲9.2%で2か月ぶりのマイナス  
○米連邦準備制度理事会（FRB）、4月の鉱工業生産を発表  
総合は季調済前月比+0.7%
- 米商務省、4月の小売売上高を発表  
総合は前月比+0.0%、自動車・同部品を除くと前月比▲0.8%
- 17日 ○日本銀行、4月の企業物価指数（速報）を発表  
前年比+3.6%となり、2か月連続のプラス
- 18日 ○内閣府、2021年1-3月期のGDP（1次速報）を発表  
実質GDP成長率は、季調済前期比▲1.3%（年率換算▲5.1%）となり、3四半期ぶりのマイナス成長  
名目GDP成長率は、同▲1.6%（年率換算▲6.3%）となり、3四半期ぶりのマイナス成長  
GDPデフレーターは、同▲0.3%となり2四半期連続のマイナス、前年比は▲0.2%と9四半期ぶりのマイナス
- 20日 ○内閣府、3月の機械受注統計を発表  
民需（除く船舶・電力）は季調済前月比+3.7%と3か月ぶりの増加  
基調判断は「持ち直しの動きに足踏みがみられる」とし据え置き  
○財務省、4月の貿易統計（速報）を発表  
輸出は自動車、半導体等製造装置等が増加し、前年比+38.0%の7兆1,811億円、輸入は原油、石油製品等が増加し、同+12.8%の6兆9,258億円、貿易収支は+2,553億円で3か月連続の黒字
- 21日 ○総務省、4月の消費者物価指数を発表

(5 月 中)

<p>生鮮除く総合は前年比▲0.1%となり、9か月連続のマイナス</p> <p>○国土交通省、3月の建設総合統計を発表 公共工事出来高は前年比+5.5%で、24か月連続のプラス</p> <p>25日 ○内閣府、令和3年第7回経済財政諮問会議を開催 議事：(1) 経済・財政一体改革（地方行財政，社会資本整備） (2) 骨太方針（骨子案）</p> <p>26日 ○政府、5月の月例経済報告を発表 景気の基調判断を「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。」とし据え置き</p> <p>28日 ○総務省、4月の労働力調査を発表 完全失業率（季調済前月比）は2.8%で前月（2.6%）から+0.2ポイント上昇 雇用者数（原数値）は5,945万人で前年比22万人の増加 完全失業者数（同）は209万人で前年比20万人の増加</p> <p>○厚生労働省、4月の一般職業紹介状況を発表 有効求人倍率（季調済）は1.09倍となり、前月（1.10倍）から低下、都道府県別の有効求人倍率（季調済）は千葉、東京、神奈川、大阪、福岡、沖縄において1倍を下回る水準 雇用情勢の基調判断は「求人が求職を上回って推移しているものの、求人が弱含んでおり、求職者の増加もあいまって、厳しさがみられる。有効求人倍率が1倍を下回る地域がある等、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要がある。」とし表現変更</p> <p>31日 ○経済産業省、4月の商業動態統計を発表 小売業販売額は前年比+12.0%で2か月連続の増加、季調済前月比は▲4.5%で3か月ぶりの減少 基調判断は「横ばい傾向にある小売業販売」とし下方修正</p> <p>○経済産業省、4月の鉱工業指数（速報）を発表 生産は季調済前月比+2.5%、出荷は同+2.6%、在庫は同▲0.1% 基調判断は「持ち直している」とし据え置き</p> <p>○国土交通省、4月の建築着工統計調査を発表 新設住宅着工総戸数（原数値）は、74,521戸（前年比+7.1%）と2か月連続の増加、季調済年率は88.3万戸（前月比+0.3%）と4か月連続の増加</p>	<p>○中国国家統計局、5月の製造業PMI（購買部担当者指数）を発表 総合指数は51.0ポイントと前月（51.1）から低下</p> <p>東証株価指数（TOPIX）第1部（終値） 月間最高値 1,952.27（10日） 〃 最安値 1,849.04（13日）</p> <p>日経平均株価（終値） 月間最高値 2,9518.34円（10日） 〃 最安値 2,7448.01円（13日）</p> <p>東京外為市場（ドル・円相場，銀行間直物，17時時点） 月間最高値 108.70円（21日） 〃 最安値 109.89円（28日）</p>
--	---

主要経済指標 (令和3年5月)

(財政・金融)

1970年度 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021	財政資金 対民間取次		租税収入実績(注)		日債券発行高		マネーストック (注)		資金需給				国内銀行勘定(注)		ネット レシート		コール市場 残高		貸出約定 平均金利	
	億	円	%	億	円	億	円	M3	M2	平残 前年比	平残 前年比	平残 前年比	平残 前年比	平残 前年比	平残 前年比	平残 前年比	平残 前年比	平残 前年比	平残 前年比	平残 前年比
	△4,459	72,958	100.2	24,282	25,672	49,748	17.6	19.8	17.9	13.9	△4,387	11,444	567	39,209	17.0	41,175	18.6	17,837	7.663	2,066
	△21,250	172,527	102.2	54,823	41,279	112,760	11.7	11.9	8.4	0.5	14,224	△9,601	△5,878	88,084	15.6	90,825	11.7	90,825	8.304	—
	△28,603	268,687	99.0	107,996	89,227	168,275	5.2	0.5	8.4	1,948	18,809	△15,546	1,348	139,298	8.5	139,298	7.7	33,095	8,019	—
	46,327	381,988	101.1	154,360	220,207	222,705	5.8	4.5	8.7	△42,749	△55,604	57,334	1,720	242,476	8.7	242,476	11.8	52,609	6,266	—
	601,925	6,299,955	100.6	2,999,955	183,836	337,239	7.1	3.0	10.2	4,039	2,097	5,731	7,828	462,529	8.7	462,529	5.1	262,952	7,664	—
	176,503	519,308	102.6	1,195,151	137,354	421,329	6.1	10.8	2.9	3.8	△40,061	△55,924	△95,985	710	0.3	486,900	0.1	490,411	2,047	—
	344,674	1,017,125	101.6	1,887,889	117,472	586,744	6.5	1.5	2.2	3.2	△15,543	△37,488	△343,031	217,760	1.0	452,765	△1.4	412,888	2,047	—
	377,929	490,654	104.3	1,555,859	132,759	749,781	7.7	0.3	1.7	2.3	△3,060	△387,389	341,641	410,758	2.2	456,965	2.2	412,020	2,047	—
	407,654	490,691	97.2	1,400,541	149,176	758,941	0.8	△4.0	0.9	3.6	△9,160	△387,928	301,832	537,560	1.1	413,496	0.7	206,047	1,820	—
	371,981	510,182	97.1	1,600,800	147,444	784,615	1.4	0.5	1.9	3.0	△5,671	△390,085	△395,759	552,339	2.8	419,419	1.4	231,144	1,928	—
	364,688	442,674	95.3	1,489,851	100,106	768,977	0.7	0.8	2.1	1.1	△4,364	△369,451	△373,815	567,747	2.8	437,537	4.3	202,488	1,776	—
	364,784	387,331	105.1	1,293,139	63,564	773,527	0.4	2.0	2.9	0.9	△4,548	△357,665	△362,213	580,724	2.3	427,612	△2.3	171,332	1,623	—
	343,706	414,868	104.7	1,299,844	89,677	809,230	1.6	2.0	2.7	2.0	△35,701	△342,886	△378,597	551,590	2.9	425,151	△0.6	167,265	1,519	—
	253,292	428,326	101.9	1,347,762	93,514	808,428	2.5	2.4	2.9	1.0	△805	△253,800	△252,995	189,762	2.9	430,289	1.2	176,039	1,428	—
	386,636	439,314	103.1	1,399,925	97,583	833,782	3.5	2.1	2.5	0.8	△25,354	△386,509	△411,863	206,966	3.0	441,471	2.9	187,432	1,325	—
	1,071,136	469,529	103.5	1,555,308	104,937	866,308	3.5	3.1	3.9	3.2	△32,825	△1,083,578	△1,116,103	821,493	3.2	453,240	2.7	179,071	1,234	—
	1,316,344	539,707	104.3	1,679,902	110,316	866,732	3.5	2.7	3.3	3.1	△42,420	△1,321,457	△1,351,879	976,364	3.8	465,464	2.7	176,927	1,139	—
	1,058,641	562,854	99.8	1,778,071	108,274	955,947	5.6	2.9	3.6	3.5	△59,210	△1,074,083	△1,133,293	704,814	4.2	480,044	3.1	185,778	1,076	—
	1,239,494	554,686	99.3	1,761,111	103,289	998,001	5.3	3.1	3.6	1.9	△42,050	△1,348,144	△1,442,021	748,497	6.2	496,374	3.4	102,060	1,962	—
	982,107	587,875	101.9	1,888,816	119,953	1,040,004	4.5	3.2	3.8	3.1	△41,999	△1,058,295	△1,100,294	778,344	4.0	509,158	2.6	96,393	1,428	—
	885,582	603,584	100.7	1,999,006	123,180	1,075,592	3.7	2.4	2.7	2.0	△35,585	△956,671	△992,566	792,224	1.8	518,432	1.8	99,268	1,881	—
	689,805	584,415	97.1	1,931,707	107,971	1,096,165	2.7	2.2	2.6	1.9	△20,570	△738,126	△758,696	772,419	2.9	530,565	2.3	105,746	1,630	—
	1,552,652	141,102	26.7	59,372	7,789	1,071,679	2.6	6.7	8.1	5.0	△63,950	△1,551,040	△1,551,040	283,430	2.1	520,476	1.6	129,991	0,809	—
	248,247	157,244	53.9	40,213	44,471	1,227,418	2.2	2.2	2.6	1.8	△55,737	△223,277	△279,014	201,225	2.6	524,663	1.8	97,849	0,861	—
	170,897	260,155	97.1	74,175	55,245	1,096,165	2.1	2.5	3.0	2.3	31,253	△168,070	83,906	57,011	2.9	530,565	2.3	114,019	0,800	—
	287,998	29,776	4.7	17,571	2,764	1,132,779	2.9	4.4	5.3	3.3	△36,614	△196,027	730,277	517,036	8.9	554,130	6.9	129,814	0,814	—
	526,029	137,547	26.3	60,280	3,847	1,135,728	5.9	7.0	8.5	5.3	△2,950	△578,002	985,356	404,404	9.3	553,321	6.3	118,039	0,816	—
	450,752	149,247	57.4	37,767	37,702	1,183,281	5.8	7.6	9.1	5.6	△47,552	△454,945	△502,497	570,170	6.7	554,443	5.7	130,890	0,814	—
	287,872	133,451	81.6	43,084	16,364	1,160,116	5.8	7.9	9.5	5.9	△23,166	△258,116	△234,950	283,430	9.6	554,443	5.7	137,230	0,809	—
	△46,151	158,051	97.1	38,637	41,457	1,096,165	1.9	7.9	3.2	2.5	△13,130	△84,135	△65,850	815,068	2.9	530,565	2.3	130,130	0,851	—
	8,892	△2,864	△3.1	518	△686	1,120,107	1.5	3.0	3.7	2.5	△23,942	6,877	162,942	169,419	4.7	540,129	4.2	120,026	0,833	—
	100,956	9,936	1.4	8,653	3,882	1,113,536	2.4	4.2	5.2	3.1	△8,671	△85,634	△79,063	228,479	8.1	549,969	6.5	131,594	0,819	—
	178,050	26,704	5.4	12,436	3,883	1,132,779	4.8	5.9	7.2	4.5	△19,243	△160,455	359,256	198,801	8.9	554,130	6.9	137,822	0,814	—
	243,280	65,983	27.1	38,919	1,138,986	5.8	6.5	7.9	6.9	4.9	△6,207	△205,473	255,766	404,293	8.9	554,083	7.1	118,309	0,813	—
	185,740	41,001	24.8	12,214	2,073	1,136,614	5.8	7.1	8.6	5.3	2,371	△247,646	△205,252	373,034	6.7	553,796	7.0	122,847	0,814	—
	97,009	30,562	30.4	9,147	1,531	1,135,728	6.0	7.5	9.0	5.6	886	△125,040	356,556	232,042	9.3	553,321	6.3	122,847	0,816	—
	177,146	38,233	37.3	10,198	3,667	1,139,348	6.0	7.5	9.0	5.6	△3,620	△170,034	173,654	192,241	9.0	552,347	6.4	122,847	0,817	—
	216,825	75,284	50.9	13,659	32,168	1,140,961	6.0	7.6	9.1	5.6	△1,612	△211,838	188,185	185,443	9.6	554,802	6.4	136,621	0,814	—
	56,781	35,730	62.6	13,909	1,867	1,155,281	5.5	7.6	9.1	5.7	△42,460	△173,073	179,744	174,351	9.8	554,443	5.7	133,898	0,814	—
	210,225	54,627	25.5	29,191	2,416	1,155,820	5.5	7.9	9.4	5.8	27,461	△187,197	176,469	16,733	9.8	554,751	5.8	125,248	0,812	—
	149,737	51,373	76.7	7,272	11,452	1,158,089	6.1	8.0	9.6	5.9	△2,268	△142,703	△144,971	217,651	10.1	556,468	6.0	139,394	0,809	—
	△72,090	27,451	81.6	6,620	2,495	1,160,116	6.0	7.9	9.4	5.8	△2,027	71,784	69,757	287,008	6.0	556,468	6.0	147,020	0,809	—
	24,999	1,173,577	5.3	6,620	2,495	1,173,577	5.3	7.8	9.2	5.9	△13,426	137,897	104,913	104,913	10.1	556,468	6.0	147,020	0,809	—

省 日 本 行

(資料) 財務省大臣官房総合政策課  
 (注) 租税収入実績：4月及び5月税戻のうち前年度分については、前年度3月に加えて調整。  
 マネーストック：2003年度以前は全金融機関の貸付、相銀の平残取次、第2地銀協加盟行(含相銀)の繰入金等を含む。1986年度以降は、オフショア勘定を含む。  
 国内銀行勘定：1992年度以前は全金融機関の貸付、相銀の平残取次、第2地銀協加盟行(含相銀)の繰入金等を含む。1986年度以降は、オフショア勘定を含む。  
 貸出約定平均金利：1992年4月より、当座貸越を含む。







〔賃金・労働〕

1970年度 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2019 10-12 2020 1-3 4-6 7-9 10-12 2021 1-3 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 2021 1 2 3	賃金指数			事業所			常用雇用指数			所定外労働時間指数			労働力人口		就業者	用者	完全失業者数	完全失業率	有欲求人倍率	新規有求人倍率
	前年比			前年比			前年比			前年比			万人	人						
	全産業	製造業	前年比	全産業	製造業	前年比	全産業	製造業	前年比	全産業	製造業	前年比			全産業	製造業	前年比	季調済前年比	季調済前年比	
	2015年 = 100 (注) %																			
19.8	17.2	18.1	79.4	132.0	3.6	130.0	—	103.9	△7.9	5,170	5,109	3,340	61	1.2	1.35	1.52	1.35	1.2	1.35	1.52
46.5	39.1	9.9	80.4	121.6	△5.0	83.5	△8.7	55.9	△8.5	5,344	5,240	3,669	104	2.1	0.59	0.98	0.59	2.1	0.59	0.98
66.9	57.3	7.1	84.7	117.3	1.4	105.7	0.0	92.2	2.6	5,671	5,562	3,997	118	2.6	0.73	1.02	0.73	2.6	0.73	1.02
80.2	69.4	3.3	88.7	121.9	1.2	114.5	1.3	102.1	△0.7	5,975	5,817	4,328	158	2.6	0.67	0.95	0.67	2.6	0.67	0.95
102.7	84.0	—	82.7	135.1	1.4	122.0	—	111.1	—	6,414	6,280	4,829	134	3.2	1.43	2.11	1.43	3.2	1.43	2.11
112.0	92.5	2.5	90.0	131.5	△1.5	90.3	2.0	78.6	6.4	6,672	6,456	5,279	216	4.7	0.64	1.09	0.64	4.7	0.64	1.09
111.6	96.3	1.4	90.5	117.7	△2.4	91.9	3.7	88.8	10.5	6,772	6,453	5,372	319	4.7	0.62	1.08	0.62	4.7	0.62	1.08
105.8	99.0	0.9	88.7	104.3	△0.2	97.5	1.6	100.8	1.0	6,665	6,366	5,421	289	4.3	0.98	1.49	0.98	4.3	0.98	1.49
105.1	100.0	1.0	89.5	104.7	0.4	100.0	2.6	104.4	3.7	6,669	6,398	5,493	271	4.1	1.06	1.56	1.06	4.1	1.06	1.56
104.0	△0.7	△1.1	91.9	105.2	0.6	101.2	1.3	104.5	0.1	6,686	6,431	5,539	255	3.8	1.02	1.47	1.02	3.8	1.02	1.47
100.5	△2.4	△1.6	93.8	105.2	△0.1	94.1	△7.0	85.0	△18.7	6,674	6,399	5,544	275	4.1	0.77	1.08	0.77	4.1	0.77	1.08
101.0	0.5	1.1	97.2	102.3	△2.8	96.8	△7.8	72.9	△14.3	6,643	6,300	5,488	343	5.2	0.45	0.79	0.45	5.2	0.45	0.79
100.8	△0.3	△0.2	95.3	101.8	△0.5	93.6	7.9	89.4	22.7	6,631	6,302	5,506	328	4.9	0.56	0.93	0.56	4.9	0.56	0.93
99.5	98.1	—	96.3	101.6	—	94.4	0.8	90.9	1.7	6,584	6,285	5,506	298	4.5	0.68	1.11	0.68	4.5	0.68	1.11
99.4	98.1	0.0	97.0	100.1	△1.4	98.8	4.8	97.0	7.7	6,567	6,286	5,520	280	4.3	0.82	1.32	0.82	4.3	0.82	1.32
100.0	99.7	1.6	98.5	99.6	△0.5	101.0	2.2	99.9	2.9	6,595	6,338	5,579	266	3.9	0.97	1.53	0.97	3.9	0.97	1.53
100.2	100.9	0.5	99.7	100.1	0.4	99.4	△1.6	99.3	△0.6	6,616	6,381	5,627	233	3.5	1.11	1.69	1.11	3.5	1.11	1.69
100.7	100.2	0.7	102.6	100.5	0.5	98.9	△0.5	99.0	△0.3	6,632	6,413	5,665	218	3.3	1.23	1.86	1.23	3.3	1.23	1.86
101.4	102.5	1.6	105.1	101.2	0.7	99.3	0.4	102.0	3.0	6,661	6,479	5,764	203	3.0	1.39	2.08	1.39	3.0	1.39	2.08
102.3	104.0	1.5	106.4	101.9	0.7	99.6	△1.7	101.2	△0.8	6,750	6,566	5,848	183	2.7	1.54	2.29	1.54	2.7	1.54	2.29
102.3	103.5	△0.5	108.4	102.7	0.8	95.2	△2.5	91.5	△9.6	6,847	6,681	5,955	166	2.4	1.62	2.42	1.62	2.4	1.62	2.42
100.8	100.4	△3.0	109.2	102.7	△0.1	82.0	△13.9	73.4	△19.8	6,895	6,733	6,020	162	2.3	1.55	2.35	1.55	2.3	1.55	2.35
97.5	104.4	△0.4	108.4	102.7	0.9	93.7	△2.4	91.7	△7.6	6,863	6,664	5,962	186	2.9	1.10	1.90	1.10	2.9	1.10	1.90
118.6	123.2	△0.6	108.9	102.6	0.7	97.6	△2.4	92.7	△7.9	6,911	6,750	6,025	159	2.3	1.60	2.37	1.60	2.3	1.60	2.37
87.0	84.1	0.1	84.1	103.3	0.6	92.4	△4.1	87.1	△10.7	6,915	6,762	6,045	159	2.3	1.57	2.44	1.57	2.3	1.57	2.44
104.2	97.7	△0.9	108.6	101.5	0.6	93.3	△2.4	92.5	△33.8	6,857	6,693	6,017	167	2.4	1.45	2.18	1.45	2.4	1.45	2.18
96.3	100.5	△3.7	109.1	102.9	0.2	80.0	△14.6	67.1	△26.8	6,845	6,651	5,924	187	2.7	1.20	1.80	1.20	2.7	1.20	1.80
116.1	118.5	△3.8	109.7	102.4	△0.2	88.2	△9.6	81.9	△11.7	6,878	6,673	5,950	202	3.0	1.06	1.83	1.06	3.0	1.06	1.83
86.7	84.6	0.6	109.2	101.6	△0.7	86.3	△6.6	82.3	△5.5	6,890	6,689	6,000	210	3.0	1.04	2.00	1.04	3.0	1.04	2.00
84.5	82.7	△0.4	108.7	102.3	0.5	93.6	△3.8	90.0	△11.2	6,837	6,644	5,974	195	2.8	1.10	1.97	1.10	2.8	1.10	1.97
89.2	85.0	0.7	108.1	102.3	0.7	92.7	△6.5	88.8	△11.7	6,850	6,691	6,026	166	2.4	1.45	2.21	1.45	2.4	1.45	2.21
87.1	83.8	△0.2	109.0	103.7	0.5	81.8	△18.9	75.0	△25.0	6,876	6,700	6,009	170	2.5	1.40	2.24	1.40	2.5	1.40	2.24
85.2	82.3	△2.3	108.3	103.3	0.3	92.7	△3.0	88.2	△17.2	6,817	6,628	5,923	176	2.6	1.30	1.81	1.30	2.6	1.30	1.81
140.3	127.1	△2.1	107.7	103.3	0.3	72.7	△30.7	55.6	△38.2	6,854	6,656	5,920	192	2.8	1.18	1.91	1.18	2.8	1.18	1.91
116.9	135.2	△5.1	109.1	103.1	0.2	80.0	△16.2	63.8	△32.4	6,865	6,670	5,929	192	2.8	1.12	1.71	1.12	2.8	1.12	1.71
86.6	83.8	△1.3	109.2	102.8	0.1	77.3	△14.1	65.0	△26.8	6,852	6,655	5,942	196	2.9	1.09	1.70	1.09	2.9	1.09	1.70
85.4	82.5	△0.9	109.1	102.7	0.1	80.0	△13.4	72.5	△21.1	6,882	6,676	5,946	204	3.0	1.05	1.83	1.05	3.0	1.05	1.83
85.7	82.9	△0.7	109.5	102.6	0.0	87.3	△11.1	78.1	△16.1	6,899	6,689	5,961	207	3.0	1.04	1.97	1.04	3.0	1.04	1.97
88.9	89.1	△3.5	109.7	102.6	0.0	88.2	△10.2	82.5	△11.4	6,902	6,694	5,998	215	3.1	1.04	1.84	1.04	3.1	1.04	1.84
173.6	183.6	△5.0	109.8	102.2	△0.4	89.1	△7.6	85.0	△7.5	6,902	6,707	6,017	205	3.0	1.05	2.04	1.05	3.0	1.05	2.04
86.1	83.8	0.1	109.5	101.8	△0.6	83.6	△9.0	77.5	△6.1	6,860	6,666	5,984	210	3.0	1.05	2.11	1.05	3.0	1.05	2.11
84.2	82.6	△0.4	109.3	101.6	△0.7	84.5	△8.7	83.1	△4.4	6,834	6,637	5,973	203	2.9	1.10	2.03	1.10	2.9	1.10	2.03
89.7	87.5	1.7	108.9	101.5	△0.7	90.9	△1.9	86.3	△2.8	6,840	6,646	5,983	203	2.9	1.09	1.88	1.09	2.9	1.09	1.88
厚生労働省																				

(注) 毎月労働統計調査：2017年3月基準年改訂。1989年度以前は事業所規模30人以上（2005年基準）。  
 2012年以降においては、東京都の「500人以上規模の事業所」についても復元して再集計した値。  
 労働力調査：2017年1月より算出の基礎となる人口が2015年国勢調査結果を基準とする推計人口（新基準）に切り替えられた。  
 2010年10月からは、東日本大震災の影響を受けた岩手県、宮城県及び福島県を含む補完推計値（2015年国勢調査基準）。  
 完全失業者数、完全失業率の四半期は当議試算。  
 網掛け部分は、東日本大震災の影響を受けた岩手県、宮城県及び福島県を含む補完推計値（2015年国勢調査基準）。





〔国際収支〕

	国際収支状況 (IMF統計ベース) (注)									
	貿易・サービス収支					収支				
	輸出		輸入		前年比	輸出		輸入		前年比
	億	円	億	円		%	億	円	%	
1970年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1975	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1980	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1985	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1990	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1995	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2000	135,804	117,226	492,322	6.6	375,095	16.2	△53,653	81,604	△9,373	—
2005	194,128	74,072	610,677	12.2	545,271	22.3	△36,604	128,989	△8,994	—
2006	218,865	101,677	655,948	12.2	545,271	22.3	△36,604	128,989	△8,994	—
2007	243,376	90,902	740,012	12.8	618,836	13.5	△39,317	149,811	△12,806	—
2008	106,885	△8,878	26,683	△16.4	652,769	△3.4	△35,561	129,053	△13,290	—
2009	167,351	48,437	559,068	△17.7	478,818	△26.6	△31,812	129,968	△10,755	—
2010	182,687	55,176	80,332	16.1	588,843	18.8	△25,155	139,260	△11,749	—
2011	81,852	△50,306	△22,097	△3.2	650,535	14.4	△28,210	143,085	△10,927	—
2012	42,495	△92,753	△52,474	△1.0	674,499	△1.0	△40,280	144,825	△9,577	—
2013	23,929	△144,785	△10,455	697,326	12.1	807,782	19.8	△34,330	183,191	△14,477
2014	87,031	△94,116	△66,399	756,003	8.5	822,792	1.9	△27,728	200,488	△19,341
2015	182,957	△10,141	2,999	731,761	△3.3	728,762	△11.4	△13,140	213,195	△20,097
2016	216,771	44,084	57,863	708,026	△3.2	650,163	△10.8	△13,779	193,732	△21,044
2017	223,995	40,397	45,388	782,801	10.6	737,463	13.4	△4,941	205,331	△21,733
2018	193,980	△6,514	5,688	802,487	2.5	796,829	8.1	△12,172	217,847	△17,352
2019	189,273	△12,332	4,839	747,479	△6.9	742,640	△6.8	△17,172	216,409	△14,804
P 2020	182,038	1,716	39,047	683,225	△8.6	644,179	△13.3	△37,330	207,797	△27,476
2019. 7-9	34,836	△3,915	△1,225	187,291	△6.8	188,517	△5.9	△4,690	65,862	△5,091
10-12	35,299	△2,228	2,403	192,763	△8.7	190,360	△12.8	△2,631	38,515	△2,988
2020. 1-3	55,423	△1,232	4,831	180,964	△5.4	176,133	△7.2	△6,063	61,698	△5,043
4-6	14,232	△27,944	△14,566	139,991	△24.9	154,557	△17.6	△13,378	45,592	△3,415
7-9	52,844	5,112	14,614	163,251	△12.8	148,637	△21.2	△9,503	58,565	△10,833
10-12	52,848	16,814	25,227	189,095	△1.7	164,268	△13.7	△8,412	42,236	△6,201
2021.P 1-3	62,113	7,735	13,771	190,488	5.3	176,171	0.3	△6,057	61,405	△7,026
2020. 2	30,605	10,936	13,635	63,304	0.6	49,669	14.6	△2,639	21,040	△1,371
3	19,299	215	1,326	62,451	△11.3	61,124	△3.9	△1,111	21,811	△2,727
4	2,065	△17,146	△9,269	49,446	△22.2	38,715	△27.1	△6,878	20,277	△1,066
5	10,685	△7,837	△5,125	42,210	△28.2	47,335	△23.0	△2,711	20,642	△2,121
6	1,483	△2,961	△172	48,335	△24.6	48,507	△14.8	△2,789	4,672	△2,229
7	15,352	△2,654	1,504	52,519	△18.9	51,015	△22.5	△4,138	19,002	△2,996
8	20,852	782	4,044	51,250	△15.3	47,206	△21.8	△3,262	22,547	△2,478
9	16,639	6,984	9,067	59,483	△4.1	50,416	△19.1	△2,083	17,015	△7,359
10	21,108	5,894	9,503	63,366	△2.8	53,863	△14.6	△3,639	17,586	△2,342
11	18,949	4,428	6,074	60,448	△3.1	54,374	△13.3	△1,646	17,389	△2,768
12	12,791	6,522	9,650	65,081	0.7	56,031	△13.2	△3,127	7,360	△1,091
2021.P 1	6,444	△6,111	△1,301	56,916	3.1	38,217	△11.9	△4,869	14,642	△2,088
P 2	29,169	4,485	5,242	60,752	△4.0	55,510	△10.8	△1,627	26,311	△1,627
P 3	26,501	9,360	9,831	72,921	16.6	62,990	3.1	△471	20,452	△3,311
発表機関	財務省					財務省				

(注) IMFの国際収支マニユアル第6版ベース。

〔通関〕

	貿易指数									
	(価格:円建)					(数量)				
	輸入		輸出		前年比	輸入		輸出		前年比
	輸出	輸入	輸出	輸入		%	%	%	%	
1970暦年	52.7	48.4	17.5	15.1	18.1	20.7	15.1	18.1	20.7	20.7
1975	77.8	98.8	28.2	2.2	22.3	△12.5	2.2	22.3	△12.5	△12.5
1980	89.1	147.9	43.7	17.2	27.7	△5.5	17.2	27.7	△5.5	△5.5
1985	89.4	131.1	62.1	4.4	30.2	0.3	4.4	30.2	0.3	0.3
1990	76.9	89.7	71.3	5.6	48.2	5.7	5.6	48.2	5.7	5.7
1995	71.3	60.7	77.0	3.8	66.3	12.4	3.8	66.3	12.4	12.4
2000	71.1	63.7	96.1	9.5	82.0	11.0	9.5	82.0	11.0	11.0
2005	79.0	75.2	109.9	0.8	96.6	2.9	0.8	96.6	2.9	2.9
2006	84.1	85.6	118.4	7.7	100.4	3.8	7.7	100.4	3.8	3.8
2007	89.5	93.1	124.1	4.8	100.6	△0.2	4.8	100.6	△0.2	△0.2
2008	87.7	101.1	122.2	△1.5	99.6	△0.6	△1.5	99.6	△0.6	△0.6
2009	79.9	77.0	89.7	△26.6	85.3	△14.4	△26.6	85.3	△14.4	△14.4
2010	80.0	79.8	111.4	24.2	97.1	13.9	24.2	97.1	13.9	13.9
2011	80.9	87.2	107.2	△3.8	99.6	2.6	△3.8	99.6	2.6	2.6
2012	82.7	88.4	102.0	△4.8	102.0	2.4	△4.8	102.0	2.4	2.4
2013	91.8	101.3	100.5	△1.5	102.3	0.3	△1.5	102.3	0.3	0.3
2014	95.7	106.5	101.1	0.6	102.9	0.6	0.6	102.9	0.6	0.6
2015	100.0	100.0	100.0	△1.0	100.0	△2.8	△1.0	100.0	△2.8	△2.8
2016	92.2	85.3	108.1	100.5	98.9	4.2	100.5	98.9	4.2	4.2
2017	97.8	93.4	104.7	5.4	102.9	2.8	5.4	102.9	2.8	2.8
2018	100.1	99.7	107.7	1.7	105.8	2.8	1.7	105.8	2.8	2.8
2019	98.8	95.9	103.0	△4.3	104.6	△1.1	△4.3	104.6	△1.1	△1.1
2020	99.5	88.4	112.6	90.9	97.8	△6.4	△11.8	97.8	△6.4	△6.4
2019. 7-9	98.3	94.1	104.5	103.1	106.8	2.3	△2.3	103.1	106.8	2.3
10-12	98.0	94.5	103.7	105.4	106.7	△4.5	△3.8	105.4	106.7	△4.5
2020. 1-3	100.0	97.0	103.1	95.8	96.3	△6.9	△5.5	95.8	96.3	△6.9
4-6	98.4	86.0	114.4	76.6	96.9	△4.6	△25.0	76.6	96.9	△4.6
7-9	100.5	84.8	118.5	87.7	94.9	△11.1	△14.9	87.7	94.9	△11.1
10-12	99.1	86.1	115.1	103.5	103.3	△3.2	△1.8	103.5	103.3	△3.2
2021. 1-3	101.4P	93.2P	108.8P	100.2	102.1P	6.1	4.6P	100.2	102.1P	6.1
2020. 2	100.5	101.4	99.1	99.8	78.6	△17.3	△2.4	99.8	78.6	△17.3
3	99.5	95.0	104.7	101.4	102.3	△2.3	△11.4	101.4	102.3	△2.3
4	98.1	89.3	109.9	84.2	105.3	1.7	△21.3	84.2	105.3	1.7
5	98.1	84.9	115.5	67.7	90.8	△14.4	△27.2	67.7	90.8	△14.4
6	98.9	83.6	118.3	78.0	94.3	△0.6	△26.9	78.0	94.3	△0.6
7	100.9	84.9	118.8	84.4	97.1	△13.8	△21.9	84.4	97.1	△13.8
8	99.3	84.6	117.4	83.7	90.5	△11.3	△14.8	83.7	90.5	△11.3
9	101.1	84.9	119.1	95.0	97.2	△8.1	△7.7	95.0	97.2	△8.1
10	99.1	86.3	114.8	105.2	101.2	△5.5	△1.6	105.2	101.2	△5.5
11	98.9	86.1	114.9	98.1	102.4	△2.1	△3.9	98.1	102.4	△2.1
12	99.2	85.9	115.5	107.3	106.2	△2.0	△0.1	107.3	106.2	△2.0
2021. 1	101.1	89.8	112.6	90.8	95.9	△4.1	5.3	90.8	95.9	△4.1
2	100.4	93.0	108.0	95.5	104.0	22.0	△4.3	95.5	104.0	22.0
3	102.6P	96.7P	106.1P	114.1	106.3P	3.9	12.6P	114.1	106.3P	3.9
発表機関	財務省					財務省				

(注) 2018年8月基準年改訂。  
(注) 2020年暦年は確々値。





〔国内総支出・国民所得・貯蓄率〕

年次	国内総支出										国民所得										貯蓄率		
	最終消費支出					府内					国内総支出					国民所得							
	（在庫変動）					（注）					（注）					（注）							
	10億円	前期比 名目	前期比 実質	構成比 名目	構成比 実質	10億円	前期比 名目	前期比 実質	構成比 名目	構成比 実質	10億円	前期比 名目	前期比 実質	構成比 名目	構成比 実質	10億円	前期比 名目	前期比 実質	構成比 名目	構成比 実質		10億円	1人当り
1970年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1975	58,159.1	23.4	—	14.1	23,222.5	—	—	—	—	33,501.3	—	—	—	—	34,630.8	—	—	—	—	—	203,878.7	1,743	—
1980	66,284.6	20.7	1.4	13.9	29,323.3	—	—	—	—	44,396.3	—	—	—	—	32,801.3	—	—	—	—	—	260,569.9	2,153	17.5
1985	89,492.2	7.9	4.2	13.3	29,335.9	4.8	1.8	13.3	3.5	46,126.6	3.5	2.5	13.4	10.2	41,568.4	12.2	4.4	9.6	5.4	9.2	346,892.9	2,808	15.9
1990	127,290.0	4.6	4.6	15.1	48,140.7	3.7	3.4	15.1	6.5	46,987.1	3.8	4.1	8.9	14.6	41,497.6	13.9	14.6	7.9	7.9	10.5	360,156.1	3,029	12.6
1995	129,627.6	0.0	0.0	16.6	40,136.4	3.9	3.6	16.6	7.1	56,468.4	6.9	9.7	10.5	10.3	50,243.7	11.6	10.3	9.3	9.3	7.4	390,163.8	3,075	7.4
2000	129,617.0	0.0	0.0	17.3	37,262.7	3.2	3.3	17.3	5.6	53,278.8	6.5	6.7	10.1	4.9	49,478.0	11.5	4.3	9.4	3.7	3.6	376,138.7	2,957	3.6
2001	127,723.6	1.5	0.1	17.7	35,060.9	0.3	1.7	17.7	4.7	57,879.7	8.6	12.2	11.1	5.1	51,298.2	3.7	4.8	9.8	4.8	2.5	374,247.9	2,936	2.5
2002	125,827.5	1.5	0.6	17.8	32,352.2	0.9	2.0	17.8	7.6	61,576.6	6.4	10.0	11.7	5.1	59,070.0	1.3	2.0	9.9	9.9	2.5	381,555.6	2,988	2.5
2003	124,105.3	1.4	0.3	17.7	30,153.0	0.5	0.8	17.7	7.2	68,504.0	11.3	11.8	12.9	9.0	59,077.0	13.7	9.0	11.2	9.0	2.1	388,576.1	3,042	2.1
2004	122,482.0	1.3	0.1	17.7	28,000.6	0.6	0.4	17.7	8.2	76,745.9	12.0	9.4	14.4	6.0	69,629.7	17.9	6.0	13.0	13.0	2.4	388,116.4	3,038	2.4
2005	120,614.8	1.5	0.1	17.5	26,517.0	0.4	0.6	17.5	6.4	85,966.1	12.0	8.7	16.0	7.8	78,186.8	12.3	3.6	14.6	14.6	3.7	394,989.7	3,089	3.7
2006	121,496.4	0.7	0.5	17.8	25,914.6	0.2	1.6	17.8	3.8	94,602.0	10.0	9.5	17.6	8.5	86,768.8	9.7	2.5	15.9	15.9	3.2	394,813.2	3,084	3.2
2007	120,110.8	1.1	0.1	18.4	25,217.5	0.7	0.6	18.4	4.6	80,651.2	14.7	10.2	15.6	6.1	81,598.3	14.9	4.3	15.8	15.8	4.1	364,368.0	2,845	4.1
2008	122,852.2	2.3	4.0	19.3	26,776.2	6.2	2.6	19.3	9.6	66,348.8	17.7	9.0	13.3	6.1	64,949.8	10.5	12.3	12.3	12.3	4.5	352,701.1	2,755	4.5
2009	122,497.7	0.3	0.1	19.4	24,743.8	1.7	2.3	19.4	7.5	70,081.6	14.7	17.9	15.1	15.2	70,701.1	15.2	12.1	14.0	14.0	3.6	364,668.2	2,848	3.6
2010	123,762.5	1.0	1.2	19.9	24,326.7	1.7	1.9	19.9	9.4	73,252.3	13.7	14.1	14.6	14.6	78,421.7	10.9	5.2	15.7	15.7	3.1	357,473.5	2,798	3.1
2011	124,496.4	0.6	1.2	20.0	24,332.0	0.8	1.1	20.0	8.6	82,690.8	14.4	14.6	16.2	16.2	82,026.5	4.6	3.8	16.4	16.4	1.6	358,156.2	2,808	1.6
2012	128,524.2	3.2	3.2	25.1	104,443.1	1.5	1.8	25.1	10.4	83,015.1	11.5	14.2	18.9	18.9	102,031.1	18.9	7.0	19.0	19.0	1.0	372,570.0	2,925	1.0
2013	131,580.6	2.4	0.3	25.1	104,157.8	2.7	0.9	25.1	10.4	82,572.1	11.5	8.9	17.7	17.7	102,031.1	4.6	3.0	19.5	19.5	0.8	376,677.6	2,961	0.8
2014	133,256.1	1.3	1.3	24.6	106,285.5	2.0	2.2	24.6	11.8	92,009.6	10.6	11.1	17.0	17.0	93,126.8	8.7	0.4	17.2	17.2	0.1	392,629.3	3,090	0.1
2015	135,605.7	1.8	0.6	24.5	106,798.6	0.5	0.9	24.5	10.6	89,244.3	10.6	10.6	16.4	16.4	84,814.3	8.9	0.5	15.6	15.6	1.3	392,293.9	3,091	1.3
2016	135,485.1	1.4	0.6	24.4	107,708.6	0.9	0.3	24.4	10.6	88,692.3	10.6	10.6	17.8	17.8	94,647.9	11.6	3.0	17.0	17.0	0.8	400,688.1	3,163	0.8
2017	137,411.7	1.4	0.9	24.7	109,099.0	1.3	1.1	24.7	10.9	101,161.2	2.5	2.0	18.2	18.2	101,910.4	7.7	3.0	18.3	18.3	1.2	402,229.0	3,182	1.2
2018	140,967.7	2.6	1.9	25.3	111,714.7	2.4	2.0	25.3	11.8	95,728.9	5.4	4.2	17.1	17.1	97,666.6	4.2	0.2	17.5	17.5	3.2	401,287.0	3,181	3.2
2019	144,901.8	2.8	3.2	27.0	114,370.0	2.4	3.1	27.0	11.8	84,221.7	12.0	10.4	15.7	15.7	84,692.8	13.3	6.8	15.8	15.8	—	—	—	—
2020	146,400.0	3.9	3.7	—	115,400.0	3.3	3.2	—	5.4	80,200.0	16.0	13.7	—	—	81,500.0	15.1	6.4	—	—	—	—	—	—
2021	151,700.0	3.6	3.3	—	119,500.0	3.5	3.4	—	5.4	90,200.0	12.5	11.4	—	—	87,500.0	7.4	6.7	—	—	—	—	—	—
2017.7-9	135,193.8	0.1	0.1	24.3	107,583.9	0.5	0.3	24.3	10.7	83,367.2	3.8	2.0	17.7	17.7	91,615.9	7.4	0.9	16.5	16.5	0.5	97,551.3	—	0.5
2018.10-12	135,365.2	0.1	0.0	24.2	107,696.0	0.1	0.0	24.2	10.7	80,587.2	2.3	2.3	18.0	18.0	96,443.6	5.3	2.6	17.3	17.3	7.6	107,851.4	—	7.6
2018.1-3	136,742.0	1.0	0.9	24.5	108,773.4	1.0	0.8	24.5	10.7	101,171.9	1.0	1.0	18.1	18.1	98,268.6	1.9	0.7	17.6	17.6	0.5	95,930.0	—	0.5
2019.4-6	137,598.7	0.6	0.2	24.7	108,800.5	0.0	0.1	24.7	10.8	102,155.0	1.0	0.8	18.3	18.3	100,279.5	2.0	0.9	18.0	18.0	1.8	101,509.8	—	1.8
2019.7-9	137,117.6	0.3	0.3	24.8	108,750.0	0.0	0.1	24.8	10.8	101,920.6	2.2	2.2	18.4	18.4	102,207.0	1.9	1.0	18.1	18.1	0.6	98,171.7	—	0.6
2019.10-12	137,004.0	0.1	0.2	24.7	109,171.3	0.4	0.7	24.7	10.9	102,414.1	0.5	1.9	18.4	18.4	106,280.9	4.0	4.0	19.1	19.1	8.7	107,029.5	—	8.7
2020.1-3	138,354.5	1.0	0.8	24.7	109,895.4	0.7	0.5	24.7	10.9	98,411.0	3.9	2.1	17.6	17.6	98,907.6	6.9	3.2	17.7	17.7	6.6	95,518.0	—	6.6
2020.4-6	139,489.1	0.8	0.4	24.9	110,830.4	0.9	0.5	24.9	11.0	98,141.2	3.0	3.4	17.5	17.5	100,881.4	2.0	2.1	18.0	18.0	2.5	101,661.2	—	2.5
2020.7-9	140,426.7	0.7	0.8	25.0	111,436.2	0.5	0.8	25.0	11.1	96,700.1	1.5	1.5	17.2	17.2	100,041.1	0.8	1.2	17.8	17.8	0.4	98,351.4	—	0.4
2020.10-12	142,134.0	1.2	0.4	25.6	112,634.7	1.1	0.4	25.6	11.2	96,534.1	1.8	0.7	17.4	17.4	96,480.4	4.3	3.6	17.3	17.3	11.6	106,240.1	—	11.6
2021.1-3	141,827.9	0.2	0.1	20.3	29,697.7	0.7	0.7	20.3	29,697.7	0.7	5.4	91,820.0	16.6	93,657.6	2.9	3.0	16.9	16.9	2.4	95,034.4	—	2.4	
P 4-6	141,363.3	0.3	0.5	27.7	111,250.0	0.8	0.2	27.7	11.2	93,146.9	17.5	17.5	14.3	14.3	84,514.5	4.8	4.8	16.6	16.6	—	—	—	—
P 7-9	145,591.0	3.0	2.4	27.0	115,112.3	3.5	2.9	27.0	11.2	89,501.9	10.1	7.3	15.0	15.0	87,491.5	6.0	8.2	14.8	14.8	—	—	—	—
P 10-12	147,210.3	1.1	1.6	26.7	116,460.6	1.2	1.0	26.7	11.6	89,539.6	11.2	11.7	16.2	16.2	82,976.9	4.5	4.8	15.0	15.0	—	—	—	—
2021.P 1-3	145,606.5	1.1	1.6	26.8	114,941.4	1.3	1.8	26.8	11.4	93,437.1	4.4	2.3	17.2	17.2	92,023.4	10.9	4.0	17.0	17.0	—	—	—	—

〔注〕国内総支出：0.8.S.N.A.、2021年1-3月期1次速報値（連鎖方式、1993年度までは2000暦年基準、1994年度以降は2015暦年基準）による。  
国民所得（一人当たり）は当課試算。

発表機関

(%)

[企業収益]

	法人企業統計 (全産業)				日 銀 短 観 (全国企業、全産業)				大企業 製造業
	売上高 前年比	経常利益 前年比	設備投資 前年比	売上高 前年比	大企業 製造業	経常利益 前年比	大企業 製造業	売上高経 常利益率	
1985年度	6.9	4.2	12.8	2.3	0.3	△5.7	△14.4	2.68	4.04
1990	9.2	△2.0	14.1	6.7	9.6	1.1	△1.9	3.41	5.15
1995	3.2	20.2	3.9	1.4	2.6	19.1	27.9	2.67	3.81
2000	3.7	33.2	8.6	2.8	4.9	18.0	32.3	2.87	4.61
2005	6.2	15.6	△3.9	4.8	6.7	12.3	16.5	4.01	6.48
2015	△1.1	5.6	7.1	△1.3	△2.3	4.8	△5.3	4.91	7.15
2016	1.7	9.9	0.7	△1.5	△2.9	4.4	△0.5	5.21	7.33
2017	6.1	11.4	5.8	4.4	5.6	12.0	20.8	5.83	8.52
2018	△0.6	0.4	8.1	2.5	2.9	0.4	△0.9	5.71	8.21
2019	△3.5	△14.9	△10.4	△1.4	△3.2	△9.6	△17.5	5.23	7.00
2020	[△7.1]	[△23.0]	[△9.8]	*△8.2	*△8.3	*△30.3	*△17.5	*3.97	*6.30
2021	[3.2]	[9.6]	[8.0]	*2.4	*2.6	*8.6	*1.8	*4.21	*6.25
2017. 7～9 10～12	4.8 5.9	5.5 0.9	4.2 4.3	4.3 5.4	5.4 2.0	2.0 △2.8	△2.8	5.46	7.52
2018. 1～3 4～6	3.2 5.1	0.2 17.9	3.4 12.8	3.3 4.2	3.0 5.6	3.0 5.6	6.20	6.20	9.74
2018. 7～9 10～12	6.0 3.7	2.2 △7.0	4.5 5.7	1.7 1.6	△2.3 △8.5	△2.3 △8.5	5.24	5.24	6.77
2019. 1～3 4～6	3.0 0.4	10.3 △12.0	6.1 1.9	0.8 1.9	△1.1 △15.9	△1.1 △15.9	5.84	5.84	8.28
2019. 7～9 10～12	△2.6 △6.4	△5.3 △4.6	7.1 △3.5	△3.4 △5.1	△14.6 △19.7	△14.6 △19.7	4.64	4.64	5.73
2020. 1～3 4～6	△7.5 △17.7	△28.4 △46.6	0.1 △11.3	△13.2 △15.8	△43.4 △36.7	△43.4 △36.7	3.81	3.81	6.23
2020. 7～9 10～12	△11.5 △4.5	△28.4 △0.7	△10.6 △4.8	*△4.1	*△2.6	*△25.3	*△9.6	*3.61	*5.32
2021. 1～3 4～6				*3.9	*4.4	*10.9	*2.3	*4.10	*6.09
2021. 7～9 10～12				*1.0	*1.0	*6.7	*1.5	*4.31	*6.39
発表機関	財 務 省				日 本 銀 行				

(注) 日銀短観：\*印は2021年3月調査による計画である。  
法人企業統計：金融業、保険業は含まれていない。  
2008年度以降は「金融機関を子会社とする純粋持株会社」を含む計数である。  
2009年度年次別調査から、日本郵政機構、郵政事業機構、郵便局株を含んだ計数となっている。  
設備投資は2002年度以降はソフトウェア投資額を含んだものである。  
なお、「[ ]」は「法人企業景気予測調査」(金融業、保険業を除く)の年度の見通しの計数である。

## 最近の財政金融政策（2021年5月25日現在）

2018. 1. 22 施政方針演説・財政演説  
 〃 平成29年度補正予算（第1号及び特第1号）（国会提出）  
 〃 平成30年度予算（国会提出）  
 〃 平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議決定）  
 2. 1 平成29年度補正予算（第1号及び特第1号）成立  
 3. 28 平成30年度予算成立  
 〃 平成30年度税制改正法成立  
 6. 13 人づくり革命 基本構想（人生100年時代構想会議決定）  
 6. 15 経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）（閣議決定）  
 〃 まち・ひと・しごと創生基本方針2018（閣議決定）  
 〃 未来投資戦略2018（閣議決定）  
 7. 10 平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（閣議了解）  
 7. 31 「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」の決定（日本銀行政策決定会合）  
 10. 15 平成30年度補正予算（第1号）（閣議決定）  
 10. 24 所信表明演説・財政演説  
 〃 平成30年度補正予算（第1号及び特第1号）（国会提出）  
 11. 7 平成30年度補正予算（第1号及び特第1号）成立  
 12. 7 平成31年度予算編成の基本方針（閣議決定）  
 12. 18 平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議了解）  
 12. 21 平成30年度補正予算（第2号）（閣議決定）  
 〃 平成31年度一般会計歳入歳出概算について（閣議決定）  
 〃 平成30年度税制改正の大綱について（閣議決定）  
 2019. 1. 18 平成31年度一般会計歳入歳出概算の変更について（閣議決定）  
 1. 28 施政方針演説・財政演説  
 〃 平成30年度補正予算（第2号及び特第2号）（国会提出）  
 〃 平成31年度予算（国会提出）  
 〃 平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議決定）  
 2. 7 平成30年度補正予算（第2号及び特第2号）成立  
 3. 27 平成31年度予算成立  
 〃 平成31年度税制改正法成立  
 6. 21 経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針）（閣議決定）  
 〃 まち・ひと・しごと創生基本方針2019（閣議決定）  
 〃 成長戦略実行計画（閣議決定）  
 7. 31 令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（閣議了解）  
 10. 4 所信表明演説  
 12. 5 令和2年度予算編成の基本方針（閣議決定）  
 〃 安心と成長の未来を拓く総合経済対策（閣議決定）  
 12. 13 令和元年度補正予算（第1号）（閣議決定）  
 12. 18 令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議了解）  
 12. 20 令和2年度一般会計歳入歳出概算について（閣議決定）  
 〃 令和2年度税制改正の大綱について（閣議決定）  
 2020. 1. 20 施政方針演説・財政演説  
 〃 令和元年度補正予算（第1号，特第1号及び機第1号）（国会提出）  
 〃 令和2年度予算（国会提出）  
 〃 令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議決定）  
 1. 30 令和元年度補正予算（第1号，特第1号及び機第1号）成立  
 3. 16 「新型コロナウイルス拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」の決定（日本銀行政策決定会合）  
 3. 27 令和2年度予算成立  
 〃 令和2年度税制改正法成立  
 4. 7 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（閣議決定）  
 〃 令和2年度補正予算（第1号）（閣議決定）  
 4. 20 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の変更（閣議決定）  
 〃 令和2年度補正予算の変更（第1号）（閣議決定）  
 4. 27 財政演説  
 〃 令和2年度補正予算（第1号，特第1号及び機第1号）（国会提出）  
 〃 「金融緩和の強化」の決定（日本銀行政策決定会合）  
 4. 30 令和2年度補正予算（第1号，特第1号及び機第1号）成立  
 5. 22 「中小企業等の資金繰り支援のための『新たな資金供給手段』の導入」の決定（日本銀行政策決定会合）  
 5. 27 令和2年度補正予算（第2号）（閣議決定）  
 6. 8 財政演説  
 〃 令和2年度補正予算（第2号，特第2号及び機第2号）（国会提出）  
 6. 12 令和2年度補正予算（第2号，特第2号及び機第2号）成立  
 7. 17 経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太の方針）（閣議決定）  
 〃 まち・ひと・しごと創生基本方針2020（閣議決定）  
 〃 成長戦略実行計画（閣議決定）  
 10. 26 所信表明演説  
 12. 8 令和3年度予算編成の基本方針（閣議決定）  
 〃 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（閣議決定）  
 12. 15 令和2年度補正予算（第3号）（閣議決定）  
 12. 18 令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議了解）  
 12. 21 令和3年度一般会計歳入歳出概算について（閣議決定）  
 〃 令和3年度税制改正の大綱について（閣議決定）  
 2021. 1. 18 施政方針演説・財政演説  
 〃 令和2年度補正予算（第3号及び特第3号）（国会提出）  
 〃 令和3年度予算（国会提出）  
 〃 令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議決定）  
 1. 28 令和2年度補正予算（第3号及び特第3号）成立  
 3. 19 「より効果的で持続的な金融緩和」の決定（日本銀行政策決定会合）  
 3. 26 令和3年度予算成立  
 〃 令和3年度税制改正法成立

# 財政金融統計月報編集案内

- この統計月報は、財政金融及び重要な経済の事象を、統計を基礎として、具体的に解明し部内執務の参考と一般の利用に供するものです。
- 本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。
- 原則として毎月発行しますが、統計資料等の発表時期及び編集上の都合により、発行が遅れたり、編集計画の内容が前後することがあります。
- 本号の内容等についてのお問い合わせは、財務省主税局調査課（TEL. 03-3581-4111、内線5916番）へ、編集上の事項については財務省財務総合政策研究所資料情報部（内線5314番）へ御連絡下さい。

## ●既刊分内容紹介●

第1号～99号は第100号  
 第100号～165号は第168号  
 第166号～199号は第200号  
 第200号～250号は第252号  
 第251号～299号は第300号  
 第300号～350号は第352号  
 第351号～399号は第400号  
 第400号～450号は第452号  
 第451号～499号は第500号  
 第500号～559号は第560号  
 第560号～599号は第600号  
 第600号～649号は第650号  
 第650号～699号は第700号  
 第700号～749号は第750号  
 第750号～799号は第800号  
 各巻末年譜参照

第816号 令和2年度予算特集  
 第817号 租税特集  
 第818号 国際経済特集  
 第819号 関税特集  
 第820号 国際収支特集  
 第821号 財政投融资特集  
 第822号 法人企業統計年報特集  
 第823号 国庫収支特集  
 第824号 対内外民間投資特集  
 第825号 国有財産特集  
 第826号 地域経済特集  
 第827号 政府関係金融機関等特集

《令和3年度特集内容（予定）》（特集内容は予告なく変更することがあります）

第828号	国内経済特集	第834号	財政投融资特集
第829号	令和3年度予算特集	第835号	法人企業統計年報特集
第830号	租税特集	第836号	国庫収支特集
第831号	国際経済特集	第837号	対内外民間投資特集
第832号	関税特集	第838号	国有財産特集
第833号	国際収支特集		

定価：1,331円（税込）

## 次号予告

### 第831号 国際経済特集

世界経済の現状と見直し  
 アメリカ・欧州・中国

——統計——

人口・生産  
 雇用・物価  
 貿易・金融  
 その他・予算

### 財政金融統計月報 第830号

令和3年9月22日 発行

定価は  
 表紙に表示してあります。

編集 財務省財務総合政策研究所  
〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1  
 電話 (03) 3581-4111(代)

印刷発行 中和印刷株式会社  
〒104-0042 東京都中央区入船2-2-14  
 電話 (03) 3552-0426(代)

販売所 各県の官報販売所  
 政府刊行物センター

（霞が関 仙台  
〒100-0013 〒980-0014  
 東京都千代田区霞が関1-4-1 仙台市青葉区本町3-5-22  
 日土地ビル1階 (宮城県管工事会館1階)  
 TEL (03) 3504-3885 TEL (022) 261-8320  
 FAX (03) 3504-3889 FAX (022) 261-8321